

月二十七日甲申、奉_レ授_ニ山城國從五位下岡田鴨神、從五位上、と有り、夫木集に、行家、「山城の此都をや守りけり、岡田の鴨に跡垂れしより、」と詠める、此の都とは、右に謂ゆる恭仁都を云ふなる可し、偕其の恭仁は、神名式に、岡田國神社、(大、月次新嘗)と有る、此神社の所在なるを以て云ふ稱なる可し、國神社と、諸國の例、大己貴神を齋き奉る定なりければ、此は右の鴨神社の、事代主神に相並ばせ御在し坐すにて、彼の賀茂下上神宮の例なるにて、右の鴨川を隔て、北方を賀茂、南方を恭仁と號けて、賀茂事代主神と、大國主神の御名を負せて、地名とは爲せる者なる可し、偕續紀に、天平十二年十二月戊午、(中略)經_ニ略山背國相樂郡恭仁郷、以_レ擬_ニ遷都_一故也、と有りて、此の時は郷名なりしかども、和名抄に載せざるは後に一村の名と成りて、水泉(以豆美)郷に收りたるにや、右に、幸_ニ鴨川_一、改_レ名爲_ニ宮川_一、と云ふ許り、大宮近き流なるに、其の川の一名泉川と云ふも古き事にて、萬葉六、(四十四丁)讚_ニ久邇新京_一歌の反調の中に、「泉川、往瀬乃水之、絶者許會、大宮地、遷_ニ往目_一、」と有るを始として、夫木集に、中務、「泉川風寒し今日よりや、久邇の都は衣打つらむ、」と有るなど、多く泉川に詠み合せたるを見ても灼き事なり、神階の御事は三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_レ授_ニ山城國從五位下岡田國神、從五位上、と所見たり、此社、今_ニ笠置川邊_一、曰_ニ國津明神_一、と云へり、笠置川と云ふは泉川の一名なり、(右に謂ゆる岡田は續紀に、和銅元年九月庚辰、行_ニ幸山背國相樂郡岡田離宮_一、云々、同四年正月丁未、始置_ニ山背國相樂郡岡田驛_一、など見え、又岡田山と云ふ有り、三代實錄に、貞觀八年六月十日丙寅、以_ニ前筑後守從五位下滑原真人眞貞_一、爲_ニ下探_ニ山城國岡田山銅_一使_レ判官一人、主典一人、云々、と有る是なり、但岡田の地今詳ならずと云へり、名迹志に、「賀茂より東巽に在る山岡

田山か」と云へるは然も有るべし、今、木津と云ふより東方笠置山を係けて、古の岡田なりつらむか、○神名式に、大和國添上郡率川阿波神社は、上に注せるが如く、其の始城上郡狹井坐大神荒魂神社五座(歛靱)の中より移し奉れるにて、其の祭神の説は、大倭神社注進狀、率川神社の別社條に、三枝御子社一座、傳聞、狹井神之子事代主神、神名帳曰、大和國添上郡率川阿波神社一座、類聚國史曰、仁壽二年冬十一月辛丑、率川阿波神、授_ニ從五位下_一、即當社焉、と有るが如く、事代主神にて渡らせ給へるなり、何を以て三枝御子社と申すぞならば、其の率川坐大神御子神社三座を、大三輪神三社鎮座次第に、春日三枝神社と有りて、神祇令に謂ゆる孟夏三枝祭はしも、其の社に就て令_レ祭らるゝ名なるを、其の社に三柱御在し坐す中の狹井神を、注進狀に、大己貴命、荒魂大國魂と有る、其の神に對へて云ふ稱なり、偕阿波神社と申す阿波は、皇極天皇三年御紀謠歌三首の其の一に、烏智可拖能、阿婆努能枳々始、騰余謀作儒、倭例播禰始柯騰、比騰會騰余謀須、と有る阿婆努を、釋に所名也と注し、萬葉七(四十一丁)に「鏡成、吾見之君乎、阿婆乃野之、花橋之、珠爾拾都、」と所見たれば、阿波は阿婆と濁り讀むべくして、地名かと思ひしかども、猶神名にて御在し坐しけり、然るは率川神社はしも、推古天皇御世に齋き奉られ、當社の御事は注進狀に、南家口傳云、藤原是公、立_ニ率川社_一、即當社歟、と有りて、此は平城朝の御事なれば、事代主神を此に移し奉れるを、其の御世と爲すべし、然して阿波神と申すは、上に注せるが如く、事代主神の本后を天津羽羽神と申し、當后を溝織姫命と申し奉る、其の天津羽々神の御名を略きて、阿波咩神と申し、又略きて阿波神と申し奉れ、ば、此の神の始より御在し坐しける社有りて、後に事代主神を合せ祀りて一座と爲せる者なる可し、其の阿波神は天石帆別神の御女

なる事、土佐風土記に所見たるに、神名式に、當郡御前社、天乃石立命神社、天乃石吸神社、五百立神社、天乃石立神社坐すは、決く天手力雄神なる可き考有りて傳二十に云へるが如くなれば、由無しとは云ふべからず、然る時は右の歌共に謂ゆる阿婆努は、其の始此の神の御在し坐し初めたるより出來れる名なるが故に、事代主神の御鎮座より以前に、已に其の地名は有るなりけらし、(但此の神社の御事には、外に引き合せ云ふべき事共有りて、此には得しも盡さざるを、已に上に云へれば、合せ讀みて曉る可き者なり、大和志に、在_三南都西新屋町と云へり、又天津羽々神は、出雲より御在し坐して、長谷朝倉に御在し坐しつらむと思ふ奇説有りて、上に云へりき) ○又葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座(竝名神大、月次、相嘗新嘗)は、事代主神と御祖神屋楯比賣命と、二柱に渡らせ給ひて、諸國に在ゆる賀茂神社の本なる由、上に已に委しく注し奉るが如し、當郡には殊に御由縁の神等御在し坐すなる中に、高鴨阿治須岐託彥根命神社四座(竝名神大、月次相嘗新嘗)は、其の御本體にて渡らせ給ひ、葛木坐一言主神社(名神大、月次、相嘗新嘗)は、其の荒魂にて御在し坐して、此の和魂事代主神と、三所共に竝び御在し坐すは、諸國に有る限りの賀茂の地の本にて、其の三神の本所なるが故なり、其の一言主神社の御事は上に注し奉れるを、高鴨神社の所由は下に明し奉る可きなり、又長柄神社(歛觀)は、姓氏錄(大和國神別地祇)に、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有りて、此の氏人の祖神として、齋き奉るなる可き事、上に注せるが如し、○高市郡高市御縣坐、鴨事代主命神社(大、月次新嘗)天孫降臨章第二一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合_三八十萬神於天高市、帥以昇_三天、陳_三其誠歎之至、時高皇產靈尊、勅_三大物主神、汝若以_三國神爲_三妻、吾猶謂_三汝有_三疏心、故今以_三吾女_三

穗津姬、配_三汝爲_三妻、宜_三領_三八十萬神、永爲_三皇孫奉_三護、乃使_三還降_三之、と所見たる、此の御事に因れる神迹なる可し、此の高市と稱ふは、同郡天高市神社(大、月次新嘗)と所見たる其の神社の地ぞ、右の昇天の所なる可きが、此は其の天降り御在し坐しける後に、此にも其の御靈を留めさせ給へる者と所見たり、出雲神賀詞に、事代主命能御魂乎、宇奈提_三爾坐、と有るは、其の國避の以前の御事なるに、此は國避以後の御鎮座と思ゆ、偕高市と云ふは、天高市神社の地より此の邊へ係けての惣名にて、此にも鴨と云ふ小名は、當昔有りて云ひけむ事は、其の鴨事代主命神社と續け云ふを以て知るべきなり、若くて地神本紀に、都味齒八重事代主神と有りて、下に坐_三倭國高市郡高市社、亦云_三甘南備飛鳥社、と有りて、飛鳥社と一に云ふは誤なり、飛鳥は別に一社なりければ、亦坐を亦云に誤れる事を知るべし、此の御社の御事、大和志に、「在_三高殿村、今稱_三大宮、又名_三鴨公森」と所見たり、神階の御事は、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_三授_三大和國從二位高市御縣鴨八重事代主神、從一位、と所見たり、(神名式に、土佐國幡多郡高知坐神社、賀茂神社御在し坐して、今も土佐郡に高知と云ふ地名有り、然るに和名抄に、大和國高市郡波多郷有り、又今高取城の地を土佐と云へり、上の都佐國造の事に就きて説有るを考ふ可し) 偕天武天皇元年御紀、秋七月庚寅朔壬子の下に、先是、軍_三金綱井之時、高市郡大領高市縣主許梅、倏忽口閉而不能_三言也、三日之後方著_三神以言、吾者、高市杜所_三居、名事代主神、又牟狹社所_三居、名生雷神者也、乃_三顯_三之曰、於_三神日本磐余彥天皇之陵、奉_三馬及種々兵器、便亦言、吾者、立_三皇御孫命之前後、以_三送_三奉于不破_三而還焉、今且立_三官軍中、奉_三護之、且言、自_三西道軍衆將_三至之、宜_三慎也、言訖則醒矣、故是以便遣_三許梅_三而祭_三拜御陵、因以奉_三馬及兵器、又捧_三

幣而禮祭高市身狹二社之神、然後、壹伎史韓國、自大坂來、故時人曰、二社神所教之辭、適是也、又村屋神著、祝曰、(中略)軍政既訖、將軍等、舉三神教言而奏之、即勅登進三神之品、以祠焉、と所見たる、此は古事記國避段、大國主神の御言に、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲三神之御尾前而仕奉者、違神者非也、と契り聞えさせ御在し坐しける、御言の徴を顯はし奉らせ給へるなり、右に引ける大物主神事代主神の、天上に參向はせ御在し坐しける御時に、其の御畏まりを奏し聞えさせ奉らせ給ひけむを、此の高市社にして然る御事の御在し坐しけるなむ、甚も奇しく妙なる御事には有りける、偕其の牟狹社所居名生雷神と申すも、前後に立ちて守り給ふ爲に、其の御靈を分けて、已くより此に御在し坐しけるなめり、古來生雷を伊久豆知と訓み奉る事なれども、佐久豆知と訓みて、上に謂ゆる、別雷神と同義なる可し、萬葉十六(三十丁)に、「七重花佐久、八重花生跡」と有る生字を以て、佐久の訓有る事を知るべし、偕上に注せるが如く神名式に、遠江國磐田郡豐雷命神社、豐雷賣命神社、生雷命神社所見たるに、風土記に、豐雷神社云々、所祭別雷皇大神也、と見え、豐玉比咩命神社云々と有るは、其の御祖玉依姫命の御事なり、生雷命神社の御事は、同記に載せずと雖も、決く右の別雷神を別處に祀れるなり、此の御事より上にあぼして考ふるに、右の牟狹社はしも、必ず別雷神同體の事代主神にして、其の天皇の行幸の前後を圍みて、護送り奉らせ給へる御事なむ著明かりける、(但四神出生章第九、一書に謂ゆる、在陰上一曰裂雷と有るは、佐久伊豆豆知にて別なり、傳十卷に注せるが如く、文德天皇實錄に、仁壽元年八月庚子朔壬寅、授山城國掘雷水都久雷湯豆波和氣神、從五位下、と有りて、四時祭式に、謂ゆる四月祭條なる、霹靂神祭三座、坐山城國愛宕郡神樂岡西北、と有

る是なり、神代系圖傳に、神樂岡明神者、雷神也、號裂雷神、是吉田之地主神也、云々、と有りて、右の三神を合せ奉りて、裂雷神と申せるなり、偕其の牟狹神を釋紀に、生靈神と作り、記傳に引かれたるにも然有り、若し然らば孝德天皇前御紀に謂ゆる生國魂神を、後世に生玉神と申せる其の同神に、神祇官西院坐神八座の中なる生産日神とは別にて、大巳貴神の荒魂、大國魂神にて御在し坐する可し、然して牟狹は上の條に委しく注せるが如く、大巳貴神を、大虫神と申せるは更なり、出雲風土記に、島根郡末官知に虫野社有るを、大巳貴神を祀る由云へる、牟志を牟狹と通音にて云ふかと思ゆ、但生雷神を生靈神と云へる、此は其に強ひて合せも爲つ可かりけれども、右の遠江國なる生雷命神社をば、其の一には難爲かりければ、猶生雷神と有る本に従ふ可きなり、○又高市郡飛鳥坐神社四座(並名神大、月次、相嘗新嘗)と有る、此の御社の始は、出雲神賀詞に、賀夜奈流美命乃御魂乎、飛鳥乃神奈備坐天、皇孫命能、近守神貢置天、云々、と有りて、其の始め賀夜奈流美命を鎮坐しめ給へるなり、然るに地神本紀には、都味齒八重事代主神の御名の下に、坐倭國高市郡高市社、亦云甘南備飛鳥社、と有る亦云は、右に已に注せるが如く、亦坐の誤なるにて、此にも事代主神は御在し坐せるなりけり、其の證は紀略に、天長六年三月己丑、大和國高市郡賀美郷甘南備山飛鳥社、遷於同郡同郷鳥形山、依三神託宣也、と有るは、古より甘南備山に御在し坐しけるなるを、別處に移し奉られたるを、同じ賀美郷の内なるを以て、其の邊は凡て神郷なりし事知らる、萬葉九(二十四丁)に、三諸之、神邊山爾、立向、三垣乃山爾、同十三(三丁)に、甘南備乃、三諸山者、春去者、春霞立、秋往者、紅丹穗經、甘嘗備乃、三諸乃神之、帶爲、明日香之河之、水尾速、生多米難、又其の反歌に、神名備能、三諸之

山丹、又(四丁)石走、甘南備山爾、朝宮、仕奉而、又反歌に、三諸之山、礪津宮地、又(十三丁)味酒乎、神名火山之、帶丹爲留、明日香之河乃、速瀬爾、生玉藻之、又、三諸之、神奈備山從、云々、大口乃、眞神之原從、など有るは、本より其の鳥形山に遷し奉れるより以前の歌共なるが、此にも三諸山の名有るは、全く上に注せるが如く、三輪山に本三諸山の名有るに等しく、此は其の飛鳥神の御室世に名高かりしを以て云ふ稱なり、又此所を神嶽と云ふは、其の神名備山、又は神名備嶽と云ふ稱を略き云ふにて、又一名を雷嶽と云ふとは、其の接地とは云ひながら、由來異なる者と所見たり、(其は傳九卷に既に注せるが如く、雄略天皇七年御紀に、朕欲見三諸嶽神之形、云々の事は、古來三輪山の事と傳へ來れるを、日本靈異記には其の地を雷嶽と有るを、下に在古京小治田宮者と注して、神名式に謂ゆる、高市郡氣吹雷響雷、吉野大國栖御魂神社二座、並名神大、月次新嘗、と有る御神にて、今も雷土村雷岡に立たせ御在し坐す是なれば、其とは一に心得べきに非らず、) 備祭神四座の説は、大和志に、事代主命建御名方命高照姫命下照姫命と有り、然るに類聚三代格、貞觀十六年六月二十八日太政官符に、其祖神則貴而有封、其裔神則微而無封、假令、飛鳥神之裔、天太玉、櫛玉、白瀧賀屋鳴比女神四社、此等之類是也、と云ふ文有る飛鳥神は、此の神社の御事なるが、天太玉命天櫛玉命は天神なれば、右の四神の裔とは申す可からず、白瀧は神名式に、飛鳥川上坐、字須多伎比賣命神社と有りて、此は八幡宮と申して、高津比賣命の御事なる可くして、右の高照命は此の神の御事なる可き由、傳十三卷に注せるが如く、又賀屋鳴比女神は、同郡加夜奈留美神社と申す有りて、此は右の下照姫命に坐す事次に云ふが如し、然る時は字須多伎比賣命は、事代主神には御祖神にて渡らせ給ひ、加夜奈留美命は、

其の同母妹にて御在し坐せれば、右の天太玉櫛玉二神をも合せて其の祖と云ひ、裔とは云ふべからざるなるに就きて思ふに、此は格文の例、多くは其の屬社を裔と云ひ、子と云ひ、別と云ふ例と見ゆれば其の定にて、此も飛鳥坐神社の攝神の謂など、こそ思ゆれ、姓氏錄(大和國神別、天神)に、飛鳥直天事代主命之後也、と有るは、傳二十卷に注せるが如く、中臣連の族にて、更に由無く思ゆれば、其の四社を屬社と見て本社四座の説を定むるに、社説の如く、第一事代主神、第二健御名方神、第三高照姫命と有るは、地神本紀に據りて誤れる者にて、其の實は高津姫命にて、謂ゆる字須多伎比賣命に坐すべく、第四下照姫命にして即ち加夜奈留美命にて渡らせ給へるなる可し、此の二神は各別に御社の御在し坐すなるは、其の本社に齋き奉る神を別社に齋き祀る例、餘多有る事なれば、此も其の如くなめり、若くて其の天太玉は、式に、太玉命神社四座、(並大、月次新嘗)と有る是なるを、其の屬社なる所以は、豊受宮儀式帳に、神祇官大史忌部飛鳥田野守と云ふ人名有れば、忌部の種族に飛鳥に住みて飛鳥田首を名乗る一姓有りて、此の本社に仕へ奉り、其の社を氏社と爲て仕へ奉りけむから、自然に飛鳥神社に屬ける物の如くは成れるにて、上にも注せるが如く、賀茂別雷神社、賀茂御祖神社を齋き奉る賀茂縣主は、其の神胤なるを以て、右の屬社に氏神社有りて、天太玉命を齋き奉ると同じ例なる可きなり、又右の三代格に櫛玉の二字脱ちたるを、今補へるは校本に、今謹檢神名式、天太玉之次、恐脱櫛玉二字、と有るは然る事にて、是の二字無き時は、下は四社と合せたるに叶はざるを、神名式の次第も、太玉命神社に次ぎて、櫛玉命神社四座(並大、月次新嘗)と有れば、實に然る事なるを知りて補ひたるなり、偕此の櫛玉命と申すは、天太玉命の亦の名に御在し坐せば、本より飛鳥田首の齋き奉る此

も氏社なるが故に、其の奉仕の飛鳥坐神社の屬社と成れりけむ事、右と同じかる可し、(又上にも注せる、山城國紀伊郡飛鳥田神社を、紀略弘仁七年秋七月の下に、鴨別雷神之別也、と有るをも考へ合す可きなり、右の太玉命神社櫛玉命神社などは、忌部氏の祖神にて、天孫降臨の由緒に就きても、甚止事無き神社に御在し坐すなるを、中臣氏のみに、世に眞盛に成りたりしかば、自然に衰へさせ御在し坐して、當昔神封も無くして、私の氏社なりしかば、飛鳥社の封物を分ち祀らるゝ事なりしにて、淺ましなど云へば更なり、古語拾遺に、「至天平年中、勘退神帳、中臣專權、任意取捨、有由者小祀皆列、无縁者大社猶廢、敷奏施行、當時獨歩、」と有る、歎きに思ひ合せられて、甚々足らぬ事になむ、)然して右に注せるが如く、此地を賀美郷と云ふは、例は事代主神の御在し坐しける地なりけるは神賀詞に、賀夜奈流美命乃御魂乎、飛鳥乃神奈備坐とは、御兄事代主神の御魂を留めさせ給へる、神奈備に御在し坐さしめ奉り給へる由を聞えさせ給へる義にて、其の始には取るべからざるなり、其は傳二十四卷、松尾神社條に引きて注せる大和志に、飛鳥酒殿、在岡村上方、一大石縦一丈五尺、横五尺石面彫刻槽七道、相傳、昔沃溜神酒於此、と有るは、事代主神の酒を醸し給ひし跡處なるを以ても、神代の神迹決きを思ふ可し、又下に説けるが如し、楮出雲風土記に、神門郡多伎郷郡家南西二十里、所造天下大神之御子、阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之、故云多吉、(神龜三年、改字多岐)と見えたるは、地神本紀に、下照姫命と高照光姫大神命を別神と爲たるは誤りにて、古事記に、高比賣命、亦名下光比賣命と見え、天孫降臨章にも、下照姫(亦名高姫、亦名稚國玉)と有る、其の高姫命の御名と所思しかりけるに、阿陀加夜努志は、大高屋主にて、其の女神の御在所を申し、多伎吉比賣は高君姫にて、右に

謂はゆる高姫命の御本名にて、大已貴神の公主にて御在し坐す由なる可きに、此の賀夜奈流美命を、三代格に、賀屋鳴比女神と有る、共に賀夜奈流は高屋在にて、其の阿陀加夜努志と同じ義なめり、美は女にて、比女の略なり、如此く碎き見るに、大已貴神の御女はしも、外に何れの御子か御在し坐さむ、上件に注せる、飛鳥坐神四座の中なる下照姫命に御在し坐す事、更に疑ひ有るまじき者なりけり、若くて又別に神名式に、加夜奈留美神社御在し坐すは、此の四座の中なるを、別に令齋られたりけむ事は、神賀詞に、飛鳥乃神奈備坐と有る、是正しく其の本社に御在し坐す證なりければ、其の心爲べき御事になむ有りける、天武天皇朱鳥元年御紀に、秋七月己亥朔癸卯、奉幣於坐紀伊國國懸神、飛鳥四社住吉大神、と有りて、當昔世に時めきて御在し坐しける御社なりけるに、神階の御事物に見えず、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國正三位高鴨神、從一位、と有る高鴨は、飛鳥を書き誤れる者と思しきは、其の並びに、從二位勳八等鴨阿治須岐宅比古尼神、從一位と有るは、高鴨神の御事なるに、同じ神に重ねて同じ從一位を進奉らせ給はむ事の、有るべかしくも思えねば、此の神位は必ず飛鳥神の御事とこそは所見たりけれ、(然るは其の時に、從五位下、賀夜奈流美神正四位下と有りて、此は右に注せる如く、其の神の別社なるに、神階の御事に預らせ給へるを、其の本社の御神に、然る御會釋必ずしも無しとは云ふべからざればなり、宇須多伎比賣命の御事は見えざれども、其の時に從五位下太玉神櫛玉命神、並從五位上、と有るを以ても、愈々著明きなりかし、此の御社の御事、先達の諸説共に、甘く得たるは無げになむ有りける。)○又高市郡川俣神社三座、(並大、月次新嘗)今雲梯村に御在し坐す、是謂ゆる卯名手乃杜なりと云へり、即ち出雲神賀詞に、事代主命能

御魂乎、宇奈提爾坐、と有る是なり、記傳十一(六十六丁)に、「和名抄に、高市郡雲梯(宇奈天)郷有り、萬葉七(三十三丁)に、眞鳥住、卯名手之神杜之云々、十二(二十八丁)に、不想乎、想常云者、眞鳥住、卯名手乃杜之、神思將御知、など詠る神社の御事と聞えたり」と云はれき、借上に注せるが如く、右の不想乎云々は、問答歌なるが、其の先に、紫草乎、草跡別々、云々と有る、其の答に、紫者、灰指物會、云々と有りて、其不想乎想常云者、云々の答に、足千根乃、母之召名乎雖白、路行人乎、孰跡知而可、と有るは、其の間に想はぬを想ふと云はゞ、卯名手乃杜には事代主神と申す神の御在し坐せば、想ふか想はざるか、其の實の事は知られむとなるを、其の答歌の意は、母も知る許りに思ふ人ならむには、其の人を誰とか答へも爲つ可からむを、路行觸の外々しき人を、誰と知りてか思ふ人とは定む可き、と云へるにて、此の二歌共に、事代主神の名義を明せるが如き者なり、又上に引ける萬葉四(二十六丁)に、不念乎、思常云者、大野有、三笠杜之、神思知三、と有るは、筑前國御笠郡御笠杜の神なるを、其に隣れる夜須郡に、雲提郷、和名抄に所見たるを以て思ふに、其も此の大和なると等しく、事代主神にて渡らせ給へる御事、著明かりければ、合せて其の義を隨る可き者なりかし、(記傳十一卷六十六丁に、右の神賀詞を引きて云く、「彼文は事代主命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、賀夜奈流美命御魂乎、宇奈提爾坐天、と有べきが混ひて誤れる物なる可し、其故は、飛鳥神社ぞ事代主命にて、加夜奈流美神社は雲梯村に在と、今國人も云へり」と云はれ、又後釋にも其の説有れども、此は本の任にて宜しき事、此の次に述ぶるを以て知るべし)借宇奈提と云ふは、上に注せるが如く、御紀に多く溝字を訓めり、神名式に、座摩巫祭神五座と有る座摩は、章奈提と訓むべくして、御溝水の神なるが故に、

其の御名を、生井神福井神津長井神と申し、大和國添上郡宇奈天理坐高御魂神社(大、月次相嘗新嘗)と有る、宇奈天理も井之垂なり、又其の宇奈提の事を、井手とも云へり、井手玉川など云ふ類是なり、次に云ふべし、又攝津國島下郡井於神社を、志に、在ニ宇野邊村と云へるなど、是れ章奈提を宇奈提、井於を宇能倍などと章を宇に轉じ云へる例なり、和名抄に、溝、釋名云、田間之水曰溝、縱橫相交稱也、(和名三會)又渠、同レ上、と有りて、此に宇奈提の稱無きは、漏れたるなめり、萬葉七(七丁)に、泊瀬川、流水尾之、湍乎早、井提越浪之、音之清左、同十(六丁)に、朝井代爾、來鳴果鳥、十一(三十四丁)に、朝東風爾、井提越浪之、又(三十五丁)、玉藻刈、井提乃四賀良美、十四(十三丁)に、伊香保呂能、夜左可能爲提爾、と有るなど、井提は井道にて、田に引する水の通ふ道路を云ひて、皆右に謂ゆる溝の事を云ふなり、字書にも、田畔溝曰洫と見え、俗に此を田溝とも云ふなり、然して其の洫と云ふは、川水を塞ぎ別けて田に引するを云ふ故に、此の川俣神社即ち宇奈提にて尤に能く當れる事なり、此所をしも、事代主神の神宮と爲させ御在し坐す所以は如何と云ふに、此の一書に、事代主神化爲八尋熊鱈、通三島溝機姫、と有りて、上に注せるが如く、溝機姫命の正身は、本より靈神にて渡らせ給ふが故に、事代主神の婚ひ給ふにも、鱈龍と化りて通はせ給ひければ、實に其の宇奈提と云ふべき川俣神社に御靈を留めさせ御在し坐せる事は、必ず正に然有りぬ可き御事になむ有りける、即ち畝傍山の西北に、□□川と云ふ流有りて、其の傍なる今は葛上郡雲梯村に御在し坐せるを、俗に川俣八王子社と申す事なり、予も往年参りて見奉つるに、今だに甚々神佐備たる杜の状を以て、古の御盛えを想像奉る御事なりきかし、神階の御事は三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從

五位下川俣神、從五位上、同六年五月□□、授大和國從五位上川俣神、正五位下、と所見たり、右の三座は事代主神、溝織姬命と二柱の外に、何れか合せ祀れるなる可し、(姓氏錄、大和國皇別に、川俣公、日下部宿禰同祖、彥坐命之後也、と有るは、全く此の地に因れる姓なれば、其の祖神をも合せて、三座なるも知るべからず、又夫木集に、大納言隆房卿、「神の坐す卯名手の杜を朝行けば、聲を手向けて千鳥鳴くなり、」と詠めるは、神名式に謂ゆる、美作國苦東郡高野神社の鳥居の傍に宇那手森有る是なる由、已に上に注せるが如し、備祝詞考に、「今本には宇奈奈提爾坐と有れども、如し此同じ事を並べ云ふ中に、是のみ違ひては文を成さず、故に今乃神奈備と云ふ四字を補ひつ、」と云はれたれども、此は其の神奈備よりは、溝を主と爲る御社なれば、無きが正しきなる可し、) ○又神名式に、河内國石川郡鴨習太神社、一本に、鴨羽太神社と有り、若し其の羽太の方ならむには、上に注せるが如く、秦氏本系帳に、鴨下上松尾三神の御事を云ひて、是以、秦氏奉祭三所大明神、云々と云ふ事有りければ、山城國賀茂神社は齋き奉れる秦氏の此にも仕へ奉れる社ならむか、其の委しき由は上に注せりき、又安宿郡杜本神社二座、(並名神大、月次新嘗)と有るを、風土記に、安移郡杜本神社、(一本云、杜本郷有神、號杜本明神)所祭事代主命也と有り、今一座は、溝織姬命に坐すべし、河内志に、杜本神社、在古市郡駒谷村、一座稱山神、一座稱水神、と有る山神とは、亦名を大山咋神と申し奉るを以て申せるなる可く、其の水神と申すは、其も上に注せるが如く、溝織姬命は水分神に御在し坐すからに、然申せるにぞ有りぬ可き、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授河内國從五位下杜本神、正四位下、同七月十四日丁卯、遣使諸社、奉神寶幣帛、少納言兼侍從從五位下良峯朝臣經世、爲杜本

社使、と見ゆ、公事根源四月祭條に、「杜本祭、上申日、河内國に侍る神社なり、午日使立つ、仁和五年四月に、祭は始まる、」と有り、然るに諸社根源記に、杜本祭、文德天皇仁壽三年癸酉、公家、遣内藏寮使、令供奉事、自此時始之、或云、仁和五年二月始之、午日使立つ、と有れば、其の以前に已に令行給へるなりけり、然れども何に依ると云ふ事未だ詳かならず、本朝月令に、上申杜本、上酉當宗、兩社祭事、太政官符、左右馬寮、應以一寮御馬、交供奉杜本當宗兩社祭事、右得河内國解一備、謹檢案內、杜本當宗二社祭、皆供奉、兩社相去、其間不遠、而左馬寮率官人長上、騎士馬部廿四人、牽御馬十疋、申日供奉杜本社、右馬寮如此、酉日供奉當宗社、内藏寮官人雜色等、實御幣供奉兩社、三箇寮使、留宿國府、四箇日閑、諸郡供給、往還二宿、行路多煩、孟夏仲冬、兩度經營、今諸郡司等、共愁申云、件兩社祭、物煩不尠、望請、准内藏寮使、一人供奉二社、然則神事無闕、郡司省煩者、國加覆審、所申有實望請官裁、左右馬寮、夏冬相替、以一寮御馬、供二社祭事者、右大臣宣、奉勅、依請者、兩寮、宜承知依宣行之、(延喜九年七月七日)と有りて、夏冬兩節共に當宗祭と同時に行はれたりし者なり、(當宗祭と云ふは、志紀郡當宗神社三座、並大、月次新嘗、と有る是なるが、頭注に、新國史云、仁和五年四月乙亥、詔、朕之外祖母當宗氏社、在河内國、自今年始可祭之、と有りて、姓氏錄左京諸蕃に、當宗忌寸、出自後漢獻帝四世孫山陽公之後也、と有る是なるが、宇多天皇の外祖母と申すは天皇の大御母皇太后、班子と申し奉るは光孝天皇の皇后にして、仲野親王の御女なれば、其の仲野親王の室は當宗氏なるを以て、其の氏社を、如し此令祭給へる者なり、然るに杜本社を其と同時に令祭らるゝには、此も其の氏人の仕へ奉れりし社なるが故にて、丹波氏

の天照玉命神社を氏神と爲るが如く、諸蕃の人も我が皇神等を氏社と爲たりければ、右の當宗神社も、案外に蕃神ならぬ我が皇神等なるにこそ、○又高安郡御祖神社、鴨神社は、上に注し奉れる、山城國愛宕郡賀茂別雷神社、賀茂御祖神社に等しくこそ、御在し坐すべからめれ、若江郡川俣神社(鑿靱)は、右に注せる、大和高市郡川俣神社三座(大、月次新嘗)は、謂ゆる宇奈提にて、事代主神に渡らせ給ふ御事に思ひ合す可し、今も川俣村に坐せりと云へり、同郡長柄神社、姓氏錄(大和國神別地祇)に、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と所見たり、又澁川郡鴨高田神社と申すも見ゆ、○又和泉國大鳥郡鴨田神社、一本田の字無くして、鴨神社と有り、姓氏錄(大和國神別地祇)に、賀茂朝臣、大神朝臣同祖、大國主神之後也、と有るに、和名抄に、上神(加無都美和)郷と云ふ有るも、必ず由有るべし、又志に、式外賀茂社在新村、と云へり、日根郡日根神社(鉞靱)は、上に注せるが如く、和泉志に、大井堰大神明神、日根郡摠社也、云々、と云へるは諸國の例、大井神社と聞ゆるは、皆事代主神に渡らせ給へるに、同郡比賣社(鉞)を、同書に、俗曰_三下御前、在_三大井堰社鳥居邊、云々、又曰、溝口大明神、此社在_三溝口村前、故云爾、非_三神號、と云へる、溝口村の地名に依りて、溝口大明神と申せるなるが、井堰は、田地に水を引_引する溝口を云へるに、溝口と溝機と言相同じかりければ、此の比賣神社は、其の後神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なりかし、(然るに、和泉風土記には、日根神社、所_レ祭饒速日命也、比賣神社、所_レ祭大宮比咩命也、と云へるは如何有らむ、猶能く考ふ可き事共なり、又其の日根神社の御事を和泉志に、緣起曰、昔神鳳降_于大鳥郡、立_レ社祭_之、天照太神所_レ化也、聖武天皇御宇、勸請于此、と云へる神鳳の説は、鴨事代主神の御事を、鴨建身命の、八咫鳥に化りて、神武天

皇を、中洲に導き聞えさせ給へる故事を、又取り違へたる者なる可く、且天照太神と申せるは、日根の言に依りて、妄に云ふなる可し、○攝津國島下郡三島鴨神社は、事代主神、溝機神社(鉞靱)は、三島溝機耳神、又其の御女三島溝機姫命に渡らせ給ふ可く、太田神社(鉞靱)は、天日方奇日方命にて御在し坐すべき所由、巳に上に委しく注し奉るが如し、然るに溝機姫命は、謂ゆる伊古奈比賣命の御事にして、此の事代主神の當后にて渡らせ給へるに、本后阿波咩命の御社此に御在し坐さず、此に就きて考ふるに、同郡石門別神社御在し坐すは、由有りげなる御事なり、然るは土佐風土記に、土左郡有_三朝倉郷、郷中有_レ社、神名天津羽々神天石帆別命、今天石門別神子也、と有るが如く、天津羽々神は、天石門別命の御子に坐せば、其の從祀などにて御在し坐すらむと思ゆる由は、上に注せるが如く、齊明天皇五年御紀に、謂ゆる筑前國なる朝倉社は、神名式に、上座郡麻氏良布神社の御事なるを、其も右の土佐朝倉神社と所_レ祀共に等しかる可きに、其の天津羽々神と申すは、上に巳に云へる如く、右の阿波咩命の御事に御在し坐すなるに、和名抄に、上座郡三島郷有るは、攝津國の三島の地に合へるを以て、其の由緒有る事を知れる故に然しも非らしかと云ふなり、(即上に注せるが如く、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社、名神大、月次新嘗、は攝津國より移し奉れる御社なるに、其の伊古奈比賣命神社名神大は當后にて、溝機姫命に渡らせ給へれば、其も此に出でさせ給へるなめり、其の阿波神社名神大も亦右の緣にて、此の三島より共に御在し坐しけむ事申すも更なり、又神名式なる伊豫國越智郡大山積神社、名神大も即ち三島社なる事、上に注せるが如し、然るに和名抄郷名に、同郡朝倉、安佐久良と有るは、其の從祀と坐す事代主神の後神に由有り、又高市、多祁知と有るも大和高市郡高市御縣坐鴨事代主命

神社に考へ及ぼす可き者なり、) ○又河邊郡鴨神社、攝陽群談に、賀茂神社在賀茂村、祭神別雷命と有り、姓氏錄(攝津國神別地祇)に、鴨部祝、賀茂朝臣同祖、大國主神之後也、と有るは、此の御社に仕へ奉る神祝なる可し、又同郡多太神社、其の御裔大田々根子命に坐すめり、同錄に、神人、大國主命五世孫、大田々根子命之後也、又神直、同上と見え、和名抄に、大神(於保無和)郷有る、是なる由上に既に注せるが如し、(又攝津志に、有馬郡式外賀茂神祠、在賀茂村、)と云へるも有り、) ○又八部郡長田神社(名神大、月次相嘗新嘗)は、神功皇后元年御紀の御託言に、幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居之神有也、問亦有耶、答曰、於天事代於虛事代玉籥入彦嚴之事代神有之也、と有る淡郡は、阿波國を云ひて、下文に謂ゆる稚日女尊の御事なる由、傳十八に已に注し奉るが如し、次なるは釋に引ける、阿波郡事代主神社是なり、右に相對へて、亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅、令祭、亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭、と有る、其の稚日女尊は、即ち八部郡生田神社(名神大、月次相嘗新嘗)是なり、其の於天事代於虛事代、玉籥入彦嚴之事代神と申し奉る御名は、於天於虛は、字の如く天上にも虚空にもにて、此の神の御徳の遍く行き渡らせ給へる謂にて、古事記に、猿田毘古神の御消息をば、上光高天原、下光葦原中國之神於是、有、と有るに、事は違ひて意味は相似たる可し、玉籥入彦は釋に、依父大物主神、化入櫛箭、表父姓之義也、と云へるは當らざる可し、凡べて某入彦某入姫と云ふは、物に親昵しき由を表はし云ふ例と聞ゆれば、此は其の後玉櫛姫命と御力を戮せ御在し坐す義を以て、御名に負はさせ給へるなりけり、嚴は稜威の威嚴めしき由にて、此の女神の靈神にて渡らせ給へるを娶り給ふと爲て

は、八尋熊罴の狀に化らせ御在し坐して、甚可畏く物爲させ給へる、其の即ち玉籥入彦と申し奉る所以なり、事代主神は釋に、神字上、當有主字、と云ふ説も有れども、容易く補ひ難し、偕此の時事代主神の顯はれ聞えさせ給へるは、例の御尾前に御立たし御在し坐して、守護り聞えさせ給へるにて、如此く天神御子の行幸の御度毎に物爲させ給ふ御事は、必ず彼の國避の御時に、契り聞えさせ給へりし御掟に依らせ給へる者にして、尊しなど聞えさせむも、中々尋常なる御事になむ有りける、此の官所は、和名抄に、八部郡長田(奈加多郷)と見えて、今も長田村と云ふに鎮まらせ御在し坐せり、社記に、本社事代主命、左伊勢、右八幡、と云へり、其の伊勢と申すは、此の時に共に顯はれさせ給へりし、天疎向津媛命に御在し坐すべく、八幡と申すは、其の御祖玉依姫命にぞ渡らせ給ふ可からし、又末社五所有り、一に松尾、此は大山咋神に坐せり、二に蛭兒、此は本宮の伊勢を皇太神と爲るより言ひ初めたる可きが、彼の廣田神社を、荒夷神と申せるを祀れるか、三に月讀尊、四に大社、此は御祖父なり、御父なり、五には稻荷社有り、(先には、此の於天事代於虛事代玉籥入彦嚴之事代神は、此の事代主神には坐さずて天神の方なるにて、神祇官西院坐、八神の中なる辭代主神に坐すべく思ひしかども、其は非らざりけり、其は姓氏錄、左京神別中天神に、畝尾連、天辭代命子、國辭代命之後也、と有るを、和泉國神別天神に、畝尾連、大中臣同祖、天兒屋根命之後也、と有るを合せて、其は天神にて、其の統別なる事云ふも更なり、然るに此の事代主神に相親しき所以有り、大同類聚方十八卷に、畝尾藥、山跡國葛上郡、鴨部波八重事代主命社耳傳布流方、祝部、畝尾連鳥麻呂上奏留方也、と有りて、賀茂神社に仕へ奉り、又大和國神別天神に、飛鳥直、天事代主命之後也、と有るも、飛鳥神社に仕

奉れるなめり、右等の天神なると此の事代主命と、殊に親しく坐せば、其の天兒屋命の御母許登能麻遲媛命と、事代主神の後天津羽々神とは、共に天石門別神の御女なるを以てなる可し、然れども天辭代命は、言語を主り給ふ神なる由既に傳二十卷に注せるが如く、此の事代主神は、大物代主神に對たる御名にて、物と事とに相分れて知り給ふ謂なる事、上に注せるを見て、其の差別有る事を知るべき者なり、○神名式に、伊賀國阿拜郡佐々神社、伊水溫故に、往昔は近江國佐々嶽の麓に宮居す、神體は事代主命、號_ニ佐々明神、と有り、一説に、「佐々の下脱字有りて、佐々木神社なり」と云へり、然る時は少彦名命に御在し坐すべし、但三代實錄に、貞觀十五年九月二十七日己丑、授_ニ伊賀國從五位下佐々神應感神阿波神宇奈根神、並從五位上、と有るは、此の四社共に、事代主神の御族の神等と見ゆ、然る時は此の佐々神は、右の事代主神に御在し坐するが、其の應感神は、式に謂ゆる波太伎神社を、風土記に、阿辨郡國府山有神、號_ニ波太伎社、所_レ祭仁德天皇也、と有るを、伊水溫故に、「國府湊に次ぎて、戀森と云ふ有るは、國府森と云ふ事なる可し、往昔此の森に社頭有り、號_ニ貴布禰宮、神體は、高靈と云龍神也、と見え、又、名張郡文六村龍神宮と申す有りて、貴布禰同體と云へるは共に式外ながら、何れか右の應感神にぞ渡らせ給ふ可き、阿波神は、上に注せるが如く、山田郡阿波神社是にて、事代主神の本后天津羽々神に御在し坐すべき事、下條に云へるを見合す可し、宇奈根神の根は、提を誤れるにて宇奈提なる可し、大和國高市郡川俣神社(大、月次新嘗)は、謂ゆる宇奈提にて、事代主神に坐すをも思ひ合す可き者なり、(但其の社未詳ならず、伊水溫故に、名張郡名居神社、平尾村に在るを、宇奈根社と云へれども、其の據を知らず、又上田百樹の説に、「名張郡宇流富志彌神社を、

「此は本、宇奈泥富志彌と有りしを、奈を脱し泥を流に誤りて、宇流に、宇奈彌と云ふ舊訓遣りたるか」と云へり、又伴信友説に、「伊賀郡乎美禰神社の美は、奈を誤れるなり、宇と乎と通はし云ふ例は、宇佐支と乎佐藝、宇介良と乎介良など云へり、又宇と乎とは、畫の似たれば誤れるか」と云へり、猶正す可き事共なり、楮右に云へる國府湊の名は、山國に似著はしからざる名なり、伊水溫故に、「北川、府中村の前を流れ、三田郷へ水落るなり、昔は舟著たりと思ゆ、水上に船戸と云所有り」と云へるは、若くは古に、湖水などの湛ひたりけむから、然る古名の遺れるにこそ、然らずは湊と云ひ舟戸と云ふ稱の有るべかしくも非らざる者をや、伊賀國式外に、事代主神を祀れる神祠は、伊水溫故に、「阿拜郡小田村平井天神宮、事代主命也、宮地に、字は平井と云ふ二流有り、云々、又同郡大野木村天王宮、事代主命(風土記)と見え、又島ヶ原領中村鶴宮天神、都味齒八重事代主命也、大已貴命長男(風土記)と有り、又山田郡山田山、安寧天皇、此山に事代主命の社を造立し、河田大明神と勅號す(風土記)と有り、楮上に注せるが如く、伊賀國は、本吾娥國と云ひて、猿田彦神の主領_{ウシ}御在し坐し、國なりければ、始より事代主神には大に所以有る國にて、式内の諸社、共に多くは其の神に係りたる事なむ多在りける、猿田彦神即ち事代主神に坐す由は上に既に注せりき、○神名式に、伊勢國度會郡鴨神社、皇太神宮儀式帳に、鴨社一處、稱_ニ大水上見石己呂和居命、形石坐、倭姫内親王定_レ祝、と見え、同帳未官知社に、鴨下神社一處、大水上見石己呂和居鴨比古賣命、形無云、と有る鴨比古賣を、頭書本に、鴨比古比賣に作り、一本には鴨比古命鴨女命と有り、此の大水上命と申すは、上に注せるが如く、大山罪乃御祖命とも、大水上御祖命とも同帳に所見て、即ち大山祇神の後聞靈神にして、謂ゆる三

島溝楸耳神に御在し坐せば、鴨と云ふ事由有るに、右の鴨下神社の如くは、石已呂和居命は鴨比古命の御名にて、鴨比女命は其の御女の謂なりけり、然して其の鴨比古命は事代主神に渡らせ給ひ、鴨比女命は溝楸姫命とこそ思ひ成し奉らるゝ御事なりけれ、倍其の石已呂和居は、石凝別と申す事にて、上に此の兩社の御事に就きて注し奉るが如く、其の事代主神の亦の名を、大山咋神と申し奉りて、山を鑿ち水を通して、大に國作の御功を建てさせ御在し坐しける意の御名なる者なり、但此の神は、大已貴神の御子に渡らせ給へるを、大水上命の御兒と云ふ時は、事違へるに似たりと雖も、其の御女高水上命を娶らせ給へるを以て、合せて其の御兒とは申し奉れるにこそ有りけらし、且但馬風土記に、「出石郡出石郷谷山川、川上有神、號_ニ水上社、所_レ祭事代主命」と有るも、大水上命高水上命と、御德を等しく爲させ給ふ故に、此の事代主命を祀りて、水上社と申す稱有るを曉る可き者なりかし、(右の鴨神社は、今城田郷山神村鴨谷と云ふに御在し坐し、鴨下神社は其の鴨神社の上なるに對へて、下と云ふなる可し、同郷狩田村と云ふに坐すと云へるは、鴨田の轉なる可きや、猶上に云へるを考へ合せ見る可し、若て右の鴨比古命を事代主神と見むに、大水上命の御子と申すは、下に注せる伊豫國大山積神社にて、事代主神を第一王子として祀ると同じく、皆其の後神に就きて、御子と申す例なりかし、)○同郡狹田國生神社、儀式帳に、狹田神社一處、稱_ニ須麻留女神兒、速川比古速川比女山末御玉、三柱形無、倭姫内親王定_レ祝、と有る須麻留女神は、上に注し奉るが如く、玉依姫命の御事にして、即ち事代主神の御祖に渡らせ給へり、其の速川比古、速川比賣二神は其の遠裔の神か、又右件鴨下神社の例を以て推すに、若くは事代主神溝楸姫命を然稱へ申せるならむも知るべからず、倭姫命世記には此時に、速河彦詣相

支と有れども、其の當時の人の靈を倭姫命の祭らせ給はむ事は如何なる上に、其の次に出でたる山末御玉は、神名秘抄に、山末御玉命、一名大山咋神、一名山末大主神是也、と云へるは、傳二十四及び上に注せるが如く、其の神即事代主神に御在し坐すを以て、又猿田彦神と申すも、其の事代主神同神にて渡らせ給ふ御事を見奉り知るべき者なり、(其の委しき事共は、既に上に注せれば今更に云はず、倍此の御社の所在を、湯田郷佐田村なり、と云へり、古其の大神の御在し坐ける神迹なるにこそ、)○又神名式に、同郡山末神社、此は度會宮の攝神なり、所祭右に同じく、山末大主神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、倍皇大神の攝社には、溝楸姫命と思しきなむ、數多見えさせ給へりける、式の坂手國生神社を、儀式帳に、「坂手神社一處、稱_ニ大水上見高水上、形石坐」と有るに、越前國大野郡坂門一事神社、國生大野神社坐せり、一事神は事代主神の荒魂にて渡らせ給へる由、上に注せる如くなれば、大に所以有る御事なり、又久々都比賣神社は、儀式帳に、「久具社一處、稱_ニ大水上神御子久々都比女命、又久々都比古命_一形石坐」と有るは、上に注せるが如く、河内國石川郡美具久留御玉神社と同名なるに、其を和爾神社とも申して、事代主神溝楸姫命二柱に渡らせ給ふ可きに合せて、此も久々都比古命久々都比女命も、其と同神なる可き御事を明らかにむ可し、又江神社を、同帳に、「江神社一處、天須婆留女命兒長口女命、形在水」と有る天須婆留女命は、右に注せる如く、事代主神の御祖、玉依姫命に渡らせ給へれば、此も其の溝楸姫命に坐すべし、長口女と申すは、龜又鱈などの狀に似著はしき御名なればなり、又同帳、未官知社に、「小社神社、大水上見高水上命、形石坐、又、石井神社、大水上見高水上命、形石坐、又、宇治乃奴鬼神社、大水上御兒高水上命、形石坐」と有る、此の三社同神なる

中に、小社神社と石井神社は、石部氏の氏社と齋く神なるは、上に注せるが如く、事代主神の溝機姫命をして令生給へる天日方奇日方命に坐せば、其の外祖の方を以て氏神と爲せるにて、是など其の高水上命と申すは、正しく溝機姫命なる證に立つべき事なりける、又川相神社、大水上御子兒細川水神、形石坐、と有るは、上に注せる、山城國愛宕郡鴨川合坐、小社宅神社(名神大、月次、相管新嘗)の例にて、細川水と申すは、即ち溝の事なりければ、此も其の溝機姫命に渡らせ給ふ御事、申すも更なり、(如此く、事代主神よりは、其の后神の御社の多かるは、御祖大水上命と共に、此の地に大に由有る神なる可し、然れば式社の所狭きこそは、數多も御在し坐さざりけれ、殊に伊勢國に事代主神の由緒御在し坐すは、彼の狹長田五十餘川上の地主神に御在し坐す、少縁なるまじかりける故有る御事なりかし、) ○又飯野郡神山神社の神は、賀茂ならむか、此を猿田彦神と申せる事、由有る可し、又鈴鹿郡天一飲田神社は、大山咋神に坐す事、上に注せるが如く、又大井神社二座檢録と云ふ物に、「今、河曲郡川邊郷高岡川の北を云ふ」と有り、又員辨郡鴨神社、在丹生川村、又、賀毛神社、在野尻村東、と云へり、○志摩國の事は、式社には見えざれども、其の風土記に、「答志郡伊佐部鱧敷神社、事代主命也命、得鱧魚祭天神地祇之地」と有りて、甚止事無く御在し坐しける神迹なるが、又、鳥者安曇別神神迹也、云々、天日方奇日方命、至此舉言、云豊志摩魚足三國哉、後竟爲國名」と有りて、事代主神御父子共に、殊に所以有る國なりけり、故に兵部省式に、志摩國鴨部磯部の地名有りて、世に名高き事、上の條に注せるが如し、倍右の鱧敷は、志陽略志と云ふ物に、「在相橋城門東南家士宅地」と云ひ、又加茂明神社、在舟津村、移城州加茂明神云、不知勸請何世誰人矣、川謂加茂川、郷謂

加茂郷、と有るは、鳥羽に隣れる地なりければ、此なむ其の鱧敷神社には坐すべかりける、神宮雜例集に、志摩國賀茂村神田と見え、神風抄に、答志郡賀茂村と有るは、此を云ふなる可し、又略志に、「加茂大明神社、在岩倉村」と云ひ、其の邊の地名に、松尾村、又は狹田海峽田濱と云ふが有るを以ても、事代主神に深く所以有る御事共をなむ思ひ合す可かりける、倍古事記獲田毘古神段に、天宇受賣命、云々、於是、送猿田毘古神罷到、乃悉追聚鱧廣物鱧狹物、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不白、爾天宇受賣命、謂海鼠云此口乎不答之口、而以紐小刀拆其口、故於今海鼠口拆也、是以御世御世島之速贄獻之時、給獲女君等也、と有る故事先有りて、後に右の鱧敷の事有りしなる可し、然して天日方奇日方命ぞ、其の後に御在し坐して、此に住ませ給ひ、天神御子の御贄の急ぎも、已く神代より物爲させ給ひけらし、事代主神の國土を避り聞えさせ給へる後にも、天神御子の御爲に、如此く忠誠かに成し捷て聞えさせ給へるを以ても、天神御子の中洲に安置奉らせ給はむ神量の御在し坐しける御事を見奉り知るにも、流るゝ涙止め難き迄になむ、(記傳十六卷十八丁に、「志摩國は、殊に御贄を獻れりし國にて、萬葉六卷三十九丁に、御食國、志麻乃海部有之、十五卷五丁に、御食都國、神風之伊勢國など有り、今京になりても、三代實錄に、元慶六年十月廿五日、志摩國年貢御贄、四百三十一荷、令近江伊賀伊勢等國驛傳貢進、内膳司式に、諸國貢進御贄、旬料、云々、志摩國御厨、鮮鮓螺、起九月盡明年三月、月每上下旬、各二擔、味漬腸漬蒸鮓玉貫御取夏鮓等月別摠五擔、雜魚十三擔、云々、節料云々、志摩國云々、主稅寮式に、凡志摩國、供御贄、潛女卅人、云々、など見えたり、と云はれたるが如くにて、御世御世に御贄を年貢と爲て、絶えず仕へ奉り來る事、

神代に起りて久しき例なりけるを、中世に至りて其の沙汰無きは、神世の遺風を失はせ給へるは、神慮の程も甚可畏き御事なり、然れども打ち續きて世の亂れける間に、何しかと武士に其の御食都國を奪はれさせ給へる上は、如何に爲むは、○神名式に、尾張國海部郡諸嶽神社所見たるは、大己貴神大山咋神、二柱にて御在し坐すべからむ事上に注せるが如し、又由乃伎神社は、國內神名帳に、從三位夜擔(一本、由乃伎)天神と有り、風土記に、雪田山、出良材脩竹、多禽獸、有神號由木明神、西之傍有神、號油日宮、大山咋之神、與和子姫(一本初子姫)也、と有るは、式社にこそは御在し坐さざりけれ、甚止事無き由有りける御社なり、和子姫初子姫、何れを正しとは知らざれども、式の憶感神社は、靈神にて渡らせ給へる縁を以て思ふに、決く溝機姫命と思しきなり、然れば和の方正しくて、和子は稚の義なる可きにや、後人能く定め奉る可し、又帳に、當郡正四位下大井天神宗形天神、從三位小杜天神など見えたるは、何れも由有る神等なるに、猶風土記に、富樫山云々、山麓有神、號橋田社、猴田彦神所祭也、と見え、玉置山、有神號道主命、云々、此の御事、上に注せるが如く、其の事代主神の御社なり、又太占山云云、山之南在神、號猿田彦神、と有るなど、何れも得去るまじかりける御由縁共に坐せり、又神名式に、羽栗郡阿遲加神社、帳には、從三位足近天神と有り、和名抄に、安食郷有るなど由有りて、味耜高彥根神にて渡らせ給ふ可く、又丹羽郡諸嶽神社帳に、從三位諸桑天神と有るも、右なると同じかる可き事、申すも更なり、又春日部郡片山神社、帳に、從三位片山天神と有るを、集説に、在味岡莊牛山村、と云へるは、和名抄に謂ゆる、安食郷なる可くや、又山田郡片山神社、此も帳に、從三位片山天神と有り、上に注せる備前國邑久郡片山日子神社の傳に、大

山咋神と有るに思ひ合す可きなり、又和爾良神社、帳には、從三位和爾天神と云へり、八尋熊罴に化り給ひし御事に因れるなごめり、又、大井神社、帳に、從三位大井天神と有り、○神名式に、參河國賀茂郡兵主神社と有るは、上に委しく注せるが如く、八千弋神にて渡らせ給へれども、和名抄に當郡賀茂郷有り、其の郷中に、足助と云ふ地名も有るは、味耜高彥根神を、阿受枳社と出雲風土記に有る例なり、又額田郡に鴨田郷有るも由有り、式に、謁磐神社坐すも、右と同神ならむか、又寶飯郡にも賀茂郷見ゆ、又渥美郡阿志神社坐すも、亦同神たる可からむ事、上に注せる、同郡磯部(以會倍)郷有り、又神島の名有るに思ひ合す可し、又本國神名帳に、正五位下大井天神、坐碧海郡、と書し、又式外にて、八名郡賀茂村賀茂大明神と申す有るを、神名帳に、從五位上於神天神、坐八名郡、と有るは、其の賀茂攝神なる貴船社なりとぞ、○神名式に、遠江國濱名郡彌和山神社見えたるを、風土記に、彌和山神社、圭田五十束、崇峻天皇元年、所祭、事代主命也、と有り、例も三輪山と云ふ時は、大物主神に御在し坐すべき御事、申すも更なれば、先には疑ひし事なれども、近頃其の説を得て、上に注せるが如く、大和國葛上郡、鴨都波八重事代主命神社二座(並名神大、月次、相嘗新嘗)は、其の始大三輪に御在し坐しけるを、瑞籬朝に移し奉られし御事有るは更なり、大神朝臣の出自も、賀茂朝臣に同じく、其の出自は事代主神に御在し坐せば、由無きに非らず、其の上此にも、大物主神の御は、別大神神社御在し坐すを以て、其の風土記の説の、謂はれたる事を曉る可し、又上にも注せるが如く、磐田郡豊雷命神社を、風土記に、所祭別雷皇大神也、と云ひ、又生雷命神社も、共に同神と思しくて、即ち事代主神の御事なるを、其の佐野郡阿波々神社は謂ゆる天津羽羽神にして、即ち其の神の本后なり、又三代

實錄に、貞觀九年十月五日庚午、授_三遠江國正六位上鴨神、從五位下、同十五年九月廿七日己丑、授_三遠江國正六位上伊古奈神、從五位下、と有る、此の二社は、式内か式外か未だ正さずと雖も、其の伊古奈神と聞ゆるは、事代主神の當后溝機姫命の御事に渡らせ給へれば、其の謂れ有る事を曉る可し、(又此の國と駿河國との中に界ひて、大井川の流有るは、水上の信濃國より、山を穿ち水を通させ給へるなどの謂ならむか、但神社は駿河國の方に在り、豊田郡に加茂村の地有るは何れか、神社に就きて由有るか)○駿河國益頭郡に、大井神と申す御在し坐せり、三代實錄に、貞觀七年十二月二十一日、戊辰、授_三駿河國正六位上大井神、從五位下、と有る是にて式外なり、或説に、「安倍郡上田村に大井神社有り、大井川通へり、此の村を始として、志太郡益頭郡の村々に、大井神社を祭らぬは無し、祭神、姫大神罔象女命壇安姫命なりと云ふ、又益頭郡村に大井神社有り、社傳には、此も罔象女命なりと云ふ、此の社本、田中城中に在りて、大楠神社と云へりしを、後に今の名に改む、祭神は、此も罔象女命なりと云へり、又志太郡島田驛、安倍郡井川村にて有り、神階帳に、志太郡大井三島御子神社とも見ゆ、」と云へり、其の姫大神と申すは、三女神に坐せば由有り、其の大楠神社は、遠江風土記に、「葵原郡大楠神社、所大已貴命也、」と有るに合せて心得べし、又大井三島御子神社と申す三島神は、事代主命に坐せば、愈々以て由有る事共なり、又同風土記に、同郡權乃尾神社、所祭事代主神也、と有る、此も右に同じ、又神名式に、同郡那閉神社、男太迹天皇三年乙丑四月所_レ祭、事代主神也、と有りて、那閉崎と云ふ名も出でたる、即ち魚贄の義なる事右に云へる、島之連贄の事に思ひ合す可し、又有度郡池田神社を、風土記に、所_レ祭事代主神也、と云ひ、安倍郡足杯神社、風土記に、足都幾神社、所_レ祭蛭見

也、と有るは、世に事代主神を_ニ夷神と申すから、俗説の任に蛭兒とは云へるにて、其の實は味耜高彥根神の御名の略なるを、足都幾を、足の立たざる事に僻め云ふなりけり、(又當國神名帳に、「有度郡賀茂天神、廬原郡賀茂地祇」と有りて、同じ賀茂神を、一は天神とし、一は地祇と爲るは、其の祭神に異有るに非らず、社の尊卑を分つのみなれば、此の二社共に事代主神を祀るなる可き事申すも更なり)○神名式に、伊豆國賀茂郡、伊豆三島神社(名神大、月次新嘗)此の御社の御事と、其の本后、同郡阿波命神社、(名神大)當后、同郡伊古奈比賣命神社、(名神大)の御事は、已に傳九卷、及び上に委しく注し奉れりき、又神階帳に、「同郡從四位上大井明神」と有る、此は式外なり、又神名式に、同郡加茂神社二座見ゆ、(伊豆志に、「一座當郡下賀茂村賀茂磯明神、賀茂磯と云ふ處に坐す、大山祇命を祀ると見ゆ、一座は、社邊、加畑の地に加畑明神有り、是なりと云ふ、」)と有り、高田某が富士根元記と云ふ物に、「伊豆の富士、伊豆國賀茂郡葛見莊池村なる大室山を云ふ、上鴨が池、下鴨が池と云ふ有り」と云へり、右の上鴨下鴨は村名などなるか)○神名式に、甲斐國山梨郡神部神社、今在_三加茂村、加茂明神と申して、所_レ祭別雷神なる由、上に注せるが如し、又風土記に、都留郡賀茂山神社、所_レ祭別雷神也、と有る、此は式外なり、又神名式に、巨麻郡神部神社も、右と同じくして、三社共に別雷神に坐せり、又山梨郡松尾神社坐せり、大山咋神に御在し坐す事申すも更なり、又大井俣神社も松尾同體なる上は、右件の神々は社號こそ各別なりけれ、即ち事代主神の御在し坐すなるに、古今集甲斐歌に、鹽山指出磯を詠めるも、太古に山岳共に海潮に浸りて有りけるが、潮の引く任に、山は高く顯れけるが、舉國潮海なりつるから、然る地名は遺るらむと思しかりつるに、賀茂季鷹が富士日記に、「何れの御世にか、

山を穿ち、岩を切り、水を下げしより、村里田畑とは成れりけむ、其事を掌りし人を稱へて、蹴裂明神と祀りし社、今巨麻郡に在るとぞ、其切落し、流は富士川なる可し、と云へるも古傳にして、上に注せる大己貴神大山咋神の、山を穿ち水を通して、大井川を流し給ひ、丹波國を作らせ御在し坐しける故事に似たるも奇しき事なり、式に、八代郡佐久神社坐すは、右の蹴裂明神の類社なる可からむにこそ、風土記に、八代郡長江郷長江河有るは、姓氏錄(大和國神別地祇)に、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有るに思ひ合す可し、又巨麻郡笠屋神社を、風土記に、雄略天皇四年庚子十一月所祭事代主命也、なども見えたり、(其の委しき事は既に上の條に云へれば合せ見る可し、又和名抄に、山梨郡井上郷有るは、山城國愛宕郡出雲井於神社有り、又八代郡巨麻郡、共に川合郷有るは、鴨川合坐、小社宅神社に思ひ合す可く、又山梨郡石禾郷有るは、磯部にて、天日方奇日方命に由有るなど、考へ合す可きなり) ○相模國に賀茂社、東鑑建久三年八月條に出でたり、神名式の、高座郡寒川神社(名神大)は、御祖玉依姬命に御在し坐し、深見神社は闇靈神に御在し坐して、溝織姫命に渡らせ給へる事、上に注せる如くなれば、大に由有る事共なり、又和名抄郷名に、武藏國久良岐郡大井(於保井)、兒玉郡大井の二郷有るも、事代主神に由有る地名なる事、例の如し、又安房國安房郡大井(於保井)、長狹郡賀茂有り、長狹は、天孫降臨章に謂ゆる、事勝國勝長狹神に由有るか考へ合す可し、又上總國郡名に、長柄(奈加良)と云ふは、姓氏錄(大和國神別、地祇)に、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有るに思ひ合す可く、又畔蒜郡三衆(美毛呂)郷有るは、大三輪神をも、飛鳥神をも、三諸神と申せるに由有るべく、又郡名武射は、右に注せる、大和國高市郡牟佐坐神社(大、月次新嘗)の御神を、天武天皇元年御紀

に、生雷神と有りて、即ち別雷神同神たる可きに、郷名に、加毛と云ふ有りて合へり、又三代實錄に、貞觀十年九月十七日丁未、授上總國正六位上高瀧神、從五位下、と有るは、市原郡五井驛より五里餘、上賀茂村に在り、又五井驛に隣りて、下賀茂村と云ふも有りて、凡べて高瀧莊の内なり」と云へり、又下總國千葉郡三枝郷、相馬郡大井郷有るを、風土記に、相馬郡琴泊神社、圭田四十五束、六字田、所祭祭味耜高彥根神也、齊明天皇二年丙辰二月、奉圭田、加神禮祭事、又香取郡健田部神社、圭田三十二束、三字田、所祭別雷神也、舒明天皇二年己丑三月、始奉圭田、行神禮祭事等也、と見えたるも、皆事代主神の御事跡共なり、(右件、相模國より下總國迄、地名にのみ然る由緒の數多見えて、神社の御事の見えざるは、國司の奏上せざりしなどに依りて、式社ならぬにこそ有りけれ、其の地に就きて、蛭子社とか、山神社とか云ふ叢祠の中に、必ず事代主神社は有るべき事なり) ○神名式に、常陸國那賀郡大井神社、和名抄に、大井郷有り、阿波山上神社、同抄、阿波郷有り、右に謂ゆる大和國添上郡率川阿波神社は、事代主神と、其の本后阿波咩命とを祀れると思しきに考へ合す可し、但卅八社鎮座と云ふ物には、「古老傳言、昔者、大山村呼爲上粟山、栗野村呼爲下粟山、祠即在二村之上、故祠有阿波山上之稱矣、所祭祭少彥名命、高皇產靈尊子也、と云へる、其の祭神の説は、此の一書に、少彥名命の御事を、至淡島而、緣粟莖者、則彈渡而至常世郷矣、と有る、此の故事に依りて云ひ初めたるならむか、三代實錄に、仁和二年十二月九日癸丑、授常陸國從五位下阿波神、從五位上、と所見たり、又多珂郡佐波々地祇神社は、同錄に、貞觀元年四月廿六日辛亥、常陸國正六位上佐波神、授從五位下、と有る是なるが、同十七年十二月廿七日丙子、授常陸國正五位上三枝祇神、從四位下、と有

るも此の御事にて、事代主神の御在し坐す右の大和國率川神社を、大倭神社注進狀に、三枝御子社と有るに思ひ合す可き事共なり、(又上にも注せるが如く、同十六年五月十一日丁酉、授常陸國正六位上飛護念神、從五位下、と有るは、味耜高彥根神なる可し、又式の、新治郡、鴨大神御子、神主神社は、事代主神の御子鴨主命に坐す事、已に上に注せりき。) ○神名式に、近江國滋賀郡日吉神社、(名神大) 古より大比叡神、小比叡神と申し來る、其の大比叡神と申し奉る中に、大比叡神は大國主神に渡らせ給ひ、小比叡神は事代主神に御在し坐して、古事記に謂ゆる、山末之大主神は是なる由、傳二十四卷に委しく注し奉れ、ば、立ち返りて其の卷に就きて明らむ可し、○又犬上郡阿自岐神社二座、和名抄に、安食郷有り、淺井郡小江神社、風土記に、小江神社、圭田三十一束、三字田、所祭事代主命也、敏達天皇三年、始行神禮、加圭田、と見え、又式に、片山神社二座と云ふも有り、此の辨下の條に在り、和名抄に、當郡大井(於保井)郷など有るも、由有りて思ゆめり、又高島郡箕島神社太田神社は、攝津國島下郡三島鴨神社太田神社の例なる事、上に注せるが如し、(又和名抄に稽ふるに、神埼郡神主郷有るは、懿德天皇前御紀に謂ゆる、事代主神の御子鴨主を、神名式に、常陸國新治郡、鴨大神御子神主神社に此を祀りて、即ち天日方奇日方命の御事なり、又小社郷は、山城國愛宕郡鴨川合坐、小社宅神社の神に由有るならむには、例の玉櫛姫命に由縁有るべきか、但伊香郡大社郷に對へるならむには、袁夜志呂と訓むべくして、別の事なるなり。) ○神名式に、美濃國多藝郡、久々美雄彥神社は、右に注せる、皇太神宮儀式帳に謂ゆる、久具神社の祭神久々都比古命、久々都比女命は、河内國石川郡、美具久留御玉神社と同じく、事代主神、溝織姫命に渡らせ給へると似通ひ給へる御名なり、大同類聚方十五卷に、

水尾藥、美濃國多藝郡久々美雄彥神社二傳流方、と有りて、社號同じきを、續後紀に、承和五年八月壬辰、奉授美濃國多紀郡、無位久々彥神、從五位下、と有れば、略きて久々彥神と申しなりけり、百葦根に、在澤田村、今屬石津郡、久々美子神と有る、澤田は、溝織姫命に就きて由縁無きに非らず、上に注せるが如く、當郡多伎神社大神神社御井神社など並び坐せる、即ち御父母又御兄弟神等に渡らせ給へるを考へ合す可し、又安八郡加毛神社、各務郡飛鳥田神社、永萬記に、阿須賀社と所見たれば、上件に云へる、大和國高市郡、飛鳥坐神社四座(並名神大、月次相嘗新嘗)と有ると、同神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、百葦根に、市場の枝郷飛鳥村に在り、神名記、正三位飛鳥田明神と有り、(又山城國紀伊郡、飛鳥田神社の御事をも、思ひ合す可し、又和名抄に、賀茂郡有り、席田郡磯部郷、可兒郡大井郷など有るも、由有る地名なるにて、其の大井と云ふは木曾川の落口にて、今も名高き處なり) ○飛驒國式外に、氣多若宮神賀茂若宮神と申す二神御在し坐せり、三代實錄に、貞觀十五年八月四日丙申、飛驒國從六位上氣多若宮神、授從五位下、元慶五年十月九日甲申、授飛驒國從五位下氣多若宮神從五位上、正六位上賀茂若宮神從五位下、と有る是なり、其の謂ゆる氣多神は大巳貴神、賀茂神は事代主神にて渡らせ給へれば、氣多若宮神は事代主神、賀茂若宮神は、天日方奇日方命にて御在し坐す事申すも更なり、又和名抄郷名に、大野郡三枝(佐以久佐)阿拜(阿波)の二郷有るは、大和國添上郡、率川坐大神御子神社三座を、大三輪神三社鎮座次第に、春日三枝神社と書し、率川阿波神社を、大倭神社注進狀に、三枝御子神社と有りて、此は事代主神を祭れるなるに、考へ及ぼす可き者なりかし、信濃國には、筑摩郡大井(於保井)佐久郡大井等の郷名有りて、神社の事は所見無し、○神名式

に、上野國上田郡加茂神社、頭注に、大山咋神也、と有り、三代實錄に、元慶四年五月廿五日戊寅、授_三上野國勳十二等從五位上賀茂神、正五位下、と見え、本國神名帳には、從一位加茂大明神と見えたり、又式外、同郡、從三位加茂明神、邑樂郡從五位上長柄明神、群馬郡從五位上大井明神、群馬西郡正五位上大井明神など有るは、皆事代主神なり、新田郡正五位上阿波明神は、其の本后阿波咩命なる可く、群馬西郡從三位新渠明神は、當后溝織姫命に坐すべし、又山田郡從四位上磯部明神は、其の御子天日方奇日方命なれり、(又勢多郡從五位上白川明神は、式の、陸奥國白波郡都々古和氣神社、名神大を、頭注に、味耜高彥根命と有るに同じく御在し坐すなる可し、上の條見る可し)○神名式に、下野國河内郡二荒山神社(名神大)は、一宮記に、味耜高彥根命と書し、其の異本に事代主命、頭注も然り、續後紀に、承和三年十二月乙未朔、丁巳、奉_レ授_三下野國從五位上勳四等二荒神正五位下、同八年四月辛丑朔、乙卯、奉_レ授_三下野國正五位下勳七等二荒神、正五位上、嘉祥元年八月丁亥朔、甲寅、奉_レ授_三下野國正五位上勳四等二荒神從四位下、文德天皇實錄に、天安元年十一月甲午朔、庚戌、在_三下野國、從三位勳四等二荒神、充_三封戸一烟、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_三下野國從三位勳四等二荒神、正三位、同二年九月十九日丙寅、詔、下野國正三位勳四等二荒神、始置_三神主、同七年十二月廿一日戊辰、授_三下野國正三位勳四等二荒神、從二位、同十一年二月二十八日丙辰、進_三下野國從二位勳四等二荒神階、加_三正二位、と有るは、世に名高き宇都宮大明神是なり、宇都とは大已貴神の珍子_{ウツミコ}なる由を以て稱へ奉る御事と所見たり、式社考に、「河内郡宇都宮に在り、大已貴命に八重事代主命健御名方命を合せ祭る、即ち奥州道の宇都宮大明神なり、此の社舊日光山の内白峯山に有り、豊城入彥命勸請なり、神護

景雲年中、今の地へ遷座なり、攝社下宮は、味耜高彥根命を祀る、と云へり、但其の二荒山神社と稱へ奉るを思へば、中頃今の日光の地に御在し坐しけるを、其の時宇都宮には再び移し奉れるにて、日光三社は其の迹ならむか、一説に、日光の本宮を、與_三宇都宮一體、味耜高彥根命、新宮を大已貴命、瀧尾を田心姫命にて、即ち日光三社なり、寂光をば、下照姫命なり」と云へり、(性靈集便蒙に、補陀落山、本名二荒山、祭_三大已貴與_三健御名方、爲_三本宮新宮、皆荒神、故名、一説、春秋二時、有_三大風雨、故名_三二荒、後改_三日光者、其音相近也、亦名_三補陀落者、倭語相近也、と有る、祭神の説は然る言ながら、補陀落山の説などは、殊に稚なくして云ふにも足らざる附會なり、二荒は借字にして、謂ゆる男體山女體山、相_二並ぶを以て云ふ稱なるにこそ有りけれ、豊城入彥命の古に、何ぞ世にも聞きも爲し給はざる補陀落の佛語を用ひさせ給ふ御事の御在し坐さむ、且世に日光と云ふ字に就きて、此の山の事に奇怪を云ふなどは、皆から妄説なり、欺かるゝ事勿れ、又和名抄郷名に、都賀郡三島、鹽屋郡片岡河會、那須郡大井等有るは、何れも由有る地名共なり)○神名式に、陸奥國白河郡都々古和氣神社(名神大)と有るを、頭注に、味耜高彥根命也、と云へり、事代主神の御事なれども、其の御名の限りは合せて下に注し奉る可し、八溝嶺神社は、白河故事考に、「黄金神也、今所_レ祭_二座、山王大已貴命日本事代主命也、と有り、續後紀に、承和三年正月辛丑朔乙丑、詔、奉_レ宛_三陸奥國從五位下勳十等八溝黄金神、封_二戸二烟、以下應_三國司之禱、令_レ採_二得砂金、其數倍_レ常、能助_レ遺唐之資也、と見えたり、又石都々古和氣神社も、味耜高彥根神に、日本武尊を相殿とす、此の御事も下の條に云ふべし、又宮城國伊豆佐賣神社、風土記に、伊豆佐賣神社、所_レ祭_二溝咋咩命也、天武天皇二年、奉_三圭田_一行_三神禮、と

貴命に坐し、彌和神社は伊和と訓みて、謂ゆる播磨國伊和大神と同じく、阿奈志神社は、八千弋神に坐し、三方郡御方神社は、天日方奇日方命に坐すべく、和爾部神社、地神本紀に、八世孫阿田賀多須命、和爾君等祖と有るなど、所以有る事共なり。○神名式に、越前國丹生郡兄子神社、姓氏錄(大和國神別地祇)に、和仁古、大國主神六世孫、阿太賀田須命之後也、と見えたるに、和名抄、賀茂郷有り、又、大野郡坂門一事神社は、一事主神に渡らせ給へるに、當郡川合(加波比)郷有るなども由有り、又加賀國江沼郡氣多御子神社は、右に謂ゆる、飛驒國の氣多若宮神の例にて、事代主神に御在し坐す事上に注せるが如し、和名抄に、當郡山背(也萬之呂)郷有るに、三代實錄に、貞觀十八年七月二十一日丙申、授加賀國正六位上山代大堰神、從五位下、と有り、又外に、三枝(佐伊久佐)、長江(奈加江)の二郷有るも、其の神には由有る地名共なり、石川郡額東神社を、風土記に、所祭猿田彦命也、天武天皇四年乙亥、始奉圭田、獻神家巫戸等、神齋等被_レ行之、と有り、又加賀郡賀茂神社も有り、越中國郷名に、礪波郡川合(加波安比)射水郡三島(美之萬)婦負郡川合等有りて、神社に所見無しと雖も、萬葉十七(四十六丁)に、美之麻野爾、加良奴日麻爾久、と有るに並びて、二上能、乎底母許能母爾、と詠めれば、二上山の傍と聞ゆ、若くて其の二上は、傳二十七に注せるが如く、神名式に謂ゆる、射水郡射水神社(名神大)是にて、大己貴少彥名兩神を祀ると思しければ、此の三島野は其に屬て、例の事代主神に由有る地名と思しき者なりかし、又越後國頸城郡大神社を、今在三島大三輪村、と云へれば、上に注せる、遠江國濱名郡彌和山神社は、事代主神にて渡らせ給へると同じ例なる可きが、瑞籬朝以前には、事代主神も大物主神と共に大三輪に御在し坐しけるを、別に賀茂神社に齋き奉られたる趣なれば、

此の大神社は、其の分れさせ給はざりし以前に、大和より此に齋き祀れるにて、右の二柱共に御在し坐す御事にも有らむか、上に注せるを考へ合せ讀むべし、又同郡水島磯部神社、三島郡御島石部神社、常には石部神社は大己貴神に坐す例なれども、此等は三島の言を冠て申せれば、事代主神も共に齋かれさせ給へるにこそ、和名抄に、三島(美之萬)郷有りて、郡名郷名社號共に三島なるは、少縁の故由には非らざり、又蒲原郡式外賀茂大明神、今も青海莊加茂町と云ふに隆えさせ給へり、又佐渡國賀茂郡阿都久志比古神社、略風土記に、長江村に熱申彦神社有り、と云へり、又和名抄に、賀茂郷と云ふも所見たり、(其は上にも注せるが如く、此は天日方奇日方命の御名に通ひて聞ゆるを、其の村を長江と云ふぞ、姓氏錄大和國神別地祇に、謂ゆる、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有るに合ひて、床しく思ゆる地名なる者なり、又同抄に、當郡佐爲郷と云ふも見えたり) ○神名式に、丹波國桑田郡松尾神社大井神社は、上に注せるが如く、此の松尾神社頭注に、大山咋神と有りて、此を浮田明神と申して、其の社記に、遠古世、丹波國湖也、大山咋神、決其水、涸而後、爲家郷及田地、於是、尊崇此神德、祠之、以稱桑田浮田明神、以鋤爲神體と見え、山城名勝志に、以鋤爲神體、社坐丹波國保津邑、浮田明神(或云、此說宜從)と有りて、大山咋神の、此の時の神鋤を納めて、齋き奉れる御社にて、山城國葛野郡松尾神社二座(並名神大、月次相嘗新嘗)の本是なり、故に神代系圖傳に、大山咋神、決丹波國湖水、涸而成土矣、以鋤爲神體者、山城國松尾大神也、と見え、羅山文集に、又、有浮田神祠、世傳、遠古之世、丹波國皆湖也、其水赤故曰丹波、大山咋神、穿浮田、決其湖、於是、丹波水枯成土、乃建祠而祭之、以鋤爲神之主、此神即是松尾大神也、と有りて、後には

有るは、事代主神の當后に坐せり、又和名抄郷名に、會津郡長江、安達郡鉾山、江刺郡大井等有り、(又志波彦神社、名神大も、味耜高彥根神に御在し坐して、鹽釜神社も同神かと思ふ由も有れども、事長ければ右等の事共を合せ注す因に下に云ふべし。) ○出羽國田川郡由豆佐賣神社は、陸奥國の伊豆佐賣神と同神にして、其溝檜姫命に御在し坐すべき御事上に注せるが如し、其の姨事代主神の御社は、式に、伊氏波神社と有るは、今、羽黒山に御在し坐して、即ち玉依姫命に渡らせ給へるを、式外にて、荒倉神社と申す有り、此を元羽黒と云ふを以て、其の別社なる事知らる、門人梅木利彦説に、事代主神を祀ひ祭る由は、然も有るべくして、其の山背の海濱を賀茂浦と云ふにも、甚能く合へる者なり、又和名抄、大泉郷有るも、溝檜姫命に由有り、飽海郡井手郷有るも、井手は溝の事なる由、上の宇奈提社の所に云へる如くなるに、此に大井神社と云ふ舊社有るを、土人は、大座權現と申すめり、又平鹿郡大井郷、河邊郡川合郷有るも、事代主神御妹妹共縁有り、又秋田郡男鹿島と云ふにも、賀茂村と云ふ二所有るも、皆由有る地名共になむ、(其の田川郡賀茂浦は、予故有りて其の大山村に到る度毎に、凡そ半月許りも種野重義が瑞珠舎に寓る事なりき、弘化四丁未年五月許り、其の家にて講釋の因に、諸國に在ゆる賀茂と云ふ地は、何れも事代主神に由有る地名なる事を語りけるに、大瀧光憲田村足根などは、何れも正直なる性質にて、健か學力を有てる者なれば、速に諾ひぬるを、重義と男重業の二人、頻に床しがりて問ひたるを、傍に種野庸用が母なども聞き居てけるに、神の御心にや在りけむ、其の御社仕へ奉ら將欲く成りて、右の人々等予に、其の事を促して止まざりければ、山城國賀茂兩所大神の御靈實を賜はり下しけるに、其の産土神と坐す春日神社の御垣内に、宮殿を定め鎮め奉りて、春秋の

祭祀仕へ奉りて、神代の御迹を偲び、大神の恩頼を辱み奉る事にて、愛しとも何とも云へば更なり、此に准らひ、國にても、社などの御在し坐さざると思ふには、必然爲將欲しき事の有りなむには、如何は神皇の御爲に忠やかなる業ならむを、此は儂しら爲ぬ、右等の人共の如き、神心ならぬ人ならでは、出來まじかりけり。) ○神名式に、若狹國大飯郡大飯神社、上に注せるが如く、古老の傳に、「猿田彦命、往古、此邊の田を開發給へり、故、大飯鉾立明神と申す、神體は、鋤鉞にて渡らせ給へり、土人、畠を作始る事を鉞立と云ふ、」と有る猿田彦命、即ち事代主神に坐す事例の如し、又本國神名帳に、遠敷郡正一位賀茂大明神、伴氏の官社私考に、「若狹志云、在賀茂村、社記曰、事代主命、靈龜元年降臨、其後造祠、又郡縣志傳云、靈龜二年降臨之時、白猿供奉、然指東方、以其所指爲靈地、養老年、建社于其處而祭之、又里人云、「此の神社、昔は神田も有りて、山城の賀茂の社司來りて、神事供奉れり、云々、又、正五位小野賀茂明神、又、正五位矢波前賀茂明神、在田村、稱山崎賀茂明神、山城國上賀茂より移し祭れり、故有りて今に上賀茂より、神税を別ちて當社に授く、又、正五位上津知大刀自明神、在賀茂村大刀、稱雨乞宮、坐西方猿陪淵水中、郡縣志、猿陪淵、在賀茂村大戸、與上野木村之閒山下、又、其山突出之處、謂猿邊鼻、淵底有小石、名冠石、傳言、賀茂大明神降臨之時、白猿供奉、而現于茲、又、小石神冠之所化也、早魃之時、抱舉斯石而祈雨、則必有驗矣、」と所見たり、今思ふに、此も同じ賀茂村に御在し坐せば、由有るべきに就きて、此は貴布禰神かと見るに、其は別に、從三位雨師明神と申す御在し坐せれば、右の上津知大刀自明神はしも、若くは溝檜姫命にして、鴨川合神と等しきか、(其の式社の御事は、上に注せるが如く、遠敷郡多太神社は大巳

貴命に坐し、彌和神社は伊和と訓みて、謂ゆる播磨國伊和大神と同じく、阿奈志神社は、八千弋神に坐し、三方郡御方神社は、天日方奇日方命に坐すべく、和爾部神社、地神本紀に、八世孫阿田賀多須命、和爾君等祖と有るなど、所以有る事共なり。○神名式に、越前國丹生郡兄子神社、姓氏錄(大和國神別地祇)に、和仁古、大國主神六世孫、阿太賀田須命之後也、と見えたるに、和名抄、賀茂郷有り、又、大野郡坂門一事神社は、一事主神に渡らせ給へるに、當郡川合(加波比)郷有るなども由有り、又加賀國江沼郡氣多御子神社は、右に謂ゆる、飛驒國の氣多若宮神の例にて、事代主神に御在し坐す事上に注せるが如し、和名抄に、當郡山背(也萬之呂)郷有るに、三代實錄に、貞觀十八年七月二十一日丙申、授加賀國正六位上山代大堰神、從五位下、と有り、又外に、三枝(佐伊久佐)、長江(奈加江)の二郷有るも、其の神には由有る地名共なり、石川郡額東神社を、風土記に、所祭猿田彦命也、天武天皇四年乙亥、始奉主田、獻神家巫戸等、神齋等被行_レ之、と有り、又加賀郡賀茂神社も有り、越中國郷名に、礪波郡川合(加波安比)射水郡三島(美之萬)婦負郡川合等有りて、神社に所見無しと雖も、萬葉十七(四十六丁)に、美之麻野爾、加良奴日麻禰久、と有るに並びて、二上能、乎底母許能母爾、と詠めれば、二上山の傍と聞ゆ、若くて其の二上は、傳二十七に注せるが如く、神名式に謂ゆる、射水郡射水神社(名神大)是にて、大己貴少彦名兩神を祀ると思しければ、此の三島野は其に屬て、例の事代主神に由有る地名と思しき者なりかし、又越後國頸城郡大神社を、今在三島大三輪村、と云へれば、上に注せる、遠江國濱名郡彌和山神社は、事代主神にて渡らせ給へると同じ例なる可きが、瑞籬朝以前には、事代主神も大物主神と共に大三輪に御在し坐しけるを、別に賀茂神社に齋き奉られたる趣なれば、

此の大神社は、其の分れさせ給はざりし以前に、大和より此に齋き祀れるにて、右の二柱共に御在し坐す御事にも有らむか、上に注せるを考へ合せ讀むべし、又同郡水島磯部神社、三島郡御島石部神社、常には石部神社は大己貴神に坐す例なれども、此等は三島の言を冠て申せれば、事代主神も共に齋かれさせ給へるにこそ、和名抄に、三島(美之萬)郷有りて、郡名郷名社號共に三島なるは、少縁の故由には非らざり、又蒲原郡式外賀茂大明神、今も青海莊加茂町と云ふに隆えさせ給へり、又佐渡國賀茂郡阿都久志比古神社、略風土記に、長江村に熱申彦神社有り、と云へり、又和名抄に、賀茂郷と云ふも所見たり、(其は上にも注せるが如く、此は天日方奇日方命の御名に通ひて聞ゆるを、其の村を長江と云ふぞ、姓氏錄大和國神別地祇に、謂ゆる、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有るに合ひて、床しく思ゆる地名なる者なり、又同抄に、當郡佐爲郷と云ふも見えたり) ○神名式に、丹波國桑田郡松尾神社大井神社は、上に注せるが如く、此の松尾神社頭注に、大山咋神と有りて、此を浮田明神と申して、其の社記に、遠古世、丹波國湖也、大山咋神、決其水涸而後、爲家郷及田地、於是、尊崇此神德祠之、以稱桑田浮田明神、以鋤爲神體と見え、山城名勝志に、以鋤爲神體、社坐丹波國保津邑、浮田明神(或云、此說宜從)と有りて、大山咋神の、此の時の神鋤を納めて、齋き奉れる御社にて、山城國葛野郡松尾神社二座(並名神大、月次相嘗新嘗)の本是なり、故に神代系圖傳に、大山咋神、決丹波國湖水、涸而成土矣、以鋤爲神體者、山城國松尾大神也、と見え、羅山文集に、又、有浮田神祠、世傳、遠古之世、丹波國皆湖也、其水赤故曰丹波、大山咋神、穿浮田決其湖、於是、丹波水枯成土、乃建祠而祭之、以鋤爲神之主、此神即是松尾大神也、と有りて、後には

其の神鋤を以て、山城國松尾大神の神主と爲て齋き奉る所由、已に傳二十四卷に委しく注し奉るが如し、又土人の傳にて、浮田明神の鋤を以て山を穿ち磬を劈き給へる、其の片方は嵐山松尾にて、片端は龜尾山是なり、其の通し給へりし水は即ち大堰川なり、浮田明神の御在し坐す保津は、其の水の落口にて、丹波にては此を保津川と云ひて、龜山の接地なり、云々」と云へり、故に此の大井神社は、其の保津の川上一里許りに、大井村並河村と云ふ有る二村の産土神にて、其の並河の方に、今も大井大明神と稱へ奉りて、其の川下なる、山城國乙訓郡大井神社を始め奉りて、諸國に在ゆる大井神社の本是なり、(此の御社には、大山咋神と曾形中都大神と二柱並び御在し坐す事、已に傳十三卷に注し奉れるが如し、頭注に、大井月讀命也、建治乙亥四月、神輿、依大井川大水、而流此地、故國民祭之、と有るは、其の始大井村に御在し坐しけるを、後に並河村の今の地に鎮め奉るとなる可し、但月讀命と云ふ事は古本書入にも在れども、後人の推量説なれば、云ふにも足らずてなむ) ○又同國氷上郡神野神社、和名抄に、賀茂郷有るを以て思ふに、鴨野の謂なる可し、大同類聚方八に、川守樂、丹婆國神戶、鴨等乃家仁所傳之方、と有る神戶は、山城國賀茂神社の神戶にて、此にも鴨氏人の住へるなりけり、中右記に、元永二年十二月五日、右中辨惟兼來云、鴨社、今度遷宮、件御服裝束事、被問本社可之所、申云、以丹波御厨年一度所調供米也、而自故禰宜惟季時、被立加美乃御厨之後、二季調進之、と有るにて、其の神戶なる事知られたり、又上に注せるが如く、何鹿郡阿須々伎神社は味耜高彥根命、佐陀神社は猿田彥神に坐して、何れも同神に渡らせ給ひ、又河牟奈備神社は、隱岐國知夫郡加茂奈備神社に思ひ合す可し、千載集に、長元九年後朱雀院の御時、大嘗會の主基神遊の歌、丹波の神奈

備山を、藤原義忠、「常磐なる神奈備山の榊葉を、刺してぞ祈る萬代の爲、」壽永元年大嘗會、主基方の歌、丹波國神奈備山を詠める、權中納言兼光、「三島木綿肩に取掛け神奈備の、山の榊を挿頭にぞ採る、」など有りて、昔より名高き所なり、又傳二十七卷及び上に注せるが如く、此の天田郡に、夷三郎殿の舊地と云ふ物有るも、其の事代主神に由有る神跡と思しきをも考へ合す可きなり、(右に例して、桑田郡神野神社も、同じく鴨野なる可き事を知るべし、山城風土記に謂ゆる、丹波國神野、伊可古夜日女の本貫は氷上郡の方なる可き事、傳二十四卷に云へり) ○神名式に、丹後國與謝郡阿知江岨部神社、和名抄に、謁^{アヂエ}郷有るも、味耜高彥根神の御名の略なる可き事、上に云へるを、其の丹波郡多久神社は、出雲風土記に、楯縫郡神名樋山、(中略)古老傳云、阿遲須根高日子命之后天御梶日女命、來坐多久村、産給多伎都比古命、(下略)と有りて、神名式に、多久神社見えたり、是即ち其の本后にて渡らせ給へる天津羽々神の御事なる由、上に注せるが如し、此を以て其の阿知江の地名の由緒をも、思ひ合す可き事なりかし、(但丹後舊事記と云ふ物に、多久神社、丹波郷豊宇賀能賣命、號天遲大明神、又、云天酒大明神、と云へるは、古老の傳などにや、不審しき事共なり) ○神名式に、但馬國出石郡桐野神社を、續風土記に、「桐野鴨社と云ふ、賀茂神戶記に、寛治四年七月十三日、賀茂御祖社、被奉不輪田七百五十町、爲御供田、云々、但馬國土野莊田地四十町、云云、嘉元三年、河合社遷宮記、云々、三和土野津野等莊役也、云々と有り、と云へり、又云く、「式外貴布禰社、在桐野村南、鴨社神幸の所なり、」と有るも、山城國賀茂神社の攝神に、貴布禰神社御在し坐す例なり、又但馬風土記に、「出石郡出石郷谷山川、川上有神、號水上社、所祭事代主命」と有る、此の文を引きて、上に注せる、事代主

神の後溝織姫命の御祖を大水上命と申して、右の貴布禰神に坐し、其の御子高水上命は、其の溝織姫命にして、鴨河合神是なり、然る時は水上社と云ひて、事代主神を祀る事、甚其の謂れ有る御事なるにこそ、(件の續風土記に云へらくは、「水上神社は、在谷山川深谷山、今は神社無し」と云へり、又式の、石部神社、在谷山東北」と云ひて、其の水上神社の近きに在るも、故有りげなり、) ○神名式に、因幡國法美郡手見神社を、因幡志に、「登儀郷松尾村の山麓に在り、松尾大明神と稱する是なり、當社往古は山上に在り、其地以嶮僻一邑人行拜するに便無く、近世相議して、社を山下に移す、鄰村を吉野と云ふ、吉野松尾田、一邑にして、古名を手見村と云ひ、神社の舊地を古手見山と云ふ」と有り、松尾大明神の社號をも、古より唱へ來りけむには、例の大山咋神に坐す事、申すも更なり、又和名抄、高草郡味野(安知乃)郷有るも、味耜高彥根神に由有り、○伯耆國、式外賀茂神有り、三代實錄に、貞觀九年四月八日丁丑、伯耆國正六位上賀茂神、授從五位下、と有る是なり、和名抄郷名に、久米郡大鴨小鴨、會見郡鴨部など有り、上見る可し、○出雲國は、事代主神の御本國なるが故に、殊に御事跡も此の上無く多しと雖も、阿遲須枳高日子命と申す御名にて傳はれれば、凡ての御事共下に注し奉る可きなり、神名式に謂ゆる、秋鹿郡大井神社は、上件に云へる例の如し、○神名式に、石見國那賀郡、邇摩郡、水上神社有り、右に謂ゆる、但馬國出石郡、式外水上神社の例なる可くは、事代主神にぞ渡らせ給へりける、又津門神社を、社傳に天鉦命と云へるは、上に注せるが如く、味耜高彥根神に御在し坐すなるにこそ、○神名式に、隱岐國周吉郡、賀茂那備神社、水祖神社、和名抄に、賀茂郷有り、郡名の周吉は、味耜高彥根神の御名に起りたる可し、其の社を、在鴨村之東號鴨明神、と見えたれば、水祖神社も、其

の地に御在し坐すにて、上に注し奉れる、山城國愛宕郡、賀茂別雷神社、賀茂御祖神社と、二所に相並ばせ御在し坐すに同じ例と見えさせ給へり、(猶此の二所並び御在し坐せるは、河内國高安郡鴨神社御祖神社の例は、更にも云はず、山城國葛野郡松尾神社二座、大和國葛上郡、鴨都波八重事代主命神社二座の如きも、其の御祖神と共に鎮り御在し坐すにて、諸國に甚多き御事なりかし、) ○山陽道播磨國には、味耜高彥根神と申す御名の方にて、御事跡共、風土記に所見たり、故に別に、下に注し奉る可きなり、又和名抄に、賀茂郡上鴨郷見え、風土記に、下鴨里と云ふも所見たれども、此の國なるは、佗の例とも異なる事上に注せり、○美作國大庭郡、長田神社は、右に注せる、攝津國八部郡に坐すと同じく、事代主神に御在し坐すべく、苦東郡高野神社の傍に、卯名手杜と云ふ有るも、彼の大和國なるに同じかる可し、夫木集、大納言隆家、「神の坐す宇名手杜を朝行けば、聲を手向けて千鳥鳴くなり」と有るは是なり、と云へり、又式外御鴨神と申す御在し坐しけり、三代實錄に、貞觀十七年三月二十九日壬子、授美作國從五位下御鴨神、從五位上、と有るは、和名抄に、眞島郡美甘郷、有る是なる可し、今も三鴨と云ふ地有り、又英多郡川會郷、勝田郡賀茂郷、苦東郡賀茂郷、久米郡大井郷、眞島郡大井郷など、何れも由る地名共になむ有りける、又上にも注せるが如く、神名式に、備前國邑久郡片山日子神社を、社傳に、大山咋神、亦名片山日子命と有る、名字は衍にて、此の二柱並び御在し坐すべからむ事、近江國淺井郡、片山神社二座と有るに思ひ合す可し、山城國愛宕郡、賀茂別雷神社は、大山咋神に坐し、片山御子神社は彼の丹塗矢の御子にて別々なる事、傳十卷、二十四卷及び上に注せるを見るべきなり、又安仁神社(名神大)は、和仁神社と同じかる可く、赤坂郡鴨神社三座、神名帳に、正四位下鴨高

岡明神、正四位下鴨上松原明神、正四位下鴨新田明神と有る、是に當るか、頭注には、鴨山城同と所見たり、又正四位下鴨布施明神、從四位上石淵鴨明神、從四位下鴨長尾明神、正五位上鴨常普明神、正五位下賀茂社前明神、正五位下鴨布施明神など見え、又正五位下松尾明神と申すも有り、和名抄に、葛木郷有るは、其の鴨神社に就きて、所以有るなめり、又上道郡正五位下天鴨明神有り、又神名式に、津高郡鴨神社、帳に、從四位下鴨明神と見ゆ、今も加茂村と云ふに立たせ御在し坐すは、和名抄に謂ゆる賀茂郷の地なる可き事、云ふも更なり、又從四位下多自枯鴨明神と申すも有り、又式に、兒島郡鴨神社、今在長尾村、稱_三八幡、と注れば、帳に、正五位上八幡明神と有る是か、此の村名、又右の赤坂郡從四位下鴨長尾明神の御事に思ひ合す可し、其の外にも、和氣郡正三位長田大明神は、右の美作國の式なると同じく、事代主神に御在し坐すべく、又磐梨郡正三位松尾大明神、從四位下賀茂明神など見たり、其の委しき事は、已に上にも注し奉れ、ば、今云ふ限に非らずなむ、又神名式に、備中國窪屋郡、足高神社は、味耜高彥根神の御名の略か、和名抄阿智郷有り、又賀屋郡大井(於保井)後月郡足次(安須伎)等の二郷見えたるに、足次山神社、式に載せたり、又式に、備後國鞆田郡、賀武奈備神社見ゆ、(其も事代主神に御在し坐すべからむ事は、上に注せる、丹波國何鹿郡、河牟奈備神社、又上に注せる、隱岐國周吉郡、賀茂奈備神社など、同じ御神にて渡らせ給ふ可からむ事、申すも更なり、) ○和名抄に、安藝國賀茂郡賀茂郷、山縣郡賀茂郷有り、神社も必ず御在し坐すらめども、未だ考へ得ず、又上に注せるが如く、周防國佐婆郡、出雲神社二座、風土記に、在_二下徳地村、祭神大己貴命事代主命、社號_三二宮、圭田五十束、と見え、吉敷郡仁壁神社を、社傳に、在_三山口、俗稱_三三宮、表筒男

中筒男底筒男命味耜高彥根命下照姬命なりと云へり、又和名抄に、長門國大津郡三島郷と云ふも所見たり、○紀伊國、式外に、海部郡賀茂神社々傳に、「欽明天皇の御宇、山城國賀茂上下二社の神靈を遷し奉れり、因りて此の地の惣名を加茂谷と號け、郷中、二神を以て産土神とす、當社其の一にして、下賀茂神を祀り、引尾の岩井山に上賀茂神を祀りて、祭日には、兩社の神輿中村に神幸して、祭式も嚴重なりしを、後世其の式廢して、兩社縁無きが如く成れり、」と云へり、又紀伊國の事を書ける或書に、「伊都郡三谷莊三谷村に、酒殿明神社、祀神丹生津比賣大神、云云、當社は、天野攝社の隨一にして、神事皆惣神主の司る所なり、若くて竈明神神酒を醸して、天野社に獻る例なる故に、酒殿明神とは稱へ奉りしとなむ、」と有りて、又「竈明神社、同村に、竈新五郎と云ふ家有り、其の家、竈明神の末裔にして、居地に此の社有り、其の竈明神と稱するは、神代より、此の地の地主神に坐して、丹生明神影向の時供御を調進せし家と云ふ、」と云へる其の竈明神と申すは、後世訛れる者にして、賀茂明神と申す御事なる可く、齋氏は賀茂氏なる可きは、竈神の子孫と云ふは、何れの古書にも所見ざる事なればなり、右に注せるが如く、大和國の飛鳥坐神社の酒殿の御事に合せても、灼然き御事なりかし、又其に隣りて神野郷と云へる十七村有り、其の地に伊豫國大三島明神と祀れり、と云ふも由有るべし、(右の神野郷と云ふは、伊豫國に、古神野郡有りしは、鴨野なりけるを、上に注せるが如く、類史に、大同四年九月乙巳、改_三伊豫國神野郡、爲_三新居郡、以_三觸_三上諱也、と有るを見るに、其より以前に、已く大三島神を移し奉れる事灼然し、然して此の神野郷の野中村に、十三明神社と申す有りて、祀神熊野十二所權現、伊豫國大三島明神相殿とす、元は二神別社にて祀りしを、天正二年、河野氏、此に合せ祀る、」

と云へり、右は名勝圖會の説なるを、今正し云へるなり、○神名式に、淡路國津名郡、賀茂神社、和名抄に、賀茂(加毛)郷見えたり、今加茂村に御在し坐せり、又山城國賀茂神社古文書に、淡路國生穂莊佐野莊と云ふ有りて、今も其の地に、四社明神と申して、甚可畏き神御在し坐せるを、其の祀る所白鬚、貴布禰、賀茂、春日等の四大神なり、土人火を忌む事、甚嚴重なるは更なり、獸肉を喰ふと、屋を瓦葺に作る事とを、甚く忌嫌はせ給ひて、白地にも此を犯す時は、現罰有りて、普く人の知る所なり、其の生穂は、志筑郷の内にて、浦を生穂と云ひ、里を中之内と云へる其の中之内村に立たせ御在し坐すなり、因云、佐野も、右の生穂に相隣れるが、和泉國日根郡佐野に向ひて、同名なり、神皇承運章第一一書に、所稱狹野者、年少時之號也、後撥平天下、奄有八洲、故復加號、曰神日本磐余彥尊、と有る、御少年の御名なりければ、其の東征の御時など、所由有りて、此の地名とも成れりけむを、其の縁に由りて、後に賀茂神社の神戸とは成れるなる可し、然れば上に既に注せるが如く、賀茂御祖神社に此の天皇を合せ奉るも、虚けたる御事にては非らざりけり、(然れば百練抄に、寛治四年七月廿三日、賀茂上下社、被奉不輪田六百餘町、爲御供田、近日、稱有夢想、供御膳、依神稅不足也、又分置御厨於諸國、と有るが如く、次々に神封をば諸國にて多く奉らせ給へれども、神代の由緒無きは多くは非らざりし者と所見たり、)○神名式に、阿波國阿波郡、事代主神社、此の御事、上に注し奉るが如く、攝津國八郡郡、長田神社の本是なり、美馬郡鴨神社、當國神名帳に、阿波郡中野村、賀茂別雷皇大神宮、同郡加茂村、加茂神社、同郡鴨宮村、加茂大明神など見えたり、又田寸神社を、同帳に加茂村と有る、此は賀茂御祖神社と同じかる可き由、上に注せるが如し、又勝浦郡事代主神社、上に注せるが

如く、姓氏錄(和泉國神別、地祇)に、長公、大奈牟智神兒、積羽八重事代主命之後也、と有る、其の同族長直の祖神なり、續紀に、光仁天皇寶龜四年五月辛巳、阿波國勝浦郡領、長費人立言、庚午之年、長直籍、皆著費之字、因茲、前郡領長直枚父、披訴改注長直(下略)と有る是なり、(又同郡御縣神社は、天日方奇日方命に坐し、建島女祖命神社は、其の御祖神に渡らせ給ふ可し、又神名帳、板野郡下莊村琴代社と申すも見ゆ、其の勝浦郡勝占神社は、事代主神の本后天津羽々神に渡らせ給へる由、已に上に云へり、)○神名式に、讃岐國阿野郡鴨神社、今鴨村に御在し坐すを、和名抄に、鴨部(加毛)郷有り、此の社の神階等は、上に已に注せり、又神谷神社の御事も然り、又刈田郡加麻良神社、今植田村と云ふに御在し坐すを、俗に加茂良とも、加茂宮とも申すと云ふも、由有るにや、土佐國長田郡殖田神社を、高加茂大明神と申すに等しきか、三代實錄に、貞觀六年十月十五日戊辰、加讃岐國正六位上賀富良津神、從五位下、と見ゆ、三野郡大水上神社は、上に注せるが如く、事代主神の後溝織姫命を、高水上命と申す、其の御祖に坐せば由有り、式社考に、「神田の支邑羽方村と云ふ地に、一宮二宮三宮など云社有る、其二宮なりと云傳ふ」と有り、神田は鴨田と同じかる可ければ、其の謂有りと云ふべし、三代實錄に、貞觀七年十月九日丁巳、讃岐國從五位上大水上神、授正五位下、同十七年五月廿七日戊申、授讃岐國正五位下大水上天神、正五位上、從五位下賀茂天神、神谷天神、並從五位上、と有りて、此の三神、共に殊に親しく並ばせ給へるに、必らず由縁有る御事と所見たり、(又此に就きて思ふに、那珂郡神野神社を、式社考に、「滿濃池の堤に在り、或は郡家村の氏神なりと云へり」と有る神野は、本より鴨野なるに、三代實錄に、元慶五年十一月十四日戊午、授讃岐國正六位上萬農池神、

從五位下、と有るは、此の神野神社なりと、或人も云へるは然も有るべし、河内國石川郡和爾池有りて、其の神を和爾神と申すは、事代主神に坐す例をも思ふ可し、○神名式に謂ゆる、伊豫國越智郡、大山積神社(名神大)の御事は、傳九及び上に注し奉るが如く、其の本社は、攝津國島下郡三島鴨神社より支れたる故に、豫章記に、「伊與見島は、加茂領也」と云ひ、又正一位大山積大明神十六王子内第一王子、伊豆三島御事云々、と有りて、其の下に、「此島、本は賀茂御領なり、今も十六王子御社上一段有る社は、葛城と申す、云々」と有るにて、此の第一社は、葛城賀茂神社の御神即ち事代主神に御在し坐して、伊豆三島神社の主神にて渡らせ給ふ由なり、此の事代主神を大山積神の王子と申すは、上に注せるが如く、其の後溝織姫命の御父は大山祇神、御母は閻霧神にて渡らせ給ふを以ての御事になむ、又和名抄郷名に、當郡朝倉(安佐久良)高市(多介知)鴨部等有る、其の朝倉は次に云へる、土佐國朝倉神社に由有りて、即ち事代主神の本后阿波咩命に由有りて、攝津國三島鴨神社有りて、溝昨神社は當后なり、天石門別神社は、本后阿波咩命の御父なり、伊豆三島神社坐せるに、當后伊古奈比賣神社(名神大)本后阿波神社御在し坐すと共に、三國共に同じ例なるをなむ、思ふ可き事なりける、(其の新居郡の本は神野郡なりしも、由有るが上に、當郡賀茂郷有る所以は、已に上の賀茂伊豫朝臣の事に就きて注せりき、又濃滿郡大井郷と云ふも見えたり、)○神名式に、土佐國土佐郡、都佐坐神社(大)を、風土記に、土佐郡々家西去四里、有土佐高賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一説云、大穴六道尊子、味耜高彥根尊云々と有る、此の御事は下に注し奉る可きが、此を本として、同郡朝倉神社、風土記に、土佐郡有朝倉郷、郷中有社、神名天津羽々神、天石帆別命、今天石門別神子也、と有るは、

其の本后にて渡らせ給へる由、上に注し奉るが如し、又上に注せるが如く、香美郡大川上美良布神社、地神本紀に八世孫健飯賀田須命、此命以鴨部美良姫爲妻、生一男、と見え、長岡郡殖田神社を、或書に、今在植田村、里人號高加茂大明神、と有るを合せて、右の讃岐國加麻良神社、植田村に在りて、加茂宮と申すに同じく、又式外殖田上神社と申すも有り、又土佐郡頭神社を、今鴨部神社、在鴨部村、と云ひ、幡多郡伊豆多神社、高知坐神社、賀茂神社等、何れも事代主神、然ては其の御由縁の神等にて渡らせ給へる御事、申すも更なりかし、(委しくは、其所に就きて明らむ可し、又和名抄、安藝郡和食、長岡郡片山、土佐郡鴨部、又朝倉など云ふ郷名有るは、皆所以有り、又吾川郡次田は、味鋺田の略なるにか、)○西海道の諸國には、事代主神の御社多くも見え侍らず、上に注せるが如く、神名式に、筑前國下座郡美奈宜神社、社説に、中大己貴命、左素戔鳴尊、右事代主命、と有りて、此にては從祀にて渡らせ給へれども、上座郡麻氏良布神社は、齊明天皇五年御紀に謂ゆる朝倉社にて、右の土佐國土佐郡、朝倉神社と同神にして、其の本后を祀れる御社なる事、申すも更なり、然して和名抄に、三島郷有る、此の郷中と見えたり、朝倉記聞と云ふ物に、式外三島神社、在三島村、と云へるも、本より、事代主神に渡らせ給へれば、驚く迄契合へる者なり、又上に注せるが如く、同國御笠郡大野郷三笠社と云ふ有り、萬葉四(二十六丁)に、不念乎、思常云者、大野有、三笠社之、神思知三、と有るは、大和國宇奈奈提社之神は、事代主神に渡らせ給へるに依りて、其の十二(二十八丁)に、不想乎、想常云者、眞鳥住、卯名手乃杜之、神思將御知、と有ると同じ意味なるは、其の同じ神に御在し坐すを以てなしめり、和名抄に、夜須郡雲提郷有るも、其の接地なるに心を著くべき者なるぞかし、(大野は、御

笠郡の郷名なり、又次田郷有るは、右の土佐國吾川郡次田郷有ると所以等しかる可くや、又下座郡に鑿鑿、久波倍と有るも縁有り、右の大野郷に就きて思ひ寄りけるは、神名式に、越前國大野郡坂門一事神社、國生大野神社と申す有り、若し其に由有らむには、三笠社は、一事主神などにこそ有るらめ、○筑後國神名帳に、御井郡長柄神比支阿志支神、阿志支神、三瀨郡正六位上神野神借從五位下三島神、山門郡正六位上鴨下神など有るは、皆事代主神となむ思しかりける、長柄神は、姓氏錄(大和國神別、地祇)に、長柄首天乃八重事代主神之後也、と有り、阿志支神は、式に謂ゆる、出雲國出雲郡阿受伎神社は、味耜神の義なるに同じく、神野神は、鴨野神なる可く、三島神は、本より事代主神に御在し坐し、鴨下神と申すも、其の同神にて渡らせ給へる御事は、今更に申さむも事舊りにたる心ちす、(鴨下の下は、上に對へる稱なれば、今一所脱たる可き事、右に云へる、伊勢國度會郡鴨神社と、式外鴨下神社と有るを以て考ふ可し、又和名抄に、御原郡長柄、竹野郡長柄と云ふ郷名有るは、共に長柄を誤れるなる可き事右に謂ゆる長柄神の御事を以て知るべし、又竹野郡に川會郷有り、) ○肥前國式外、甘南備神葛木一言主神と申すは、すぞゆかしかりけり、三代實錄に、貞觀十二年正月十一日甲子、授肥前國正六位上甘南備神、從五位下、と有り、同十五年九月十六日戊寅、授肥前國正六位上葛木一言主神、從五位下、と有るに、和名抄に、三根郡葛木(加都良木)郷有り、又佐嘉郡深溝(布加無會)郷見えたるは、大和國葛下郡深溝神社坐せる、此は闇禰神にて渡らせ給へば、事代主神には、甚々御因み有る地名共なり、又上に注せるが如く、肥後國玉名郡疋野神社は、味耜高彥根神と思しきに合せて、山鹿郡神西郷有るは、鴨西と云ふに同じく、菊池郡水島郷は、景行天皇十八年御紀に謂ゆる水島は、葦北

郡の海中に在る島名なれば、其とは別にて、其の海遠き菊池に在るは、美志麻と訓むべくして、例の三島なる可く、又上甘郷と云ふも有るは、上鴨なる可からむこと、云ふも更なり、又大同類聚方十九に、伽羅靈食藥、姫島直鴨戸等之家の方、と有りて、此の鴨戸等は、姫島直と並びたる、葦北郡の豪族たる可きにて、姓氏錄に謂ゆる、鴨部祝、賀茂朝臣同祖、大國主神之後也、と有るに、思ひ合す可き者なる事、上に已に注せるが如し、(右の如く、筑前筑後肥前肥後等には、右の如く、事代主神に係れる御事迹も且々見えたりと雖も、豊前豊後日向大隅薩摩の國々には、更に考ふる所無きを、其の日向以下三國の事は、猿田彥神と申す御名の方に在る故に、其は傳二十八卷に注し申す可し、) ○神名式に、對馬島上縣郡、島大國魂御子神社胡祿御子神社と所見たる、此の二社に所祭、事代主神にて御在し坐す、慥なる證共有りて、其の事委しくは、上に注し奉れりき、○右は、事代主大神を齋ひ奉る式社の大較なるが其の外式社ならぬをも、古書中より、見出でたる限りを連ね擧げて注し奉るが、猶各國に在ゆる地名と姓氏との、此の神に係るをば載せて、必ず其の神迹と思しきを注し、其に就きて、故有る地毎に、神社なども御在し坐すべからむと思ゆるに依りて云へるなり、其等の事は、僂ら爲ぬ國人の、各明らむる外は無き者なるぞかし、

初大已貴神之平國也。行到出雲國五十狹狹之小汀而且當飲食。是時海上忽有人聲。乃驚而求之都無所見。頃時有一箇小男。以白蕨皮爲舟。以鷓鴣羽爲衣。隨潮水以浮到。大已貴神即取置掌中而翫之。

則タマヘバ 跳齧ヲドリテカミキ其類ソノワラフ。乃怪其物色カレアヤシキモノノカサチヲ。遣使マダシテツカヒテ白於天神ヲトキタカミツノミコトヲコシ。于時コトトキ高皇產靈尊タカミヤヒメノミコトヲコシ聞之ヲコシ。而曰チノリクマハク。吾所產兒アガルウツノミコ凡有一千五百座スベテマセルチハシラマライイホハシラ。其中一兒ソノナカニヒトコノラノミコ。最惡不順イトツラクシキセリケルガハシラシヘゴトニ。教養ヨリミケナ。自指ヨリミケナ。閉マタ漏墮クキオチタリシバカチラズソレナラフム者必彼矣ノコトマヒキクフソノミテヒタシツレト。宣愛而養之ノコトマヒキクフソノミテヒタシツレト。此即少彥名命是也コトハスナハチスナナヒコトナクミコトコシナリ。顯此云于都斯コレヲイフウツ。蹈輔オタヒ此云多多羅コトトト。幸魂コトシラ此云佐枳彌多摩イフサキミタマ。奇魂コトシラ此云俱斯美拖磨イフサキミタマ。鷓コシラ此云娑娑岐イフサキミタマ。

此は少彥名神の生れ坐し、御事と、其の高天原より天降り御在し坐して、出雲國に、大己貴神の御許に依御在し坐せる云々、なりければ、上文に、夫大己貴命、與少彥名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、是以、百姓至今咸蒙恩賴、嘗大己貴命、謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成、是談也、蓋有幽深之致焉、其後少彥名命、行至熊野之御碕、遂適於常世郷矣、亦曰、至淡島、而緣粟莖者、則彈渡而至常世郷矣、と有る、其の文の以前に在るべき所なるを、上件凡て大己貴神の御事迹のみを列ねられて、此の文を置くべき方無きが故に、此へ廻したるを以て、此に初字をば置かれたる由傳二十七に注せるが如し、故に口訣には、此を少彥名命之傳也、とは云はれたり、所以に古事記には、故大國主神、坐出雲之御大之御前、時自波穗乘天之羅摩船、而内剝鵝皮、剝爲衣服、有歸來神、爾雖問其名不答、且雖問所從之諸神、皆白不知、爾多邇具久自言、此者久延毘古必知

之、即召久延毘古問時、答曰、此者神產巢日神之御子、少名毘古那神、故爾白上於神產巢日御祖命、者、答告、此者實我子也、於子之中、自我手候、久岐斯子也、故與汝葦原色許男命爲兄弟、而作堅其國、故自爾大穴牟遲、與少名毘古那、二柱神相並、作堅此國、然後者其少名毘古那神者、度于常世國也、故顯白其少名毘古那神、所謂久延毘古者、於今者山田之會富騰者也、此神者、足雖不行、盡知天下之事也、と次第の任に被載たるなり、右は同じ少彥名神の御事實なる物から、互みに異同有り、又精粗も有るを、此に一應其の事を注さずしては、此の文を注すに由無きが故に、今少か其の説に及ばむとす、(又地神本紀には、紀記を合せて文を成したりと雖も、記者の私意無きにも非らず、大三輪神三座鎮座次第なるは、其の地神本紀を本と爲て抄せる物から、中に一二は其の社傳と思しくて、世に絶えて傳はらざる古説の有りて、甚愛たかりければ、此にも亦引き出でつ)故に此に、初大己貴神之平國也は、大三輪神三社鎮座次第に、大己貴神、持廣矛爲杖と所見たるに、大倭神社注進狀に、傳聞、八千戈神者、大己貴命、以廣矛爲杖、令撥平葦原中國之邪鬼、是時大己貴命號曰八千戈神、と有りて、大己貴神の八千戈神と聞えさせて、専ら荒振神等を言向けさせ御在し坐しける閉の御事にて渡らせ給ひける由、傳二十七に注し奉るが如く、又上にも説き奉れる、此の一書なる大己貴神の御興言に、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、云々、と有るも、専ら此の御時を指して宣り給へるなれば、此の少彥名神の依御在し坐しけるは國平の終にして、國作の始なる可き事、申すも更なりかし、若くて此の五十狹狹之小汀の事は、少彥名神の依り御在し坐しける地なる事、次に注せる如くなるを、古事記には、故大國主神、坐出雲之御大之御前、と

書し、地神本紀には、御紀の此の文を換へて、古事記と同じく、行_レ到於出雲國之御大御前_ニ而、と作き、鎮座次第にも、其に依りて、行_レ到於出雲國三穗崎_ニと書せれども、此は五十狹狹之小汀と有る方正に然る可きを、御大之御前と云ふは、傳二十七卷に注せるが如く、此の上文に、其後、少彦名命、行_レ至熊野之御碕_ニ、遂適_ニ於常世郷_ニ矣、と有りて、熊野之御碕と三穗崎とは、相對へる地なりければ、其の少彦名神の、常世郷に渡らせ御在し坐す御道次の處なりければ、其の御事に就きて物爲させ御在し坐しけむから、然る混れたる事もぞ出で來けるには有るべき、(又上に注せるが如く、此の一書に、幸魂奇魂神の依御在し坐しける地の事を、地神本紀に、遂到_ニ出雲國五十狹狹之小汀_ニと見え、鎮座次第に引けるにも然なるは、今此を思ふに、幸魂奇魂神の依給へるは、右の御大之御前にて、少彦名神のは五十狹狹小汀ならむを、五みに相替り改れるにも有るべくや、) 借又此に且當_ニ飲食_ニ、是時、海上忽有_ニ人聲_ニ云云、怪_ニ其物色_ニ、と有るは、其の少彦名神の依御在し坐しける消息なり、此に於て大已貴神の御計らひの文、此れに續きて無くては得有るべからざるを、地神本紀には、其の意を得て、古事記の文を以て補ひたり、爾雖_レ問_ニ其名_ニ不_レ答、且雖_レ問_ニ所從之諸神_ニ、皆白_レ不_レ知、爾多邇久白言、此者久延昆古必知之、即召_ニ久延昆古_ニ問時、答_ニ白_ニ此者神產巢日神之御子少名昆古那神_ニ、と有る是なり、此に續くには、此に、遣_レ使白_ニ於天神_ニ、于_レ時高皇產靈尊、聞_レ之而曰、吾所_レ産兒、凡有_ニ一千五百座_ニ、其中一兒、最惡不_レ順_ニ教養_ニ、自_ニ指_ニ開_ニ漏墮者_ニ、必彼矣、宜_ニ愛_ニ而養_ニ之_ニ、此即少彦名命是也、と有るは、古事記には、故爾白_ニ上於神產巢日御祖命_ニ者、答告、此者實我子也、於_ニ子之中_ニ、自_ニ我手_ニ俟_ニ久岐斯子也、故與_ニ汝葦原色許命_ニ爲_ニ兄弟_ニ、而作_ニ堅其國_ニ、と有りて、五みに精粗も有る事なれども、相合せて大に義を

詳かに爲る所有り、鎮座次第には、右に擧げたる此の文より續きて、此即少彦名命是也、此故、稱_ニ曰_ニ手開天神_ニ也、と有りて、少彦名神の傳、此に至りて大に明らかなる者なり、若くて又、古事記に、所謂久延昆古者、於_レ今者山田之會富騰者也、此神者、足雖_レ不_レ行、盡_ニ知天下之事_ニ神也、と有るは、上に謂ゆる久延昆古神の傳にして、必ず無くては得有るまじかりける、甚止事無き趣なる由、下に注すを見て曉る可し、○初大已貴神之平國也の平國は、上にも注せるが如く、此の上文に、如吾不_レ在者、汝何能平_ニ此國_ニ乎、と有ると同じ事ながら、其は此の大已貴神の御事業の凡てに渡りて、廣き方なる故に、私記に依りて、平字を多比良具と訓めるを、此は國土を作らせ御在し坐さむと爲て、先づ荒振神を言向けさせ給ふ所なるが故に、官本に、久爾牟氣斯爾と有るに従ひ訓むべくぞ所思えたる、天孫降臨章に、故遣_ニ我_ニ二神_ニ、ハルヒムケシム、ハルヒムケシム、と有る平定を、牟氣斯牟と訓めるも、此と同意なり、古事記御天降段に、是使_ニ何神_ニ而將_ニ言_ニ趣_ニとも、汝所_ニ以_ニ使_ニ葦原中國_ニ者、言_ニ趣_ニ和_ニ其國_ニ之荒振神等_ニ之者_ニ也とも、故建御雷神、返參上復奏_ニ言_ニ向_ニ和_ニ平葦原中國_ニ之狀_ニとも、今平_ニ訖_ニ葦原中國_ニ之白_ニとも見え、白檮原宮段に、其葦原中國者、專汝所_ニ言_ニ向_ニ之國_ニ、故汝建御雷神可_レ降、爾答曰、僕雖_レ不_レ降、專有_ニ年_ニ其國_ニ之橫刀_ニ可_レ降、故如此言_ニ向_ニ和_ニ平_ニ和_ニ荒夫琉神等_ニ、退_ニ撥_ニ不_レ伏人等_ニ而、黒田廬戸宮段に、於_ニ針_ニ開_ニ水河之前_ニ居_ニ忌_ニ登_ニ、而針_ニ開_ニ爲_ニ道_ニ口_ニ、以_ニ言_ニ向_ニ和_ニ吉備國_ニ也、水垣宮段に、遣_ニ東方十二道_ニ、而令_ニ和_ニ平_ニ其麻都漏波奴人等_ニ、日代宮段に、幸_ニ于_ニ東國_ニ、悉_ニ言_ニ向_ニ和_ニ平_ニ山河荒神及_ニ不_レ伏人等_ニ、又、言_ニ向_ニ科野之坂神_ニ而還來、など有るを、記傳十三(十丁)に、「將言趣は、許登牟氣麻斯と訓べし、記中に多き言にて、言向とも作り、萬葉二十(五十丁)に、知波夜夫流、神乎許等牟氣と有り、言意は、言は(借字)事にて、事依事避などの

事と同じ、牟氣は牟加世にて、背ける者を此方へ令_レ向る意の言なり、背向は此反にて、彼方へ向なり、平字を書て牟氣とのみも云り、此方へ向は、即歸服なり、と有るは、甚々明らかなる説にて、大殿祭詞に、親王諸王、諸臣百官人等乎、己乖々不_レ令_レ在、邪意穢心無久、と有る乖々も牟伎々々と訓みて、言の意は、君上の命令に従ひ奉らずして、各自に、己が心任せなる所作を爲す事を、向々と云ふなるを、牟氣は令_レ向にて、其の統御めさせ給ふ君上の御心の隨に、治め掟させ給へる御事にて、向は我が任に物爲るを云ひ、令向は佗を此方に令_レ向る謂なり、故に萬葉五(十三丁)に、多良志比咩、可尾能彌許等、可良久爾遠、武氣多比良宜且、十八(二十一丁)に、毛能乃布能、八十伴雄乎、麻都呂倍乃、牟氣乃麻爾麻爾、と有りて、撃ち從へさせ給ふ御事にも、召し順ろへさせ給ふ御事にも、共に牟氣とは云ふなり、(右の會牟久は、背向と云はれたるに力を得て思ふに、凡て、某牟久と云ふ類、俗に云ふ阿布牟久は、仰向なり、宇都牟久は内向なり、共に古言と見ゆ、傾は傍向なり、欺は淺向なり、斯る類猶多かりなむを、此に准らへて試む可き者なり)故に此の大神の平國させ御在し坐しける委しき狀は、傳二十七に已に注し奉るが如く、古事記に見えたる、大已貴神の、御父大神の御所に御在し坐して、其の大神の御許より、御妻須勢理毘賣命を負ひ奉らせ給ひて逃げ還り御在し坐しける所に、遙望、呼_レ謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追_レ伏坂之御尾、亦追_レ撥河之瀨而、意禮、爲_レ大國主神、亦爲_レ宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲_レ嫡妻而、於_レ宇迦能山之山本、於_レ底津石根宮柱布刀斯理、於_レ高天原冰椽多迦斯理而居此奴也、故持_レ其大刀弓、追_レ避其八十神之時、每_レ坂御尾追伏、每_レ河瀨追撥而、始作_レ國也、と所見たる、其の八十神を追伏追撥はせ給へる、即此に謂ゆる平國

の御政是なり、其の間の御名を八千戈神と稱へ奉れる所由、已に傳廿七に注し奉るが如し、若くて此に、初大已貴神之平國也、と有る文を、大三輪神三社鎮座次第には、大已貴神、持_レ廣矛爲_レ杖平國、と書して、平國之廣矛の所以、已に此の御時になむ始れりける、故に大倭神社注進狀に、傳聞、八千戈神者、大已貴命、以_レ廣矛爲_レ杖、令_レ撥_レ平豐葦原中國之邪鬼、是時大已貴命、號_レ曰八千戈神、と所見たり、然るは八千神を專向け從へさせ給へるに始りて、國土に在ゆる邪鬼を、皆がらに悉く撥ひ平げさせ御在し坐しける狀にて、御牧望月大伴社記に、是後大已貴命、以_レ廣矛_レ天八重雲袁押分且、天地乎翔行且、天下袁睨巡給且、東國之五月蠅聲如須邪神乎、神拂爾拂平賜而と見え、又出雲風土記、意宇郡母理郷條に、所_レ造_レ天下大神大穴持命、越_レ八國平賜而云々、と有るなどの如きは、始終に互る事なれども、全く大已貴神の平國の御事を傳へたる者なり、故に上に注し奉れる、此の少彦名神の、當世郷に渡り御在し坐しける後に、自後、國中所未_レ成者、大已貴神獨能巡造、遂到_レ出雲國乃興言曰、夫葦原中國、本自荒茫、至_レ及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫_レ不_レ和順、遂因言、今理_レ此國唯吾一身而已、其可_レ與_レ吾共理_レ天下者、蓋有_レ之乎、と宣り給へる御言擧は、右に謂ゆる廣矛を以て御功を立てさせ給へりし御言を、此に述べさせ給へる者なり、故に天孫降臨章に、大已貴神、(中略)乃以_レ平國時所_レ杖之廣矛、授_レ二神曰、吾以_レ此矛_レ卒有_レ治功、天孫若用_レ此矛_レ治_レ國者、必當_レ平安矣、と有るは、右等の凡ての結と成れるにて、已に國を避り奉らせ給ふと爲ては、此の廣矛を天神御子に奉らせ給へるにて、大已貴神の平國の御功業の終りなり、右の如くして、其の平國の御事業はしも、大神の御世の涯り、物爲させ給へる御事なりと申し奉る中にも、上件の如く、其の八十神を伐ち給へるより引き續き

て、専ら國土に在ゆる邪鬼を驅盡し給ふ方を、其の初に爲させ御在し坐しける由なりければ、其の少彦名神の依來らせ給へる以前を、姑く平國の御時と號く可く、二柱相並ばし給へる以後をば、造國の御時と申す可き事、此に、大己貴神之平國也と有る上に、初字を置かれたるに、心を著け思を潜む可くなむ有りける、(故に此の平國の牟氣は、右に注せるが如く、令向にて荒振神を伐ち平らげさせ給ふ御事は、申すも更なり、所造天下大神と御在し坐して、國中に在ゆる諸神を統御めさせ給ふ御事にも、本より係れる物から、此に少彦名神の顯はれ出でさせ給ふ以前にては、専ら邪神姦鬼を伐ち平らげさせ給ふ御事のみぞ、主とは力め行はせ御在し坐したりけらし、)○五十狹狹之小汀は、古事記には、御大之御前と有る事なれども、此方正しき由、右に注せるが如し、故に此を口訣に、在出雲郡と注し、天孫降臨章、及び其の第二、一書に謂ゆる五十田狹之小汀を、同書に、五十田前、云五十狹々之小汀、と有りて、同處の狀なりけるに、古事記には、其を伊那佐之小濱と有り、記傳十四(九丁)に、伊那佐之小濱は、神名帳に、出雲國出雲郡因佐神社有り、其處なり、風土記には伊奈佐乃社と書り、風土記抄に、伊那佐之小濱は、杵築郷の内假宮村と云ふ所なり、此邊の浦を、俗傳に、伊那佐濱と云と云り、書紀には、五十田狹之小汀と有り、同じ處なり、那と陀とは常に通へり、又大穴牟遲神の、少名毘古那神に逢ひ給ひし處をも、書紀には五十狹狹之小汀と有り、此も同處なり、伊那佐の名義、若くは諸否の意にて、大國主神の諸否の答を問給ひし處なるから負る名にもや有む、小濱とは、凡て小川、小田、小野なども云ふ小は、萬葉に難波の小江、なども詠みて、必ず小さからねども、小初瀬小筑波などの類皆稱辭の如し、其は本は細小きを云ふ言なるが、稱辭とも成れるなり、偕此時は、大國主神は、彼宇迦山

の山本の宮に住坐る間にや有けむ、宇迦と伊那佐と同郡なり、(以上採要)と有るにて聞えたるが、其の古名を五十狹狹之小汀と云ひしは、傳廿七に注し奉るが如く、少彦名神の亦名を、去來紗別神とも、天伊佐々比古神とも、少彦命とも申せるが、其の依り來らせ給へる處なるが故に、其の御名を負ひて、此の地名とは成れりしを、後に右に謂ゆる諸否の御問答有りしから、五十田狹之小汀と云ふ名も出で來りしより、五十狹狹の名は、已に風土記の頃は、傳はらざりし者と所見たり、故に此の少彦名神の初めて天降り御在し坐し、地は、傳二十七卷に注し奉るが如く、伯耆國會見郡天萬郷と所見たり、當昔大己貴神の宇迦山本宮は、出雲郡御崎山の地なりしかば、其處に御在し坐さむと爲て海上より渡らせ御在し坐しけむを、大己貴神の、平國の御事を訖へさせ御在し坐して、其の宮に還御在し坐す途中にて、御食聞食す御時に當りて、少彦名神の依御在し坐しけむから、其の地に號けさせ給へる者ところは見えたりけれ、(此を以て、古事記、地神本紀等に、御大之御前と有るは誤なる可き事、右に辨へたるを見て知るべきなり、或は此の五十狹狹之小汀を、秋鹿郡佐太湖也など云ふは、古を得知らざる者にて、云ふにも足らずなむ有りける、又五十狹々を少小汀と云ふ事にて、何の事も無く、唯小き海濱と云ふ事の如く心得たる輩も有るなるは、共に甚じき淺々しき痴説になむ、)○且當飲食は、諸本共に美袁志世武登須と訓めり、然れども、記傳十二(三丁)に引かれたるに、美袁志爲給波牟登須と訓まれたるに従ふ可し、此の言、景行天皇十八年御紀に、泊於葦北小島、而進食云々、其四十年に、日本武尊、披烟凌霧遙徑大山、既逮于峰、而飢之食於山中、神功皇后元年御紀に、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河之側、天武天皇元年御紀に、會明至菟萩野、暫停駕而進食、など有りて、右等は何れも御旅

行の御時など、假初に供御を召上させらるゝを、美袁志須と云へる状なり、但傳十四に注せるが如く、袁須と云ふは、聞食す御事なる事にて、古は供御のみならず、御酒などを奉る事にも、袁須とは云へり、神功皇后十三年御紀御歌に、此酒虛能彌企破、神武保枳、祝保枳玖流保之、奉摩蒐利虛辭彌企唇、不阿佐孺鳩齊佐々、此御歌、古事記にも見えたるを、記傳十八(四十五丁)に、「袁勢は飲めなり明宮段、國主人の歌にも、大意富美岐、熱宇麻良爾岐許志母知袁勢と有り、食ふをも飲むをも、共に袁須と云り、書紀神代卷に、ミツシス飲食、景行天皇御卷に、ツツ飲其水一など有り」と云はれたるにて、明らかなる者なり、(其の明宮段なるは、此には其の十九年御紀に在りて、宇摩羅珥枳虛之茂知鳩勢、と有るを、釋紀に、鳩勢、私記曰、師說飲也、と注して、古く飲と云ふ説有り) ○海上は、上に幸魂奇魂神の御事を、于レ時、神光照レ海、忽然有浮來者、と有ると同じ趣なれば、其の海字と同じく、宇那波良と訓むべきなり、古事記には、此を自波種と有り、楮鎮座次第に、此の少彦名神の御事を、此故稱曰手開天神也、と有りて、御祖皇産靈神の御指開より漏墮させ御在し坐しける地なる、伯耆國會見郡天萬郷なる事、其の神名と地名とを合せて知るべからむ事傳二十七に委しく注し奉るが如し、當昔出雲國の地形はしも、意宇神門仁多大原の四郡はしも、陸地に續きて、其の中に一條の海を隔て、島根秋鹿楯縫出雲の四郡はしも、其の海中なる一島なりしかば、少彦名神は、此の入海に御船を浮べさせ御在し坐して、大己貴神の御許に、謂ゆる宇迦山本宮に到らせ御在し坐す間に、大己貴神の待ち取り給へるが如く、此の五十狹狹之小汀にて出會させ給へるなりけり、然るを古來少彦名神をしも、外國より渡り御在し坐しける者の如く云ふめるは、其の手開天神と申す御名義をしも、思ひ取らざりける者なるぞかし、上にも注せ

るが如く、幸魂奇魂神の依り御在し坐しけるも然り、其も播磨國美囊郡三坂岑に、天より降り坐して、此の入海を経て、五十狹狹之小汀に、浪穂より浮び幸坐せると、事の狀の相等しきをぞ思ふ可かりける、(或説に、此の幸魂奇魂神の御事をも、大物主神の、外國に已く渡らせ御在し坐しけるが、歸り來給へる者の如く云へるは、例の幸魂奇魂神とを一に爲せるさへ有るに、其の大物主神の、外國に渡り御在し坐しと云ふは、跡方も無き杜撰なり、猶例を引かむには、天孫降臨章に、經津主神武甕槌神の御事を、二神、於是降_レ到出雲國五十田狹之小汀、と有るも、降到は、異處に天降りて、其の地に行き到らせ給へるを云ふなるを、其をも外國よりとは云ふべからざれば、右の二をも其に准らふ可きなり) ○有_レ人聲_一は、古事記には、爾雖_レ問_レ其名_一不_レ答、且雖_レ問_レ所_レ從_レ之諸神_一、と有りて、所_レ從_レ之諸神_一を云へるを、此に合せ見るに、下に、有_レ一箇小男_一と有るは、其の主神の御事を指して云へるにて、此に、有_レ人聲_一と云へるは、其の一箇小男に、所屬の諸神の多く從ひ奉れるが、各相語りなど爲つらむから、然る人聲の、遠くも聞えたりし御事とこそは、見奉り知らるる者なりけれ、右の所_レ從_レ之諸神_一を、記傳十二(五丁)に、「大國主神の御從者なり」と云はれつれども、必ず然は有るまじく思ゆる由有り、其は下に注せるが如く、爾雖_レ問_レ其名_一不_レ答は、其の主神の御方に對はせ御在し坐して、御名を問ひ奉らせ給ひしかども、答へ奉らせ給はざりし故に、且雖_レ問_レ所_レ從_レ之諸神_一の且は、右に爾_レと有るに對へて書かれたる者なりければ、少彦名神の御從者に問はせ給ふと雖も、諸共に不_レ知と云ひて、答へ奉らざりし狀なり、次に句を起して、爾多邇具久自言、此者久延毘古必知_レ之、と有るは大國主神の御從者なる事、上に爾字を以て界ひたるを以て知るべし、若くて此に、有_レ人聲_一と云へるも、少彦名神一柱にても

御聲を立てさせ給ふまじきにも非らざれども、然るを何でか聞き尤めさせ給ふ程の御事の御在し坐さむ、餘多の聲はして、其の人の見えざるに依りてこそは、怪しきもし、求めも爲させ給ふ可き理に非らずやは、(又爾多邇具久白言、此者久延昆古、必知之と有るにても、大國主神の御從者の餘多有りけむ御事は知らるめり、其の上少彦名神のは、其の主神の御名さへ、知られさせ給はざりし程なりければ、所從之諸神と云ふべし、此方は常に召し給へる任に、多邇具久、又久延昆古等の名を以て傳はれるを、味ふ可くなむ) ○求之は、母登牟流爾と訓めり、萬葉二(三十八丁)に、妹乎將求、山道不知母、四(三十六丁)に、鹿煮藻闕二毛、求而、將行、七(八丁)に、湯種蒔、荒木之小田矣、求跡又(十四丁) 古爾、有監人之、覓乍、又(二十八丁) 江林、次完也物、求吉、十(六丁)に、春之去者、妻乎求等、鶯之、木末乎傳、鳴乍本名、十二(十丁)に、綠兒之、爲社乳母者、求云、乳飲哉君之、於毛求覽、又、悔毛、老爾來鳴、我背子之、求流乳母爾、行益物乎、十三(九丁)に、沼名河之底奈流玉、求而、得之玉可毛、又(二十六丁) 奧浪來因白珠、邊浪之、緣流白珠、求跡會、君之不來益、拾登會、公者不來益、又(二十七丁) 石瀬踏、求會吾來、十四(十三丁)に、可久古非矣等夜、多禰物得米家武、十七(四十七丁)に乎治我其日爾、母等米安波受家牟、など有りて、母登牟は、右の十卷歌に依りて考ふるに、本見と云ふ事にて、本名は假字にて、本無の反なり、(又麻岐と訓むも、目來と云ふ事にて、眼前に見附くる迄尋ぬる意有りて同じきなり、借其の本名と云ふ事は、其の二卷四十四丁に、何鴨、本名言、三卷二十五丁に、舊都乎、令見乍本名、四卷三十丁に、妹乎見而本名、如此耳戀者、奈何將爲、など二三例を以て試むるに、本名と云ふは、其の據無き狀の事に云へるを、求は其の據る可き所有り、取る可き所有る

を尋ね究むる事なるにて、其の反語と聞ゆ) ○都は、布都爾と訓めり、名義抄に、都字を訓める中に、布都爾、又、布都登とも有りて、布都登は今俗にも云ふ言なり、記傳十八(五十二丁)に、「今世の言に、物の殘無く清く斷れ離るゝ狀を、布都と云ひ、布都理など云り、狹衣に、布都と見放つとも有り(取要)と云はれたる是なり、故通證に、猶言絶也、と注されたり、名義抄に都字を、須閑氏、又加都氏、又美那、又都夫佐爾、又許登基登久、又都夫爾、又都夫登など云ふ訓むは有るなり、(然れば此を、加都氏とも須閑氏とも訓むも、惡からずと雖も、猶布都爾の古訓を守る可き事云ふも更なり、平田翁史に、此の文を引けるには、佐良爾と訓めれども、私なり) ○無所見は、金澤本に、美由流母能那斯と有るに従ふ可し、口訣に、都無所見者、有聲而不見海上也、と云ひ、通證に、都無所見、以體之微少也、と有るにて、甚能く通えたり、○頃時は、私記に依りて、斯麻良久阿理氏と訓むべし、崇神天皇六十年御紀に、有開を、斯麻志阿理氏と訓めり、又景行天皇四年御紀に、權字を斯婆良久と訓み、神功皇后元年御紀に、且除を、斯婆良久於久と訓み、又食頃をも、頃をも、暫をも、俄をも、斯婆良久と訓みたる、御紀の訓例なれども、記傳十七(十三丁)、卅六(二十七丁)に、「暫は斯麻志とも、又斯麻良久とも訓べし、萬葉十四(二十一丁)に、思麻良久波、禰都追母安良牟乎、十五(七丁)に、志麻思久母、比等利安里宇流、又(十四丁) 思末志久母、見禰婆古非思吉、又(三十一丁) 之末思久毛、伊母我目可禮豆、十八(六丁)に奈吳乃宇美爾、布禰之麻志可勢、など有り、又萬葉卷々に、須臾と書るをも、右の如く訓むべし、今本には、斯婆志、又斯婆良久と訓みたるれども、假字には、皆麻と書て婆と書る所は無し、と云はれたるに依りて、此の訓をも定む可き者なりかし、(又十卷四十五丁に、小雲、吾松原、

と有る小字を、元曆本には、少に作りて共に斯麻良久と訓むべき所なり、韻會に、須臾不_レ久也、儀禮注に、須臾言不_レ敢久也、云々、俄頃也、と注せり。○有_二一箇小男_一は、其の主神の形容を云へるにて、右有_二人聲_一の下に注せるが如く、有_二人聲_一は、餘多の人聲を云ふ事なるに、古事記に、所_レ從之諸神を云へれば、其の御從者の神等も、等しく小男なりしな_レめり、然れば此に、有_二一箇小男_一と云ふは、少彦名神一柱の御事に在れども、上に、有_二人聲_一の語有るを以て、其の御從者の出立も、少彦名神と同じ趣にて、依り來給ひけむをなむ、曉る可き事なりける、偕此の小男を、烏具奈_ナと訓めり、景行天皇二年御紀、小碓命、亦名日本童男の下に、童男、此云_二烏具奈_一、と有る是なり、古事記にも、小碓命、亦名倭男具那命と作かれたるを、其の熊曾建を言向に御在し坐しける御時の御名乗にも、倭男具那王者也、と所見たり、記傳二十六(六丁)に、「雄略天皇御卷に、童女_{ナギ}と云名有り、其と比べて思ふに、童なるを、男子を袁具那、女子を賣具那と云ひしにや、然らば彼童女君は、賣具那君と訓べきか、具那は髮に因れる稱にて、宇那章の字那と通ひて聞ゆ和名抄に、髻髮、和名宇奈爲、俗用_二垂髮_一二字、謂_二之童子垂髮_一也、と見え、字鏡に髻、髮至_レ肩垂貌、宇奈井、と見ゆ、此の外にも、髮を以て呼ぶ稱多し、總角_{アケノカサ}髻など、又童_{ワラハ}も、髮を分らはし居る故の稱なり、今の俗言にも、前髮など云類なり、と有るが如し、下の阿波國那賀郡宇那爲神社、の所に考へ合す可きなり、(漢籍列子に、從_二中州_一以東、四十萬里得_二僊僊國_一、人長一尺五寸、東北極有_レ人、名曰_二諍人_一、長九寸、有_二小人國_一、名靖人、と有る注に、詩含神霧曰、東北極有_レ人、長九寸、殆謂_二此小人_一也、と有りて、東北に、然る小人の國有る趣に云へるは、少彦名神を始め奉りて、其の御從者の神等迄、然る小人の形にて、彼處に渡らせ御在し坐しけるから

別に其の國有りと云へるなり、平田翁の三五本國考に、彼の古書共に、泰一小子、東海王清華小童君、東華大神青童君、方諸青童君、青眞少童君、など見えて、人皇氏に傳ひて世界を造り、伏羲氏に三才の道を傳へ、神農氏に醫藥の事を教へ、黃帝老子に養神金丹の法を授けたるを始め、其の事實の多在る中に、漢武帝が時に、西王母と共に降れる女眞上元夫人の語に、青華小童君、元始天王入室弟子也、形有_二嬰孩之貌_一、故仙宮以_二青眞小童_一爲_二號_一、其爲_レ器也、環朗洞照、聖周萬變、玄鏡幽鑿、才爲_二眞僞_一、館_二于扶廣_一、權始運_二遊于玄圃_一、治_二仙職_一、云々」と云へるは、實に少彦名神の御事に當る可かりければ、此の説は謂はれたり、但三才の道、又養神金丹等の事は、道士の言に出でて、甚頼み難き心ち爲れども、其の小童君の説は、此の一箇小男と云ふに合へり。○白薺皮爲_レ舟は、古事記には、乘_二天之羅摩船_一と有り、谷重遠説に、香我美艸名、舊古皆作_二蘿摩_一、此作_二白薺_一假_二通訓_一、蘿摩殼割_レ之如_レ舟也と云へる、實に然る言なり、本草和名に、蘿摩子、一名丸蘭、一名雀瓢、一名苦丸(出_二荀杞條_一)一名地乳、(出_二大清經_一)和名加美、と見え、和名抄には、菴蘭、本草云、蘿摩子、一名菴蘭、(和名加々美)と有るを、醫心方には、加々毛と出でたり、此に白薺皮と有るは、實には、其の訓を假れるにて、蘿摩子なる可からむ事、右の説の如し、此の種類猶有りて、本草和名に、白薺(揚玄操普及)一名甘根、一名連及草、(本條)一名白根、(出_二雜要決_一)一名連草、(出_二釋藥_一)和名加々美、と有るも、別に一種と見ゆ、又同書に、徐長卿、(揚玄操普及兩反)一名鬼督郵(本條)一名龍銜根、一名瀟陽、(已上出_二范注方_一)一名石下長卿、(出_二釋藥性_一)和名比女加々美、と見え、和名抄にも、徐長卿、本草云、徐長卿(和名比女加々美)又醫心方には、比女加々毛と有り、或説に、蹤菴蘭_{ヒシカカミ}の義なりと云へり、又本草和名に、白前、一名

石藍、一名嗽藥、(已上二名、出蘇敬注) 和名乃加々牟、和名抄に、白前、本草云、白前一石藍(和名能加々美)と有るは、野苧蘭の義なり、但し醫心方には、乃字無くして、唯に加々牟とのみ有り、即ち本草綱目に、白前草、苗高尺許、葉似柳、生洲渚沙積上、と有る是なり、又本草和名に、白薺(仁詣音廉儉反) 一名菟核、一名白草、一名白根、一名昆侖、(揚玄操音論) 一名甘草、一名蚬蚶、一名良爺、(已上三名、出釋藥性) 一名白臨、(出葛氏方) 一名菟菟、(出兼名苑) 和名抄に、本草云、白薺(和名夜末賀々美)と有りて、即ち山苧蘭の義なり、右の如く種々有る中に、或は蹤苧蘭、又は野苧蘭或は山苧蘭としも、各言を加へて云ふを思ふに、此の白薺皮は、右の蘿摩子に甚能く當れる者なり、倍其の苧蘭の字は、毛詩に出で、又綱目に、蘿摩、一名白環藤、蔓草也、と有りて、加婆泥草とも云へり、記傳十二(四丁)に、「天之蘿摩船、天之と云ふは、天之蘿天之眞柄などの例なり、(中略) 蘿摩は今の俗は、加賀良比とも加々芋とも云て、其殼を割たるは、舟に甚能似たる物なりとぞ、後拾遺集に、「曙方は恥かしげなる朝顔を加々美草にも見せてける哉、」と見えたり、右の如く、加々美を加々牟とも有れば、牟は芋の略か、又鏡に由るか、猶尋ぬ可き事なりかし、(又一種加々美草と云ふ物有り、螺摩草とも、鏡而草とも、鴨足草とも云ふ物有り、本草に、蔓生石上、葉似螺摩、小草也、と有る是なり、右は同名にして、一種別なりと聞ゆ、) ○鶴鷄羽は、下に、鶴鷄此云娑婆岐、と見え、天孫降臨章に、以鶴鷄爲哭女、と有るも同物なり、仁德天皇の大御名を、大鶴鷄尊と申し奉る事にて、其の元年御紀に、初、天皇生日、木菟入于産殿、明且、譽田天皇、喚大臣武内宿禰語之曰、是何瑞也、大臣對曰吉祥也、復當昨日日臣妻産時、鶴鷄入于産屋、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子、與大臣之子、同日共

産、並有瑞、是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名、子、爲後葉之契也、則以鶴鷄名、以名太子、曰大鶴鷄皇子(下略)と有る是なり、其の四十年の下なる、準別皇子の語に、孰捷鶴鷄與準焉と有りて、其の時の歌に、伊菟^{五十}岐^{御上}宇倍能、娑^如井岐等羅佐禰、と詠めるも、其の天皇の御事を申せるなり、古事記には、其の大鶴鷄尊を、大雀命と作き、假字には、佐邪岐と書かれたり、記傳三十二(八丁)に、「和名抄に、鶴鷄、和名佐々木、文選鶴鷄賦云、鶴鷄小鳥也、生於蒿萊之間、長於藩籬之下、字鏡に、鶴加也久支、又佐々支」と有る其の鶴は、和名抄に、鶴和名加夜久木、唐韻云、鶴雀、鶴小鳥也、と有るを思ふに、加夜久木は、草漏^{カヤキ}にして、小くして、草を潜る由の稱と聞ゆ、和玉篇に、鶴を加夜久具利、又美會佐邪伊、又須々米、又加夜具理、と有るも、草潜、又溝鶴鷄、又雀、又草穿の義なる可し、斯れば、娑々岐は、篠漏^{ササキ}の謂にても有らむか、又古事記に、雀字を佐邪岐と訓める、其は同抄に、雀和名須々米と有る、即ち鶯聚^{スズメ}の義なるにて、共に同類にして異種なる稱呼なり、纂疏に、鶴鷄小鳥也、(出文選鶴鷄賦) 俗云美會佐伊是也、と注させ給へるを、通證に、今按、紀中、雀亦訓佐々木、稱其小也、美會溝也、伊與伎通と有り、本草に、鶴鷄、狀似黃雀而小、灰色有斑、聲如吹噓、喙如利錐、取茅葦毛蟲爲窠、と有るを見れば、和名抄に、巧婦、和名太久美止里、兼名苑注云、巧婦、好制葦皮食中虫、故亦名蘆虎、と有る、此の物の狀に甚能く似たり、此をも世に佐邪岐と云へり、倍和名篇に、鶴を美會佐邪邪と訓み、鶴を佐邪伊、又古登理、又都具美、又加夜久岐、と有りて、其の訓を別に爲るが、説文鳥部鶴字說に、鶴、鸞桃蟲也と云ひ、鶴字說に、刀鶴割葦、と云ひて、本別鳥なるを、其の同類の物なる故に、鶴鷄の字を合せて、彼にも一鳥の名とし、此にも佐邪岐とは呼ぶなり

けらし、(然れば和名抄に謂ゆる、巧婦鳥鷓鴣の三共に、同じ佐邪岐なる者なり、又文選に、桑飛、又事文類聚に、鷓鴣、又工雀と有るなど、古くより、佐邪岐と訓み、又鷓鴣、又巧婦鳥を、美會佐邪岐と訓める事常なり、又右の説文、鷓字の段玉裁注に、釋鳥曰、桃蟲鳥、毛傳亦云、桃蟲鳥也、按、單呼曰鷓鴣、々々謂其小也、取義於焦眇也、桃蟲之桃、亦取兆聲、謂其小、列子、盜驪之馬、廣雅作駢驪、郭注穆天子傳爲馬細頭、此桃訓小之證也、と云へれば、此に古登理と云ふ訓有るにも合へり、右の鷓の事は、下に説有り、) 借古事記には、内剝鵝皮剝と有るを、記傳十二(四丁)に、「鷓字は、決て誤なり、此は甚く小き事を云へるに、鷓は然云許の小鳥には非ねばなり、故延佳は、蛾字ならむかと云り、字鏡に、蛾、蠶也、蠶也、安利比々留、と見え、和名抄に、説文云、蛾蠶化飛蟲也、和名比比流と見えたり、蟻にても、蛾にても、甚小き蟲なれば、此に能く叶へり、其中に、書紀仁德天皇御卷、皇后御歌に、那菟務始能、警務始能虛呂望と詠み給へる、警務始は飛蛾とて、燈に入て身を亡たす蟲にて、蛾の中の一種り、是なむ衣の譬へも、此に殊に由有りて聞ゆれば、蛾と鷓とは、字形似たりとも非ねば、誤らぬ事如何と疑無きになは非ねど、姑く蛾字と爲て、比牟志能加波と訓つ、(取要)と云はれたるは然る言ながら、甚諾ひ難き心ちす、其の鷓字は、和名抄に、鷓兼名苑注云、鷓(音裴)形如鷹、人家所畜也、と有りて、和玉篇に、加毛と訓めれども、其は家鴨の事なれば、芻蘭舟に乗り給ふ許の小き神なれば、其の翬などの羽衣こそは似著しからめ、然る鳥を全剝に剝て衣服と爲させ給ふと云ひては、齟齬ひて聞ゆれば、誤なる事論無し、故に彼の記の例、佐邪岐には、雀字を書かれたる物から、其は人名なりければ、字鏡に、鴉張黃反、黃鳥、加也久支、と有る、此と鷓鴣とは、上に注せるが如く、

同種の物なりければ、佐邪岐に此の字をば用ひたりけむと思ふに、鷓にも在れ、鴉にも在れ、其の皮を剝ぎて、衣服に爲給ふと云ひては、其の乗らせ給へる舟に相應はざりければ、右の蛾の説なむ、允當れるに似たり、然れども、右の仁德天皇御紀の、警務始能虛呂望は、如飛蛾衣にて、萬葉三(三十七丁)に、秋津羽之、袖振妹乎、と有るも、如蜻蛉羽袖、と續けるに同じく織りたる絹の薄きを、蟲羽に譬へ云へるなれば、内剝剝など云ふとは、別なる事なりければ、其に由有りとは難言かなるに、次に注せる如く、此の少彦名神の御事を、諸國に佐々木神と崇め奉るは、鷓鴣神と申し奉る義なるに、又佛狀に異しく言痛き神像を設けて藏王權現と申すは、悉く此の神の御事にて渡らせ給へる其の藏王は、雀王と申す義なるを思ふにも、鷓鴣より外の物にては、更に當らぬ事と知るべき者になむ、(右に引ける、列子湯問篇に、謂ゆる僬僥國と有るを、詩含神霧に、僬僥國と見えたるも、共に鷓鴣國と云ふ事にて、此の少彦名神の、彼に渡らせ御在し坐しける御時の御出立の狀を以て、然る國有りと僻心得したる物なりながら、其も此の證に取るべくして、實に合へる者なり、其を頼むには非らざれども、凡ての事實を考ふるに、鷓にしても蛾にしても、叶はざるなり、) 故に其の佐々木神、又藏王權現と申し奉るは、正しく少彦名神にて渡らせ給ふと申す證は傳廿七に注し奉るが如く、神名式に謂ゆる、近江國蒲生郡沙々貴神社、和名抄に、當郡籬笥郷有る是なり、沙々貴大神、諸國鎮座記に、第一少彦名命、第二仁德天皇、云々、と云へるに合せて、仁德天皇一説少彦名命と云ひ、通證に宣賢卿曰、江州佐々木、舊作鷓鴣、好古謂、第一少彦名命、第二大鷓鴣尊、第三狹々城山君、是孝元天皇皇子大彦命也、第四敦實親王、是宇多天皇第七皇子也、と有るは、此に少彦名神をしも、主神と爲て祀れる證是なり、又但

馬國出石郡佐々木神社、諸國鎮座記に、但馬國佐々伎宮と見え、頭柱に、少彦名命と有り、續風土記に、在佐々木村東、又、式外大崎神社、在佐々木村西、鎮座記、近江國沙々貴神社、第一少彦名命、第二大鷓鴣尊、と有れば、必是」と云へり、又式外丹波國天田郡佐々木山と云ふ有り、卜部家記に、丹波國佐々木岐宮大明神右神代之靈社也、と云ひ、今藏王權現と申すを、武藏國金峯山社記には、「聖武天皇御代、日本靈地に、三芳野社を、丹波大和武藏の三國に祀り給ふ神なり」と有るも、少彦名神を主神と爲て、佐々木神と祀れるを、後に藏王と申し僻めたりし者なり、又鎮座記に、伊勢國御先之三神、中大已貴命、左少彦名命、右久延彦命と有る、其の御先社と申すも、沙々貴神社にて渡らせ給ふ例なり、此には大已貴神を中とし、主と爲る事なれども、沙々貴の號は、少彦名神に起れるにて、其は此の神の、以鷓鴣羽爲衣、と有る、此の御事に依りて、然稱へ奉れるなりければ、右に注せるが如く、古事記に謂ゆる、内鷓鴣皮剝而爲衣服、と有る傳は、古書の旨に合はざる事をなむ、曉る可き證には有りける、(又神名式に、伊賀國阿拜郡佐々木神社は、上に注せるが如く、伊水溫故に、「往昔は、近江國佐々嶽の麓に宮居す、神體は事代主命」と有るを、一説に佐々木神社なりとも云へれば、少彦名神ならむも知るべからず、又丹波國水上郡狹宮神社は、佐々宮の略か、又伊豫國桑村郡佐々久神社有るも、佐々木に同じきか)又神名式に、大和國吉野郡金峯神社、(名神大、月次新嘗)此を紀伊國淡島社記に、少彦名命と傳へ、又和爾雅に、金峯山御嶽神社是也、所祭少彦名命也、と所見たるに、春日社記に、若宮外院卅八所、金峯山藏王權現と有るを、小社記には、左良氣明神と有る、良は々にて、左々氣と有りしを、草書より良に誤れるなる可きは、注式に、三十八所明神、(所謂藏王權現)其南裏左祭氣明神

と有るを以て、右の金峯山の御神を沙々貴神と申せるを、俗に藏王權現と申せる事明らか知られたり、今吉野に藏王堂と云ひて、大なる異形の神體を設くる事は、本より奸僧の然る神境を奪はむ爲に作り成し奉れる物から、藏王と申すは、其の鷓鴣神と申すは決めて形の小さき神にて渡らせ給へるを、限無く大なる神として、世人を欺き詐りたりし者と所見たり、委しくは下に云ふべし、又傳二十七に注せる、甲斐國山梨郡金櫻神社を、金峯山とも、御嶽山とも云ひて、俗に藏王權現と申せるに、社説に、「所祭少彦名命大已貴命素戔鳴尊、三神に御在し坐して、大和國金峯山より勸請る所なり」と云ひ、又武藏國多磨郡金峯山御嶽社と云ふ有り、大宮司家傳には、「祭神少彦名命、大已貴命、安閑天皇、(或云神武天皇)三社合殿也、號藏王權現、聖武天皇御世、日本靈地に、三芳野社を、丹波大和武藏の三國に祀り給ふ神なり」と云ひて、右に謂ゆる、丹波國佐々木山の藏王權現の御事と同説なり、儲藏王と聞ゆる藏は、雀の字音を轉じて書ける者なり、王字は、彼の大比叡小比叡神は、大已貴神大山咋神に坐すを、醫王山王と號け奉れるに等しく、釋徒の常なりければ、其の義を以て藏王とは申せるにて、雀王と申すに等しく、實は此に、以鷓鴣羽爲衣、と有る御事に因れる者なり、然るを神社考に、「昔役行者、在吉野山時、神現釋迦像、行者云、此形難度衆生、次彌勒形現、行者尙云、未也、次藏王權現出、甚可怖貌也、行者云、此我邦之能化也」と云ふ事を載せたるは、釋徒の杜撰を信たりし者にて、云ふにも足らざる事なるが、實には少彦名神はしも、其の山の地主神にて渡らせ給へるを、然すがに除き奉り難くて、右の如く、甚可怖貌也と云ふ、異しき神像を設け、藏王と號け、其の山の主神と云ひ成して、世人を欺きたりし物ながら、藏王と云ふ御名の遺れるを以て、却に神代の古義を見顯はさるる

事こそ、神の御心と、甚可畏き御事なるには有りけれ、(此の雀王に就きて、思ひ合せらるゝ事こそ有りけれ、史記扁鵲傳に、按、扁鵲上古神醫也、周秦間、凡稱良醫、皆謂之扁鵲、其人非一人也、と云ひて、彼の上古より、良醫を斥して、扁鵲と稱する事なるに就きて、平田氏説に、「少彦名神なる可し、扁は、通雅に、唐劉崇龜傳、乘編、縫亡、去此即今之淺船也、形扁故云扁子、と有りて、扁舟の義なり、鵲は、爵か雀を書くべきを、同音の故を以て、鵲字を假用せるなり、説文鳥部に、寫誰也、雜篆文寫、从隹答と見え、隹部に、雀依人小鳥也、从隹、讀與爵同、と有れば、扁鵲は扁雀の義なりと云へり、今思ふに和名抄に、鵲、和名加佐々木と有るは、韓雀と云ふ事にて、此も鷓鴣の一種と聞ゆれば、如何にも其の始、少彦名神を扁鵲など申したりつらむかし、) ○爲衣は、古事記には、爲衣服と有り、其は皮衣の類、此は羽衣の事にて、異なる傳なり、故に此は、鷓鴣は甚小き物なるに、剩へに、其の披下なる保呂羽を以て、衣服に製らせ給へるにて、甚々小き神の謂なる事、下條の波宇志別神の御名に徴して説き奉れるが如し、若くて此の衣字は、官本に従ひて、許呂母と訓むべし、古事記八千矛神御歌に、先に美祁斯と有りて、後に會米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、と有り、仁德天皇二十二年御紀、皇后御歌に虚呂望虚會、赴多弊茂豫者、又、那菟務始能、管務始能虚呂望、赴多弊者氏と所見たり、倭御紀には、袍をも、裱をも、襖をも訓めり、垂仁天皇御紀四年に、是は首佩于裱中と有りて、下に、故受其首、獨無所藏、以著衣中、と見え、其の八十八年に、非獸刀子、仍匿裱中、而自佩之、と有り、又允恭天皇四年御紀に、甲服裱中、而參赴、甲端自衣中、出之、など所見たり、衣字、名義抄に、許呂母とも、伎母能とも、許祁岐奴とも、伎流とも、許呂母登須とも、伎奴伎

流とも、都久とも訓み、裱字は、衣身と注したるを、和玉篇に、裱又襖字、共に許呂母能微と訓めり、袍字は、和名抄に、袍、楊氏漢語抄云、袍(和名字倍乃岐沼、一云朝服)著欄之袷衣也、と見え、襖字は、字鏡に、袷也、古己呂毛と有り、又此の衣字を、伎母能と訓むも悪からじ、應神天皇十三年御紀に、衣服、繼體天皇十年御紀に、衣裳と有るなど、何れも伎母能と訓めり、(甚く穿ちたる事ながら、許呂母の許呂は、身の丈と共なる義なる可く、毛は繞へる由にて、即ち衣の本稱なる可し、天孫降臨章に、夜者若熾火而喧響之と有る、若字を母許呂と訓める、其は萬葉九卷三十六丁に、如己男爾、負而者不有跡、十四卷二十三丁に、母許呂乎乃、許登等思伊波婆、二十九丁に、於吉爾須毛、乎加母乃母己呂、廿卷廿九丁に、和例乎美於久流等、多々理之母己呂、と有るを、右の如く、如己と書けるは已に等しき意を以て當てたる字なるを思ふに、許呂母も其の身に等しく爲て著る謂なる可くや、) ○隨潮水は、宇志富能麻爾麻爾と訓むべし、彼の蛭兒を船に乗せて流し棄て給ふ事を、四神出生章に、順風放棄と有るを、風能麻爾々々と訓み、其の第二一書に、輒以是此船載蛭兒、順流放棄、と有るを、私記に、水乃萬仁々々と有ると同じ例なり、潮水は、古事記八十神段には、海鹽と作き、猿田毘古神段には、海水と書せり、齊明天皇四年御紀、大御歌に、彌儼度能、于之哀能矩娜利、于那俱娜梨、于之慮母俱例尼、飲岐底阿庚阿武、と見えたる是にて、和名抄に、潮、四聲字苑云、海水、朝夕來去波涌也、又作淖(和名字之保)云々と有り、(名義抄に、潮字を宇志富とも、阿佐志富とも、志富とも、宇那都志富とも有り、又潮汐を、阿佐志富、又由布志富と見ゆ、字書に、潮者地之喘息也、隨月消長、早曰潮、晚曰汐、と有り、) ○浮到は、宇加毘伊多理坐伎と訓むべし、地神本紀には、浮到于大已貴命所、と

文を成せり楮上に、于_レ時神光照_レ海、忽然有_二浮來者_一、と云へるは、其の大巳貴神の御座處を指して御在し坐しけるなるを、此は其の御舟を漕ぎ給ふとも無く、唯海潮の隨に浪穂に漂蕩ひつゝ、自然なるが如くして、大巳貴神の御在處に依り御在し坐しけるが故に、浮び到らせ給ふとは云ふなりけり、(古事記には、此所を、有_二歸來神_一と有るを、記傳十二卷五丁に、「歸來は此文に、有_二光_一海依來之神」と有る依來に同じ、歸字を依の意に用ひたる例は、白檮原宮段に、喚歸と見え、書紀垂仁天皇御卷に、常世浪重浪歸國、萬葉三に、樹爾伐歸都など、此外にも有り、と云はれたり)○掌中は、傳十六に注せるが如く、瑞珠盟約章第三一書に、著_二於左手掌中_一、又著_二於右手掌中_一、など有る掌中を、私記に、太奈宇良と有り、皇極天皇三年御紀に、取置掌中_一と見えたるは、多那基許呂と訓み、又寶鏡開始章第三一書に、左掌又右掌、又介恭天皇四半御紀なる掌をも、同じく多那宇良と訓めり、又顯宗天皇御紀、室壽御詞なる手掌を、陀那則舉と云ふ訓を注されたり、即名義抄に、掌を、多那基許呂とも、多那宇良とも、多那會古とも見え、和名抄に、掌、和名太奈古々呂、一云太奈會古、手心也、と云ひ、又御紀の掌中を、多那宇知と訓める本も有り、(右の、多那宇良は、手裏なり、冬那基許呂は、手心なり、多那會古は、手底なり、多那宇知は、手中なり、又大同類聚方には、掌の事を、多那許古漏と云へる、即手心の義なる由、傳二十七卷に注せりき)○取置は、續け讀むべし、右に引ける、皇極天皇御紀に、候_二皮鞋隨_一袍脫落、取置掌中_一、と有る例是なり、○翫之則は、母氏阿會毘給比志加婆と訓み來る、其然る可し、谷重遠説に、置_二掌中_一而翫_レ之、以其小男輕慢_レ之也、と云へれども、敢て輕慢_レらせ給ふには有るべからず、其の餘りに小き神なるが故に、掌中に載せて、何の御心も無く、翫弄の物の如く爲させ給へる

な_レめり、然るは、菟蘭の殼と雖も、僅に其の長三寸に過ぎず、其の幅一寸にも足ざる可ければ、其の舟に従者を率て乗せ給ふ許の御形にて御在し坐せば、其の浮び到らせ給ひし程は、然許り尊き天神と迄は、思ほしも寄らせ給ふ可からざめれば、先づ掌中に取り置かして、翫物に爲させ給ひしなりけり、翫は遷却崇神詞に、翫_二物止玉_一、出雲神賀詞に、白鶴_二乃生御調_一、翫_二物_一など有り、名義抄に、玩をば、母知阿會布、又阿那豆流、又米傳多志と訓み、翫を、母氏阿會布、又那良布、又米豆良志、又布祢流と訓みたり、(字鏡集に、憐字を、母知阿會布と訓めり、楮右の翫の言は、翫弄と熟する字なるに、景行天皇二十五年御紀に、日本武尊の、童女姿に作りて、川上臯帥の所に御坐し坐しけるに、則携_レ手同_レ席、舉_レ杯令_レ飲而戲弄、と有る弄字を、麻佐具流と訓めるに、源氏物語にも見えたり、蓬生の卷十五丁に、「古めきたる御厨子開けて唐守藐姑射の刀自、香具夜姫の物語の繪に書きたるをぞ、時々麻佐具理物に物爲給ふ、東屋卷六十六丁に、「此にて斯かる物に、甚久しう手觸れざりつかしと、珍らしく我ながら思えて、甚馴かし、麻佐具理つゝ眺め給ふに、云々、何とて、斯かる所には年頃經給ひしぞと宣へば、甚恥かしくて、白き扇を麻佐具理つゝ、添ひ臥し給ふ」と有るを、契沖説に、「河海に、弊字を麻佐具理と訓みたる事、何に出でたるか思東無し、弄字を、日本紀に、麻佐具流と訓めり、母氏阿會布とも訓めり、物を手に持ちて遊ぶを、母氏阿會布と云へば、麻佐具流も心同じ」と云へる是なり)○跳は、袁杼理氏なり、上に已に注せる此の幸魂奇魂神の、顯れ出でさせ御在し坐す状を、地神本紀には、于_レ時、神光照_レ海、忽以踊_二出波浪末_一、と有る踊出と同じく、物に堪へ忍ぶ可からざる事有る時には、必距躍_二り物爲る是なり_一、是其の掌中に置きて、翫物と成し給へるを御怒坐せる御所爲なり、○醫_二其頰_一を、

谷重遠説に、跳鬻其頰、犯顔諫争也、と云ひて、比譬の義に取り成せるは、甚じき僻説にて、云ふにも足らざる者なり、此は大巳貴神の、何の御心も御在し坐さず、其の小きを怪しみ御在し坐して、掌中に置きて、翫物の如く爲させ給ひしから、慷慨みて、其の御頰に鬻附き進らせ給へるなり、字鏡に、頰、豆良、和名抄に、頰(頰骨附)野玉按云、頰(和名豆良一云保々)面旁目下也、玉篇云、頰(和名豆良保彌)頰骨也、或云輔車、と所見たり、(又古事記神名に、頰那藝神、次頰那美神、と有るは假字にて、記傳に、都夫良の切りたる言にて、海水の都夫多都を云ふ、)と云はれたり、但人の頰を云ふも、其の圓なるを言ふなる可くや、) ○物色は、加多知と訓めり、即ち通證に、容貌也と有るが如し、天孫降臨章に、此神容貌、正類天稚彦、其の第一一書に、此神形貌、自與天稚彦恰然相似、綏靖天皇前御紀、景行天皇二年御紀などに、及壯容貌魁偉、仲哀天皇前御紀に、容姿端正、神功皇后前御紀に、貌容壯麗などの類數知らず多在り、日向風土記に、天暗冥、晝夜不別、人物失道、物色難別、と有る物色も、右の如く加多知と訓むべき所なめり、(又は物能加多知と訓みても有りぬ可し、通證に、後漢嚴光傳、帝思其賢、乃令以物色訪之、注、以三形貌求之也、と有るにて此れを知るべし、) ○怪は、天孫降臨章に、怪其久不來報、と有るなど阿夜志牟と云ふ字なり、崇神天皇十年御紀には、怪字を志流麻自と訓めり、又其所に、大彦命、異之間童女二曰、云云、爰倭迹々姬命、心裏密異之、顯宗天皇前御紀に、小楯、由是深奇異焉、齊明天皇五年御紀に、是夕、於朝倉山上、有鬼著大笠、臨視喪儀、衆皆嗟怪、など見え、萬葉二(二十二丁)に、圖負留、神龜毛、三(十四丁)に、奇母、神左備居賀、又(二十七丁)、靈母、座神香聞、又(三十九丁)、海若者、靈寸物香、七(三十丁)に、怪殊欲服此暮

可聞、又(三十六丁)、怪毛、吾袖者干時無香、九(十八丁)に、怪常、所許爾念久、十一(五丁)に、跡無戀不止怪、又(六丁)、怪吾戀相依無、又(二十六丁)、辰爾波成不相毛怪、十二(二十六丁)に、名者告而之乎、不相毛怪、十四(六丁)に、安波麻吉氏、實登波奈禮留乎、阿波奈久毛、安夜思、十八(十五丁)に、安夜思苦毛、奈氣伎和多流香、など有り、此の本語は、傳三に注せるが如く、歎息辭の阿夜より活機ける語にて、我が心に其の理を究め難き事を、不審しむ詞なる者なり、(其の外、阿夜邇久、又阿夜末都、又阿夜加須、又阿夜加流など、阿夜某と云ふ語の有るも同じ語の例なり、又神字を阿夜志と讀む説は、傳二十一卷、是神劍也の下に已に云へり、) ○怪其物色と遣使白天神との間に、其の少彦名神を顯はし申せりし久延毘古の傳を、此には漏されたり、地神本紀、及び大三輪神三座鎮座次第には、古事記に據りて書き加へたり、爾雖問其名不答、且雖問所從之諸神、皆白不知、爾多邇具久白言、此者久延毘古必知之、即召久延毘古問時、答曰、此者神產巢日神之御子、少名毘古那神、(中略)所謂久延毘古者、於今者山田之會富騰者也、此神者、足雖不行、盡知天下之事神也、と有る是なり、其の文を合せ讀みて、大に此の事實を明らかに爲る所有るが故に、今將、此にも其の注に及ぶ可きなり、先右に、爾雖問其名不答とは、其の神を、始めは翫物の如く御手に取り置いて、手弄ぐり給ひしかば、其の御頰に鬻み著かせ給ひし故に、其の御名を問ひ聞えさせ給ひしかども、答へ奉らせ給はざりし由なり、次に、雖問所從之諸神、皆白不知と有る、所從之諸神と云ふは、右に注せるが如く、少彦名神の御從者と爲りて、仕へ奉られし諸神を云ふなり、此にも海上忽有入聲、と有りて、少彦名神一柱にては御在し坐さず、數多の御從者も有りけるが故に、其の相語る人聲の聞えたりし趣なるを

合せ考ふ可き者なり、上に、爾雖問其名不答の爾字は、其の主神の御事を申す爲に置き、次に、且雖問所從之諸神、皆白不知、とは、上なる爾字に對へて、其の御從者の事を云はむとて置ける且字なるを以て、其の義を曉る可くなむ有りける、(記傳に、「所從之諸神は、美登毛能神多知と訓べし、大國主神の御從者なり」と云はれたるは、次にも、爾多邇具久白言と有りて、爾字を以て、大國主神の御從者の事を云ひ起す界と成せる事に、心著かれざりしなりけり、字書にも、且猶又也と注せり、) 爾多邇具久白言、此者久延昆古必知之、と有るは、其の大國主神の御從者の神等の事なり、此に深く遠く奇妙なる致有るべし、其は多邇具久は次に云ふが如く、何方迄も行き到らざる事無き、甚奇異しき物なるに、其の神も、此の少彦名神の御事は、得知らざりつるは、其の行き通ふ界なるざる天上の神にて御在し坐すを以てなり、又久延昆古は、下に、此神者、足雖不行、盡知天下之事神也、と有りて、此の神は、坐ながらにして、其の行き至らざる限りの、天下に在ゆる事を盡く知る神なるに依りて、其の神に問ひ給ふ可き由を申し聞えたりつるなりけり、故に此に其の大國主神の、此の平國の御時に當りて、其の御從者の諸神も多く在る中に、多邇具久は、斥候の如くして、險阻を抜へ行き、敵地の形勢を候ひ知る神なる可く、久延昆古は、謀主の如くして、智謀を以て、其の虜の動靜を、坐ながら認知る神なりしが、常も近習ひ供奉れるを、此の時に其の少彦名神の御事を、如此なむ顯はし白せるなりけらし、先輩此の久延昆古神の事は、且々云へれども、其の多邇具久に至りては、然る功有る神とも知らざるが故に、大國主神の、此の平國の御事は、如何にして然許りなる大造の功績を得建てさせ給へりとも、其の説の及ばざるが、此の大神の御爲に未だ盡さざる所なるぞ、甚速無き事なりける、其の久

延昆古神の文に、此神者、足雖不行、云々、と有るを以て、多邇具久はしも、天下を盡くに行き巡らざる所無き神なる事をば、思はざると云ふ事やは有るべき、(記傳に、「多邇具久、且字諸本皆同じけれども、此字を假字に用ひたる事、此記は更にも云ず、佗の古書にも凡て例無れば、決く寫誤なり、具字なる可し、云々」と云はれたるは、實に然る言なるに就きて考ふるに、伊勢本加藤本眞福寺本、共に且に作れるを、或人、一本に具に作ると有るに依りて、今改め引きつ、) 偕其の多邇具久の事は、記傳に引かれたる生島神詞に、皇神能敷坐、島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、と見え、高橋氏文に、山野海河者、多爾久々乃佐和多流岐波美、加弊良乃加用布岐波美、と有り、萬葉五(七丁)に、許能提羅周、日月能斯多波、阿麻久毛能、牟迦夫周伎波美、多爾具久能、佐和多流伎波美、六(二十五丁)に、山乃衣伎、野之衣寸見世常、伴部乎、班遺之、山彦乃、將應極、谷潜乃、狹渡極、など詠める、一は天雲の向伏極みに對へ云へれば、此の大地を悉くに行き渡る由なり、一は山の退方、野の退方を云ひて、下に山彦と共に置ければ、其も國土の限りを云ふなり、其の谷潜と有るや、正字なるらむ、其は右に注せるが如く、和名抄に、鷲、和名加夜久木、と有るを、和玉篇に、加夜久具利と詠みて、久伎は久々利なると等しかる可し、然して久伎と具久とは、常に通はし云へり、萬葉十(十三丁)に、春之在者、伯勞鳥之草具吉、十七(十一丁)に、保登等藝須、木際多知久吉、など云へる、同じ意にて、八(二十八丁)に、足引乃、許乃間立八十一、十七(二十七丁)に、波流乃野能之、氣美登毗久々又、夜麻扶枳能、之氣美登毗久々、十九(二十二丁)に、立久久等、羽觸爾知良須、など有る是なり、然る時は、多邇具久は、谷久具理の義ならむ事は、祝詞以下の書共に、狹度極と有るにて、著明き事なりかし、記傳に、此は蟾蜍の

事にて、具久は鳴聲に因れる名、谷と云ふは物の狭間に居る物なる故なり、祝詞に、蟻と書れたるは蝦蟇にて、其は唯の加閉流なれば、比伎加閉流とは別なるが如くなれども、古通はし云る事、漢籍にも多し、(取要)と云はれたるは然る言にて、應神天皇十九年御紀に、夫國樛者、云々、亦煮_ニ蝦蟇_ニ爲_ニ上味_ニ、名曰_ニ毛彌_ニ、と有る蝦蟇を、加閉流と訓めるも、其の實は蟾蜍の事なり名義は、其の通證に、蓋雖_ニ遯_ニ之、常慕而返、故爲_ニ名、洪駒父詩、人言懷_ニ土虫、棄去俄復在、註蝦蟇也、と云はれたるが如し、本草和名に、蝦蟇(仁謂遯麻、二音)一名蟾蜍、(揚玄操、上音占、下市余反)一名去醜、(揚玄操音秋)一名去甫、一名苦蠱、一名仇道、(出_ニ小品方_ニ)一名蛙鼃、(英取反)一名蟪鼃一名長股、(已上三名、出_ニ兼名苑_ニ)和名比支、と見え、和名抄には、蟾蜍、兼名苑注云、蟾蜍(右徐二音、蜍或作_ニ蟪_ニ一音余、和名比木、)と有る比伎は、傳十九に注せるが如く、姓の伊福部は笛吹の謂なるを、切めて日置とも云へるに同じく、此の物の氣を吹く時は、蚊蜂と雖も其の氣に引かれて口に入り、又唯に氣を引き、久しく食はずながら、食に堪へなど、其の呼吸に依りて、大に靈しき事有るを以て、名と爲るなめり、又記傳に、「本朝文粹、村上天皇御製、古調詩に、又有_ニ異體者_ニ、名號爲_ニ最明_ニ、野鎚誰得_ニ辨、蝦蟇尤耐_ニ驚、と有る、此の野鎚蝦蟇の對句の意を思ふに、彼の異體者の形狀、野鎚蝦蟇に似たり、斯る者は誰かは辨知らむ、見ては誰も驚つ可しと云ふ意か、又は野鎚と云とも、誰か此者を辨知む、蝦蟇も、此を見は驚く可しと云ふ意か、若後の意ならば、野鎚蝦蟇は、物を能辨へ知る者にして宣へるなれば、此に山有り、故引つ、と云はれたるを、今又思ふに、此は蟾蜍の御詩にて、異體は其の形を宣ひ、最明は其の物を能く知る事を宣ひ、野鎚は其の形容を宣ひ、蝦蟇は其の名を宣へるにて、其の名號爲_ニ最明_ニ

と有る御句にて、此の物の靈しく妙なる神智有る事を宣へるなかりければ、實に此の證に引き奉る可き御作意なる者ぞかし、(韻會に、蟾蜍、蝦蟇也、と見え、爾雅に、畫_ニ蟾_ニ諸、注云、似_ニ蝦蟇_ニ居_ニ陸地_ニ、疏、按本草、蝦蟇、陶注云、此是腹大、皮上多_ニ瘡_ニ者也、蟾諸亦類_ニ此、と有り、又、抱朴子に、蟾諸壽_ニ三千歲_ニ、頭上有_ニ角_ニ、領下有_ニ丹書八字_ニ、玄中記云、蟾諸生_ニ角者、食_ニ之壽千歲是也、と云へり、偕右に引ける記傳に、具久は、鳴聲に因れる名と云はれたれども、潜の方然る可からむ事は、彼の鵲を、和名抄に加夜久木と云へるを、韻會に、鵲_ニ屬、又鵲屬と云へる鵲は、月令に、田鼠化爲_ニ鵲、と云へるを、莊子に、田鼠化爲_ニ鵲、と云へり、然るに、和名抄に、鵲、淮南子云、蝦蟇化爲_ニ鵲、和名宇都良、と有るを合せ見るに、蝦蟇と田鼠とは本同族なり、鵲と鵲とは共に宇都良にて、鵲も其の種類なり、其の鵲は、字彙に、兩種、有_ニ丹鵲_ニ、有_ニ白鵲_ニ、又、俗言、此鳥性淳、飛必附_ニ草、行不_ニ越_ニ草、遇_ニ草橫_ニ前、即旋行避_ニ之、故名曰_ニ鵲、と有りて、鵲の狀も加夜久木に似たり、然して田鼠蝦蟇、共に能く下を潜る物なるが故に、其の化れる鵲も鵲も、共に草を潜るは、其の性の共に替らざるを以てなり、然る時は多邇具久は、谷潜の方、甚其の謂れ有るに似たり、)久延昆古は、崩彦の義なる可し、記傳にも引かれたる、仁德天皇十六年御紀歌に、以_ニ播區_ニ娜輸、伽_ニ之古俱等望、と有るを、冠辭考に、「此は高山の岩根の崩て、今落ぬ可き狀なるを仰見れば、心消て恐る物なるを云ふ、と云はれ、萬葉三(四十九丁)に、河岸之、妹我_ニ可悔、は、如_ニ河岸_ニ崩と係けたるなり、十四(六丁)に、可_ニ麻久良乃、美胡之能_ニ佐吉能、伊波久_ニ數乃、云々と有るを、相摸風土記に、見越崎、每有_ニ連浪_ニ崩_ニ石、國人名號_ニ伊會布利、謂_ニ振_ニ石也、と見えたるなどの久由是なり、偕此の神名はしも、傳廿七に注せるが如く、鎌倉

江島社傳に、大已貴命、與久延彥命合^レ力經^レ營相摸江島安藝嚴島、駿河御獄、と所見たれば、此の神も大已貴少彥名二神に相副して、國作り給へるなりけり、但久延は、崩^レ字の義なりければ、此に國作りの意無しとも云ふべかりけれども、其の山にも在れ、石にも在れ、其の餘り有るをば崩し運びて、不足る所に補ひ物爲べかりければ、此の神の掌る所、必ず其の事にぞ御在し坐すべし、崇神天皇十年御紀に、箸墓の事を、日也人作、夜也神作、故運^レ大坂山石而造、云々、神功皇后元年御紀に、山陵を興^レらるゝ事を、仍編^レ船、緝^レ于淡路島、運^レ其島石而造^レ之、と有るが如く、一山を築くには、佗山を崩し運ぶを以て、其の理を明らむ可し、斯かれば此の神は、何の至りも無き神の如く人皆思ふ事なれども、右の如き御功坐せる神なるが故に、所々に祭れる社多在るも尤なる事共になむ、大三輪神三社鎮座次第、小社の中に、會富止神社久延彥命、(立^レ社奉^レ齋、年號未^レ考)と見え、已に、沙沙貴大神諸國鎮座記に、伊勢國御先之三神、中大已貴命、左少彥名命、右久延彥命と有り、又記傳に、「式に、能登國能登郡、久氏比古神社有り、氏字若は延の誤には非ざるか、宗祇回國雜記と云物に、能登國に至り侍て、云々、久惠の谷と云所にて詠る、心から憂き住ひにも馴ぬらむ、八千度何を久惠の里人、と有るを見れば、愈久氏は久延の誤りと思ゆ、縦ひ氏にても、延と同韻なり」と云はれたるは、實に然る説にて、右の結句は、久延を悔に取り成したるにて、久惠と書く時は、假字違へれども、其の頃の習俗なれば、然のみ云ふべきに非らず、(實に右の久氏比古神社の久延毘古神ならむ事は、傳二十七卷にも擧げたる、神名式に、羽咋郡大穴持神像石神社、能登郡宿那彥像石神社など御在し坐すは然る物にて、又上に注せるが如く、羽咋郡氣多神社、名神大は、大已貴神に渡らせ給ひ、能登郡能登生國玉比古神社は、大國魂

神にて御在し坐すなど、得去るまじき所以有れば、必然有りぬ可き事共なり、)即召^レ久延毘古問時、答^レ曰此者神產巢日神之御子少名毘古那神、は、地神本紀も此と同じく、即召^レ久延彥問時、答^レ曰此者神皇產靈神之御子少彥名神、と有るを、大三輪神三社鎮座次第には、即召^レ久延彥問時、答^レ曰、此者高皇產靈尊之子少彥名神、と有りて、此の一のみ異なるは、實には高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱神共に相成し坐せる御事に御在し坐すを以てなる可し、然して下に、故顯^レ曰其少名毘古那神、所謂久延毘古者、於今者山田之會富騰者也異なる説有り、但馬國人井上觀と云ひける人の説に、「久延毘古は、其の初、現身坐し^レ神に稱へし名にして、後に其の像を作りてより號けし名には非ず、然れば、本居大人説に、久延毘古、會富騰と云名に依て、後の案山子の事とし、久延毘古てふ名も、世と共に、雨露に打れ、風に吹破られなどして、身體の壞れ傷はれたる意にもや有む、久豆禮を久延と云は古言なり、と云はれたる意を以て、神名に稱へむ事は當らざる可く、又足雖^レ不行と云ふを解きて、作り立てたる任にて、何處へも動かぬを云ふなり、と云ひて、全く案山子の事と爲られたれども、其の次の、盡^レ知天下之事の下に、「此は如何なる故とも難^レ測けれど、云々、此の山田の會富騰は、唯人の形したりと云ふ許にて、人の爲事をも得爲す、足も得歩行かず、其の形貌甚將醜く、賤しげなる物の極なり、然るを此の物しも、天下の事を盡知りて、云々、と云はれたれども、此の説甚聞えず、人の形したりと云ふ許にて、足も得行かず、人の爲事をも得爲ざる者を、争でか天下の事を盡く知る神とは云ふべき、其は於^レ今と云ふ語に意の届かぬにや、と云へるは、實に奇らしき考なり、其の説の如くは、古に久延毘古神と云ふ神の在りしを、於今其の神像を設けて、山田之會富騰と云ひて、田の守神と爲る物是なり、との

義にて、甚能く聞えたり、此の説に驚かされて、記中、於今と云ふ一二例を擧げて試むるに、此稻羽之素菟者也、於今謂菟神也、又、此之阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大御神者也、又、故其一尋和邇者、於今謂佐比持神也、と有るなど、古に何某神と申す有りき、於今何某神と謂ひて祀る由なりければ、此の久延毘古神も、其の説の如く、當昔、現身神にて、大國主神の供奉の中なる一神にて坐しけるを、今に案山子を以て、神像と爲て祀る神の由なる事、決き者なり、(然るを、平田氏の玉擲を見るに、其の山田の案山子には、天下を往來し給ふ諸神の御靈の依り坐すが故に、然る天下の事を、盡く知り給ふ由に説けるは何事にや、諸神の御靈を、案山子に寓し給ふと云ふ事は、何等の書にか出でたりける、若し其の説く如くならむには、鏡玉等を神と云ふに等しかる可きが、其に託坐せる神靈の託宣などの如く心得べきにや、然る時は、召久延毘古と有る、召字繼ならざるを如何は爲む、其の上此の久延毘古神を私に稱へて、天勝國勝奇魂千依彦命と云ひて、其の門人共も、常に然る神名も有るべき事と心得居るは、餘りに淺ましき事なりかし、其の天勝國勝は、事勝國勝長狹神の御名より取れるならめども、此の神に何の由有りて、然は申さる可き、又奇魂は、唯奇異しき御魂と申す事にや、若し神典の幸魂奇魂の事ならむには、大に義理の違ふ事なり、又千依彦命と申すは、其の奇魂の千々に依り給ふと云ふ義ならむには、其の寓坐す神をば、皆がら男神のみとは云ひ難からむを、彦字如何、其の上、皇太神宮儀式帳に、大歲神兒千依比賣命と申すも有りて、混らはしき事なり、後世然る新製の神名を、實と心得む僻者の無しとは云ひ難かりければ、今示し置きて、惑はざら令むとす、楮右に謂ゆる井上觀と云ふは、但馬國出石仙石氏の儒士にて、通稱は謙藏と云ひし人なりけるを、貝原氏の

學を慕ひて、其の主家の系譜三十卷を著はし、續きて、但馬國續風土記十卷を書きてける其の餘業に、案山子説と云ふ小冊子をも書きたりけるを、今は其の中より、此に用有るのみを抄出でたるなり、予壯年の時より、方外の友なりしを、去し嘉永三戌年七月、予其の國に物爲し時、予が著述などの序有らば、書き加へてよと云ひて、其の翌年にや有りけむ、身罷られりしは、甚可惜らしき事なり、今は其の契り違へじとの事なるぞとよ、會富騰は、添處ソホドの義なり、記傳に、「會富騰は、後の歌に、會富豆と詠る物にて、清輔朝臣の奥義抄に、田に、驚ろかしに立たる人形なりと云り」と有り、其の引かれたる歌共に、古今集に、「足引の山田の會富豆已さへ、我を欲しと云ふ愁はしき事」と有るを、顯注密勘に、「會富豆とは、田を驚ろかしに立たる人形なり、驚ろかしとは、晝は鳥などを驚ろかし、夜は鹿などを驚ろかすなり、云々」と注せり、又記傳に、後撰集に、「明暮し守る田實を刈せつゝ、袂會富豆の身とぞ成ぬる、」拾遺集(長歌)に「小山田を人に任せて我は只、袂會富豆に身を成して云々」會根好忠集に「山田守る會富豆も今は眺め爲な、舟屋形より穂芒見ゆめり」など詠めり、又仲正集に、「夕霧に立てる會富豆や見えざらむ、山田の傍に牡鹿鳴くなり、」續古今集に、備中國湯川寺にて、僧都玄賓、「山田守る會富豆の身こそ哀なれ、秋果てぬれば問人も無し、」此歌に依りて、會富豆は僧都を以て號けし物と心得るは、古を考へざる僻事なり」と有り、井上觀云く、「會富豆は、本久延毘古の事にして、後に其の像を作りて、田の驚ろかしに立つる事と成りてより、山田之會富騰と云へる物なり、王二集に、「秋田に立し會富豆の姿迄、霜に混へる冬の山里」、夫木集、信實の歌に、「川小田に立る會富豆は詮も無し、徒ならば門守り爲よ、」など見ゆ、楮此の山田之會富騰は、本其の神の名にて、其の神像を作りて祭たりしが、自後世

に案山子の事と成れるならむ、此の神を田に祭る可き故由の事、古事記の上に見えず、此神、盡_レ知天下之事_トと云ふ御魂なれば、強に田の爲に祭りたるには非らず、田家村落の内に祭りたるか、云々_トと云へるには、少か不足ぬ所有り、其は山田之會富騰と、上に山田の言を冠て申せるは、山田を守る神に非らずして、何でか然は申さむ、此の神は、足は行かずして、坐ながらに、盡_レ知天下之事_トと云ふ許りの神にて御在し坐すから、右に云へる如く、其の神像を設けて祭りけむを、荒振神も、其の靈威に畏れて、其の守らせる田地を犯し、苗稼を損ひ破る事を得ざりし故事に起りて、傍鳥獸も其に驚かされて、得こそは其の田に下り立たざるなりけらし、偕其の案子の、物佗しげに、甚く身の壞れ損はれたる物の如く詠めるは、何れも秋の歌なるが故なる可くして、其の神像を始めて作る時は、藨_{ケツヒトガタ}靈の上に、麻衣などを著たりけめども、漸く秋に成りて、壞れ破る_レを云ふなりけり、今は然る神像とも何とも、人の知らずして、唯鳥獸の驚かしに立つと思ふから、始より弊衣を繞ひて作る物と成れりしを以て、古をば強ふべからざる者なりかし、(其の形は、解除の藨靈の如く、茅を以て作りけらし、井上觀云く、「宋利登が田家詩に、小雨初晴歲事新、一犁江上趣_レ初春、豆畦種罷無_レ人守、縛_レ得黃茅更似_レ人、と有り、」と云へるにて知るべし、又云く、「案山子の事熟字、韻府にも見えず、漢人の俗語より出でしか、又禪語より出でしか未だ詳ならざりしに、或人、隨齋諸話を抄出せしを見たるに、案山子の文字は、傳燈錄普燈錄歷代高僧錄等に、面前案山子の語有り、註曰、民俗刈_レ草作_レ人形、今置_レ山田之上防_レ禽獸、名曰_レ案山子、又、會元五祖禪師章、主山高、案山低、又、主山高峻々、案山翠青々、など有りて、主山高く山の主たる意、案山は低く、上平に机の如き意ならむ、低き山の間には、必ず田地を開きて

耕作す、鳥威しも、案山の邊に立て置く人形なる故に、山僧など戯れに案山子と號けしを、通稱する者ならむ、」と書せりと云へりき、) 偕右に、會富騰をば、添處の義ならむと云ふは、此の久延毘古神はしも、足は行かずして、其處に御在し坐しつゝ、坐ながらにして其の田地を守り給ふ謂なる可し、記傳に、「名義は或人、雨露に濕_レ泥ちて立る由なりと云り、今按に、會富豆とは、後の事にて、本は會富騰なれば、會富遲人てふ意にや、云々」_トと云はれたれども信はず、其は雨露に濕れ泥つを以て名と爲むには、屋外なる物には、猶幾許も有りぬ可き事なり、予が意には、會富は、天孫降臨章第六一書に、添山、此云_レ會裏能耶麻、と有るを、和名抄、大和國郡名に、添上(會不乃加美)添下(會不乃之毛)と作きて、會布と訓めれば、此の意にて、會裏の里の言を略ける者なり、騰は、臥處寢處などの處にして、此は田地を云ふなる可し、若くて添處神と申すは、古より藨靈を作り、衣を著せ、弓を携へたる神像を作りて、此を田畔に掛け置きて祀る時は、此の神靈の御在し坐して、其の地に添ひて、此を守らせ給ふ謂なる可し、坐しながらにして、天下の事を知り給ふと云ふも、各其の地に御靈の相副し御在し坐すに因る事、申すも更なる御事なりかし、又案山子を加賀志と云へる名義は、懸_{カケ}人にて、然る人形を作りて、竹杖に掛くるを云ふなる可し、彼の大倭本記に謂ゆる、天懸大神國懸大神、又は、萬葉二(三十三丁)に、御名爾懸世流_{ミナカセ}と有るなど、懸_{カケ}字を加々須と訓める是なり、(井上觀が説に、「會富騰は、足雖_レ不行と有れば、此神、足痿屈みて、行く事能はざりしなる可し、彼の案山子は、草にて作りたる物なれば、雨露に打たれ、風に吹かれても、少しも身退かぬ物なる故に、能く當れり、然れば、今案山子と云ふは、加賀美足の略語なる可し、云々」_トと云へるは、此所に至りて大なる愚説を成すに至れり、此

の人の爲に、甚心苦しき事なるにこそ、足雖_レ不行は、平田翁史に、足者由加泥杼_トと訓める甚宜し、古事記日代宮段歌に、蘇良波由賀受_{不行}、阿斯用由久那_{從足將行}、又、波麻都知登理_{從津千鳥}、波麻用波由迦受_{不行}、など有り、記傳に、「足雖_レ不行とは、作りて立たる任にて、何處へも動かぬを云なり、」と云はれつれども、此神者と云ふは、其の曾富騰の上を云ふならず久延毘古神の事を云ふなれば、其の神はしも、奇しき智有りて、行歩の勞無くして、坐ながらに天下の事を知り給ふ謂なり、盡_ニ知天下之事神也は、龜兆傳に、太詔戸命進啓白、眞名鹿者、可_レ知_ニ上國之事_一、何知_ニ地下之事_一、吾者能知_ニ上國地下天神地祇_一、況復、人情憤悵哉、と有るに等しく、其所に居て、天下に在ゆる庶事を盡に知り給ふ由なり、崇神天皇十年御紀に、倭迹々日百襲姫命、聰明叡智、能識_ニ未然_一、乃知_ニ其歌性_一、言_ニ于天皇_一、是武埴安將_ニ謀反_一之表者也、など云ふ事有りて、此は現人神の御上には渡らせ給へれども、坐ながらにして、能く天下の事を識り給へる者を、況んや、盡_ニ知天下之事_一神也、と聞えさす許の神にて御在し坐せば、如何に奇異しき御事には有りけむ、其の事知と云ふ事は、上に已に引けるが如く、萬葉四(二十六丁)に、不念乎_{オモハヌ}、思常云者_{オモフトイヘ}、大野有_{オホノ}、三笠杜之_{ミカサノノ}、神思知三_{カミシラサム}、十二(二十八丁)に、不想乎_{オモハヌ}、想常云者_{オモフトイヘ}、眞鳥住_{マコトリノ}、卯名手乃杜之_{ウナデノ}、神思將御知_{カミシラサム}、と有る此の二は、事代主神の御事に係けて詠める者なり、又其の二(二十二丁)に、鳥翔成_{ツバサナス}、有我欲比管_{アリガヒツツ}、見良目杼母_{ミラメヅモ}、人社不知_{ヒトコトシラナ}、松者知良武_{マツハシラム}、三(二十二丁)に、眞木葉乃_{マコハノ}、之奈布勢能山_{シナフセノ}、之奴波受而_{シヌハツテ}、吾超去者木葉知家武_{ワガコエケガ}、七(二十九丁)に、天雲_{アマクモ}、棚引山_{タナヒキヤマ}、隱在_{カクレ}、吾忘_{ワスレ}、木葉知_{コハシラケム}、十六(三十丁)に、明久_{アカラク}、吾知事乎_{ワガシルコトナ}、と有るなども、事を知る意に取り成して詠める者なり、偕右にも注せるが如く、大國主神に、此の從ひ奉られし多邇具久はしも、天下の悉く到らぬ限無く、行き足はして、盡く其

の事を知る神に坐すを、此の久延毘古はしも、其處に居て移る事無く、坐ながらに天下の事を盡く知り給ふ神にて、各々其の持ち別くる所異なり、此を以ても、其の大國主大神には、天下に在ゆる國神等の歸順ひ奉りて、其の平國に御威勢の甚如_レ此盛に御在し坐し、御有状を見奉り知るべく、又其の多邇具久神久毘古神、共に其の事の次第に因りて、祭祀る可き神等にて渡らせ給へる程をも、明らかめ曉る可き者なるぞかし、(近頃、久延毘古神を、盡_ニ知天下之事_一神也、と云ふ文に依りて、且々人も祭る事なれども、其の正身を、例の案山子の事と心得たるにや、其の黨の神拜詞を見るに、學祖神の中に交へて祭るは聞えたり、然れども縣居、鈴屋二翁の下に列ねたるは何たる僻事ぞや、縦しや案山子の神靈ならむからに、已に大國主神に仕へ奉られし神に坐すを、甚々無禮く可畏き事ならずや、又其の天勝國勝奇魂千依彦命と、私に名を稱へて、世人を欺くが如きは、甚々大なる禍事なる由、右にも已に辨へたるが如し、予が心には、其の多邇具久神も、久延毘古神も共に、二柱共に相並べ齋き奉りて、其の行きて天下の事を知ると、坐ながらに天下の事を知ると、此の二方に就きて、各其の持ち別けて、世にも人にも、御恩頼を幸はへ御在し坐す御靈を、仰ぎ尊み奉る可くぞ思えたる、)○遣_レ使は、使_{ツル}袁麻陀志_{ウラマダシ}氏と訓めり、即ち其の依り御在し坐しける神の状の甚怪しきに就きて、御名を問ひ聞えさせ御在し坐しけるに、其の神を始め奉りて、所從の諸神さへに答へ申されざりけるを、久延毘古神の、此者神產巢日神之子少名毘古那神と、御名を顯はし申せりし由、古事記に所見たるが如くなれば、其の大巳貴神の御方の神を以て御使と爲て、天上に奉出し給へる是なり、但古事記の趣は然らず、故爾白_ニ上於神產巢日御祖命_一、と有る白上は、傳二十一に草薙劍を天上に奉らせ給へる事を、彼の記に、故取_ニ此大刀_一、思_ニ

異物^ニ而、白^ヨ上於天照大御神^ニ也、と有る白上も、白而奉と訓むべきにて、此も其に同じく、其の御使と共に、其の事由を申して、少彥名神をも奉らせ給へる由なり、正に此の方然る可し、遺字を麻陀須と訓む由、巳に傳廿に注せりき、○白^ニ於天神^ニは、古事記には、故爾白^ヨ上於神產巢日御祖命^ニと有りて、一神の御上を指し奉れるを、此は汎く、諸の皇祖天神に係けて書されたる者にして、此の方宜しきに似たり、下文に見えたる天神の御言に、宜^ニ愛而養^レ之、と有るを以て見るに、此に天神に白上させ給へるは、巳に久延昆古の申す所に依りて、天神の御子に御在し坐す御事は、本より所知食しけるを、然れども古事記の如くは、此の少彥名神をも共に奉上させ給へるにて、斯く幼稚き神の廢れ落ち給へれば、奉り上させ給ふ由を聞えさせて、此にて養し奉る可きや、天上に留めさせ奉り給ふ可きやと、天神の御所置に従ひ物爲させ給はむとの、御心向にぞ御在し坐したりけらし、(此に白^ニ於天神^ニと有るを、地神本紀には、故爾白^ヨ上於天神^ニ之時と有りて、白をば古事記なると同じ狀に、白上と書けるには故有る事なり、既に右の遣^レ使の下に云へり)○于^レ時、高皇產靈尊聞之而曰、と有るは、其の奉出せる御使より奏さする、大巳貴神の御言を、傳へ聞し食させ御在し坐して、御言詔爲給へるなり、偕此の高皇產靈尊を、上田百樹説に「一本、神皇產靈尊と有り」と云へるは、古事記に、白^ヨ上於神產巢日御祖命^ニ者、答告此者實我子也、と有るに依りて、後人の僂^{カシ}せる本などの有るをや見たりけむ、地神本紀にも此を、神皇產靈尊聞之曰、と有るは、古事記に取れる者にして論無し、抑此の高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱神はしも、其の始め謂ゆる隱身に御在し坐しける御時より、夫婦の御中間にて渡らせ給へるが、事と有る時々、其の顯身を現はし御在し坐して、彼の天上の二上に御在し坐すにも、本より男女の御

形にて御在し坐すも著く、其の神皇產靈尊の御事をしも、右の如く神御產巢日御祖命と申し奉る、御祖命は女祖命の謂なるは、更にも云はず、神名式に、出雲國出雲郡、神魂意保刀自神社と有る刀自は、允恭天皇二年御紀に、戸毎、此云^ニ親自^ニと有りて、婦人を云ふ稱なり、然して古語拾遺に、高皇產靈神を是皇親神留伎命と、神皇產靈神を是皇親神留彌命と註され、出雲神賀詞に、先に、高天能神王高御魂神魂命と有りて、後に、於是、親神魯伎神魯美乃命と有る、即ち男女の皇祖神にて渡らせ給ふ謂なりければ、此の二大神の御夫婦にて渡らせ給へる事著しければ、神皇產靈尊の御腹より出でさせ給ふとも、其の種子を云ふ時は、高皇產靈尊にて渡らせ給へれば、何方に就きても、御子と申して、事の違へるには非らざるなり、(其の上天孫降臨章など、各其の二柱神の係列はせ給へる御事にも、高皇產靈尊一柱の御名を擧げられて、神皇產靈尊の御名を略かれ、又古事記に、唯神產巢日神の御名のみを出して、高御產巢日神の御名を、竝べ載せられざる所有れども、共に相預らせ給ふ可き事、申すも更なり、) 偕前年、上田百樹の著し、奇異大本圖考を見たる事有り、其の説に云く、「高皇產靈神より伊弉諾尊に受け、天照太神に續きて、皇御孫尊に傳はり、神皇產靈尊神より伊弉冊尊に受け、素戔鳴尊に續きて、大國主神に傳はる可き、妙なる旨こそは有りけらし、其は此の寶鏡開始章第三一書に、玉作遠祖、伊弉諾尊兒天明玉、と有るを、姓氏錄(右京神別上、天神)に、玉作連、高魂命孫、天明玉命之後也、と有る、是高皇產靈神と伊弉諾尊とは、決めて近き所以の御在し坐す爲なる可く、又四神出生章に、於是、共生^ニ日神^ニ、號^ニ大日靈貴^ニ、此子光華明彩、照徹於六合之内、故^ニ二神喜^レ曰、吾息雖^レ多、未^レ有^ニ若^レ此靈異之兒^ニ、不^レ宜^ニ久留^ニ此國^ニ、自當^ニ早送^ニ于天^ニ、而授^ニ以天上之事^ニと有りて、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊、功

既至矣、徳亦大矣、於是、登_レ天報命、仍留_レ宅於日之少宮_ニ矣、と見えたる、是天照太神の、伊弉諾尊に屬き奉らせ給へる、正しき徴なる者なり、又顯宗天皇三年御紀に、日神著_レ人、謂_レ阿閉臣事代_ニ曰、以_レ磐余田_ニ獻_レ我祖高皇產靈尊、云々、と有る、是天照太神の、高皇產靈神を以て我祖と崇め奉らせ給へるなり、此に合せて、天孫降臨章に、皇孫天津彦々火瓊々杵尊と對_レ奉りて、皇祖高皇產靈尊と書され、神武天皇前御紀に、我天神高皇產靈尊、大日靈尊と有る、我天神は、我皇祖天神の義なり、其の四年御紀に、詔曰、我皇祖之靈也、自_レ天降鑿、光助朕躬、今諸虜已平、海内無_レ事、可_レ以_レ郊_ニ祀天神_ニ用申_レ大孝_上者也、乃立_レ靈時於鳥見山中、其地號曰_ニ上小野榛原下小野榛原_ニ、用祭_ニ皇祖天神_ニ焉と有るに相照し見る時は、其の皇祖と申し天神と申し、又皇祖天神と指すも、其の二大神の御上を申す御事なり、所以に古語拾遺には、此を皇天二祖と申されたり、是れ即ち其の高皇產靈神をしも、顯露事所知看させ給ふ天津日嗣の御上より、皇祖天神と崇め聞えさせ御在し坐す證なり、(但其の奇異大本圖考は、予弘化四未年六月にや有りけむ、京に物爲し時、小泉康敬が見せたるに、甚片成なる物なりしかども、其の趣意は右の趣なりし事を且々記憶え居て、今思ひ出づる任に書せるなれば、本書の文とは、甚々違へる事多かりぬ可きは然る言ながら、甚珍らしき説共にて、右の平田翁史、又玉眞柱などの祖書と見えたるを、此の人に然る説の有るを、人皆知らずして止みなむが可惜しくて、今なむ抄し出づる事なりける、但皇天の凡ての御計らひは、皇親神漏岐神漏美乃命以_レ、云々と、祝詞にも多く書して、二柱共に預らせ給へるを、右の如く、高皇產靈尊一柱にのみ係けて心得むは、穩なるまじき事ながら、物に主客の別有りて、某の事は高皇產靈尊主として計らひ給ひ、此の事は神皇產靈尊ぞ主と成りて物爲させ給

ふと云ふ意味、大に在る事なるを以て、今如此云ふなり、) 又神皇產靈神を大國主神の祖とし給ふ所以は、先其の伊弉諾尊の已く根國に御在し坐しけるを、素戔鳴尊の甚く慕ひ聞えさせ給ひて、四神出生章第六一書に、吾欲_レ從_レ母於根國、只爲_レ泣耳、伊弉諾尊惡之曰、可_レ以_レ任_レ情行矣、乃逐之、と有るに、此の寶劍出現章に、已而、素戔鳴尊、遂就_ニ於根國_ニ矣、と所見たる、是其の御祖伊弉諾尊に屬き奉らせ給へる證なり、若くて古事記に、素戔鳴尊の、大宜津比賣神を殺させ給ひけるに、其の神の御身より、種々の穀物の成り出でたるを、故是、神產巢日御祖命、令_レ取_レ茲成_レ種、と有るは、御祖神皇產靈神に、別に親しく御在し坐す所以なる可きに、其の大國主神の御事に至りては、彼の八十神に殺され給ひし所に、爾、其御祖命哭患而、參_レ上于天、請_ニ神產巢日之命_ニ時、乃遣_ニ鬩貝比賣與_ニ蛤貝比賣_ニ、令_ニ作活_ニ、と見え、又此に少彦名神の依り御在し坐しけるに、故、爾白_ニ上於神產巢日御祖命_ニ者、此者實我子也、於_ニ子之中_ニ、自_ニ自我手僕_ニ久岐斯子也、故與_ニ汝葦原色許男命_ニ爲_ニ兄弟_ニ而、作_ニ堅其國_ニと見え、又、天御饗段に、是我所_レ燧火者、於_ニ高天原_ニ者、神產巢日御祖命之、登_レ陀流天之新巢之凝烟之、八拳垂摩豆燻舉、云々、と有るは更なり、天孫降臨章第二一書に謂ゆる、高皇產靈尊、乃遣_ニ遣二神_ニ、勅_ニ大已貴神_ニ曰、汝應_レ住天日隅宮者、今當_ニ供造_ニ云々の事を、出雲風土記、楯縫郡條に、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量、千尋梶繩持而、百結々、八十結々下而、此天御量持而、所_レ造_ニ天下_ニ大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命、楯部爲而、天降下給之、と所見たるが上に、凡て其の國に在ゆる故事は、神魂命にて傳はり、神名式にも、出雲郡杵築大社(名神大)同社神魂御子神社、同社神魂伊能知奴志神社、又阿須伎神社、同社神魂意保刀自神社、又伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神社、同社神魂神、又神門郡比布智神

社、同社坐神魂子角魂神社、など所見たる共は、其の幽事所看知す大國主神の御方には、神皇產靈神をしも、御祖神と爲させ御在し坐すべき所以有る御事、著明き者なり、斯かれば顯宗天皇三年御紀に、月神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊、有預鑄造天地之功、宜以民地奉奉と有るも、日神の御託言に、我祖高皇產靈魂と、月神の御方は我祖神皇產靈魂と有りつらむを、誤れるなる可し、素戔鳴魂即月神に御在し坐す由は、師の記傳に、且々云はれたるが如し、云々」と云へるは、凡て宜し、但右の顯宗天皇御紀なる、月神の御託言なるに、右の例共の如く、神皇產靈尊と有ら將欲き事にては有れども、本より此の二神共に、日神にも月神にも、御祖神にも渡らせ給へれば、高皇產靈尊一神を擧げて、例の二神に互る御事と見奉らむに、何てふ事かは有るべき、右の如く日神の御末の方には、高皇產靈尊より、月神の御末の方には、神皇產靈尊より係りて、萬の事共の御在し坐すを以て見れば、此なる少彦名神の御事も、古事記に、神產巢日御祖命の御上にて傳へたるなむ、甚々正しく所思えける、(但右にも注せるが如く、此の高皇產靈尊の御事を、同じ人の説に、一本神皇產靈尊と有り、と云ふ事は、古史徴にも引きたれども疑はしき心ちす、此の主は然る杜撰を云ふ人には非らざれば、然る一本も必ず在りしなる可けれども、御紀の趣は、古事記には抱はらずして、高皇產靈尊と傳はりたる事、決き者になむ有りける。) ○吾所産兒は、吾宇米流美古と訓めり、偕此の二柱神の、御兒を産み成し給へる状はしも、諸神とは甚く異なる御事こそは御在し坐すべからし、然るは傳二卷にも注し奉るが如く、神世七代章第四一書に、皇產靈、此云美武須毘と、所見えたる、美は精にて、宇宙に在ゆる精氣を云ひ、武須毘は、大同類聚方に、保豆禰乎須比阿都无と有る、此の語に同じく、其の精氣を結び聚めて、天地と

成し、萬物と成して、謂ゆる產靈の御徳をしも相成し坐せる由なるが、其の武は宇牟の切まれるにて、仁徳天皇五十年御紀、大御歌に、鴈の卵生む事を、簡利古武等と詠ませ給へる、是簡利古宇武等と云ふ事なり、又新撰字鏡に、批以レ簡祀司命也、宇牟須比万豆利と有る宇牟須比は、此の武須毘の本語なりければ、武須毘は生統の義なるにて右の大同類聚方に、牟須比阿都无と有る語に甚能く合へる者なり、記傳三〇〇に、世中に在と有る事は、此天地を始めて、萬の物も事業も、悉に皆、此二柱產巢日大御神の、產靈に資て成出る者なり」と云はれたるは、實に見徹されたる説にて、凡此の世中に坐しと坐す神等は更なり、在りと有ゆる人種の皆はしも、男女相嫁ぎて、自相成す所なりと雖も、其の結び成し給ふは、全く其の產靈に依れる御事なる故に、拾遺集に、「君見れば結びの神ぞ恨めしき、難面き人を何造りけむ」と詠めるが如く、今日我々の正身は、何某の子なりと雖も、其の作り成す者は、皇產靈神に御在し坐すが故に、神代の神等をば、伊非諾尊、伊非冊尊二柱神の御子神なるをも、姓氏録の例、多くは二柱の皇產靈神に係けたるは、其の成す神と、令成る神との御上にて、混らはしきが如く、二方に傳はれるは、誰神の御子なりとも皇產靈神の御子と申して、事の違はざるを以てなり、然るに此に、吾所産兒、凡有二千五百座と有るは、天上に在ゆる神の限りを、吾所産兒と詔り給へるにて、必ずしも、二柱神邊合して生み給ふと云ふは有るべからず、其の產靈成し給ふ諸神の大數を、大凡に詔り出でさせ給へるなる可し、然して其の少彦名神も、其の神の一神にて御在し坐すにぞ有るべからし、(其の中には、二柱神共に係れるも有るべく又事の狀に依りて、或は高皇產靈尊に、又は神皇產靈尊に係りて、其の所屬の各別なるも、將多在りぬ可き事、右に注せるを以て曉る可し)、○有二千五百

座は、舊きに依りて、千柱餘五百柱麻世理と訓むべし、然れども此は必ずしも限れる數名には非ずして、其の大數を云へるなり、四神出生章第六一書に、伊弉册尊の吾當縊殺汝所治國民日將千頭、と申し給へるに對へて、伊弉諾尊の、愛也吾妹、言如此者、吾則當産日將千五百頭、と詔り給へる、此の、古事記にも、伊弉那美命言、愛我那勢命、爲如此者、汝國之人草、一日絞殺千頭、爾伊弉那岐命詔、愛我那邇妹命、汝爲然者、吾一日立千五百産屋、是以、一日必千人死、一日必千五百人生也、と有る、千頭千人千五百頭千五百人など、共に唯若干の數を云へるにて、此と同じきなり、然るを口訣に、高皇産靈尊、明下化生萬物之神、吾所産兒、凡有二千五百座者、千五百大陽數、當天之五行地之五行人之五行、化生之天神、摠高皇産靈尊之兒也、と云ひて、大陽數に當てたる事、更に由無き事なり、若し然る時は古事記黄泉段に、於其八雷神、副千五百之黄泉軍、令追、と有るをも、大陽數に當れりと爲むか、其若し當らざらむには、此にも當る可からざるを如何にとか爲む、通證にも、千五百、與諸尊日將産之數同、良有以也、と云はれたれども共に由無し、猶千五百の事は、傳三十、葦原千五百秋之瑞穗國の所に就きて注す可き者なり、(日吉神道秘密記に、高皇産靈尊、國御子千五百座と云ふ事有る、國御子と云ふ事心得ず、此の少彦名神の、國土に天降り給へるを以て、凡ての神等も、此に降り坐し、物と思ひて設けたる儂なる可くや、此の座字を柱と訓むは、古神は更に云はず、貴人の御上をも幾柱と計へ奉るを以て、神名式にも、幾座と云ひて、神の御座の事と爲る是なり、通證に、凡神曰幾座、出于此、玉篇座位也) ○其中は、古事記には、於三子之中と有りて、數多御在し坐す御子等の中にてなり、然るを神名秘抄に引ける神祇譜に、國作大已貴神、與高皇産靈神之長子少彦

名神、共經營天下、と有るに依りて、長子と思ふは、此の文に合はずして、大なる非なり、此の時に未だ甚幼稚くして天降り給へる趣なる事、紀記の文共著るき者なるをや、○一兒は、右に千五百座と有る、座字の訓に従ひて、一柱之御子と訓むべし、四神出生章第六一書に、一兒を、古事記に依りて、子之一木と訓みたれども、其には別なる故有りて、其所に限りて、然訓むべき習有る事、已に傳八に注せる如くなれば、此の例には非らず、其の一書及第十一書に、勅任三子、曰、と有るは更なり、天孫降臨章に、凡三子矣、其の第三一書に、凡此三子と有るなど、三柱之御子と訓み、第五一書に、遂生四子、を、四柱之御子と訓み、神皇承運章に、凡生四男と有るを、四柱之比古御子と訓み、安寧天皇三年御紀に、后生三皇子と有るを、二柱之御子と訓み、孝元天皇七年御紀に、生三男一女、垂仁天皇十五御紀に、生三男二女、と有る如きは、何れも幾柱之比古御子、幾柱之比賣御子と訓み、又第一子第二子など書かれたるは、幾柱爾當理給御子と訓み奉る可き、凡ての御紀の訓例なるに従ひて、此の訓をも定む可し、然るを此に、一兒を比理能古と訓めるは、我々の如き、下様の言語にこそは有りけれ、尊き神の御上などには、係けても申すまじき御事なりかし、(又別に、比登理古と云ふ事有りて、此は右の一兒とは違ひて、孤獨の謂なり、思ひ混ふる事勿れ、萬葉六卷三十二丁に、不言問、木尙妹與兄、有云乎、直獨子爾、有之苦者、九卷三十丁に、秋芽子乎、妻問鹿許會、一子二子、持有跡五十戸、鹿兒自物、吾獨子之、云々、廿卷卅七丁に、可胡自母乃、多太比等里之氏、安佐刀遲乃、可奈之伎吾子、など有る是なり、伊勢物語にも、一つ子にさへ有りければ、其哀しう爲給ひけり、云々と有るなども、獨子を云ふなり、) ○最悪は、伊登都良久志氏と訓めり、此の都良志は、四神出生章第二一書に、次生

素戔鳴尊、此神性惡常好哭恚、と見えたる、其の事を、第六一書に、吾欲從母於根國、只爲泣耳、と有るが如く、其の御祖神の御許に御在し坐す事を思ほしたらず、佗處に廢れ去り給はむ事を、祈願はせ給へるにて、已に其の御指閉より漏れ墮ちさせ給へる、其即ち此に謂ゆる都良志なるにて、難面など同意なる可し、萬葉三(五十四丁)に都禮毛奈吉、佐保乃山邊爾、四(四十八丁)に、都禮毛無、將有人乎、獨念爾、吾念者、惡毛安流香、六(十四丁)に、人皆之、念息而、都禮母無有之開爾、十(五十丁)に、秋田之、穗向之所依、片緣、吾者物念、都禮無物乎、十三(二十九丁)に、何方、御念食可、津禮毛無、城上宮爾、十九(十九丁)に、山吹乃、花執持而、都禮毛奈久、可禮爾之妹乎、之努比都流可毛、など見え、五(三十七丁)に、世間能、宇計久都良計久、と有るも、本同言なる者なり、(延佳本には、此の惡字を、都良阿斯久志氏と訓み、記傳に引かれたるには、佐賀那久氏と有れども、古訓に従ふ可し、平田翁史に、阿斯久氏と訓めるなどは猶更なる事なり、此は善惡の惡には非ず、御祖神の御許を離放りて降り給へる事を詔り給へるなり、古今集に、「死出の山麓を見てぞ返りにし、都良伎人より先超さじとて」と有る都良伎も、難面き事を云ふなり、無頼と云ふに出てたる言と聞ゆ)、○不順教養は、私記に、教養乎之不留爾と見え、金澤本に、袁斯閉爾と訓みたれども、官本に、袁斯閉恭登爾と有るに従ふ可し、即ち天神の御心は別に教へ趣けさせ給ふ御旨有るに従ひ奉らせ給はずして、國土に天降らせ給ふ御事を詔給へるなり、袁斯閉には、御紀に、教をも、訓をも、誨をも、用ひられたるを、其の熟語は、續紀第五詔に、食國天下之政乎、朕爾授賜讓賜而、教賜詔賜都良久、第六詔に、白賜官爾耶治賜止白賜倍養、教賜於毛夫氣賜、第十詔に、天下人爾、君臣祖子乃理乎、教賜比趣賜布止爾有良志止奈母、第十三詔に、於

母夫氣教耶事不過不失、家門不荒自且、第三十一詔に、可仁可久仁止念佐末多事奈久之天、教賜乃末仁末仁、奉侍止勅、第三十二詔に、諸能劣蒙乎人等乎毛、教伊佐奈比進、第四十一詔に、如理久勸行波之米、教導賜爾依天之、云々、太子等坐之時余利、師止之天、教悟蒙留多乃年歷奴、第四十五詔に、汝等乎召都留事方、朝廷爾奉侍良乎狀教詔乎止曾、云々、今朕我、汝等乎教給乎御命乎、衆聞食止宜、など有りて、教趣とも、教悟とも、教導とも、教率とも云ひ續けられたり、(八洲起元章には、教字を阿遲波比氏と訓めり、此の言の意は、已に傳五卷に委しく注せれば、其所に就きて見るべし)、○自指閉は、古事記には、自我手保と有り、其の迦具土神段にも、次集御刀之手上血、自我手保漏出所成神、闇淤加美神、次爾御津羽神と所見たる手保を、記傳五(七十七丁)に、「多那麻多と訓べし、那は之に同じ、手心手裏手末など云例なり、(取要)と有るに依るべし、和名抄に、指、唐韻云、指(和名由比、俗云於與比)手指也、拵(和名於與比乃萬太)指閉也、と有る是なり、名義抄には、拵字を於與由比乃萬太と訓みて、共に多那麻多の訓無きは、已く其の言の絶えたるか、御紀には、指閉を多那麻多と訓み、金澤本には、又一多麻多と云ふ訓見えたり、下の手聞天神の傳、考へ合す可し、○漏墮者は、久伎淤知爾志加婆と訓めり、古事記にも、久岐斯子也と有るにて、漏字の訓を證すに足れり、猶右に引ける、自我手保漏出と有るは更なり、其の八十神段にも、爾八十神、覓追臻而矢刺之時、自我木保漏逃而去など所見たるを、記傳五(七十七丁)に、「萬葉十(十三丁)に、伯勞鳥之草具吉、十七(十一丁)に、保登等藝須、木際多知久吉、又、(二十七丁)波流乃野能、之氣美登妣久々、鶯云々など有り、久具流と云は、此久々を延たる言なれば、久伎は、久具理と云事なり」と云はれき、猶上に注せるが如く、是は草久具理なり、多瀨具久は谷久具理なるにも、

思ひ合す可き事なりかし、(名義抄に、漏字を、母流とも、宇須とも、斯多陀流とも、加那多理とも、祁賀須とも訓めり、久伎、又久々の言の無きは、當昔已に絶えたるか、楮谷重遠説に、自_ミ指間_ニ漏墮者、依_ニ形體之短小_ニ、言_ニ才氣之卓犖_ニ、俗謂_ニ伶利_ニ、曰_レ餘_ニ於手_ニ是也、と云へるは、大なる儻なり、形體の短少なるに依りて、指間より漏墮ち給へればこそ、有りの任に傳ふるには有りけれ、何ぞ俗間に云ふ、手に餘るの例を引くべからむや、) ○必彼矣は、御紀の趣は、其の少彦名神を、此に留め奉りて、唯御使して事の狀を奏聞えさせ給へる、其の御答なるに依りて、如此詔給へるなるが、古事記の意は此とは異なり、其の文に、故爾白_ニ上_ニ於神產巢日御祖命_ニ者、答告、此者實我子也、於_ニ子之中_ニ、自_ニ我手_ニ俟_ニ久伎斯子也、と有る白上は、右にも注せるが如く、白氏奉流と訓むべき所なるにて、白は其の事の子細を申すを云ひ、上は即ち其の神を奉て奉らせ給へるなり、此者實我子也と有る此字は、正しく其の神を眼前に見行はし御在し坐して、詔給ひ出させ給へる御言なるは更なり、自_ニ我手_ニ俟_ニ久伎斯子也と有る我も、此なるは右と同じく、殊に親しく御目に觸れさせ御在し坐して、詔給へる語勢自然に在るを、合せ考ふ可し、然れば此に、必彼矣と有るよりは、古事記の、直に昇り給へる方、甚勝れる心ちす、記傳十二(七丁)に、「白上の白は、右の形を云云と白すなり、上は、少名毘古那神を、高天原に奉て詣で、御祖命の御許に獻るを云ふ、下文御祖命の詔に、此者實我子也と詔給ふは、眼前見給ひての御言なればなり」と云はれたるは、實に然る言なり、(大人は、實字を以て見られたるに、予は此字を以て説を成せるは、此に必彼矣、と有る語に當りての事なり、又云く、「上の遠呂智段に、彼都牟刈之大刀を、白_ニ上_ニ於天照太御神_ニと有に同じ、彼も上は即ち其大刀を獻るを云へり、俗に唯白す事を、申上と云

とは異なり、上の言軽く見る可からず」と云はれき、但上字は、多氏麻都流と訓みつ可し、○宜_ニ愛而養_ニ之_ニは、天孫降臨章に、生_ニ天津彦々火瓊々杵尊_ニ、故皇祖高皇產靈尊、特鍾_ニ憐愛_ニ、以崇養焉、と有る續に似たり、愛_ニ字_ニ米具美氏_ニと訓めり、仁德天皇十六年御紀に、欲_ニ愛_ニ是婦女_ニ、と有るも此に同じ、此の語は殊に多く用ひて、續紀第一詔に、天下乃公民乎、惠賜_ニ撫賜_ニ奉_ニ止_ニ奈母_ニ、隨神所思行_ニ佐_ニ久_ニ止_ニ詔、第二詔に、治賜_ニ慈賜_ニ來_ニ業_ニ止_ニ奈母_ニ、第四詔に、治賜_ニ慈賜_ニ來_ニ業_ニ止_ニ奈母_ニ、第五詔辭立不在、人祖_ニ乃意能_ニ賀_ニ弱兒_ニ乎_ニ養_ニ治事_ニ乃_ニ如_ニ久_ニ、治賜_ニ慈賜_ニ來_ニ業_ニ止_ニ奈母_ニ、第四詔に、治賜_ニ慈賜_ニ來_ニ業_ニ止_ニ奈母_ニ、第五詔に、此食國天下乎、撫賜_ニ慈賜_ニ來_ニ業_ニ止_ニ奈母_ニ、時々狀々爾從而、始賜_ニ慈賜_ニ來_ニ業_ニ止_ニ奈母_ニ、など、其の餘にも甚多かり、此は天皇と御在し坐して、天下を治めさせ給ふ事、人親の、己が若子を憐愍み育つるが如く爲させ給へるを云ふなり、萬葉五に、父母乎、美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆、米具斯宇都久志、余能奈迦波、加久叙許等理、十一(二丁)に、惠得、吾念妹者、又(十九丁)、人毛無、古鄉爾、有人乎、悠久也君之、戀爾令死、十八(廿五丁)に、父母乎、見波多布刀久、妻子見波、可奈之久米具之、宇都世美能、余乃許等利止、可久佐末爾、伊比家流物能乎、なども有り、楮米具牟、又米具志の言は、目苦にて、目に物を見て、悲哀しく思ふ謂にて、其の九(二十三丁)に、今日耳者、目申毛勿見、事毛咎莫、十七(三十一丁)に、妹毛吾毛、許許呂波於夜自、多具弊禮登、伊夜奈都可之久、相見者、登許波都波奈爾、情具之、眼具之毛奈之爾、波思家夜志、安我於久豆麻、と有る情具之眼具之は、心苦目苦にて、心に悲哀しく思ふと、目に悲哀しく見るとにて、共に物を愛ほしむ義なりければ、米具牟も即ち其の同義なる事を知るべきなり、養は日足なり、其の事は已に注せりき、記傳十二(八丁)に、「此宜_ニ愛而養_ニ之_ニと有る詔に依れば、是時は未幼稚く坐けるに

や有む」と云はれたるは然る言にて、高天原にて、生れ出させ御在し坐して、程も無く始めて此の國に天降り御在し坐しけるにて、如何にも幼稚き御有狀になむ、伺はれ奉る御事なりける、(但其の下に、「然後者、其少名毘古那神者、度_ニ于常世國_一也、の事に就きて、常世國とは何國に在れ、遠く海を渡りて往く國を云なれば、皇國の外は、萬國皆常世國なり、若くて此少名毘古那神は、御祖神產巢日神の御手僕より漏去坐しつる坐にて、此段の文に依に、其行方も知られ給はざりし趣なり、然るは葦原中國には降り坐すして、外國に放れ坐しが故なり」と云はれたれども、其の神の、先外國に降り坐して、皇國に依り來る説は甘なはず、其は傳二十七卷、又此の卷の上に注せるが如く、伯耆國會見郡天萬郷に漏き墮ちさせ給へりし者なり、) 惟此宜_ニ愛而養_レ之の御事を、古事記には、故、與_ニ汝葦原色許男命_一爲_ニ兄弟_一而、作_ニ堅其國_一、と所見たり、惟葦原色許男命と申し奉るは、傳二十七卷に注せるが如く、大己貴神の、造國以前の御名にして、已に其の御父大神の御許に御在し坐しける御時にも、其大神出見而告、此者謂_ニ之葦原色許男_一、云々、と有るも右と同じ事にて、即ち平國の御時の御名なりければ、此に初大己貴神之平國也、云々、と有るにも甚能く合へり、惟爲_ニ兄弟_一は、右の宜_ニ愛而養_レ之と有るに考へ合するに、少彦名神は未幼稚く御在し坐しければ、大己貴神の御弟と爲て、日足し聞えさせ給ひ、其の長ならせ御在し坐させて、此に謂ゆる、夫大己貴命、與_ニ少彦名命_一戮_レ力_一心、經_ニ營天下_一、云々、の御功を共々に立てさせ御在し坐すべく仰詔し給へるなりけり、此に就きて、甚奇しく妙なる御事有るは、其の二柱神を爲_ニ兄弟_一と云ふは、大己貴神を、此に其の皇產靈神の御子の列に治め給へるなり、然る時は其の少彦名命も、大己貴神と共に、素戔嗚大神を御父と仰がせ給ふ御事と成れるなりけり、然るは後

に、少彦名神は常世郷に渡御在し坐して、専ら外國の方を主と作らせ給へれども、素戔嗚大神の邦を建てさせ給へりしに等しく、滄海原潮之八百重の内なりければ、其の大神の御子と成給へる御因ならずは、國土に在ゆる諸神はしも、順ひ仕奉るまじき理なるを思ふ可し、又其に並びて大己貴神も、然天神の御子の列に成らせ御在し坐して、其の御徳に依り給ふに非らずは、御力限有りて、然計なる大造の功績はしも、得建てさせ御在し坐すべからざる理なり、其の少彦神の去り給ひし後の文にも、自後、國中所未_レ成者、大己貴神獨能_レ巡造、と有りて、二柱神相並ばして造らせ給へる時にも劣らず、能く其の事を成し給へるは、全く其の御上に、皇祖天神の御靈、相預りて御在し坐すが故なり、所以に、遂因言、今理_ニ此國_一唯吾一身而已、其可_レ與_レ吾共理_ニ天下_一者有_レ之乎、と宣給へば、其の御言を抑へて、如吾不_レ在者、汝何能平_ニ此國_一乎、由_ニ吾在_一、故汝得_レ建_ニ其大造之績_一矣、と有りて、謂ゆる幸魂奇魂神の現れ出させ御在し坐しけるは、即皇祖天神の御靈にて渡らせ給ふ事、上に注せるを以て曉る可し、其の幸魂奇魂はしも、神にも人にも相預して、其の功德を令_レ成給へる神に坐せども、殊に其の大己貴神に就きて顯れ給ふと云ふも、其の少彦名神の御事に就きて、爲_ニ兄弟_一而作_ニ堅其國_一と有るは、天神の御方より共に兄弟なる御子と爲させ給へるを以て、斯くしも深き御愛しみの御舉は御在し坐するにぞ有りける、(然るは天神に就きても、素戔嗚大神に就きても所以有る御事なるを、平田翁の説に、擬兄弟の由に云へるなどは、其の意味無きには非らざれども、然二柱神の御上のみに係れる淺ましき事には非らず、此の御事より及ぼして其の幸魂奇魂神の御事をも詳かに曉り得、又大己貴神の奇しく靈しく、妙に成し竟へさせ給へる御大業の、凡てに係れる所なりければ、鹿略に看過す可き事には非ざる者なり、) 作_ニ

堅其國^一は、記傳十二(八丁)に、「天地初發の時に、天神諸の命以て、伊邪那岐伊邪那美神に、修理^一固^一成是多陀用幣流之國^一として、天沼矛を賜へりき、若くて黄泉段に、吾與汝所作之國、未^一作竟^一、云々、と有る、其未^一作竟^一る所を作堅めて功を竟よとなり、惜今如此少名毘古那神を副て令^一助給ふは、彼沼矛を賜ひしと同意にて、深き所以有べし^一、と云はれたり、其の二柱御祖神の、未作り竟へさせ給はざる所は、傳二十一に注せるが如く、素戔嗚大神をも國引坐神と申し奉りて、大地の全體を作らせ給ひ、又建邦之神と申し奉りて、國土を固め立てさせ給ひて、大己貴神に譲り聞えさせ給へれば、其の、爲^一兄弟^一と申す少彦名神の御爲にも、其の大神は御父に當らせ給へる事、右に云へるが如し、又天神よりも、少彦名神に並べて、大己貴神を御子と爲させ給へる故に、其の二柱神の御上に就きて、種々の御助共多在り、其は、傳二十七卷に注せるが如く、出雲風土記に、飯石郡多禰郷、屬^一郡家^一、所^一造^一天下^一、大神大穴持命、與^一須久奈比古命、巡^一行天下^一時、稻種墮^一此處^一、故云種^一(神龜三年、改^一字多禰^一)と有る稻種はしも、雨露霜雪の如く、雲中より墮ち降る可き道理の物にし非らざれば、此の二柱神の兄弟と爲りて、今國土を經營らせ給ふに當りて、天神の御許より、授け聞えさせ給へる御事、申すも更なり、其の天神の御所爲なる事は、伊賀風土記に、阿拜郡の故事を、此郡、始屬^一伊勢國、云^一阿波莊、天照太神、自^一天上^一下^一天之阿波、主^一給^一五穀、長蔓故名^一阿波、謂^一阿盃^一者音訛也、と有る、此を引き合せて證と爲べき者にて、右に謂ゆる幸魂奇魂神の御事にも、引き放ちては心得べき事ならざるぞかし、(素戔嗚大神より少彦名神へ御事依の文は、所見無し、出雲風土記に、意宇郡出雲神戶、郡家南西二里廿步、伊弉奈枳乃麻奈古坐、熊野加武呂乃命、五百津鉏神鉏所^一取^一而^一、所^一造^一天下^一大穴持命、二所大神

等依奉故云^一神戶^一、と云ふ文有るを、古史九十一段徴に、此は大己貴少彦名二神を指して、二所大神と申す由を、叢陸しく説を成せるに就きて、一應は然る事の如くなれども、此には別に子細有りて、少彦名神には互らざる故事にて、熊野杵築兩神の神戶の御事を申せる由、傳二十一卷に注せり、惑ふ可からず、○此即少彦名命是也と有る、此の少彦名命と申し奉る御名義は、傳二十七に已に注し奉れり、○大三輪神三社鎮座次第に、右の此即少彦名命是也、と云ふより續きて、此故、稱^一曰^一手開天神^一也、と云ふ文有り、其は傳二十七卷に注し奉るが如く、此に、自^一指開^一漏墮者と見え、古事記に、自^一我手保^一久岐斯子也と有る、此の御事に依りて稱へ奉れる御名なりけり、若くて古事記八十神段に、謂ゆる伯伎國之手開山と云ふ地はしも、決く此の神の、御祖命の御指開より漏き墮ちて、御在し坐し著かせ給へりし地なりけむから、其の神に因りて負へる地名なる可き事云ふも更なり、即ち和名抄に、伯耆國會見郡天萬郷有る是なり、然れども此の手開と云ふ號は、出雲國にも互りて、其の風土記意宇郡條に、通^一國東堺手開^一、四十一里一百八步、と所見たれば、其の刻は、古は意宇郡賀茂神戶と云ふ地にして、和名抄に見えたる、能義郡賀茂郷の邊と思えたり、記傳十(十六丁)に引かれたる、六帖關歌に、「八雲立つ出雲國の手開の關、如何なる手開に君障るらむ^一、又「待て暫し人知り見むや我が背子を、留め難ねてぞ手開と號けし^一、堀川院百首に、「然りともと思ひしかども八雲立つ、手開の關にも秋は留らず^一」など有るも、郷は伯耆に屬きて、刻は出雲に屬けるを以てなり、若くて風土記に、意宇郡羽島(有^一樺比佐木多年木蕨齋頭蒿^一)と云ふ有るを、或抄に、所^一謂^一指開島也、島上有^一天神祠^一、則少彦名命と有るは、今能義郡飯島村の海邊なりければ、上に謂ゆる熊野之御碕に當る可し、又風土記に、同郡粟島(有^一樺

松多年木小竹真崎木葛()と有るは、通證に引ける白井宗因説に、手聞天神、在意宇郡筑野村聞潟海中、所祭少彦命也、社號蓋出_ニ于此、と有るも亦由有り、聞潟と云ふも手聞潟の略と聞ゆ、右等を以て甚々古には、彼の手聞山より始めて、意宇郡の海岸に廣く互れる地名なる事を曉る可き者なるぞかし、(右の手聞割は、郡家より四十一里一百八十歩と有るに就きて求むるに、山國郷、郡家東南三十二里二百三十歩云々、又飯梨郷、郡家東南三十二里云々、と有る其の二郷の外に、賀茂神戶、郡家東南三十四里云々と有りて、郡家よりは、尤東方にて遠き地なるを和名抄には、意宇郡より、能義郡と云ふ出でて、其に賀茂郷と云ふ有る是なれば、手聞割、此の郷に當る可し、右の筑野村は、筑陽川、源出_ニ郡家正東一十里一百歩、云々、と有るを、和名抄には筑陽郷と成れり、)故に其の少彦名神をしも手聞天神と申し奉るを以て、神名式などに、打ち任せて天神社と申す社の御在し坐すは、多くは此の神に坐すなるは、其の手聞を略きて申せるなり、若くて諸國の内にて、天滿天神とも、天神とも申す社の多く在るは、菅家の御事を然申し奉るに依りて、此の神の御社をも其と相誤れる事少からざれば、菅神の御事に由無きは、太抵此の神に御在し坐すを知るべし、但菅神の尊等をしも、天滿天神と申し奉り、又俗に、天滿大自在天神と申し奉りて、期らずも、此の手聞天神と同名にて渡らせ給へるは、大に所以有る御事なりけり、然るは京都五條天神社は、少彦名神を祭りて、菅神は其の從祀に在すなり、北野社は菅神にて渡らせ給へるに、其の攝神に天神社と申す御在し坐すは、決く少彦名神に坐して、其の相親しく御在し坐すに就きて考有り、然るは菅神の、現人神にて御在し坐しける御時の御所爲はしも、朝廷の御輔佐として仕へ奉り、萬に忠々しく御在し坐しける御事などは、今更に申し出でむも事舊りにたりと雖も、

少彦名神の、大己貴神を助け聞えさせ給へるに通ふ可く、類聚國史を著述し給ひて、上神代より以降の事實を明らかにさせ給ひ、漢才甚しく御在し坐して、傍ら外國の事共迄も其隈無く御在し坐しけるは、少彦名神の御所業に甚彷彿させ給へり、所以に、吉祥院にて五十の御算を賀はせ給へる時に、藁鞋を履きたる翁の、願文に砂金を添へて持ち來れる其の文に、傳聞、菅家門客、共賀_ニ知命之年、弟子雖_レ削_ニ跡人閑、無_レ名_ニ世上、而數記_ニ淳教之風、多改_ニ蠢昧之過、古人有_レ言、無_ニ德不_レ報、無_ニ言不_レ酬、深感_ニ彼義、欲_レ罷不能、故福田之地、捨_ニ沙金、金以表_ニ中誠之不_レ輕、沙以祈_ニ上壽之無_レ涯、莫_レ疑_ニ其人、可_レ求_ニ其志、遠居_ニ北闕之北、遙增_ニ南山之和南、と有る翁は、金峯神と通えたるに菅神升退の後に、金峯山に日藏と云ふ僧の有りに、金剛藏王の善巧方便にて、天滿大自在天神の御在し坐す所、竝に都率の内院炎魔王宮などを見巡りけるに、天神をば大正威徳天と申して、十六萬八千の眷屬有り、云々、と云ふ事を或書に載せたるは、例の佛者の妄説多くして盡くに信なふには足らざる物から、其の據無きには非らず、右の金剛藏王と申すは、上に注せるが如く、少彦名神の御事なり、都率内外院、云々は、其の少彦名神の金峯山内に敷き給へる幽宮の御事を、妄説せるなる可し、此所に菅神の、眷屬十六萬八千を率ゐて御在し坐すは、元其の少彦名神の分靈神、現身と顯はれさせ給へるが、其の本宮に還り入らせ御在し坐しけるを、不意に見奉りて、其の御事を例の佛界の様に混らし云へる者なり、然れば右の南山翁の知命の賀を奉ると云ひ、又其の金峰山にて此の神を見奉りしと云ふなど、即ち其の少彦名神に、殊に所以御在し坐すを見るべし、然れば此の少彦名神の手聞天神を、菅神の天滿天神と崇め奉れるも多く在りぬ可きが、此には謂ゆる本地垂跡の如き所謂の御在し坐す御事と見ゆれば、餘りに掛け

放れたり、と云ふ程の事には御在し坐さじかし、(今其の手閑天神と、天満天神とを分くる注は、療病の事を立て給ふ方なるは更なり、何と無き舊社なるをば、少彦名神の方と定む可し、文道に預り給へるか、又は其の氏族に由有る方をば、何れも菅神の御方と定む可きなり、又古來祀り來る少彦名神の社に、菅神を合せ祀りて、天神社又天満天神社と申すは、本より諸國に數多に御在し坐すべからむ事、申すも更なり、) ○少彦名神を齋き奉る式内式外の社々の較略は、神名式に謂ゆる、宮内省坐神三座、(竝名神大、月次新嘗) 園神社韓神社二座と有る、園神は大物主命、韓神は大己貴命少彦名命にて渡らせ給ひて、式外、紫野今宮三座を始めて、諸國に在ゆる園神社は、右の三神にて渡らせ給へる由、傳二十四に委しく注し奉るが如し、又式に、山城國綴喜郡天神社地祇神社と有る、天神社を少彦名命なりと云ひ、又傳二十七に注せる式外愛宕郡鞍馬寺に、由木社と申す御在し坐しけり、名跡志に、所祭大己貴命(一座)神位正一位、天子不豫、世上騒動の時、靱を此の社に懸くる故に號するなり、と云へるに、沙々貴大神諸國鎮座記に、伊勢國由貴殿少彦名命と有るを以て、此彼共に大己貴命、少彦名命二神共に齋き奉れるなる可き事、次なる五條天神條に考へ合す可き者なり、其五條天神社は神社考詳節に、五條天神、天子不豫、或世上物念之時、懸靱于此神前、其鞍馬有靱明神者、是所被掛靱之神也、と見えて、此は少彦名命を主として、相殿大己貴命に坐す由、共に傳二十七卷に委しく書せるを以て知るべきなり、若て又一座、天満天神も合せ祀れる其の所由は、已に右に注せり、又北野社は天満天神にて渡らせ給ふ御事は、普く世人の知る所なり、然るに其の攝神に、北野天神社と申す御在し坐すは、決く少彦名命に渡らせ給ひて、其の菅神には由有る御神なる事、右に注せるを以て曉る可し、(名

跡志に、北野天神社、在本殿後東第一南向、此所地主神也、土人北野殿と云ふ、本殿より以前勸請なり、云々、と云へる是なり、) ○神名式に、大和國吉野郡金峰神社(名神大、月次相嘗新嘗)と有る、此の御社の御事はしも、傳二十七に注せるが如く、諸社志、和爾雅等に少彦名命と有るは、古來相傳の説なるに、甲斐國山梨郡金櫻神社を、俗に金峯山と云ひて、所祭少彦名命大己貴命素戔鳴尊と傳へ、武藏國多磨郡金峯山社傳に、少彦名命大己貴命安閑天皇(或云神武天皇)と云へるに、亦此を藏王權現と異しき神名を稱へ奉る御事は、上に注せるが如く此の一書に、以鶴鷄羽爲衣、と有る由に緣りて、佐々木神とも申し奉れるを訛れる者なるにて、諸國に在ゆる藏王權現と申すは、皆此の少彦名神に渡らせ給へるなり、楮萬葉一(十六丁)に、三吉野之、耳我嶺爾、又或本歌に、三芳之、耳我山爾、と有るを、十三(二十丁)に、同じ御歌を、三吉野之、御金高爾、と有り、又後の物には、唯に御嶽とのみ云るは、此の山の世に名高きが故にて、比叡山を山と云て、比叡を云はざるに同じ、若てく右に謂ゆる耳我は借字、本字は眞嚴にて甚崢嶸しく可畏き山の由なり、又御金高とも、金峯とも云ふに就きて説有り、其は傳十八に注せる、寶鏡開始章第一一書に、謂ゆる天香山を、古事記には、天金山と有り、然るに、伊豫風土記に、天加具山の事を、自天降時、二分而、以片端者、天降於倭國、以片端者、天降於此土、因謂天山、と有る、大和國なるは、彼の三山の中なる、天香久山是なるが、其の始めて天上より降りし時は、甚大なる山なりつらむを、大和風土記に、山跡國者、往昔山岳多而平地少、所治天下大穴持命、與少彦名命、巡行此國、鑿山開谷爲平夷、故云山跡也、(中略)而後、從平城舊都至金峯山下、浩々平陸而、其間唯有畝傍山耳梨山天香久山而已、故是謂大和三山也、と有るを以

て、考へ合するに、其の國中に、右の三山を僅に遺して、其の天進り高き山共をば、平夷に作り成し給ふと爲ては、
陀所に移し給へると見えて、葛上郡に高天山の名有り、此に金峯の名共有るは、其の降り來れる天香山の中なる天金
山と云ひて、彼の眞鐵を採られし山は、此金峯なるかと思ゆる由、已に傳二十七に注せるが如し、實には眞鐵のみな
らず、黄金白銀赤銅等に至る迄、其の廣大なる方境、悉くに滿地に敷きて、凡て天下に在ゆる諸山の中に、此の金
峰許り、金氣の多き事は、又世に比類無き事、今現に世人の知る所なり、故考證に、在吉野山村、今稱金精明神、
土人云、吉野山地主神、金御嵩之號起於此神社、と注し、釋徒は、「金峯山と號するは、彌勒佛出世の時、地に敷く
べき金、此の山に在る故なり」と云ふ妄説を作り出せるも、實には其の山皆がらに金山なるを以てなり、又傳十三に
注せる、式外天川宗像神社の御神はしも、十五に注せるが如く、黄金を掌り給ふ神に坐すが、此の麓に上古より御在
し坐すも、共に御力を合せ御在し坐すに依れるなど、悉に少縁の御事にては御在し坐さざりけらし、次に注せる伊賀
國阿拜郡敢國神社(大)に、少彦名命金山姫命相並び給へるにも、引き合せて思ふ可き者なり、(又御嶽とのみ云ふ事
は、赤染衛門集に、「六條の源中將と、經房中將と、花見むと契りて、卒爾に源中將は、御嶽精進して如何にぞ花見に
は歩行給ふやと云ひたるを、如何と云ふべきと有りしに代りて、「我未思ひも立たず花櫻君や御嶽の山も越ゆらむ」
又「心にも非ぞ歎く吉野山君を御嶽の程無かりしを」と見え、源氏夕顔卷に、「御嶽精進」と云ふ事有るを、河海抄
に、「御嶽は金峯山也」と注させ給ひ、細流に、「枕草子に、哀なる物、美男の御嶽精進したる、定りたる人具したるも
逢はぬ夜々隔つるをば、苦しき事にこそ思ふ可かめめるを、殊の外に嚴しく隔り成して、獨居と打ち行ひたる、曉の

禮拜の程、甚しく哀なり」と見え、又御嶽精進とは、「大和の金峰山に、千日精進して參る事なり」と注して、中古よ
り、驗者の行場と成りて、今も御嶽詣をば爲る事なり、祭神の説は、右に注せるが如く、諸説を合せ試るに、少彦名
神を本として、其の相殿の、左は大己貴神なり、右は素戔嗚尊とも、安閑天皇とも、神武天皇とも、三神に傳はれる
も、今何れと定むる事を得ずと雖も、此の三神を一座と爲て、右の如く説々に別れたりと見てむなむ、宜しかる可
き、然るは素戔嗚尊の御事はしも、傳二十六に注せるが如く、此の大神、上古に、吉野郡に宮敷き坐し、狀なりけれ
ば、由有なる事申すも更なり、其の安閑天皇の御事は、神社考詳節に、古今皇代圖説云、宣化天皇三年、和州金峰山
明神出現、世稱安閑天皇之靈也、と有るは、彼の菅神の此の山に坐すに等しく、此の天皇崩御の後に、此の山に御
在し坐すべき所以有りて、神積坐す驗共など有りけるを以て、神代よりの此の金峰神と、初めて現れ給へる狀に云へ
るなる可し、若くて神武天皇の御事は、其の戊年御紀に、是後、天皇、欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、率輕兵、
巡幸焉、と有る、此の御時に、御迹を留めさせ給へるなどの由に緣りて、後に鎮り御在し坐すなるにや、然れども、
臨時祭式名神祭條には、金峰神社一座と有りて、其の祭神を該羅め、一座と爲て祀らせ給へるなり、神階の御事は文
德天皇實錄に、仁壽二年十一月辛丑、特加大和國金峰神從三位、同三年六月己巳、以大和國金峯神、預於名神、
齊衡元年六月甲寅朔、以大和國金峯神、預於相嘗月次並神今食祭也、又三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、
奉授大和國從三位金峰神正三位、と所見たり、同年八月三日丙戌、大雨、遣從五位下行備後權介藤原朝臣山蔭外
從五位下行陰陽權助兼陰陽博士滋岳朝臣川人等、於大和國吉野郡高山、令修祭禮、董仲舒祭法云、螟虻賊害五穀、

之時、於害食之州縣内清淨處、解之禳之、故用此法、云々と有るは、此の山に就きて令祭られたるには非らざるか、今も近國の農民等、此の金峰神をしも、農作を守り給ふ神と申して、夏月に詣る事なるが、其の山の御土を賜りて、蝗有る田に入る時は、忽に驗有る事、遍く人の知る所なり、但董仲舒祭法と云ふは、疑ふらくは我が古法なるを、術は此に在り、文は彼に在るを以て、然書されたるならめども、必ず彼に取らせ給へるには非らずして、事自然にして同じき者とこそは聞えたれ、(但其の金峰神社は、右に云へるが如く、金精大明神と申して、吉野山麓に在りて、其の山頂にも、藏王權現と申せる御在し坐すは、役小角などが、其所に祭れる者と見えたり、又吉野町にも、藏王權現と申すも有るに就きて、金峰神と其とは別にして、藏王と云ふは、小角が時に始めて現れ給へる物の如く云ふなるは、甚しき僻説なる者なり、右件云へるが如く、少彦名神はしも佐々木神と申して、御身の甚と小き神にし御在し坐すを、藏王と御名を改め、夜又の如き異しき大像を作りて、世人の耳目を新たに爲つるは、實に彼の徒の所爲めに成れる者なめり、)○神名式に、城上郡大神大物主神社、(名神大、月次相嘗新嘗)と有る、此にも少彦名神御在し坐せる事は、大三輪神三社鎮座次第に、奥津磐座大物主命、中津磐座大巳貴命、邊津磐座少彦名命と有りて、其大物主命大巳貴命は、神代より御鎮座なる由、傳二十七に注せるが如くなるが、其の少彦名命の御事は、同書に磐余甕粟宮御宇天皇勅大伴室屋大連、奉幣帛於大三輪神社、祈禱無皇子儀時、神明憑宮能賣曰、天皇勿慮之、何非絶天津日嗣哉、上古、吾與少彦名命、戮力一心、所以經營天下、其所以而、今少彦名命、來臨吾邊津磐座、與吾及和魂、共能可敬祭、守皇孫濟人民矣、於是、起立磐境、崇祭少彦名命、于時、天皇元年冬十月乙卯

日也、と所見たる是なり、(但沙々貴大神諸國鎮座記に、三輪、外大社大巳貴命、奥大社幸魂奇魂神、若宮少彦名命と云へり、但鎮座次第に、大直禰神社、大田々根子命也、云々、志賀穗宮天皇御世、大三輪君大友主命、依靈夢、立社奉齋之、と有りて、下に俗云若宮、と見えれば、其の説違へるに似たり、)○大和國式外、添上郡園韓神社三座と有り、大倭神社注進狀に、率川神社の別社と爲て、舊記云、件神等、素戔鳴尊之子孫、守疫神也、傳聞、園神者、大巳貴命之和魂大物主神也、韓神者、大巳貴命少彦名命也、兩神經營天下、爲顯見蒼生、則定其療病之方、紫野今宮三座社家者流如右、と有りて、此は諸國に在ゆる園韓神社の本にて御坐し在す由、傳二十四に委しく注し奉るが如し、又上にも注せるが、春日の小社にも此の少彦名神を祀れり、其は春日社記に、若宮外院三十八所金峰山藏王權現、と有るを、小社記には、左良氣明神と作るは、佐々氣明神と有りつらむを誤れるなる可きは、注式に、三八所明神、(所謂藏王權現)其南裏左祭氣明神、と有るにて著ければ、此は金峯神社を勸請れる事、灼然者なりかし又大同類聚方十一に、古知陪藥、倭國上郡山村、已知部之安寶之家二傳流所之方、元者少彦名命之神方、又太自備藥、倭國添上郡、多治比連真人三宅麻呂奉流方、元者少彦名命之神方、と有るは、其の地に神代より傳はれる神方と見えたり、(右の上郡の上に脱字有りて、決めて添上郡と有りしなる可し、和名抄郷名に、添上郡山村、也末無良と有る是なり)○神名式に、和泉國大鳥郡蜂田神社(歛)御在し坐すを、大同類聚方十八に、蜂田藥、和泉鑿大鳥郡、蜂田藥師和雄之奏流方、元者少彦名命乃方也、と有るを以て見るに、蜂田藥師が其の業の神を祀れるなる可き事、和泉志に、在平井村、云々、今謂天神、と有るにて、其の少彦名神に坐すを知るべきなり、又和泉郡楠本神社を、同志に、在

包近村、今稱天神、と有るは、此も同神か、其の近きに摩湯村と云ふ有りて、昔温泉此に出でたりと云へるも、由有りて聞ゆ、大同類聚方に、楠元藥、山城國愛宕郡人、鴨福宜眞髮部津守乃方也、と云ふ事も有りて、若くて右の蜂田神社は、和名抄郷名に、蜂田(波知多)と所見たれば、其の地名を以て神社の稱とは爲せる者なめり、姓氏錄(和泉國神別天神)に、蜂田連、大中臣同祖、と見え、三代實錄、貞觀六年條に、和泉國大鳥郡人、蜂田連瀧雄、改居云々と云ふ事の有るに就きて、志に、余按、蜂田社者、蜂田連祖神天兒屋根命也、と云へるは然る言なれども、主神を少彦神と見る時は、當郡に、大巳貴神以下の神等の多く御在し坐すにも、相叶へる心ちす、然れども今は試みに云ふなり、(又和泉國諸蕃漢に、蜂田藥師、吳主孫權王之後也、と見え、又蜂田藥師、吳國人都久爾理久爾之後也、古記云、怒久利と有れば、蜂田は醫師の多く住へりし地なりと見ゆ) ○神名式に、攝津國東生郡難波坐、生國魂神社二座(竝名神大、月次相嘗新嘗)の御事は、已に傳二十七に注し奉るが如く、大國魂神の御事にて渡らせ給へるに、大同類聚方二十二に、高津藥、津國難波坐、生國魂神社仁傳留方、元者少彦名命之方也、と有るは、此にも其の二神の外に、從祀として御在し坐すなる可し、○又武庫郡廣田神社(名神大、月次相嘗新嘗)は、傳二十七に注せるが如く、天照太神の荒魂にて渡らせ給へるに、民部省圖帳に、廣田大神神靈少彦名命蛭兒、以右兩神爲二座、相殿大巳貴命國韓神也、と見えたる蛭兒は、右の荒魂神を荒夷神と申して、異國を降伏せ給ふ御功に資れる御名なるを、彼の蛭兒の事に混へたる者なるが、右の如くは、少彦名神も後に合せ祀れる者と所見たり、又式に、有馬郡有馬神社、傳廿七に引ける風土記に、有馬神社、圭田八十三東、三毛田、所祭大巳貴並少彦名神也、と書し、又同郡湯泉神社(大、月次

新嘗)傳二十二に注せるが如く、色葉字類抄に、溫泉三和社、舊記云、大神溫泉鹿舌三像大明神者、是一體分神也、故名號三和社、崇神天皇御宇之時七年、始被定置神戶、(下略)と所見たる、其の鹿舌神は、攝陽群談に、有馬郡香下村羽東山香下寺の本尊にて、救世觀音の垂跡少彦名命、と有る是にて、右の三神を合せて、大三輪三社に所祀に等しく、即國韓神と同體にて渡らせ給へるなり、又式外風土記に、同郡布敷莊、新羅神社、圭田八十三東、所祭少彦名園韓神也、と申すも見ゆ、此の少彦名神をしも新羅神と申す由は、傳廿七に注し奉れり、○神名式に、伊賀國阿拜郡、敢國神社(大)は、傳廿七に注せるが如く、古風土記に、此郡始屬伊勢國、云阿波莊、天照太神、自天上下天之阿波、主給五穀、長蔓故名阿波、謂阿盃者音訛也と見え、摠國風土記に、柘植、此山有神、奉申敢國、所謂少彦名之命也、と有りて、此の御神の爲に、天上より粟種を天降し授け給へる地なりければ、甚止事無きを、又柘植と云ふも、養蠶の爲に、此を殖し弘めさせ給へる謂に依る事と所見たり、然るに一宮記に、敢國神社、號三南宮、金山孫命也と見え、頭注にも、敢國南宮也、金山姬命と書し、駿河風土記に、鳥渡郡敢國神社、奉祭金山比咩、與伊賀美濃社同、と云ひ、相摸風土記に、高座郡美濃郷、南宮神社、圭田三十七東、三字田、所祭金山比咩、與伊賀國敢國同神也、など有るは、伊水溫故に、本宮二座、少彦名命、南宮金山比咩命、當國一宮にして、本社は少彦名命、號正一位敢國大明神、南宮は金山大明神金山比咩命なり、圓融院貞元二年二月、修造の告の事有りて、此の南宮明神を、一宮敢國明神同所に崇め奉る故に、南宮山も、一宮山と成り侍る、南宮山は今の小富士山是なり、(取要)と有る如くは、後に合せ祀れるにて、主神には御在し坐さざる状なり、但右の如く金山孫命とも、金山比咩命

とも傳りたるは、實には其の二柱神なるを、各一柱を漏せるなる可し、其の南宮と申すは、美濃國不破郡仲山、金山彦神社(名神大)を、永萬記に、南宮社と見えれば、此より遷し奉るを以て、其の本宮の稱を用ふるなめり、
借此の少彦名神に、右の南宮神の相並び御在し坐す御事は、右に注し奉るが如く、金峯神社の例にて、必ず御力を盡せ給ふ可き所以の有るを以てなり、故に思ふに右の駿河、相摸の風土記は、延長に奏上れる書なるに、已く當社を金山比咩命と云へり、然る時は貞元には、唯同社に合せ祀ると云ふのみにて、其の南宮山に御在し坐しける御時よりして、等しく一宮村に御在し坐しければ、此にも敢國神社の稱有りて、共に祀はれさせ給へる御神なる可き御事、灼然くなむ有りける、(伊水溫故に、一宮村に富士山、彼青南宮大明神垂跡の地なり、此に依りて南宮山と號す、云々、南宮金山姫命は、天武天皇御宇、美濃國南宮山より勸請、云々と云へり、)神階の御事は三代實錄に、貞觀六年十月十五日戊辰、授伊賀國正六位上安部神從五位下、同九年十月五日庚午、授伊賀國從五位下敢國津神從五位上、同十年九月廿七日己丑、授伊賀國從五位上敢國津大社神正五位下、と有り、借敢は右の風土記の説の如く、阿波の轉所に、敢都美惠宮と見え、儀式帳には、阿開柘植宮と作き、天武天皇元年御紀には、到積殖山口と見えたり、其の柘は、和名抄に、毛詩注云、桑柘(漢語抄云、豆美)蠶所食也、と有る是なり、柘植と云ふ時は、其の桑柘を殖生する由なりければ、必此を殖立てたる、主無くては有るべからざるを以て推索むるに、上に注せるが如く、必ず天下一經營し、大神二柱の御所爲に因れる事著かりければ、當社の故事に合せて、又此を思ふ可き者なるぞかし、若くて

伊水溫故に、少彦名命神體、仙人之影像也、金山比咩命神體、蛇形蟠容儀也、と云へる少彦名神は、此に、以鷓鴣羽爲衣と有れば、恰も仙人の影像とも云ひつ可き狀なりけるを、金山比咩命を蛇形に作れる女神に坐すが故に、釋徒の儀に、然異しく作り成し奉れるにや有らむ、且右に注せるが如く、彦神とも姫神とも申す傳への有りければ、實は二神を一座として祀へるを、後に姫神と云ふ方に定りてよりの事と所見たり、又大同類聚方十二に、飛要藥、伊賀國山田郡木城紀黑守奏之、元波少彦名命神乃神藥、と有るは、此に由有るか非らじか、借當社相殿に、甲賀三郎兼家主をも祀ると云へり、(伊水溫故に云く、)甲賀三郎兼家は、醍醐天皇御宇、信濃國守諏訪源左衛門源重賴嫡望月信濃守重宗、二望月美濃守貞賴、三望月隱岐守兼家と云ふ、健御名方命の苗裔なり、父子四人、延喜三年三月衆山に遊ぶ、兼家、若狹國高懸山の窟中に入りて、鬼輪王を射殺す、時に嫡男二男二人として兼家を欺き、龍穴に入るに、漸に窟中を遁れて、江州甲賀郡に徘徊し、朱雀二年に往日の事を天聽に達する故に、重宗貞賴は、兼家が威力を恐れて自害す、同八年兼家は、將門が事に軍功有りて甲賀郡主と成り、甲賀近江守と稱し刑部卿に任ず、云云、後當國の太守と成りて、諏訪を勸請し、神體として、十一面觀音を納む、云々と云へり、)○又神名式に謂ゆる、伊勢國度會郡磯神社、多氣郡伊蘇上神社は、大己貴神、少彦名神にて渡らせ給へる由、上の條に注し奉るが如く、又壹志郡射山神社は、榊原溫泉由來記に、本名射山神社、或は湯山神社、一名氏山御前、祭神二座、祭神大己貴命、少彦名命、云々、と有る此の御事、傳二十七に委しく注し申せり、又沙々貴大神諸國鎮座記に、伊勢國先之三神、中大己貴命、左少彦名命、右久延彦命と有り、但此の社は式内の何れの神社に當れるか知らず、又伊勢由木殿少彦名命とも

見ゆ、又風土記に、員辨郡井上神社、圭田十七束三畝、三字田、孝謙天皇四年所祭、國韓神少彦名神也、土地有疫疾、則來此社神前、掛長繩垂白木綿、祈其疫疾、其效驗不廻頭也、と有るは、式外なり、(神名式に謂ゆる、但馬國養父郡、井上神社二座と有るに、其の説の合へる事有りて、已に上に注せるを、又次にも云ふを考へ合す可し) ○又神名式に所見たる、志摩國答志郡、栗島坐伊射波神社二座(並大)は、少彦名神と大己貴神とに坐すべき由、上に委しく云へれば、就きて見るべし、○尾張風土記に、中島郡鹿瀨山、有神號敢田見社、所祭少彦名命也、と有る敢は、右に謂ゆる、伊賀國敢國神社より移し奉れるなる可く、田見は田持にて、此の神の此の地にして、農作の事を起させ給へるなどの御事に因れる社號なる可からむ事、上に注せるを以て知るべし、○遠江風土記に、濱名郡坂上郷、菅沼神社、仁德天皇二年甲戌三月所祭、國韓神少彦名命也と有る、此は式外なり、又神名式に、磐田郡鹿苑神社、風土記に、曾能郷香園神社、(或作鹿) 圭田二十八束、三字田、欽明天皇三年壬戌、自官園韓神事代主兩神所祭也、有神戶巫祝部宅、と有り、文德天皇實錄に、嘉祥三年七月丙子朔丙戌、遠江國鹿苑神、授從五位下、三代實錄に、貞觀二年正月二十七日戊寅、授遠江國正五位下鹿苑神從四位下、と見えたり、又秦原郡敬滿神社、(名神大) 風土記に、敬滿神社、圭田六十二束、三字田有餘、垂仁天皇二十六年所祭、少彦名命也、と所見たり、文德天皇實錄に、仁壽三年十一月癸丑、以遠江國敬滿神靈、預於名神、三代實錄に、貞觀二年正月二十七日戊寅、授遠江國從四位下敬滿神正四位下、と有り、(但續後紀に、承和十四年八月癸巳朔己酉、遠江國秦原郡人、秦黒成女、一産二男一女、と云ふ事有る、其の秦氏は、姓氏錄、左京諸蕃上に、大秦宿禰、秦始皇帝十三世孫、孝武王之後也、

男功滿王、足仲彦天皇八年(仲哀)來朝、云々、と有る種屬なるが、功滿と敬滿と言相近かりければ、其の靈を祀れるかとも思ゆれども、右の風土記の如くは、垂仁天皇御世に、少彦名命を祀れるなるに就きて思ふに、其の神の從祀として、功滿王を祀れるならむを、其の氏人の爲に、本の少彦名命の御名は、隠れさせ給へるなどにもや有らむ) ○神名式に、駿河國益頭郡、飽波神社、和名抄郷名に、飽波(阿久奈美)と有り、風土記に、飽波神社、大鷦鷯天皇六年戊寅十月、所祭少彦名神也、神貢八十二丸、三字田、と見えたり、又式外同記に、安倍郡葛間觀神社、廣野姬天皇三年己丑、所祭少彦名國韓神也、と所見たる、此の御事に就きて説有り、傳二十七禁厭の所に已に注せりき、又式外同記に、鳥渡郡加美島、(或神島) 賀美志摩之社、稚足彦天皇五年乙亥五月、被奉官幣、少彦名國韓二神祭也、又富士郡權原、豊麻神社二座、所祭大己貴命、與少彦名命也、仲彦天皇二年癸酉十二月之旬、奉官幣、と有る此の故事は、已に傳二十七に注し奉れりき、(右の仲彦を、本には長彦と誤れるを、今改め引けるは、其の仲哀天皇元年は庚申にて、二年は癸酉に當れ、ば、足仲彦天皇の足を略きて、仲彦と書つらむを、其の音の近き任に、長彦と誤れる者と見ゆるを以てなり) ○神名式に、甲斐國山梨郡金櫻神社、傳二十七に注せるが如く、即ち金峯山とも御嶽山とも云ひて、祭神をば藏王權現と申せるは、例の如く少彦名神にて渡らせ給へるを以てなり、社説に、「所祭少彦名命大己貴命素戔鳴尊三神に御在し坐して、大和國金峯山より勸請る所なり、本社より七里許頂に、大なる巖神の立たせ御在し坐して、遠く此を望む時は、恰も衣冠を著させ給へる貴人の如き狀して、甚々奇異なる神像にて渡らせ給へり、其の金性大明神と申す、日本武尊にて坐す、又櫻大門とて、古木の櫻多し、僧正隆辨歌に、古の吉野を移す御

嶽山、然こそ黄金の花も咲くらめ、絶頂の御祠は藏王權現にして、御社の本宮なり、と云へり、大同類聚方に、奈川介藥、甲斐國山梨縣主乃方爾旦、云々、其元波少彦名命御傳斗云、と有るも、當社に由有る事なるか、又上に注せるが如く、同郡大井俣神社は、例の如く事代主神に渡らせ給へるを、其の名勝志に、本社南方有天神祠、當社鎮座以前所祀地主神也、祭神少彦名命也、と云へるも、舊社と聞ゆ、(右の金櫻神社なる金性大明神を、日本武尊と云ふ説は、大和にて金峯神社を金精大明神と申す説と異なりければ、後人の何心も無く、其の稱を吉野の本社に取りて號けたる者にこそ、) ○武藏風土記に、荏原郡稗田神社、所祭國韓神少彦名命也、任雄略天皇十七年之勅、而始行神體、有神家巫戸、祈病災莫不驗、祈田莫不實、と有るは、式に謂ゆる、稗田神社是なり、又同郡赤坂莊、小六天神、(或古呂故) 圭田三十五束、三毛田、天武天皇三年甲戌十一月、始行神禮、有神戸巫戸、所祭大巳貴與少彦名國韓神也、號小六者、以古呂玖岡之名故也と有る、此は式外なり、又豊島郡神田神社坐せるを、沙貴大神諸國鎮座記に、少彦名命大巳貴命二柱神也、と云へり、借神名式に、多磨郡布多天神社、今布田村に、布田天神と申して、所祭少彦名命なりと云へり、又式に謂ゆる、大麻止乃豆天神社は、傳二十七に注せるが如く、風土記に、大麻止乃知天神社、圭田六十七束、六字田、所祭大巳貴命也、安閑天皇乙卯年、始奠官社、花時以花祭之、新稻時以新稻祭之、と有り、然るに式社考と云ふ物に、「御嶽山御嶽大明神也、少彦名命、と云へるに合せて、其の金峯山御嶽社大宮司家説には、祭神少彦名命大巳貴命安閑天皇(或云神武天皇)合殿也、號藏王權現、聖武天皇御世、日本靈地に、三芳野社を、丹波大和武藏の三國に祀給ふ神なり、」と云へり、但此の大麻止乃豆天神社

と申すは、大和國十市郡天香山坐、櫛眞命神社を、下に大麻等乃知神と有りて、此は謂ゆる、ト庭神二座の中なる、櫛眞智命に御在し坐して、別なれども、風土記には混同に爲つる者ながら、其將別に謂れ有る事なる由、傳二十七に注せれば、考へ合す可き事共なり、然れば右の神等の鎮座を、神代よりの御事と見て、安閑天皇御世と云ふは、其の祭祀の始を云ふなる可く、聖武天皇御世には、其相殿に、安閑天皇(或云神武天皇)を被祭加たるをや云ふなる可き、(但或説には、「當郡府中六所明神、三殿の中央大巳貴命、景行天皇御世に始めて祭ると云ふ、其の社春時花を以て祭り、秋時新稻を以て祭る式有り、是此の大麻止乃豆天神社ならむ、」と云へれども、府中社は式の小野神社にて、本殿大巳貴命、相殿に伊井諸尊、伊井縣尊、瓊瓊杵尊、大宮賣命、布留明神の六座にて、此とは別なり、且春時に花を以て祭るは、謂ゆる花鎮祭にて、諸社に多き事なる由、傳二十七卷に注せれば考へ合す可し、) 又神名式に、同郡阿豆佐味天神社有るを、大同類聚方に、阿川差民藥、元波大巳貴命乃神方也、又阿豆佐見藥、阿倍朝臣廣津麻呂乃方、元波大巳貴命、云々、と出でたる二方共に、大巳貴命の御名なれば、其の神ならむかと思ふに、天神と申す事相叶はず、然れば此は少彦名命を合せ祀れるからの稱なるにもや有らむ、又式に穴澤天神社見ゆ、式に、穴澤天神、圭田三十六束、三毛田、孝安天皇四年壬辰三月、所祭少彦名神也、と所見たり、○上總國に、當世神と申す有り、少彦名神ならむか、三代實錄に、元慶元年閏二月二十六日戊戌、授上總國正六位上當世神從五位下、と有り、又風土記に、長柄郡谷部郷、足岡神社、圭田五十三束、所祭少彦名神國韓神也、齊明天皇丙辰二月、始奉圭田、加神禮、とも見ゆ、○神名式に、常陸國鹿島郡大洗磯前、藥師菩薩神社(名神大)、傳二十七卷に注せるが如く、文德天皇

實錄に、齊衡三年十二月庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前、有神新降、初郡民有煮海爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日在兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人閉石、鹽翁私異之、去後一日、示有廿餘小石、在石左右似若侍坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖往東海、今爲濟民、更亦來歸と有る、即ち此の神社の權輿なり、然るに大同類聚方廿七に、久須志藥、常陸國鹿島郡大洗磯前、藥師菩薩神社之神方、と有りて、右の齊衡よりは以前の、大同に成れる書に然る事の有るは、疑はしき事ながら、今傳はれるは延長本なりければ、其の時に書き加へられたる物なるにぞ有るべき、楮頭注に、當社を大已貴命とし、那賀郡酒列磯前、藥師菩薩神社(名神大)を少彦名命と爲る事なるが、廿八社鎮座と云ふ物に、右の大洗磯前を、在水戸城之東三許里(宮田郷、今磯村)所祭大已貴命少彦名命、と云ひ、酒列磯前を、在磯村、酒列磯前、所祭之神、大洗磯前與同、大已貴命少彦名命二神也、通謂之酒列大明神、と有れば、兩社共に此二神をば齋き奉れる中に、其主客の差別有る事なりけり、若くて文德天皇實錄に、天安元年八月乙丑朔辛未、此在常陸國大洗磯前酒列磯前神等、列於官社、と有れば、酒列磯前には、少彦名神を主とし、大洗磯前には、大已貴神を主として、共に同時に祀はれさせ給へるにこそ有りつらめ、又同年十月乙卯朔己卯、在常陸國大洗磯前酒列磯前兩神、號藥師菩薩名神、と有る、其の藥師の號は、傳二十七に注せるが如く、此の二神を然稱へ奉れるは、此に謂ゆる、爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、と有るに依れる御名なり、菩薩と云ふ稱は、不須也凶目、醜めき汚なき事ながら、當昔高きも卑しきも、胡神を尊ばぬは無かりしから、其の稱を被用たりして、忌はしき事の極

は在れども、當昔稱へ奉る意味は、無上く尊み奉る心用ひならめども、今に至りては、甚良はしからざる事になむ、(信友主説に、右の齊衡三年の上言に、或形像沙門と有は、其石の形に依りて云へる物なるが、如此見立たるに依りて、菩薩號を付て申せるなる可し、)と云へり、若し然らむには菩薩號は、國より請ふに依らせ給へるなる可し、偕上古に、神作の石像にて世に名高きは、大和國壺坂寺の後山、又讚岐國彌谷に在る五百羅漢と云ふ物はしも、佛像には非らずして、上古の神人の像を彫りたる物なりと云へり、其の形或は沙門とも云ふべき狀に見ゆるから、然る異しき名を呼ぶ事なれども、彼の意須比などを著させ御在し坐さむには、御頂の方平にして、外より其の心にて見る時は、沙門に形像せりとも云ふべき狀にこそは有りつらめ、此れは外にも然る神造の物を見む時の心得にとて云ふなり、)又那賀郡阿波山上神社は、卅八社鎮座に、今屬茨城郡、在大山村、隣于粟山村、古老傳言、昔者、大山村呼爲上粟山、栗野村呼爲下粟山、祠即在二村之上、故祠有阿波山上之稱矣、所祭少彦名命、高皇產靈尊子也、と有り、然れども此は別神ならむかの説有りて、上にも注せれば、孰れか宜しきを取るべし、○神名式に、近江國蒲生郡沙貴神社、和名抄に、篠筒郷有る是なり、沙貴の地名は、上に注せるが如く、以鷓鴣羽爲衣、と有る、此の御事に依れるなり、其の沙々貴大神、諸國鎮座記に、第一少彦名命第二大鷓鴣尊第三狹々城山君、是孝元天皇皇子大彦命也、第四敦實親王是宇多天皇第七皇子也、と有り、頭注にも、仁德天皇、一說少彦名命と有れども、一說の方正説にして、少彦名神神代より鎮座なる可き由、傳二十七に委しく注し奉るが如し、若くて其の仁德天皇は、大鷓鴣尊と申し奉りて、上に注せる、鷓鴣の瑞に依りて大御名に負せ御在し坐すが、地名社號共に同じきが故に、後に合せ

奉れるかと思ふに然らず、下に云へるが如く、紀伊國淡島神社を、苦島より加太に遷し奉らせ給へるは、此の天皇に少彦名神の、御神託御在し坐すに依らせ給へるなれば、此の御事に因りて、此の從祀とは成らせ給へるなりけり、第三大彦命は、孝元天皇七年御紀に、大彦命、是阿倍臣膳臣阿閉狹々城山君、(中略)凡七族之始祖也、と有りて、續紀以下の御紀共に、郡司なるも然らぬも此に多かりければ、其の因に緣りて此に祀はれさせ給ふなる可し、第四敦實親王は、鸞峰文集に、宇多天皇五代孫、從五位下左近將監源成頼、初住近江國佐々木莊、嗜弓馬、其孫源治大夫經方、初爲此社神主、其嫡男兵庫助季定、爲武士續其家業、次男行定、爲神主掌社事、二流相分、其枝葉連蔓於本洲、而延及他邦者、不可勝計也、と所見たれば、狹々城山君と佐々木氏とは、此の地に在りし故に、此の社を齋ひ奉れりしから、其の祖神を此に合せ祀りて、氏社と爲つる者なりけり、(記傳四十卷三十八丁に、「少彦名命と云は、神代紀に、此神鷓鴣羽を衣として、と有に因ての附會ならむ、と云はれつるは、諸國に在ゆる沙沙貴神社の本にして、此の大神の本宮なる事を、思ひ落されたり、又式に見えたる、伊香郡布勢立石神社は、少彦名神なる可し、下の土佐國式外立石神の所に委しく注す可きなり)○神名式に、美濃國惠奈郡惠奈神社、大同類聚方に、惠奈山藥、越國三志麻雄之家傳方也、元者少彦名命神方也と見えたるに、式社考に、在惠奈山上、去落合驛南三里許、今稱惠奈山權現、と有る權現は、例の藏王權現の御事なる可し、(凡諸國に神名を失ひて、權現と云ふ社多かり、一には藏王權現なり、此は多く高山に在るにて、少彦名神を祀れるなり、二には熊野權現なり、此は多く水邊に坐せるは、謂ゆる水分神を祀れるを、熊野權現と誤れるなり、大凡山川の落口などに立たせ給へるは、其の水分神なりと知

るべし、三には山王權現なり、此は多く里中に立たせ給へり、其の外は某權現と申せれば、混らはしき事も無きを、右の三は、殊に差別も難し知事なる故に、其の心して思ひ分くべき御事なりかし、○信濃國木曾御嶽は、大巳貴命、少彦名命二柱神に渡らせ給ふと云へり、此の御事傳二十七卷に注せり、○神名式に、上野國勢多郡赤城神社、(名神大)傳二十四、同二十七に注せるが如く、上野國志と云ふ物に、大巳貴命と有り、然れども夫木集、鎌倉右大臣、「上野の勢多の赤城の韓社、倭に如何で迹を垂れけむ、と見え、諸神本懷に、赤城山三所明神と書れば、謂ゆる園韓神三座を祀れるなりけり、神階は續後紀に、承和六年六月甲申、奉授上野國無位赤城神從五位下、三代實錄に、貞觀九年六月二十日丁亥、授上野國從五位上赤城神社正五位下、同十一年十二月廿五日戊申、授上野國正五位下赤城神正五位上、同十六年三月十四日癸酉、授上野國正五位上赤城神從四位下、元慶四年五月二十五日戊寅、授上野國勳七等從四位下赤城沼神從四位上、と見え、本國神名帳には、正一位赤城大明神と有り、又同帳に、群馬西郡從三位大奈知明神小奈知明神と有るは、大巳貴神に對へて、小巳貴神コナメノカミと申せるにて、傳二十七に引ける、東大寺戒壇院神名帳に、大汝大明神小汝大明神と有る御名に同じく、又同郡從四位下石神明神、從五位上大石神明、正五位上小石明神など見え、正五位上溫泉明神と有るは共に右の二神に係る可き御事になむ、(又群馬郡正五位上赤城若御子明神、群馬西郡、從五位上赤城若御子明神、勢多郡、正五位上赤城若御子明神と見え、昌樂郡、從五位上子赤城明神と申すも有り、又群馬西郡、正三位赤城三御子明神と有るなどは、何れも其の御子神なる可く、群馬郡、從五位上赤城三明神と有るは、其の本宮の遊社などなる可し、西撮と云ふ書に、允恭天皇御世建立と有れども、其の據る所を知

らず)○神名式に、下野國那須郡、溫泉神社、式社考に、「湯本村に在り、大己貴命少彦名命也」と有り、三代實錄に貞觀五年十月七日丙寅、授下野國從五位上勳五等溫泉神從四位下、同十一年二月廿八日丙辰、授下野國從四位下勳五等溫泉神從四位上、と有り、又同郡式外に、溫泉神社有り、其の黒羽溫泉大宮神鏡銘と云ふに、下毛野國那須郡、溫泉大神命、長尾市修祭之、後凡九百六十餘年、治百病成五穀、古祠也、惠及四海、名遠九天、故貞觀十一年己丑春二月廿八日丙辰、進從四位下勳五等、加從五位上、以祈弭災病、使國司郡領等、奉鑄鏡三圓於大宮、と有りて、其の黒羽社は右の溫泉神社より遷し奉れるなり、と云へり、但右に神階の御事を、貞觀十一年と有れども、三代實錄にては十年と有りて、一年の相違有り、其より九百六十餘年以上は崇神天皇の御世の始に當れ、其の七年御紀に、便別祭八十萬群神、仍定天社國社及神地神戶、と有るに依りて云へるなる可し、長尾市は、垂仁天皇二十五年御紀に所見たる、大倭直祖長尾市宿禰と云ふ人の事ならめども、崇神天皇の御世の始に此の人の有らむ事は、甚思東無き事ながら、後勘の爲に今並載する者なり、(伴信友主説に、右の鏡銘、貞觀の比の文に非ず、甚拙劣なり、後世鑄造の物なる事決し、那須郡の本社よりも尊から令むと巧める業なる可し、)と云はれたるは然る言になむ、)○神名式に、陸奥國刈田郡刈田嶺神社(名神大)、觀跡聞老志に、「土人呼云藏王岳、以山上有藏王權現祠也(中略)吉川氏官社緣起曰、所祭白鳥明神、乃日本武尊也」と書し、行囊抄に、「刈田山藏王權現宮有り、同地藏堂有り、白石近邊なり、刈田宮刈田明神社、刈田驛中に在り、當社の使者は白鳥なり」と云へり、然れば嶺に坐すは少彦名神にして、驛に坐すは日本武尊なるが、共に刈田の地名を負せ奉れるは、帳の趣は一座なれども、其二神を合せて

被祀る事とぞ思はるゝなり、大同類聚方十三に、迦理陀藥、陸奥國刈田神社仁所傳二豆、里人常用天驗多方、と有るも、少彦名神に就きて傳はれる者と、見るべきなり、聞老志に、又云、湯刈田、(山北有溫泉)山岳尤峻嶮、荒粟大森大森田甘塚諸山相並其北有溫泉、能治瘡毒癩病等、仍謂之湯刈田、と有るをも證と爲べきなり、偕右に謂ゆる地藏堂は、始大己貴神を祀れるより轉れる者ならむか、神階の御事は、續後紀に、承和十一年八月辛巳朔丁酉、奉授陸奥國無位勳九等刈田嶺神從五位下、緣有靈驗也、同十五年五月己未朔、辛未奉授陸奥國從五位下勳九等刈田嶺神正五位下、餘如故、三代實錄に、貞觀十一年十二月八日辛卯、授陸奥國正五位下勳九等刈田嶺神正五位上、同年同月二十五日戊申、授陸奥國正五位上勳九等刈田嶺神從四位下、と所見たり、(但右の十二月八日なるをば、正五位下をば正六位上に、正五位上をば從四位下に誤れるを、今改めて引きつ、然るは前後の文共に見合せて、右の如くならでは叶はざるを以てなり、續紀に、寶龜元年九月乙亥、正四位下坂上大忌寸刈田麻呂、爲陸奥鎮守將軍、と有るも、此の地に因れる名なり、和名抄には、刈田郡刈田郷を、那田郡那田郷に誤れり、其の山上の叢祠に、其の刈田麻呂主を祀れりと云へり、下の讚岐國刈田郡粟井神社、名神大の所に云ふ事有り、考へ合す可し、)又神名式に、玉造郡溫泉神社頭注に、大己貴命と有り、出雲國意宇郡玉作湯神社に由有る事、傳二十二に注せる事共を合せ見る可きなり、續後紀に、承和十年九月丙戌朔庚寅、奉授陸奥國無位玉造溫泉神從五位下、と見えたり、又溫泉石神社頭注には、少彦名命と有り、續後紀に、承和四年四月癸巳朔戊申、陸奥國言、玉造塞溫泉石神、雷響振動、晝夜不止、溫泉流河、其色如漿、加以山燒谷塞、石崩折木、更作新沼、沸聲如雷、如此奇怪、不可勝計、仍仰國司、鎮

謝災異、教誘夷狄、と見え、三代實錄に、貞觀五年七月二十九日戊子、授陸奥國無位溫泉石神從五位下と有り、又、磐城郡溫泉神社、式に所見たり、猶同錄に、同年同月同日戊子、授陸奥國無位小結溫泉神從五位下、と見え、紀略に、寛平九年九月七日己卯、授陸奥國坐正六位上陽日溫泉神正五位下、と有るなど、本より大已貴命、少彦名命二神にて御在し坐すべき事、更に論を待たざる所になむ、(右の玉造郡溫泉神社を聞老志に、啼兒溫泉、在場子村、自岩畔出、克治疾、其下亦有溫泉、此地也、相傳、往昔義經北行、夫人開胎于龜毀坂、仍辨慶養之笈中、來於此地、始出呱呱聲、故後人號啼兒溫泉、在其地、神名帳所謂、溫泉神社是也、と書し、溫泉石神社を、石神山、在大口村、其地川度有溫泉、所謂溫泉石神社是也、と云ひ、磐城郡溫泉神社を、佐波古御湯、相馬領、曰之湯本驛、西南有大嶽、曰三箱山、古之佐波古山是也、云々、其山下有溫泉、是乃佐波古御湯也、延喜式溫泉神社是也、と云へるに、磐城名勝略記に、在城南一里廿八町湯本村、例祭四月八日、と云へり、此の方にて有るべし、大同類聚方卅一卷に、耶能浦藥、陸奥國桃生郡人牡鹿連射手之家方、元八少彦名命之神藥、と云ふ事有り、此の事次の越後國頸城郡、五十公神社の下に云ふべし、) ○神名式に、出羽國平鹿郡、鹽湯彦神社、傳廿七に注し奉るが如く土人説に、「鳴見澤の御嶽山に坐せり、此山は横手と云ふより二里餘攀ち上りて、此の山上を萱森と云ふ、高原の地なり、其より十町計り上りて巔有り、此を御嶽山と云ふ、當社を土人、熊野堂とも、御嶽權現とも云ふ、古昔、此の山麓に溫泉多かりけるを、今は絶えたり、云々」と云るに就き考ふるに、傳七、八及び二十二に注せるが如く、攝津國有間郡有間神社は、風土記に、所祭大已貴命少彦名命也、と有るに、其の社號は紀伊國熊野の有馬村に起れるを、同郡溫泉

神社(名神大)も同神なるに、風土記に、有間郡有鹽之原山、此近邊有鹽湯、因以爲名、と有るに合へれば、此の鹽湯彦神社と申すは、全く其の溫泉に因れる神名なる事著明き上は、右の熊野堂の稱も、本より由有る事になむ、然るを土人、弘安年中、一遍上人再興す、熊野早玉神を勸請す、と云ひ傳へれども、本よりの廢社を取り建てたるのみにして此に始れるには非らざる可き事、右に徴し云へる事共に就きて、合せ考ふ可き者なりかし、又式に、波宇志別神社、「社傳に、八木澤村保呂羽山に在す、大和國吉野郡、金峯神社を遷し奉りて、此にも一名金峯山と云ふ、祭神は少彦名命に坐す、と云へり、此波宇志別神の羽は、山名を保呂羽と云ふに由有る事と思ゆ、和名抄、羽族體に、倍羅麼、日本紀私記云、倍羅麼、師説、鳥乃和岐乃之多介乎、爲倍羅麼也、麼謂眞實也、言鳥披羽乃古止、掩藏之周也、案奥區也、今俗謂保呂羽訛也、と有るを引きて、通證十二(九丁)に、今按、釋作摩倍羅麼、今雉有稱保呂羽者、在翼下、而補綴罅隙之毛也、と云へる、此保呂羽にて、鳥の披下の嫩毛を云ふなり、波宇志別神と申す波は即ち其を云ひて、上に徴し奉るが如く、以鷓鴣羽爲衣、と有るに合せ考ふるに、唯に其羽を以て衣とは爲させ給はず、其の微かなる保呂羽を編みて著けさせ給へる御事を、此に至りて明らかめ知る所なりければ、此の波は、右に謂ゆる保呂羽にて、宇志は大人にて、崇まへ申せるなる可く、別は例の某別に同じくして、是少彦名神を鷓鴣神と申せる、其の一名にて御在し坐す御事、申すも更なりかし、(又傳二十七卷に引ける村井政直説に、秋田郡と山本郡との間に、八龍湖と云へる有りけり、又男鹿湖とも云ふ、相傳て云く、昔龍有り、陸奥國鹿角郡に棲けるに、追ひ逐はれて、秋田郡小繋村に來り、川を塞て湖と爲むと爲し時、金色の鼠來て、其の堤を穿ける故に、終に其の事成らざ

りしかば、今の男鹿湖を成して、其の主と爲れり、楮小繫村に、浮島天神とも、七藏天神とも云ふ社有りて、今も其の社前を過ぐる猫、生泥鼠を取らず成りぬ、奇しき事なり」と云へるは、必ず大己貴少彦名二神を然崇め奉るなる可きは、其の天神と申すは少彦名神に依り、七座と申すは大己貴神に七名御在し坐すよりの事なる可し、式内の如く、世に主張たるには非ざれども、決き神迹なり。又三代實錄に、貞觀十五年六月廿六日己未、授出羽國正六位上酢川溫泉神從五位下、と有るは、本より式外なるが、聞老志に、酢川岳、跨奥羽兩境西北大岳也、有溫泉、と有る此の溫泉神にて渡らせ給ふ可し、右は村山郡にや當る可からむ、若くて田川郡に金峯山と云ふ高山にて靈社有り、此も大和國吉野郡金峯神社より勸請りて、藏王權現と申し奉れる上は、右に注せるが如く、少彦名命、大己貴命、安閑天皇(或云、神武天皇)の三神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、○神名式に謂ゆる、越前國敦賀郡氣比神社七座(並名神大)は、保食神を本として其の餘の神等をも合せ祀れる事、傳十二及び上に注せるが如くなるが、其の攝社に、伊佐々別神社と申す御在し坐すを、社傳には、「保食神の荒魂を應神天皇の祭り給へるなり」と有れども、予が考は別なり、其は神功皇后十三年御紀に、春二月丁巳朔甲子、命武内宿禰、從太子、令拜角鹿筒飯大神、と有る此の度の御事を、古事記には、於高志前之角鹿、造假宮而坐、爾、坐其地、伊奢沙氣和大神之命、見於夜夢云、以吾名、欲易御子之御名、兩言禱白之、恐、隨命易奉、亦其神詔、明日之且、應幸於濱、獻易名之幣、故其且幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚、既依一浦、於是、御子令白于神云、於我給御食之魚、故亦稱其御名、號御食津大神、故於今謂氣比大神也、と見えたる、此の御名易の御事を、記傳三十一(二十八丁)に「此御子

の御名は、大鞞和氣命亦名品陀和氣命と有るを、今此大神に讓奉給ふは、此二の内何れならむと云ふに、後迄も品陀天皇と申奉れば、此御名の方を譲り奉賜へるならむ、然れば此より後は此の御子は、大鞞和氣命とは申さざりけむ、然れば此の大神の御名、本は伊奢沙和氣大神と申せりしを、此時よりは、大鞞和氣大神とぞ申しけむ」と云はれたり、然れども應神天皇前御紀に、一云、初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿筒飯大神、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則、可謂大神本名譽田別神、太子本名去來紗別尊、然無所見也、未詳、と云ふ事有りて、然則以下は、撰者の文なる物から、此方ぞ宜しく有りけらし、楮此は其の筒飯大神を拜み奉りし時に、其の地に御在し坐す別神と、御名を相易へさせ給へるならむを、紀記共に一に被爲たるを、取り放ちて稽ふるに、次に引ける神功皇后の御歌に據るに、去來紗別神と申すは、少彦名神に御在し坐して、譽田別神と申すは、其の亦名に御在し坐すを、記傳の説の如くに、太子の本御名大鞞和氣命と申し、を、其の大神と相易へさせ給へるなりけり、然れば御紀に、初天皇、云々、既産之、坐生腕上、其形如鞞、是尙皇太后爲雄裝之負也、(尙此云阿叡)故稱其名、謂譽田天皇、と有る下に、上古時俗、號鞞謂褒武多」と書されたれども、熟思ふに鞞は傳十三卷に注せるが如く、稜威之高鞞の如き、上古より伊都能多迦富武多とは云はずして、猶多迦登母なりければ、右の文なるも、故稱其名、謂大鞞別尊」と無くては叶はず、若くて御紀に、可謂大神本名譽田別神」と有るは然る言にて、譽田は借字、穗共の義なるにて、此の一書に、少彦名神の御事を、亦曰、至淡島而、緣粟莖者、則彈渡而、至常世鄉矣、と有るを、伯耆風土記に、少日子命、蒔粟莖實離々、即載粟彈渡常世國、と有る、此の意

を以て負ひ坐せる御名なる可し、然して大神と名相易へさせ給へる上は、太子を譽田別尊と申し奉る御名に定まらせ給へれども、本より其の御祖尊の負はせ給へりし軀に肖させ給へる御形の、替らせ給ふ可きに非らざれば、即ち其の軀をしも、褒武多と云ふ一稱は此に起れる者と所見たり、(斯かる例は佗にも有る事にて、其の十三年御紀に、一曰、日向國諸縣君牛、仕_ニ于朝廷、年既老耆之、不_レ能_レ仕、仍致_レ仕退_ニ於本土、則貢_ニ上巳女髮長媛、始至_ニ播磨時、天皇幸_ニ淡路島、而遊獵之、於是、天皇西望之、數十聚鹿、浮_レ海來之、便入_ニ于播磨鹿子水門、天皇謂_ニ左右曰、其何麋鹿也、泛_ニ巨海、多來、爰左右共視而奇、則遣_レ使令_レ察、使者至見皆人也、唯以_ニ著_レ角鹿皮_ニ爲_ニ衣服_ニ耳、云々、喚令_レ從_ニ御船、是以、時人號_ニ其著_レ岸之處、曰_ニ鹿子水門_ニ也、凡水手曰_ニ鹿子、蓋始_ニ起于是時_ニ也、と云ふ有りて、水手の一時鹿皮を著けたりし事の、此に在りしより、時人鹿子と云ひけるが、已に其の水手を稱する名と成りしと一にして、此に、上古時、號_レ軀謂_ニ褒武多_ニ、と有る事の起りも、右と同じかる可し、但し其も當昔の俗稱にて、打ち任せては、軀を登母と云ひけむ事、猶水手に鹿子の稱有る後にも、打ち任せては、船子と云ふに等しくこそ、然れば此より、其の去來紗別神をしも、大軀和氣大神とも申しけむ事、記傳の説の如し、偕大神の譽田別尊と申す御名を太子に譲り聞えさせ給へるは、古事記に所見たるが如く、征韓の御政畢へさせ御在し坐して、御身禊爲させ給ふと爲て、御在し坐しけるなるが、其の御政は神功皇后攝政元年なれども、其の年に御降誕坐して、未だ幼稚く御在し坐しければ、其の十三年に至りて、此に御在し令_レ坐奉り給へるなりけり、若くて大神の穗共別尊と申す義の御名を太子に奉らせ給へる御意を、甚可畏けれど推し察り奉るに、仲哀天皇八年御紀に、神祇の御託言以て韓國を言依し奉り給へるを、信

奉らせ給はざりしかば、汝不_レ得_ニ其國_ニ、唯今皇后始之有_レ胎、其子有_レ獲焉、と諭し奉らせ給ひて、胎中に御在し坐しし間より、其の國を受け賜はらせ給へるなり、然れども傳二十七に注せるが如く、海表に在ゆる萬國の全を常世郷と云ひて、專少彥名神の經營らせ給へる國共なるが故に、今其の御名を太子に奉らせ給へるは、其常世郷を寄せ奉らせ給ふ可き由を、契り聞えさせ給へるなりけり、故に此の天皇の大御代より、外蕃の諸國共に譯を重ね、貢調を捧げ臣と稱して參來る事、天神地祇より授け奉らせ給へるとは申しながら、專其の國を作り給へりし少彥名神より寄せ奉らせ給はずしては、得有るべからざる理なるを明らむ可し、故に繼體天皇六年御紀に、夫住吉神、初以_ニ海表金銀之國、高麗百濟新羅任那等、授_レ記胎中譽田天皇、故太后氣長足姬尊、與_ニ大臣武内宿禰、每國初置_ニ官家_ニ、爲_ニ海表之蕃屏_ニ、其來尙矣、など云ふ文有りて、海外を馭めさせ給へる初を、此の應神天皇に係けて申せる事、實に所以有る御事になむ、(但傳二十七卷に注せるが如く、其の少彥名神の、常世郷に渡り御在し坐しける後に、大已貴神も渡らせ給ひて共々に作らせ給へる事、申すも更なるが、外國の方は、少彥名神ぞ主と立たせ御在し坐しければ、其の大神より、此に御名易の御事に寄せて、斯る御事は有りしなり、其の上大已貴神三女神事代主神の御事は、神功皇后紀に、各御名乘し給へれば、此に至りて出でさせ給ふ可きに非らざるを思ふ可し、下條の紀伊國粟島神社條に考へ合す可き事有り、)若くて其の大軀和氣命御名を、大神の御名に稱へ奉る御事とは成れども、始終共に去來紗別神と申す本御名を稱へ奉れる證は、今も伊佐々別神社と申し、神名式に謂ゆる、播磨國賀古郡日岡坐、天伊佐々比古神社を、峰相記に、少彥命_{イサヒコノミコト}と有りて、此と同神に坐すにて炳焉く、又上にも注せるが如く、此の神の始めて依御在し坐しける地

を、五十狹々之小汀と有るなどを合せても、著明き事なりけるを、右に引ける古事記に、御易名の幣に、入鹿魚を依せ奉り給へる事を、故亦稱_ニ其御名_一、號_ニ御食津大神_一、故於_レ今謂_ニ氣比大神_一也、と有るは、傳十二卷に辨へたるが如く、氣比大神は保食神にして、本より御食津大神の御事なるを、伊奢沙和氣大神と一に爲るは、其の記の誤なるにて、實は去來紗別神はしも少彦名神にて渡らせ給へり、然るは其の神功皇后十三年御紀に、太子至_レ自_ニ角鹿_一、是日、皇太后、宴_ニ太子於大殿_一、皇太后、舉_レ觴以壽_ニ于太子_一、因以歌曰、云々と有る御事を、彼の記にも、於是、還上坐時、其御祖息長帶日賣命、釀_ニ待酒_一以獻、爾其御祖御歌曰、許能美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余邇伊麻須、伊波多々須、須久那美迦微能、加牟苦岐、本岐玖流本斯、登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯美岐叙、阿佐受哀勢佐佐、如_レ此歌而獻_ニ大御酒_一、と有りて、此の御歌意は、此の御酒は我が奉る御酒に非らず、酒神と爲て常世郷に石立し御在し坐す少御神の、神壽に壽狂ほし、豐壽に壽廻ほして、獻り來し御酒なりければ、潤さず聞し食す可し、佐佐と進かし奉らせ給へる義にて、此に少御神の御事を詔給へるは、彼の御易名の御事に依りて、其の大神の言壽き御在し坐して其の禮代に獻り來れる御酒なる趣を、詠ませ給へるなり、私記に、少彦神、是造酒神也、と云へるは、然る言ながら、此の御歌を、古來御易名の事に係けて説かざるから、唯少彦名神はしも、造酒の事を始め給へる神に坐すを以て、其の御名を寄せたる物の如く思へるは、未だ其の意を得ざりける者にて、去來紗別神の御名に引き合ふ事、此に在るを知らざるを以てなり、彼の崇神天皇八年御紀に、天皇、以_ニ大田田根子_一、令_レ祭_ニ大神_一、是日、活日自舉_ニ神酒_一獻_ニ天皇_一、仍歌之曰、許能瀾_ニ瀾_一、和餓瀾_ニ瀾_一、椰磨等那殊、於_ニ朋望能農之能_一、介瀾_ニ瀾_一、伊句臂佐伊句臂

佐、と有るなども、大物主神を祭れる御酒を天皇に獻りて、其の大神より、御世を幾久幾久と祝き申せる趣に、言壽奉れると同じ意なりければ、右の少彦名神の御事も然にて、唯に酒を造り初めさせ給へる御事のみに係けて思はむ事、甚淺き説なる可し、然る時は去來紗別神をしも、筒飯大神の御事と爲るは、正史の未だ盡さざる所、又此を保食神の荒魂と云ふは、社傳の未だ詳ならざる所にして、實には少彦名大神にて渡らせ給ふ可き御事、右の御歌を以て深く味はひ知る可き御事になむ有りける、(但國造本紀に、角鹿國造、志賀高穴穗朝御代、吉備臣祖若武彥命孫建功狹日命、定_ニ賜國造_一、と見えたる建功狹日命と去來紗別神と、言の相近きに依りて、其の命ならむかの説も有れども、其は成務天皇五年の事にて、神功皇后十三年迄凡そ七十七八年の間なりければ、其の任國の時を凡二十歳許りと見ても未だ百歳未滿の人にて其の頃存命なりしも知るべからず、假令已に没られたるにも在れ、其の命の名を以て太子に易奉らむ事は、甚有るまじかりける事になむ、) ○又神名式に、越前國丹生郡大虫神社(名神大)、小虫神社と有るは、大已貴神、少彦名神にて渡らせ給へる由、已に傳二十七に注し奉れり、同郡佐々牟志神四座は、少貴神の義にて、右に謂ゆる去來紗別神は、少別に、少彦名神にて御在し坐すと同じかる可し、一説に、大野郡磐座神社、篠座神社、大槻高座神社、高於磐座神社の四座を合せ祀るならむか」と云へるは然る言にて、磐座は右に引ける神功皇后御歌に、伊波多々須、須久那美迦微能、と有る義なる可くや侍らむ、又坂井郡、比古奈神社を、頭注に、少彦名命と書せるは、然も有りぬ可き御事なり、(右の如く氣比神社の攝神、伊佐々別神社の外に、小虫神社、佐々牟志神社、比古那神社の三社、式に所見たるに、和名抄郷名に、足羽郡少名を乎多と有るは、乎奈を誤れるにて、少彦名神に由有るを、

本は字の如く、少名を須久郡と訓みたりけむを、和名抄の頃に至りて、已に其の稱の異れるなる可し、如此く此の國には、佗國には勝りて、少彦名神に由有るを以ても、右の去來紗別神の御事を思ひ合す可し、○神名式に、加賀國石川郡、木村井神社、風土記に、木村井神社、圭田三十八束、三毛田、大寶三年壬寅八月、始所祭少彦名神也、有_三神家巫戸等、と見ゆ、○又式に、能登國能登郡、宿那彦像石神社、三代實錄に、貞觀二年六月九日戊子、能登國、宿那彦神像石神、列_三於官社、と所見えたり、同郡阿良加志比古神社を、名勝志に、「山崎村に在り、少彦名命の神像を祀る、」と云へり、然れば阿良加志は荒石にて、璞などの如く、未だ物に作り成さざるを云ふにて、此は即ち彼の伊波多多須の義なるにや、又荒石比古神社と申すも見え、又羽咋郡、久麻加夫都阿良加志比古神社も同神か、考ふ可し、儲久麻加夫都は發語にて、能登郡、加夫刀比古神社有るに合せ考ふるに、隈兜と云ひて、荒櫃と受け續くなる可し、上代には櫃木を彫り穿ちて兜に製りけむから、此の荒石の上に置けるなどには非らじか、何れにしても、發語なる事に違ひは無かぬり、名勝志に、「此社梨谷小山村に在て、神體は石像なり、」と云へるも、少彦名神と見て、克く合へり、右の三社の神を、垂仁天皇二年御紀に謂ゆる、都怒我阿羅斯に當て、心得むは、大なる僻説とぞ思はる、(猶名勝志に、少彦名神と思しき式外の社、七所なむ御在し坐しける、其の一は、「羽咋郡高爪山は藥師の石像有り、荒木の海より上り給ふ大像なるに、六十餘の老人、夢の告げに依りて背負奉りしと云へり」と有り、但此は大已貴神の方なるにや、其の二は、「鳳至郡輪島より東に、大野岳と云に五社權現社有り、少彦名命なり、」と云ひ、其の三は、「珠洲郡粟津村の氏神は藥師なり、」と云ひ、其の四は、「宇治村の天神は、天より降り給へり、」と云ひ、其の五

は、「笠主杜は、上村に在り、昔此所の百姓の笠の上へ降り給ひて、我を此地の氏神に祀る可しと仰せ給へり、本地は藥師なり、」と有るも、甚小き神と通ゆ、其の六は、「鳳至郡鶴川村と云地の磯に依地と云所有り、昔鶴川の天神の神體、葉付の大根俵藻に乗て依給ふ神地なり、今鹽濱に成て有り、此出崎を小倉鼻と云ひ、岡を櫻本岡と云ふ、祀神木花開耶姬命、相殿は少彦名命なり、」と云ひ、其の七は、能登郡和倉に溫泉有り、藥師神を祀る、此湯坪を普請するに、神像を横たふる時は、忽に潮と成りて熱き事無し、又其像を立直すれば、本の如しと云へり、又湯島は磯より一里餘の小島なり、汐干に行く事なり、」と云へり、此は二神に互る事なる可けれども、事の因に書しつ、○神名式に、越中國射水郡、射水神社(名神大)、續紀以下に、二上神と有る是にて、大已貴神、少彦名神二神にて渡らせ給ふ可き由、傳二十七及び上に委しく注し奉るが如し、○又神名式、越後國頸城郡奴奈川神社、大神社、阿比多神社、居多神社、共に少彦名神も並び御在し坐すべき證有りて、已に上に云へり、又同郡、五十君神社、和名抄郷名に、頸城郡五十公(以木美)と有りて、常には五十を引き合せて伊と讀む事なれども、此は字の如く伊會と訓みて、伊會君は少君の義なる可くして、若くは少彦名神には坐さざるか、其の次に、夷守(比奈毛里)郷有るに、大同類聚方三十三に、比奈毛里藥、越後國頸城郡牡鹿連猪出之家の方、と有りて、其の三十一に、耶能浦藥、陸奥國桃生郡人、牡鹿連猪手之家方、元八少彦名命之神方、と所見たれば、陸奥より此の防人に來りて、其の神方を傳へたる可きを思ふ可し、又三島郡、御島石部神社は、大已貴神にて御在し坐するに、大同類聚方に、惠奈山藥、越國三志麻雄之家傳方也、元者少彦名命神方也、と有れば、少彦名神も此に御在し坐する可し、右の美濃國惠奈郡惠奈神社の所に考

へ合す可き者なり、又魚沼郡、坂本神社、同書に、與和比樂、越後國魚沼郡、坂本神社傳方、少彥名命正方也、と所見たり、又蒲原郡、伊夜比古神社(名神大)は、一宮記に謂ゆる天香山命なり、右同書に、久萬乃樂、越後國伊夜日子神社傳方也、元波少彥名命方也、と有るは、天香山命はしも、紀伊國熊野より此に移らせ給へれば、其の本國に傳はれる神方を此に傳へさせ給へるか、又は其の神靈をも此に遷し奉らせ給へる故に、傳はれるか、(其は次にも注せるが如く、沙々貴大神諸國鎮座記に、熊野本宮十二社之内、第九大己貴命、第十二少彥名命と有りて、紀伊國熊野には、本より少彥名神に故有る可きを考へ合す可し、又磐船郡に粟島と云ふ有り、必ず少彥名神の御社有るべし、土人に正す可き事なり) ○神名式に、丹波國天田郡、生野神社、其の祭神の説は、今知るべからずと雖も、播磨風土記に、揖保郡稻種山、大汝命、少日子根命、二柱神、在_ニ於神前郡聖里生野之岑、望_ミ見此山、云々の文に取りて、姑く右の二神と見るに、大同類聚方に、片山藥、丹波國神戶片山乃家爾所傳之方、少彥名尊乃神方也、と有るも、由有りげなり、和名抄に神戶郷有り、且傳二十七及び上に書せる、當郡佐々木山に坐す藏王權現と申すは、世に名高き少彥名神の御社なるをも、此に合せ思ふ可き御事になむ、○丹後國加佐郡、式外、石崎坐三輪社と申す有り、風土記に二石崎者、古老傳曰、當_ニ于往昔平治天下之時、大己貴命、與_ニ少彥名命、到_ニ坐于此地、而二神相議坐、把_ニ白黑之鐵砂、使_ニ白_ニ天火明神、而詔之曰、此石是吾今靈也、汝命宜_レ奉_ニ祭_ニ于我二神之靈、天地之共、雖_ニ波浪爲_ニ鴻荒、鎮_ニ護邦國_ニ焉、天火明命、隨_レ詔崇_ニ其靈石、則左右自分_ニ黑白、有_ニ神驗、故天火明命、號_ニ其地_ニ云_ニ二石崎_ニ也、後世、土俗、言_ニ瀬崎_ニ者誤矣、と有るは、上に注せるが如く、此の二柱神等の其の造り坐し、國を、天火明命に讓り聞えさせ

御在し坐して、高志國に移り御在し坐す御時に當りて、其の御靈を此に留め置かせ給へるにて、其の神社の中に、石崎坐三輪社と有る是なり、其の三輪社と申せるに、少彥名神も並び御在し坐す例は、大三輪神三社鎮座次第に、奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少彥名命、と有るを以て知るべし、(又出雲社神前社と有るも由有り、又上に云へる、與謝郡籠神社、名神大にも、少彥名神は御在し坐すかと思ふ由有り、但其は全く予が考へなれば、此には云はず) 又神名式に、與謝郡、大蟲神社(名神大)、小蟲神社(名神大)御在し坐すを、丹後舊事記と云ふ物に、大蟲神社、與_ニ三輪_ニ同神、と云へるは、三輪の大物主神に坐すを、大己貴神と心得て云へるながら、事の違へるには非ず、小蟲神社、稱_ニ天神、少彥名命、と有り、土人の傳にも此の二社を、大己貴命少彥名命と云へり、文德天皇實錄に、齊衡二年正月壬午朔丙午、丹後國大蟲神加_ニ從四位下、と有りて、小蟲神は預り給はず、大同類聚方九に、於保毛之藥、越前國丹生郡、大蟲神社傳方、丹後國與謝郡、大蟲神社仁傳不流方母是登同木藥也、と有りて、小蟲神社を云はざるは、本は同社に御在し坐しけるを、式より以前に、別社とは爲られたりけるにこそ、(或説に、大蟲神社を、宮津山王社はなりと云へり、然るに舊事記には、右の兩社共に、溫江村に在る趣なり、然る時は上にも注せる如く、阿知江神社は、味耜高彥根神にて、溫江村に坐すと同所なれば、宜しかる可し) ○神名式に、但馬國養父郡、夜夫坐神社五座(名神大二座、小三座)と有るは、大己貴神を本として、其の五座の中に、少彥名神も御在し坐す由、傳廿七に已に注せるが如し、續後紀に、承和十二年七月丙午朔辛酉、但馬國養父郡、無位養父神、奉_レ授_ニ從五位下、依_ニ國司解狀_ニ也、三代實錄に、貞觀十一年三月二十二日庚辰、授_ニ但馬國從五位上養父神正五位下、同十六年三月十

四日癸酉、授但馬國正五位下養父神正五位上、と見えたり、同郡井上神社二座は、上に注せるが如く、伊勢風土記に、員辨郡、井上神社、云々、所祭國韓神少彦名命也、と有るに依る時は、國韓神を一座として少彦名命と二座なるなり、又出石郡、佐々木神社は、上に注せるが如く、沙々貴大神諸國鎮座記に謂ゆる、但馬國佐々伎官是なり、頭注に、少彦名命と注し、井上觀と云ふ人の、續風土記に、「在佐々木村東、又、式外大崎神社、在佐々木村西、鎮座記、近江國沙々貴神社、第一少彦名命、第二大鷗尊と有れば、必是」と云へれば、近江國の本社より遷し奉れる者と所見たり、(近江國と但馬國と、地名の通へる事多し、近江國蒲生郡に、篠笥郷桐原郷有り、愛智郡に養父郷有るに右の如く、但馬國に佐々木村の地名有り、又養父郡と云ふ有り、式に、養父郡、桐野神社有るなど、共に所由有る事となむ見えたりける。)又傳二十二、二十七に注せるが如く、但馬國二方溫泉記に、上古、大穴持少彦名二神、入田道開洲、開瀨戸、經營此州、又、至二方國、開此溫泉、後居朝來郡赤淵宮、終向東方三河國、と見え、神社考傳に、「古天下を作成し、大穴持命少彦名命、田道開洲に入來坐て、瀨戸の水門を切開き、此國を造給ひ、其後竹瀨に至り坐し、又二方國に在して、顯見蒼生の病を治給ふとて、此御湯を開基し給ひ、後に朝來郡淵宮に休み居坐て、終に東方三河國に至坐しき」と有る、此の二を合せて、今其の神迹を求むるに、瀨門水門を開かせ給ひし事は、已に注せれば、今云ふ限に非らざるを、其は神名式に謂ゆる、城崎郡西刀神社是なり、其に隣りて世に名高き、城崎溫泉此に在れば、其の時にこそは始め給ひけらし、其の最初の湯を鶴湯と云ふは、神湯なりけむを訛れりと見えて、其の他に藥師を祀る事、故有るべし、然るを其の寺記に、「古此地に溫泉有る事を、人未だ知ざりけるに、徑を惱める鶴

鳥來りて、屢浴みけるに、終に其の病癒て飛去りければ、人其の藥湯なる事を知れる故に鶴湯と號く」と云へるは、必ず後人の作意なる可し、傳其の作演と云ふは、神名式に美含郡、鷹野神社、和名抄に謂ゆる、竹野(多加乃)郷是なり、二方國は、和名抄に云へる二方(布多加多)郡の事なるが、其も二柱神の御在し坐しける由に縁りて、名と成れるなめり、其の溫泉は、和名抄に、溫泉(由)郷見え、又其に對ひて、湯口郷有り、其の溫泉の所在を湯村と云へるが、此に式社は無く、唯藥師堂有るは、古には藥師神社なりつらむを、彼の蕃神に混らしたる者と所見たり、其の赤淵宮は、神名式に、朝來郡赤淵神社是なり、然る時は右に謂ゆる、城崎郡西刀神社、美含郡鷹野神社、朝來郡赤淵神社の三社は、大巳貴神、少彦名神、二柱にて渡らせ給ひ、國作の御功を以て祀り、式外にて、城崎溫泉神、二方溫泉神は、藥師神と申す方を以て齋ひ奉り來れる御社共になむ御在し坐しける、(其の三河國に御在し坐しける御事は、傳廿七卷及び上の寶鏡郡、砥鹿神社の條に委しく注せるが如し、又此の美含郡、美伊神社を、續風土記に、在三河村、稱三河權現、と有るなど、得去るまじかりける事共多在るをも、思ひ合す可し。)○神名式に、因幡國巨濃郡二上神社見えたるは、上に注せるが如く、越中國射水郡射水神社(名神大)を、二上神と申せるに等しく、大巳貴神少彦名神に坐すなる可し、同郡御湯神社、因幡民談に、「今、郡中溫泉の有る所を岩井と云ふ、此所の神社を伊勢宮と云ふ、此の社か」と云ひ、因幡志に「社傳云、祭神少彦名命、蒲生郷湯村の東の山下に在り、伊勢宮と稱する是なり」と有る共を引きて、上に委しく注せるが如し、又其の所に注せる同郡甘露神社は、韓神の謂なる可く思ゆるに、因幡志に、二神同社に鎮坐せり、山方藏玉權現海方甘露神社是なり、社傳云、祭神啼澤女命なり、云々、と有るに、

其の藏王權現と申すは、例の少彦名神に御在し坐す事、申すも更なり、然して其の韓神と申すは、大己貴神、少彦名神に坐して、人の疾病をも救ひ、壽命をも延べさせ給ふ神に坐すから、其の本社を啼澤女命と後に申し習ひけむも亦知るべからず、○伯耆國式外、會見郡粟神社はしも、傳二十七に注せるが如く、此に、其後少彦名命、行_レ至熊野之御碕、遂適_レ於世郷矣、亦曰、至_レ淡島_一而緣_レ粟莖_一者、則彈渡而至_レ常世郷_一矣と見え、伯耆風土肥にも、相見郡々家西北有_レ餘戶里_一、有_レ粟島_一、少日子命、蒔_レ粟莖_一實離々、即載_レ粟彈渡_一常世國、故云_レ粟島_一也、と有りて、其に隣れる天萬郷はしも、少彦名神の天上より、天降り御在し坐し著かせ給へる地にして、其より打立たし御在し坐して、出雲國五十狹々之小汀に到らせ給ひ、大己貴神と御兄弟の御契御在し坐して、御力を戮せ給ひ、御心を一に爲させ御在し坐して、此の大八洲國を作り固めさせ給ひ、元の此の地に還り御在し坐して、常世郷に渡らせ御在し坐しければ、此少彦名神の御爲めには、甚止事無き宮處になむ有りけるを、如何にしてか式社には漏れさせ給へり、偕此の粟島は元は孤島なりけむを、今は陸續なる砂漠の中に、一山と爲りて聳え立てり、其の陸地と云ふは、出雲風土記國引文に、持引綱者夜見島是也、固堅立加志者、有_レ伯耆國_一大神岳是也、と有る、伯耆國夜見島にて、當昔、夜見島としも云へれば、其も海中の一島なりけむを、今は會見郡より續きて弓濱と云ひ、凡そ長三四里許りにして、出雲國島根郡に相向へり、同記に、島根郡戶江割、郡家正東廿里一百八十步、と有りて、細書に、非_レ島陸地濱耳、伯耆郡内夜見島、將_レ相向_一之閉也、と見え、其の次に、粟江崎、(相_レ向_一夜見島、促_レ戶渡_一二百一十六步) 埼之西入海堺也、と所見たりければ、僅かに海を隔て、美保郷に向へる状なり、此を以て其の始め少彦名神の寄御在し坐しける地を、古事記には、

御大之御前とも混ひて傳はれるなりけり、偕其の陸續きと成れる弓濱はしも、皆がらに沙漠の地にして、多くは松原にて、中に陸田處々に在るのみなり、其の中に立てる粟島の東北は陸にして、西北は海なり、岩根凝々しき小山にして、樹木多く茂りて、實に甚神々しき神境なり、御社は其の山上に立たせ御在し坐して、神威炳焉き所なり、(右は予が安政五年五月に、詣でて見たりける状を書せるなり、美保崎は其の西北の方に、海を隔て、遙かに洋の方に見渡されたり) ○出雲風土記に謂ゆる、意宇郡粟島はしも、本より少彦名神に御在し坐し、又羽島を指_レ開島_一と云ひて少彦名神を手開天神と聞えさする當處なる由、傳二十七及び上に委しく注し奉れば、再び此に注さず、又同記島根郡未官知に、阿羅波比社を、抄に、法吉郡中原村照床大明神、在_レ荒隈濱_一、所_レ祭少彦名命高皇產靈尊天照太神、及素戔鳴尊火已貴命五座と有りて、此の主神はしも、右の如く、少彦名神に渡らせ給へるは、甚止事無き故由有るべし、阿羅波比の比は、美に通ひて、顯露身と云ふ義にて、此の大神の天上より天降り御在し坐して、御名を顯はされ給ひしなどに依れるならじか、(但此は古事記に、故、顯_レ白其少名昆古那神_一、所謂久延昆古者、於_レ今者山田之會富騰者也、と有るに依りて姑く云ふなり、此の隈を、和伊と字音に訓みて、荒隈と云ふは非なり) 又同記楯縫郡未官知に、葦原社、又葦原社、葦原社と申して、三社御在し坐して、國人説に、今葦原藥師と申して、所_レ祭少彦名神なりしを、何時の程にか、例の胡神とは爲たりと云へるは、決く大己貴少彦名二神を祀れるな_レめり、此に就きて予が思ふ心は傳二十七卷に注せるが如く、大三輪神三社鎮座次第に、初、伊弉諾伊弉册二神、共爲_レ夫婦_一生_レ大八洲國及處々小島_一、而地稚如_レ水母_一浮漂之時、大己貴命與_レ少彦名命_一戮_レ力_一一心、殖_レ生蘆葦_一、固_レ造國地_一、故號_レ曰國造大己貴命、

因以稱曰葦原國、と見え、仁明天皇御紀歌に、日本乃、野馬臺能國邊、賀美侶伎能、宿那毘古那加、葦原國、殖生志津津、國固米、造余與理、と有るを以て、大巳貴神、少彦名神二柱共に、葦原中國とも作り固めさせ給へる事、誰も知れる如くなるが、其の國作の御事も、出雲より打立し御在し坐して始めさせ給へれば、此の葦原を殖生し給へる始めも、必ず其の國なる可き事、云ふも更なり、然る時は其の神名に依りて、此を其の始めと云はむ事、予が強説には非ざる可し、又秋鹿郡未官知に、阿之牟社と云ふが有るも、葦生にて、右の御功用の、已に所見行し、由を以て、稱へ奉れるには非ざるか、萬葉六(十四丁)に、味經と有るを、其の下(四十六丁)に、味原と作けるを以て、思を致す可き者なりかし、抄に、葦原社、四社共福村葦原谷社也、と云へり、今一社は、風土記に載せざれば、其の葦原谷に、今現に在る所は四社と云へる者と見えたり、右の葦原薬師はしも、眼病を治めさせ給ふ、妙に奇しき靈驗の御在し坐すに依りて、近國の人民共絡繹として歩を運び、詣づる所なり、又神名式に謂ゆる、出雲郡杵築大社(名神大)の其の並に、同社、神魂御子神社と有るは、決く少彦名神に渡らせ給ふ可し、已に上に引きて注せる古事記に、此の神の寄り御在し坐し、御事を、即召久延毘古問時、答白、此者神産巢日神之御子少名毘古那神、故爾白上於神産巢日御祖命者、答告、此者實我子也、於子之中、自我手候久岐斯子也、故與汝葦原色許男命、爲兄弟而作堅其國、故自爾、大穴牟遲與少名毘古那二柱神、相並作堅此國、と有りて、此より諸國に在ゆる大巳貴神の御社には、少彦名神の並び坐す例多在りければ、先に此の傍の五十狭々之小汀に依り御在し坐しける故事と云ひ、其の大巳貴神の本宮と有る其の杵築大社には、必ず少彦名神も御在し坐さずては叶はぬ御事なりければ、此の神魂御子

神社は、決めて少彦名神に坐すべき事、違ひ有るべからざる者なりかし、又神名式に、神門郡久奈爲神社、出雲風土記には、久奈爲社と有りて、其の未官知に、久奈子社、又同久奈子社と有る、三社共に少彦名神に坐すべき由、下の阿波國那賀郡宇那爲神社の所に合せ云ふべし、又風土記に、飯石郡多禰郷、屬郡家、所造天下大神大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下一時、稻種墮此處、故云種、(神龜三年、改字多禰)と有る、此の故事は傳二十七及び上に注せるが如く、此の二柱神の國作の御事を、始物爲させ給へるに依りて、天上神種を授け聞えさせ給へるなり、其の多禰の地はしも、多禰郷掛谷村なるを、同記未官知社に、狹長社日倉社と申すが有るを、抄に、當郷有狹長社、狹長田之謂乎、當考、當時曰勝手社、各國有勝手社、祭神保食神也、と云へるは然る言にて、此は其の神種の神を二柱神の祀らせ給へるなる可きが、又日倉社を、抄に、蓋飯倉也、神風抄、武藏國飯倉と有り、此は其の狹長田に作れる、御稻を收めさせ給へりし御倉の趾にて、大巳貴、少彦名二柱神を祀られるにぞ有るべき、(右の狹長社、日倉社、二社共に同じ掛谷村に御在し坐すと云へり、其の勝手神は糧神の謂なる由は、其所に就きて委しく注せれば、今云ふ限に非らず)、○石見國に、靜窟と云ふ有り、傳二十七に注せるが如く、萬葉三(三十三丁)生石村主真人歌に、大汝、小彦名乃、將座、志都乃石室者、幾代將經、と有る是なり、玉勝閒花雪卷に、石見國邑知郡岩屋村と云に、甚大なる岩屋有り、里人志豆岩屋と云ふ、出雲備後の堺に近き處にて、濱田より二十里餘東方、山甚深き所にて、濱田主の領す地なり、此岩屋、高さ三十五六間も有る大岩屋なり、其近邊にも大きな小き岩屋數多有り、古、大穴牟遲、少彦名二神の、隠れ給ひし岩屋なりと、昔より里人語傳たり、借古は即ち此岩屋を祭りしを、中頃より其の外に、別

に社を建て祭る、云々」と見えたり、猶此の國にて少彦名神と思しきは、神名式に、安濃郡刈田神社、既に上に注せる陸奥國刈田郡刈田嶺神社(名神大)を、藏王權現と申して、即ち少彦名神に渡らせ給へるに等しきか、又同郡靜閑神社、此は右の靜閑の御神に由有るにか、尋ね可し、又三代實錄に、貞觀十六年九月八日癸巳、石見國上言、石神二自出雲國來、是日並授從五位下、と有るは、決めて大巳貴、少彦名二神にて坐すべきなり、又元慶四年二月八日壬辰、授石見國正六位上樞尾國社神、當世國社神、並從五位下、と有る當世國社神は、少彦名神なる可し、(然して樞尾國社神は、大巳貴神には當らざるか、其の事上にも已に注せり、但又上に云へる賀茂宮攝社に、杉尾社とて有るは、天津羽々命と思しき由有れば、定めては難言し、)○神名式に謂ゆる、隱岐國隱地郡、伊勢命神社(名神大)は、上に注せるが如く、因幡國巨濃郡御湯神社を、社傳に、祭神少彦名命、云々伊勢宮、と稱すと云へるが、正しく神を祀ると云ひながら、伊勢宮と云ふは國名なるには非らで、決めて伊勢神と申す亦名も有るに依りて、然か傳はりたるなめり、此の伊勢命も然にて、上に注せるが如く、此の神をしも去來紗別神とも、天伊佐々比古神とも、少彦命とも申せれば、決めて少兄命の義なる御名にて在るべきなり、和名抄、海部郡郷名に、佐作と有るは、上に謂ゆる少彦名神を、沙々貴神と申すに因れる地名なるに、神社の御在し坐さざるを、足らぬ事に思ひつるに、右の伊勢命即ち少彦名神に坐す御事を明らむる時は、大に由有る者なりけり、續後紀に、嘉祥元年十一月丁巳朔壬申、隱岐國伊勢命神、預明神例、緣屢有靈驗也、と見えたり、即ち酌村(或作汲村、又久見村)、の辰巳方山麓に御在し坐して、今も伊勢明神と申すと云へり、(其の周吉郡玉若酢命神社は、上に注せるが如く、大巳貴神と須勢理毘賣命とを

齋き奉りて、其の社は下西村と云ふに坐すなるに、頃日、出雲人千家之正來りて云ひけらくは、其の並に上西村と云ふ有りて、其より燕村と云ふを経て、一里許り山中に、少彦名神の石像立たせ御在し坐す、其は俗には阿古無の地藏と云ひて、佛の事と爲れども、全く自然石の神像なり、此の神に齒の痛を治め賜はらむ事を乞ひ申すに、忽ちに驗有り、此の國は離島なるを以て、詣づる事能はざる故に、近國の人其の家に在りながら祈りて治まる時は、其の事を物に書きて、人に知らしむるを以て、報い申すと爲と云へり、)○神名式に、播磨國賀古郡日岡坐、天伊佐々比古神社、此の神即ち少彦名神に坐す由は、上に委しく注し奉れりき、備其の風土記に、饒磨郡枚野里、所以稱菅丘者、大池、少日子根命、與日女道丘神期會之時、日女道丘神、於此丘備食物及筥器等具、故號菅丘、と有る、此の故事は上に注せり、又、揖保郡稻種山、大汝、少日子根命二柱神、在於神前郡聖里生野之岑、望見此山云、彼山者當置稻種、即遣稻種積於此山、山形亦似稻積、故號曰稻積山、と有る、此の事は、傳十二及び上に注せりき、又、神前郡聖岡里云々、所以號聖里者、昔大汝命、與小比古尼命相爭云、擔聖荷而遠行、與不下尿遠行、此二事何能爲乎、大汝命曰、我不下尿欲行、小比古尼命曰、我持聖前欲行、如此相爭而行之、逕數日、大汝命云、我不能忍行、即坐而下尿之、爾時、小比古尼命曰、然苦亦擲其聖於此岡、故號聖岡、又下尿之時、小竹彈上其尿行於衣、故號波自賀村、其聖與尿、成石于今不亡、と有りて、次に、聖岡里湯川、昔湯出此川、故曰湯川、と有るも、其の二柱神の御所爲なる可き由、上に委しく注せるが如し、然るに右の三郡共に、此の二柱神を祭れりと思しき社、式に見えずと雖も、必ず式外にて其の社御在し坐すべき御事なり、(今其の地に、某權

現、又某藥師と云ふ神社佛刹の在りなむには、心を著けて、古老に尋ね可き事なり、又彼の八十橋の事をも、續風土記には、「伊非諸尊、伊非那尊、八十二神共に、天降り給ふ迹にし有れば、八十橋と云ふ、一説少彦名命大己貴命と力を合せて造給ふと云」と云へり、又神名式に、多可郡荒田神社、峯相記に、二宮荒田大明神者、天平勝寶元年己丑五月七日、女體赤裝而來臨、即少彦名命也、延曆年中、將軍田村麻呂尊崇此神、而定神田、又、以勅使奉授正一位、と有り、但正一位は延曆年中の事には非らず、遙に後世の事と見えたり、又古奈爲神社も、少彦名神と思しき由有るを、下に注し奉る可し、○美作國吉東郡、式外に、大隅宮と申す有りけり、傳二十七に注せる日本風土記と云ふ物に、「大隅宮津山城下東五町に在り、祭神大己貴命、相殿少彦名命、號少宮、此神古は別宮にて、今に少宮谷と云ふ所有り」と云へり、此は三代實錄に、貞觀五年五月二十八日庚寅、美作國來五位下大佐々神、授從五位上、と有る大佐々神ならむを、後に大隅とは申し僻めたるなどにこそ、又上に注せる神名式に、備前國御野郡、伊勢神社、神名帳に、從四位下伊勢明神と有り、又赤坂郡正五位下神峯伊勢明神、正五位下伊勢明神と有る、此の兩社は式外なるが、右は謂ゆる、隱岐國隱地郡、伊勢命神社(名神大)の例に依る時は、共に少彦名神に渡らせ給へるに、右の神峯と神根とは、言の相同じきを、大同類聚方に、和氣藥、又、神根藥云々、元者少彦名神方也、と有るをも證と爲べきなり、又、三坂藥、備後國神石郡美佐賀□□、云々、少彦名命方と有る缺字は、神社の二字にて、美左賀神社と云ふ事ならむか、和名抄に、三坂郷見ゆ、此に依りて思ふに、郡名を同抄に、神石(加女志)と有るは、字の如く少彦名神の神石などの、立たせ御在し坐すに依れるなるにや、彼の伊波多々須、須久那美迦微能、云々、の御歌にも

思ひ及す可き御事なる可し、○神名式に謂ゆる、紀伊國名草郡、加太神社、後に海部郡に屬きたり、祀神四座、正殿少彦名命、左方月讀大神大己貴命、右方氣長足姬尊に坐せり、扶桑略記に、延喜六年二月七日、授紀伊國粟島神從五位上、と見え、本國神名帳には、海部郡坐神、從四位上粟島大明神と書して、世に名高き加太淡島神社是なり、其の社傳に、「少彦名神と申奉るは、神皇產靈尊の御兒にして、天質微少に坐々すと雖も、心性の廣き事は、大海の水を容れざる所無が如くにぞ坐々ける、此に大己貴命と力を戮せ心を一にして、俱に此の葦原中國を作固め給ひけるに國々を巡て、此を開き平らげ、其土に應じて五穀を殖しめ、草木を嘗て其能毒を誨し、療病の方を定め、更に鳥獸と昆虫の災を攘むが爲に、禁厭の法を傳給ひ、遂に此淡島に至りて留り坐き、然るに神代の事終て、人皇十五代と申すに、神功皇后、自親三の韓國を征ち、凱旋坐々けるに、忍熊王の謀反に依りて、皇太子を武内宿禰命に託して、紀伊水門より、遠く日高の地に移り遁給はむとて、御船已に難波に向ふ時しも、風頻に吹き浪屢々上りて、忽海路を失なひ、敢て進む事を得ざりしかば、皇后親ら艦先に立せ給ひ、天神地祇を祈りて、此船の手寄む方を導かせ給へや、と詔給ひて、即苦を取て海中に投じ給ひ、其流行く隨に進しめ給ふに、甚も安々と漕連て、遂に一島を得たり、其苦の留りし島なるを以て此を苦島と云ふ、即ち友島トモガシマの神島是なり、今友島と云は訛なり、皇后即ち島に上りて望給ふに、一の神祠有り、是必先の危難を免かれしめ給へる御神ならめとて、拜み給へば即ち少彦名命にてぞ坐々ける、(今云、右に天質微少云々の事は、上に、有二箇小男の所に、已に引ける、漢武内傳に、青華小童君、元始天王入室弟子也、形有嬰孩之貌、故仙宮以青真小童爲號、其爲器也、環朗洞照、聖周萬變、玄鏡幽鑿、方爲真偽、云々と有

るに似たり、次に、御船已に難波に向ふ時云々は、神功皇后元年御紀に、皇后、聞忍熊王起師以待之、命武内宿禰、懷皇子、横出南海、泊于紀伊水門、皇后之船、直指難波、于時皇后之船、廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、云々と有る、此の御時の御事と見えたり、其の次に、皇后、南詣紀伊、會太子於日高、と有り、借其の苦を海に投げ入れさせ給へるは、今も有る事にて、阿波の鳴門淡路の迫門の如く、汐路の速き所にては、所々に渦巻く事有るを、小船などの其の上を乗る時は、必ず巻き入れられて沈む事有るが故に、船主此を心得て、苦を一枚、其の渦の上に投げ入れて、其の巻き入る程に遠く逃れ去る事にて、予も其の迫門にて、斯る事を二三度も見たりき、右の苦の流れ著きし苦島へ、御船を寄せ給へるとは、事共の良別なりと雖も、皇后の然る御所爲に依りて、苦を海に入るゝが、即ち怒濤を避くる禁厭とは成れる者なりけり、少縁ならぬ神徳の冥助有りし事を、深く感ぜさせ給ひ、殊には此御神は藥の祖神にて坐すに、皇后先に妊娠の御身にて遠征にせ給ひしかば、山瘴海氣の毒に當らせ給ひ、御分身の後に、大御體恙なく坐々ける程に、佳き時節なればとて、自幣帛を取りて神に薦め、御祈を成し給ふに、靈驗響の音に應ふるが如く神懸有りて、御諭言有りしかば、即ち其の教に隨ひ藥を試み給ふに、御不豫立處に癒え給ひぬ、此に於て皇后御悦大方ならず、即ち韓國にて貢りし所の、種々の寶物を納めさせ御在し坐して、遂に愛たく皇太子に日高にて會はせ給ひ、反人忍熊王を討ち平らげ、皇統恙無く泰平なる大御代に復りしかば、愈神威を崇敬奉らせ給ひけり、其後十七代の帝仁德天皇、淡路島に遊獵成し給ひしに、神託に依りて新に此地に宮柱太敷立て、三月三日を卜定て苦島より新殿に遷し奉り、皇后の御靈を以て合せ祭り、其餘二柱神をも齎き奉りて、本の地と今の

處の名に依て加太粟島大神とは稱奉れり、(今云、仁德天皇、淡路島に御遊獵の御事、御紀に見えずと雖も、古事記に、於是、天皇、戀其黑比賣、歎太后曰、欲見淡道島、而幸行之時、坐淡道島遙望歌曰、淤志且流夜、那爾波能佐岐用、伊傳多知且、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淤能基呂志摩、阿遲摩佐能志麻母美由、佐氣都志摩美由、と有る、此の御度の事なる可し、借此の加太の地の事は、傳二十七卷に注せるが如く、神功皇后元年御紀に、生譽田天皇於筑紫、故時人號其產處、曰宇瀨也、と有るを、應神天皇前御紀には、生筑紫之蚊田と有りて、宇瀨の古名なり、然れば神功皇后、已に御平産の御事を、筑紫にて此の神に祈らせ御在し坐して、其の御恩頼を蒙り奉らせ給へりし御事の御在し坐すに依りて、殊に御尊敬厚く御在し坐しけむから、仁德天皇御世に、其の御産處の地名を取りて、此にも加太とは號けさせ給へるなめり、右に注せるが如く、越前國筭飯宮に、應神天皇の皇太子と聞えさせし程御在し坐しけるに、去來紗別神の御名を譲り聞えさせ給ひて、相易へさせ給へるなど、此の少彦名神はしも、應神天皇の御爲めには、殊更に止事無き所以なむ御在し坐す御事なる、) 又此の時神託有りて、天下の婦女幼兒の病を攘ひ除くが爲に、宇禮豆久物とて、雛形を製り、此を飫しめ給へり、或は神功皇后御不豫を祈らせ給ひし時、少彦名命の御神像及び天兒を作りて納給ひしより事起れり、とも云り、御神寶に、八坂瓊曲玉、及皇后の御鏡大刀等有之(以上社説)と云へり、又一説に、今世に、例年三月三日、九月九日女子雛祭の遊戯有る事は、往古神功皇后、手自、少彦名命の御神像を作りて、當社に奉納成し給ひしより事起れり、其後仁德天皇の御宇、神託に因て天下の婦女幼兒の病苦を攘ひ除く爲、宇禮豆玖物とて雛形を作り、此を令玩給へり、天兒と云るも少彦名命の御神像にして、此を

祭る事なり、秘歌に、天兒の教初めし神慮、哀れとは見よ同じ子の爲、以上社家の秘説なり」と云へり、其の宇禮豆玖物と云ふ事は、古事記中卷に、故、其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁登賣、不得婚、汝得此孃子乎、答曰易得也、爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀麴酒、亦山河之物悉備設、爲宇禮豆玖云、爾(中略)爾白其兄曰、吾者得伊豆志袁登賣、於是、其兄慊懷弟之婚、以不償其宇禮豆玖之物(下略)と有りて、下に、此者、神宇禮豆玖之言本也と有るを、記傳卅四(三十七丁)に、「宇禮豆玖の宇禮は慨なり、豆玖は、今世に云ふ賭豆玖なり、(取要)と云はれたると、其の取方別にて、此は慨著にて、其の身に在る諸の慨はしき事を、外に物を設けて其に著くる由にて、彼の被具の^{ハツラヘヒ}人形などに同じかる可し、其の天兒の事を、源氏の注に、「天兒は今世の伽婢子^{トヤホウジ}の類にて、凶事を此に負するなり、」と云へるも此の類にて、皆禁厭の術なる者なり、偕右の如くは、其の相殿の左方月讀大神大巳貴命御父子と、右方神功皇后とは、神託に依りて、仁德天皇の合せ祀らせ給へるなりけり、此に依りて上に注せる、沙々貴大神諸國鎮座記に、第一少彦名命、第二大鷦鷯尊と有る事を氷解に至れるは、甚偉慶しき恩賜なりかし、若くて當社傳に、大和國金峯山神を、少彦名命と傳へたるは然る物にて、今に至る迄御嶽精進して、大峯山に登る山伏の例として、其の時には必ず右の苦島をしも行場と爲る事は、此の粟島神社と、金峯神社とは其の由來一にて、共に少彦名神に渡らせ給へるを以てなり、然れども此にては、其の藏王權現の稱を用ふる事無く、少彦名神の御名を稱へ奉れるなむ、甚々愛でたき御事には御在し坐しける、(偕式の如くは、右の如く、名草郡加太神社なれども、和名抄には、海部郡賀太郷と有れば、其の以前に海部郡には屬けるなる可し、此の御社、加太村の西南に在

り、其の苦島の舊社地は、小島手と云ふ所なり、と云へり、○紀伊國式外、生石明神と申す、二所に立たせ御在し坐す、其の一は、在田郡楠本村の生石神社なり、名勝圖會に、「當社は、生石峰より東十町餘の谷に在り、社は合殿にて、大巳貴少彦名二神を祀ると云ふ、其の後方に樹梢よりも甚遙に天聳り立る奇しき巖有るを、即生石神と稱ふ、巖の半より巔まで筋二條有りて、兩石相擁き合たらむが如し、其高さ十六丈、幅四五間許なる可し、谷の傍に數多有る石も、其形皆頭を傾けて、此石神を守護れるに似たり、里老の傳に、昔楠本村の里人二人、怪しき夢を見て、夜の明るを待著て、山上に攀ち登りければ、此石神、一夜の間に天降り著給ひて坐しを、甚奇異しく思ひて、人々に語らひ、社を建初しと云り、」と有り、其の一は同書に、「生石明神社、當社は、生石嶺の半腹に在て、楠本村の生石神社と同じく、大巳貴少彦名二神を祀れりと云ひ、或は伊勢國の三宮にして、阿波國にては杉尾大明神とも云ふ、此神、天慶元年正月十日、阿波國人、中尾藤九郎、生石嶺に勸請せるより、生石大明神と云ひ、其後正曆元年、今の地に遷奉れりと云ふ、」と云へれば、元よりの兩神は、神代よりの御事なるに、後に杉尾大明神を合せ祀れる者か、其の杉尾大明神と申すは、上に注せるが如く、阿波國勝浦郡勝占神社を然稱へ奉れれば、其より遷し奉るなる可きが、即ち味耜高彥根神の後天御梶日女命の御事にして、事代主神の本后阿波神と申せる是なり、即ち天石帆別神の御女にて渡らせ給へれば、然る大石を神體として崇め奉る事、實に謂れ有り、但此にては、右の二柱神の從祀なる事、申すも更なり、(又名草郡府中村にも、杉尾大明神と申す有りて、阿波國より渡給ふと傳たり、)とも云へり、又同郡坂井村舊名櫻村にも、杉尾神社有り、と云へり、三代實錄に、元慶四年二月八日壬辰、授生石見國正六位上樞尾國社神常世

國社神、並從五位下、と見え、史官記、仁平三年十月廿七日の下に、賀茂別雷社司言上、去九月廿日申時、大風、御寶殿前奉_レ祝楹尾明神云々、と有るなど、共に同神と聞ゆ、因云、伊勢國三宮と有るは、伊賀國三宮にては非じか、山田郡阿波神社を、伊賀考に、在下阿波、杉生大明神と云へり、杉尾と杉生と言は違へれども、當昔然る差異を正し書く迄には非らざりけらし、) ○又紀伊國牟婁郡熊野早玉神社(大)熊野坐神社(名神大)式外那智神社を合せて、熊野三所と申し奉る由は、傳十一に注し奉るが如く、那智は大已貴神に坐すが、右の三所共に各十二所權現と申して、其の祀神各十二座にて御在し坐せるを、沙々貴大神諸國鎮座記に、熊野本宮十二所之中、第九大已貴命、第十二少彦名命と有るに合せて、此の地に有馬村と云ふ名有るは、已に四神出生章第五一書に見えたり、然るに式に、攝津國有馬郡、有間神社見えたるは、郡名社號共に、熊野より移せる事著きを、其の風土記に、有馬郡有馬神社、圭田八十三東、三毛田、所_レ祭大已貴并少彦名神也、と有るを以て、其の鎮座記の誣ひざる事を知るに足れり、又大同類聚方に久万乃藥、越後國伊夜日子神社傳方也、元波少彦名命方也、と有るも、少彦名神の、熊野に御在し坐しける程に、遣し給へる方の後に、彼の社に傳はれるなりければ、其も由有る事なるが上に、山伏の入峰には、金峰より熊野に係け、彼の苦島に至りて修行するなど、其の同じ少彦名神の、熊野に御在し坐すを以てなめり、又其の那智の名は、大已貴神に因れる由は、和漢三才圖會、越前國白山社の別社に、越南知大已貴命と有るは、越國の那智と云ふ事なれども、東大寺戒壇院神名帳に、大汝大明神、小汝大明神と有るを、上野國神名帳に、大奈知明神、小奈知明神とも有りて、那智は那牟遲の略なりければ、少彦名神にも互らずとは云ふべからず、(但今世に云ふ十二所の説にては、右

の沙々貴大神鎮座記に云へるとは大に違ひて、右の二柱の御名を漏せれば、佗日、善本を得て書す可ければ、今云はず、) ○神名式に、淡路國三原郡、大和大國魂神社(名神大)、此にも少彦名神は御在し坐すなるにや、大同類聚方二十九に、久仁玉藥、淡路國三原郡、國魂神社傳方、云々、元波少彦名命乃神藥也、と有り、又式外、津名郡鮎原村に、天神社と申す大社有り、天滿天神を祀ると云ふは、少彦名命の手間天神を本として祀れるか、又柳澤村と云ふに、石神イハカミと申す御在し坐して、石を以て神體と崇め奉れるも、少彦名神なる可し、又上畑村と云ふに、高倉大明神と申して、石を以て神體と爲るに、病惱の事を祈り奉るに、必ず其の驗御在し坐すと云ふは、其も少彦名神に坐すべからむ事、申すも更なり、生穗浦ナギホウラと云ふに、奇神オウカミと申す石神坐す、と云へるも同神か、(又楠本村と云ふに、温湯ヌルユと云ふ有りて、能く人の疾病を治むるを、其處に藥師と云ふ有るも、古神祠の有りしなる可し、和泉國和泉郡に、楠本神社、淡路神社坐すに由有るか、) ○阿波國に、奇玉神社と申す有り、大同類聚方に、奇玉藥、阿波國奇玉神社傳方、少彦名命方、と有る是なり、式内の神に坐すなる可けれども、未だ詳ならざるなり、又那賀郡宇奈爲神社は、少彦名神に坐さざるか、其は上に注せるが如く、此の神の御事を、有二箇小男と有る小男を、袁具那と訓み來れるに、記傳に、童なるを、男子を袁具那、女子を賣具那と云しにや、具那は髮に因れる稱にて、宇那章の宇那と通ひて聞ゆ、和名抄に、髻髮、和名字奈爲、俗用_三垂髮二字、謂_三之童子垂髮也、と見え、字鏡に、髻、髮至_レ肩垂貌、宇奈井、と見ゆ、と云はれたるに合へれば、此の宇那爲神社は、正しく少彦名神に坐す事著き者なり、斯かりければ、播磨國多可郡、古奈爲神社、出雲國神門郡、久奈爲神社、又風土記に謂ゆる、同郡未官知、久奈子社、同久奈子神の如きも、

共に少彦名神にて渡らせ給ふ可き御事、申すも更なる御事なりかし、(共に少彦名神の、童子の御形を以て出でさせ給へるに因れる者なり、宇那爲久奈爲同じき由は、右に引ける記傳の説に依りて明らかなる者なるぞかし、) ○神名式に、讚岐國香川郡、田村神社(名神大)は、一宮記に、猿田彦命と有りて、異説無き事なり、然るに大同類聚方に、鏡樂、讚岐國香川郡、田村神社傳方、元波猿田彦神劑、讚岐臣綱持、傘木山仁詣、神現傳受、又曰、少彦樂と云ふ事有りて、此の鏡樂に、一名少彦樂の稱有るに、其の鏡は、此に、以_三白藪皮爲_レ舟、と有るに同じく、傘木山は、^{カサキヤマ}鶴山と云ふに近くして、此に、以_三鶴鷄羽爲_レ衣、と有るに近ければ、此にも少彦名神には故有る御事なりけり、又刈田郡粟井神社(名神大)は、天太玉命を祀る由云へり、然るに生駒記に、當社を以て、刈田大明神と書せりと、か、但三代實錄に、貞觀六年十月十五日戊辰、讚岐國正六位上粟井神、授_三從五位下、と見えたるに、又別に紀略に、延喜六年二月七日、授_三讚岐國刈田神從五位下、と有りて、神階の同じきは、別に刈田神と申すも御在し坐すなる可くや、此に就きて思ふに、上の條に注せる、陸奥國刈田郡、刈田嶺神社(名神大)を、藏王權現と申し奉りて、少彦名神にて渡らせ給へるに由有るか、若し然らば、粟井は粟居にて、此に、至_三淡島、而緣_三粟莖者、則彈渡而至_三常世郷者矣、と有るに、故有りて聞ゆめり、右の刈田嶺神社に、白鳥明神と申して、日本武尊を合せ祀れるを、和名抄に、大内郡白鳥(之呂止利)郷有りて、此に白鳥神社と申して、式外なれども日本武尊を祀れる大社御在し坐し、又此の讚岐國刈田郡、柞田、坂本(佐加毛止)の二郷有るを、陸奥國刈田郡、坂田、三田の二郷有りて、其の名相通へるなど由有りげなる事共なり、(因云、此の粟井神社の御事に就きて思ひ出でけらくは、二十二社注式、春日社小社

内殿後粟辛明神、所謂隼明神と見え、小社記も右に同じきは、其の隼は、雀を誤れるにて、雀明神と無くては、粟辛は右に引ける、粟莖と同じ訓なるに叶はず、此れ全く、少彦名神の御事と見えたり、神名式に謂ゆる、左京四條坐集神社は、台記、久安六年十月十七日己未、奉_レ拜_三隼神社、奉幣七介日、陸奥鼻節神社同神也と有りて、其は陸奥國宮城郡、鼻節神社、名神大、と有りて、風土記に、鼻節神社、云々、所_レ祭手力雄神也、と見えれば、別の事なり、思ひ混ふ可からず、) ○又神名式に謂ゆる伊豫國新居郡、伊會乃神社(名神大)、伊豫國伊會能神社は、伊勢國度會郡、磯神社に同じく、大巳貴命少彦名命、二柱神に渡らせ給へる由、上に注し奉るが如し、其の新居郡なるは、續紀に、天平神護二年四月甲辰、伊豫國神野郡伊會乃神、授_三從四位下、充_三神戶五烟、と見え、三代實錄に、貞觀八年閏三月七日壬子、伊豫國從四位上磯野神、授_三正四位下、同十二年八月二十八日戊申、授_三伊豫國正四位下磯野神、正四位上、同十七年三月二十九日壬子、授_三伊豫國正四位上磯野神、從三位、と有り、又桑村郡佐々久神社は、鶴鷄神社の義にて、少彦名神に坐すなる可し、(但古事記白檮原宮段に、神八井耳命を、雀部臣、雀部造、伊奈國造等之祖也、と有れば、佐々久神社は其の姓の氏神なる可くも思ゆる事なるが、其の本末違ひて、此の佐々久の地に就きて、雀部の姓は出で來れるにこそ、) 又越智郡樟本神社、三代實錄に、貞觀十七年四月五日丁巳、授_三伊豫國從五位下楠本神、從五位上、と見ゆ、上に注せる、和泉國和泉郡楠本神社、又右に注せる、紀伊國在田郡楠本村生石神社の御事に思ひ合す可し、又溫泉郡湯神社は、例の大巳貴命少彦名命、二柱神にて渡らせ給ふ事、已に傳二十二卷及び同二十七卷に注し奉るが如し、又伊佐爾波神社は、少彦名神を別に祀れるには非らじか、萬葉三(二十八丁)、至_三伊豫溫泉作歌に、

皇神祖之、神乃御言乃、敷坐、國之盡、湯者霜、左波爾雖在、島山之、宜國跡、極此擬、伊豫能高嶺乃、射狹庭乃、崗爾立之而、歌思、辭思爲師、三湯之上乃、樹村手見者、巨木毛、生繼爾家里、鳴鳥之、音毛不更、還代爾、神左備將往、行幸處(反歌略)と有るを、風土記に、立湯岡側碑文處、謂伊社邇波之岡也、と有りて、温泉の傍の岡を云へるが、伊佐は彼の、去來紗別神、天伊佐々比古神と申す御名の略にて、爾波は庭にて、其の神のト給へる地を云ふめり、此を神功皇后元年御紀に謂ゆる、審神者の事に當て、心得むも、然る言に聞ゆる物から、此に由無かる可し、彼の出雲崗神社は、大巳貴神の御在し坐すなると、二方に別れて、各其の宮居を敷かせ御在し坐しけるにこそ、又當國新居郡に石槌山と云ふ高山有りて、藏王權現を祀りて、世に名高く御在し坐すは、本より少彦名神に御在し坐す事論を待たず、(其の伊佐爾波神社は、湯神社の御在し坐す道後に在りて、湯月八幡宮と申す社と同社にて、往古は伊佐爾波神社なりしを、當領主の先祖、此の社へ八幡宮を勸請せられてより、伊佐爾波と云ふ號は、知る人少くなりて、諸人湯月八幡宮と申すと云へり、斯る式社などに、後に神を合せ祀るも、止事を得ざる事ながら、其の心せずしては、後世に至りて、可惜神名を失ふ事にし有れば、後の爲めを量りて物爲べき事なるにこそ、) ○土佐國式外、立石神伊勢神と有るは、少彦名神に坐すべし、立石神は、三代實錄に、貞觀十二年三月五日丁巳、詔授土佐國從五位上立石神、正五位下、と有る是なり、式に謂ゆる、近江國伊香郡布勢立石神社、又次に云ふ、筑後國式外立石神の如きは、何れも彼の伊波多々須と云ふ謂なりけらし、其の伊勢神は、同錄に、同年十一月二十三日辛未、授土左國正六位上伊勢神、從五位下、と見えたり、其の少彦名神を伊勢神と申す義は、右の隱岐國隱地郡伊勢命神社(名神大)の所に注せり、考へ合す可し、○筑前國蚊田の地には、必ず少彦名神御在し坐すべし、上に注せるが如く、神功皇后元年御紀に、十二月戊戌朔辛亥、生譽田天皇於筑紫、故時人號其產處曰宇瀨也、と有りて、合せて應神天皇前御紀に、天皇、以下皇后討新羅之年歲次庚辰冬十二月、生於筑紫之蚊田、と有りて、宇瀨の古名蚊田と云ひしなりけり、土人説に、「怡土郡深江より一里許陸方に、片山村片岸村の名有り、長野村に蚊田と云ふ田字もあり、和名抄に謂ゆる、大野(於保乃)、長野(奈加乃)の二郷は、古の蚊田の地にて、今長野村に宇美社と申す有り、是ぞ其宇瀨なる可き、」と云へるに、右に注せるが如く、紀伊國名草郡加太神社はしも、其の少彦名神にて御在し坐すなるに、神功皇后の、其の始め淡島にて齋ひ奉らせ給へると云ひ、又筒飯宮にては、應神天皇と御名易の御事御在し坐すと申し仁德天皇御世に當りて、淡島より加太の地に遷し奉らせ給へるなど、少縁なるまじき所以の御在し坐すを以て、其の地に必ず某天神と申して、少彦名神は御在し坐すべくぞ思えたる、又朝倉記聞とて上座郡の事を書ける物に、地主天神、在惠蘇宿東町口、と云ひ、又、天神社、菱野村產神、九月十八日祭、と有り、又、天神社、田中村產神、九月十八日祭、と書し、又、天神社、上寺村產神、十二月十八日祭、と見え、又、地主天神、在入地村福成神社後、少彦名命也、と見え、又、天神社、田多連村產神、九月十六日祭、と云ひ、又、天神社、在須川村山後、石體神在、と見え、又、天神社、鳥集院村產神、九月二十四日祭、と書し、又、天神在佐田村、山神九體九所在、石體也、と有るなど少彦名命と傳はり、又は現に石體にて坐すは混るゝ方無きを其の餘にも、二十五日を期して祭日と爲ざる天神は何れも菅神を祀れるには非らず、少彦名神を祭る所なり、(大凡、菅家の天滿天神の祭日は、何方なるも廿五日なるを、

然らずして佗日に祭る物は、少彦名神に坐す事を知るべし、此は筑前國には限らず、諸國共に其の心得を以て求む可き法則とも云ひつ可き事になむ、○神名式に、筑後國御原郡御勢大靈石神社と有る、御勢は地名、大靈は大美加宜と訓みて、御魂の事なり、石神は其の神體を云ひて、少彦名神にては坐さざるか、偕又神名帳に、郡不知、正六位上小彦神、同天彦奈古神、同大神小根古天社、三瀨郡、正六位上天御古神、同石神社、山門郡、正五位上伊勢天神、名神、無位伊佐良神立石神など有るは、何れも少彦名神かと思ゆ、右の小彦神は、伊佐々比古神と訓むべし、天彦奈古神は、天彦之子神なる可く、小根古神は小根子神の義、天御古神は天御子神と云ふ事、又伊佐良神は少神なる可くして、皆此の神を稱へ申せる御名なり、伊勢神立石神は右の土佐國式外の神等に在して、已に上に注せるが如し、(又和名抄郷名に、當國御井郡賀太郷有るは、上に注せる、紀伊國海部郡賀太郷有り、又筑前國怡土郡蚊田の地有るに同じければ、故こそ有りつらめ、) ○神名式なる、肥前國佐嘉郡與止日女神社にも、少彦名神の御在し坐すかと思ゆる由有りて、上に注せり、又式外温泉神と申す御在し坐す、例の大巳貴少彦名二神に坐せり、三代實錄に、貞觀二年二月八日己丑、進肥前國從五位下温泉神從五位上、と有る是なり、○又神名式に謂ゆる、大隅國噲啖郡大穴持神社、所祭大巳貴命、少彦名命、大歲神三座なる由、上に已に委しく注し奉れりき、○壹岐島式外、石田山神と申す御在し坐せり、大同類聚方十に、大里藥、紀伊國那賀郡、荒田神社傳方、元者彦火々出見命、壹岐國石田郡石田山乃神仁得給布方也、と所見たる、此の神は大巳貴命、少彦名命二神に坐すべき事、上に已に注せり、又神名式に見えたる、對馬島上縣郡胡祿神社は、上に引ける武藏風土記に、小六天神、云々、所祭、大巳貴與少彦名、國韓神

也、と有るに、其の所祭同じかる可し、○右件は、諸國に在ゆる少彦名神を祀れる御社の較略なるが、太抵は大巳貴神と相並ばし御在し坐せるが多き故に、先に擧げたる共を再び此に出せるも少からずと雖も、此にも列出さずしては、其の意を難得きを以て止事を得ざればなり、又少彦名神の、獨立ちて鎮り御在し坐す社々を書せるも、我ながら叢陸しと思ふ事、將無きには非らざれども、此の大神とし云へば、常世郷に御在し坐して、皇國には、御魂を留めさせ御在し坐さざる者と思ふ輩も有るが故に、己が心に思ひ浮ぶ限は注し奉れりき、此の大神の御事をば、古來先輩の説に、其の始め天上より常世郷に天降り御在し坐して、其より皇國に姑く渡り來坐して、大巳貴神と相共に此の國を經營らせ給ひ、然して元の常世郷に還り渡らせ給へる物の如く云へるを、上件予が明らかめたる趣は然らず、其の始め天上より此の皇國に天降り御在し坐して、大巳貴神と相共に、此の國を作り固めさせ給ひ、先達て少彦名神は常世郷に渡らせ御在し坐しけるを、大巳貴神も後に此の國を天神御子に避け奉らせ給へる、即ち逐ひて常世郷に渡らせ御在し坐して、萬國の限りを悉くに作り成し給ひて、彼の齊衡年中に此に還り御在し坐せる物と見奉り知るが故に、其の少彦名神の神都は、何方に御在し坐すらむと知ら將欲しき任に、如此く具には書し奉る事とは成れりき、大巳貴神少彦名神、共に豈常世の我の末國に御魂を留めさせ御在し坐さむや、此の皇大御國の内に神留り御在し坐しける證共、右に件々に注し奉れるを以て、古書に見えたる趣を明らかむ可く、又此に書し漏せるは、各其の國人の心に任せ置くくになむ有りける、

附 錄

日本書紀傳神代上卷脫稿之報賽獻物目六

天日隅宮	御鏡徑一尺	松島種廣作
宗像瀛津宮	御鏡同上	同作
同 中津宮	御鏡以下同上	加藤綱俊作
同 邊津宮	御鏡一尺餘	同作
京都宗像神社	御鏡同上	同作
大和宗像神社	御鏡徑一尺	松島種廣作
	御鏡徑八寸	同作
	御鏡徑一尺	同作
	御鏡徑一尺餘	同作
	御鏡同上	同作
	御鏡以下同上	同作
	御鏡徑一尺	同作
	御鏡徑八寸	同作

同 產土八幡宮	同 一口	同
大神大物主神社	同 一口	同
大和大國魂神社	同 一口	同
出雲國須佐神社	同 一口	同
周防國玉祖神社	同 一口	同
長門國住吉神社	同 一口	同
攝津國生田神社	同 一口	同
山城國向日神社	同 一口	同
筑前國大宰府社	同 一口	同
淡路國多賀宮	紐刀長六寸	同作
	御帶紫綾裡白麻御紐紫組以下同	以下同
	御帶等同中津宮邊津宮	以下同
	御帶等同上	以下同
	御劍長一尺	以下同

大和國卷向神社	小刀	一口	同	作
廣瀨神社	同	一口		
龍田神社	同	一口		
出雲國命主神社	同	一口		
御崎神社	同	一口		
攝津國廣田神社	同	一口		
長田神社	同	一口		
住吉神社	同	一口		

以上以小鷹紙包之

右萬延元年四月十四日於嚴櫃本奉齋之穗積重胤歲四十九、母麗子八十八、妻佳子四十四、男重兼十五

告 文

高御座天津日繼止 玉敷平安乃大宮 大座坐現御神止神隨天下所知看須掛久恐使皇御孫尊乃大朝廷乃遠乃守止皇大御典乃大御學乃業乎以此仕奉穗積朝臣重胤伊眞玉須清使明使正使直誠乃心乎天地爾明米申朝夕爾齋使拜美仕奉八百丹杵築大神宗

像三前大神乎始奉諸乃皇神等齋比大御神寶止天照也日月乃如光炫比麗使眞澄乃大御鏡又神乃御靈乃大御劍止二種乃大御神寶乎齋捧介仕奉事皇神等乃尊使高廣使厚使御恩賴依此仕奉日本書紀傳乃事眞澄乃鏡明良氣徵乎令得給比劍刀磨成多利心乎彌非爾非給比神代乃上卷乃說言乎令成給比猶下卷余次之乃腹稿乎此爾令成給御靈報奉利猶今利書續久可使事爾障礙事乃有設天雲乃五百里乃遠却却給比天雲乃下奈爾乃八十國爾起利起利在利止有禍事爾見聞觸事令勿米給比息事無久情事無久彌高爾彌廣爾務結利令仕奉給比此乃神寶乎獻利訴自彼某甲此仕奉皇大御學乃業波志天地乃初起利世中乃立定爾神事天照坐皇太御神乃御子乃繼之天津日繼止天津高御座爾大座坐天神乃天津御子隨毛爾坐神乃事依志授給爾御命乃任爾食國天下乎撫給比治給比來留業止那大座坐臣連伴造國造百八十伴乎召給比順給比遠皇祖乃神代利以降食國天下爾敷給比行給爾國法止立給比定給爾大御趣爾依天下百姓波平久安久治留物止思定毛那有那爾中昔利天下乃大御政波物部乃將軍乃執申事止那食國乃大御貢波武士乃取入流事止成掛麻久甚毛可畏使皇大御稜威那衰爾大座坐天神御子乎會釋比奉事波恰毛浮浪人爾物與與飢止寒令凌比唯命乎令續米置我如久爲使外表波天下諸人乃思布乎憚君臣乃狀乎形乃如久行布雖毛內之乃心波天下乎二王志相持事乃如久上乎掠米下乎欺已家太持有良武止遠皇祖乃神乃御掟違比奉利傲高布爾不須也凶目鄙使戎王乃封乎奉皇大御國乎穢志奉流左有都爾天

下慶長止云爾大御世利征夷府乎東國爾置給爾流事乃狀毛改利甚愛使大御世止那立復利人心毛元和使寬永止次來流御世之乃中爾正朔乎奉官位乎賜止此二事會美皇御孫尊乃大御業有食國天下乃大御政止大御力爾及給波大座坐來爾近頃四方乃我夷乃襲來利危使事且夕爾迫有武士乃人等皇御楯止伐掃比國乃難乎可救使事乎思波將來乃大患乎忘禮唯一日毛安久在事乎務米口爾交易波國乎富志兵乎強久爲爾止言清久言成雖毛心波拙劣久女之志有夷乎征止云其職乎廢良毛其罪乎掩藏左惡巧乎搆爾掛麻久恐

使天神御子乃大御命許給比大座坐止匿米云天下乃人共令承引先爾林某乎都上世事謀志加不成奈有波佐倉某乎再上世百敷乃大宮人乎夷乃群爾引入天神御子乎蠻夷乃酋長乃列爾押下志奉謀事轉有止雖毛天地爾照臨坐須大御心毛眞澄乃鏡明爾照足志大座坐比大御命止諭教爾詔給爾與天神乃事依志授奉給爾任爾常世乃戎乃國之乎御奴國止召給比日本府乎彼置馭給爾事跡聞食志來爾此皇大御國乃地乎割夷地止爲夷乃無禮言爾從比和親事乎未聞皇朕御世爾當利華夷乎亂利彼戎戎等同爾成事波皇祖天神乃大御心爾違奉利遠皇祖乃大御掟爾背奉業止掛爾甚毛忌之志可畏夷乎征止依志給比來爾職乃任爾海行水漬屍止任奉止劍刀大御利心以忝使大御命乎下給爾近江乃海八十乃湊爾橫去布蟹我須頑多夫禮橫樣爾出來爾腐果爾鯖江某乎爾立世遺志驚加奉爾良大君乎島爾慶志奉爾自古無例政爾非受大御位乎下奉爾時乃勢爾任世奉迫利奉爾雖毛國中乃天柱乃如久天地乃底際乃內爾立貫使大座坐須大御心乃動加給爾非爾雲上乃高公等乃位乎剝使大宮人爾忠流限爾獄舍爾繫國之乃宰等爾武久勇有乎國爾退作毛大御命爾背違比天下百姓乃望乎失比犬戎乎近親事兄弟毛厚久帝都乎圍美爾窮流狀波仇敵乃如使時世爾本著奸吏賊商等大爾所乎得爾任爾天地乃神祇乃皇御孫尊乃大御食國止豐饒爾令在給爾天津日繼乃瑞穗乃貢乎大戎爾致志乃耀久金銀種種乃珍寶乃數乎盡比彼爾渡志已我乖之惡心邪意乎以彌益之爾枉之志事乎相競比成僅爾一年二年乃間爾國土人民乃貧志成利雖毛一人爾願爾事奈無利爾天地乃初判利以降世爾絕見毛聞毛不著大枉事爾常夜行如須思乎不爲人爲久有邪天社國社乃皇神等也示給爾天地乃災異爾發利風雨時爾順暑寒序乎失布有乃井內乃蛙三月乃雪爾倒泥海乃靖波頃爾癩病止爲惱比居利返矢乃畏忽爾來利天神乃御罰甚如此速止爾雖毛臭使物爾蓋須云事乃如久正論比世爾行邪說共競發利君臣乃大義末世爾彰爾內外乃分今爾不立那有彌之益之皇大御國危久成利皇大朝廷波微久成利某甲此仕奉皇大御學乃旨爾合比是快止思布事其祥感

事波志絕世爾無久奈有爾天地止共爾終給爾皇神等乃御上爾唯暫時乃事止見直爾聞直志和米給比大座坐比治給爾時有治賜布可久掟給爾百年乎限止爲我等短心爾憤久待遠美乃有春秋乃彩色毛樂志加唯天照太御神乃御子乃繼之天津日繼止次來爾天神御子乃大御稜威乃天地乃開爾彌爾大座坐比掛爾恐使皇御孫尊乃大御趣乃任爾武臣乃傲止外夷乃侮乎防給天下乃八十國乎統御米大座坐比狀波御統乃五百津集爾白玉乎貫連爾事乃如久令大座坐奉給天下爾照臨美大座坐事波此眞澄乃鏡乃如久照足令大座坐奉給比皇大朝廷爾背奉利頑多夫禮枉爾人等乎此捧仕奉神劍乎以言向爾和平給比皇御孫尊乎茂御世乃足乃御世爾幸奉給爾唯今乃問爾示給比大座坐比猶彌益爾仕奉日本書紀傳爾著述志事乃有爾中爾愛使事乃美使事止天下乃人共乃願思布心足爾治賜比此仕奉流皇大御學乃驗爾依毛懸久恐使現御神止天下所知食須皇御孫尊乃大御世乎手長乃大御世止堅石爾常石爾伊波比奉利茂乃大御世爾幸奉利天下穗久公民令富榮爾令仕奉給爾祈白爾事乃由乎平安久天香山乃天乃眞男鹿乃耳振立爾所聞食止今日乃生日乃足日乃朝日影映爾榮由天地乃宜志時爾妻子親族乎率侍比手掌毛摺亮爾拍上作毛天地爾此聲爾動使到利皇神等乃聞食感爾可賜物止思定惠良之悅比榮爾穗積朝臣重胤伊八度額突伊八度拜爾恐美白給久須

日本書紀傳 二十九之卷 (其二)

穗積重胤謹撰

神代下第一 天孫降臨章

天照太神之子。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶高皇產靈尊之女。
 栲幡千千姬。生天津彥彥火瓊瓊杵尊。故皇祖高皇產靈尊。特鍾
 憐愛以崇養焉。遂欲立皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊以爲葦原中
 國之主。

天神御子の天津日繼と天津高御座に御在し坐して、食國天下に照臨ませ御在し坐す御事はしも、妙に深き御旨有りて甚少縁の所以には御在し坐さざりけり、已に天地の初發より起りて、天地と共に無窮く傳へさせ御在し坐すべき幽契なむ御在し坐しける、上件の條々に委しく注し奉れる御事には有れども、今は言舉奉らでは得有るべからずなむ有りける、其は八洲起元章第一一書に、天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往循之、廻

賜天瓊戈と所見たる、此時に瑞穗國の未有るには非ざれども、其瑞穗國と成るべき地を事依し奉らせ給へるにて、其御事を古事記には、於是天神諸命以、詔伊弉那岐命伊弉那美命二柱神、修理一固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、と所見たる此漂在國にて、大八洲國を中國として蛭兒と淡洲とは外蕃にて、大地萬國の全體是なり、此を以て、宜汝往循之と仰給へる皇祖天神の命はしも、天下國土の全を修理固成して、所知食べき由を宜ひ舉させ給へる御旨なる事を、明らかめ奉る可き者なりかし、若くて二柱御祖神天降り著かせ御在し坐して、其戴持せる皇祖天神の命を過たせ給はず、大八洲國を生成させ坐して、此を天下の中國と定めさせ給へるに因りて、已に葦原中國の稱有り、故に先に生み坐せる蛭兒淡洲は謂ゆる中國の藩屏にて、我が蕃國と定めさせ給へるが故に、兒數には充させ給はざりしなりけり、故に神代の言語の狀はしも、高天原に對へて葦原中國と云ひて、有らゆる萬國の末迄をば巨細く言舉げぬ事にて有りしなり、故四神出生章に、既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生天下之主者歟、と有りて、國を詔給ふには大八洲國と御言宣し、君主の御事には天下を詔給へるを以て、當昔の御有狀を見奉り知るべき者になむ、斯在ば右に、有豐葦原千五百秋瑞穗之地と有るも、其主々しく立る所を宣ひて、其餘の枝葉をば含め給へる者なるを察らむ可き事なるを、然る幽深き致迄をば探索る事無くして、二柱御祖神の御事とし云へば、唯獨此の大八洲國のみを生成し給へる御事と思ふ、甚々心稚き僞言になむ有りける、此は掛ま_レくも甚も可畏き、天神御子の天津日繼所知食す御上に係れる大義にし有りければ、力を盡し究めて、最初に明らかめ奉り置くべき御事にこそ、我古傳には此大八洲國のみ成れる説有りて、萬國の出來始の事實に於ては、全に傳へられざ

る者と思捨つる心より、彼の古説を取りて我古傳の缺を補ふなど、己が心を師として天柱五岳の妄説を云ふなどは、甚々淺ましき事なりかし、其即ち道の大義を損ふ事と思はざるなむ、憐む可きの甚しき者なりけり、譬へば帝王の都を遷し給ふと云ふは皇宮のみには有るべからず、臣民の居宅迄も從ひ移る事なれども、皇宮を遷す一事を云ひて、其餘の事共の聞ゆるに異ならず、若くて右に引ける四神出生章の文に二柱御祖神の、吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生_二天下之主者_一歟、と詔給へるは、此時已に形體の成整へるは、此大地の中に獨大八洲國のみ有りと雖も、往々天下萬國の悉も、形の如く成出づべく掟させ給へるが故に、其天下萬國を併せて所知食す君王を生成し奉らせ給へらむ大御心になむ渡らせ給へりける、此に於て天照太神を生み奉らせ給ひけるに、光華明彩しく御在し坐して、六合の内に照徹らせ御在し坐し_レかば、此國に留め奉る可からず、天柱を以て天上に舉奉り給ひて日神と成し奉らせ給へり、先に二柱御祖神の、何不_レ生_二天下之主者_一歟と掟させ給へりし御旨此に至りて違へるに似たり、所以に次て素戔嗚尊を生み奉らせ給へれば、是なむ主張_{ウケテ}天下之主者に渡らせ給へりける、其第六一書に、素戔嗚尊者可_レ以治_二天下之主者_一歟、と思ほし入りて生み奉らせ給へるは、天照太神に渡らせ給へるが故に、高天原をば所知食すと雖も、天下之主者に御在し坐さでは得有るべからざる幽契は、自然にして離る可からずなむ有りけらし、所以に素戔嗚尊は始よりして、天下を統御す御心なむ御在し坐さざりける、此に於て先に二柱御祖神の所思し入りて生み給へりし二柱貴御子神は、何方に就ても天下を所知食さず成るが如きに至れるなむ、中々に奇異に微妙なる謂有る御事にこそは有り

けめ、然して其次に火神を生み坐すに至りて、伊弉册尊其御陰を被_レ燒坐し_レ御事に起りて、終に根國底國に神避り御在し坐し_レかば、伊弉諾尊追及て幸行て、此國には唯素戔嗚尊のみ留まらせ御在し坐しけるを、其御父大神の還らせ御在し坐す頃閑に至りては、頻に御母國を乞泣て轉有る迄になむ御在し坐しければ、其御心の如く神逐に逐はせ給ひけり、是根國底國に入立ち御在し坐して、正身は御母大神に仕奉らせ給ひ、分靈は月國に渡らせ給ひて、月神と成らせ御在し坐すべき機已に此に起れる者なりけり、是を以て天下之主者は有る事無くして、却らまに日神月神と成りて、此天下國土をしも晝夜に持分て、相有たせ御在し坐す神功を立てさせ給ふ可きになむ至れりける、(此素戔嗚尊と月讀尊と同神にて渡らせ給ふと云ふは、先輩已に説有るが上に、予又動くまじかりける徴を得て、傳十二卷に委しく云へるが如し、又此貴御子等を古事記及彼の第六一書には、伊弉諾尊の筑紫日向の禊に成出で坐せり、と爲るは甚じき僻事にて、彼磯馭盧島の八尋殿にて生坐し_レ御事已に傳六卷に注せり、其第六一書なるも良海本には、其解除に成坐せるは、八十枉津日神より表筒男命まで凡九神にて、貴御子等の御事は小書と爲るを以ても、古の眞傳に非ざる事明らけし、於是素戔嗚尊、然らば高天原に向ひて天照太神に見奉りて永遷かむと請ひ給ひけるに、勅許_{コトス}と詔給ひ、羽明玉神をして瑞八坂瓊之曲玉を令_レ賜給ひければ、此を表物として天上に參上らせ給ひけるに、其御す可き國を知らさずて上り御在し坐しけるが故に、日神御疑の大御心御在し坐しける故を以て、天安河を中に隔て、各御盟約の御事になむ及ばせ給へりける、於是日神其素戔嗚尊の獻れる瑞八坂瓊之曲玉を以て、先づ三女神を御生坐し、後に素戔嗚尊其の日神より賜はせたる十握劍より五男神を御生坐しけるに、其物實の事に因りて女神は素戔嗚尊に、男神は天照太

神に屬奉らせ給ふ所由有り、瑞珠盟約章に、天照太神勅曰、原其物根、則(中略)故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉と有る是なり、其の第三一書には、故日神方知素戔嗚尊元有赤心、便取其六男以爲日神之子、使治天原と所見たる、此に使治天原とは有れども、天上の事を令御給へるには有るべからず、天上に於て天下之主者と定奉らせ給ひて、已に天津日繼と成し奉らせ給へるなりけり、古事記平國段なる大國主神の御言に、此葦原中國者隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而(中略)治賜者と有る所知之を、斯侶志賣須と訓むと、斯侶志賣佐牟と訓むにて、大に義理の違ふ事なるが、此は已に上天にて所知食し御在し坐す御事を申し給へるなれば、謂ゆる如天上儀に其宮殿の事を請ひ奉らせ給へる由、傳十六に注せるが如し、然るは正哉吾勝々速日と申すは、其盟約に勝たせ給へる素戔嗚尊に係り、天忍穗耳尊と申すは、右の使治天原と有る天照太神に係りて、天津日繼所知食す御事に因れる御名なる由を明らかにする時は、其の狀甚隈々しからずなむ有りける、此に於て先に二柱御祖神の何不_レ生_レ天下之主者_一歟、と詔給ひし二柱貴御子神は、天上と地下とに別れさせ給ひつゝも、其二大神の御間に生出させ給へる御子の、天神御子と坐して天下之主者と定まらせ給ひて、二柱御祖神の御言此に至りて立てる事、全く皇祖天神の天機今茲に顯れたる者にして、妙に奇しき御事なるぞかし、然して瑞珠盟約章に、是後伊非諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊非諾尊神功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有る、此報命の御事はしも必ず右の御事共を聞食させ給へる上ならでは、爲させ給ふまじき御事になむ有りける、神功既畢と云ひ功既至矣德亦大矣と有るは、事の半途にして云ふ可からざる語共な

るに思を潜めて稽ふ可き者なりかし、(即是上に引ける八洲起元章第一一書に、天神謂伊非諾尊伊非冊尊曰、有豊葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝彼循之、と有る結文なる事、傳十三卷に已に注せるを見て曉る可きなり、此伊非諾尊其伊非冊尊とは、絶妻之誓を建てさせ給ひて相離れ坐し、其上天照太神をば高天原に舉奉り給ひ、素戔嗚尊をば根國底國に神逐はせ御在し坐して、天下國土を所知食す君王をも立てさせ御在し坐さず有らむには、神功既畢とは申まじく、功既至矣德亦大矣とは何を以てかは申さる可き、然して皇祖天神の御許には、如何なる事を以て報命は申させ給ふ可き、克々事情をば思惟ふ可し、若くて素戔嗚大神、其後高天原に於て御荒びの御事御在し坐しけるに依りて、諸神に神逐はさせ御在し坐して、其天降らせ御在し坐しける間にも、其天神御子の御爲に許多の御功をなむ立てさせ給へりける、寶劔出現章第五一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之、即成杉、又拔散胸毛、是成楡、尻毛是成楸、眉毛是成檉、已而定其當用、乃稱之曰、杉及楸、此兩樹者、可_レ以爲浮寶、楡可_レ以爲瑞宮之材、楸可_レ以爲顯見蒼生奧津棄戸將臥之具、夫須噉八十木種皆能播生、と所見たる、此吾兒と有るは、即其天神御子の御事を申すなり、此第七一書に勝速日命兒天大耳尊とも有りて、天忍穗耳尊の御事を素戔嗚尊の御兒と傳へたるをも思ひ合す可し、所御之國は、此大八洲國の事なり、浮寶は、外蕃の貢賦を召させ給はむ料なり、瑞宮は、天神御子の天降の御在し坐して敷坐さむ御料なり、其奧津棄戸は、民屋の事にて、天神御子に仕奉る人を令住給はむ料なり、凡大八洲國の内を青山と成らざる所無く瑞々しく成し給へるも、皆天神御子の御爲にのみ物爲させ給へるなりけり、右の御致共畢に竟させ給へる後に、再昇天の御事御在

し坐しき、寶鏡開始章第三、一書に所見たる其辭見の御言に、且吾以清心所生兒等、亦奉於姊、と申させ給へるは、傳二十に注せるが如く、御父大神より依され奉り給へる此天下を共に奉らせ給ひて、萬は天照太神の御計に任せ給へる御事なり、故其後再出雲國簸川上天降らせ給へる時、彼の八岐大蛇を斬て得させ給へる御劍の御事を其寶劍出現章に、素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也と有るも、其天神の御許に奉らせ給ひて、天神より吾兒に賜る可き思ほし授させ給へる御政なる事申すも更なり、是を以て二柱御祖神の、何不_レ生_二天下之主者_一歟と詔給ひて、生成し坐せる天照太神素戔嗚尊二大神の御聞より、現御神の生出でさせ御在し坐して、食國天下を所知食べき御基なむ、愈益と立定めりける、故に二大神共に皇統の御大祖の御神には渡らせ給へれども、右の如く素戔嗚尊より天照太神に悉に任せ給へりし故に、表には立たせ給はず、天神御子とも高照日御子とも稱へ奉りて、専ら天照太神のみ皇祖とは崇め奉らせ給ひ來らせ給へる物から、然りとて素戔嗚大神をも同じく皇祖と崇め奉らせ給ふ可き所以なむ、甚止事を得ざりける、故是を以て古事記御天降段に、天照太神之神命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所_レ知國、言因賜而天降也と見え、此第一一書にも、天照太神勅天稚彥曰、豐葦原中國、是吾兒可_レ王之地也と有るが如く、主張て我御子の王と坐して所知食む國なりと言依し奉らせ給へるは、專右の所由有るを以てなり、若くて其王と坐して所知食す限は、獨此大八洲國のみならず、外蕃萬國の全なる事は今更に申さむも事舊にたりと雖も、皇太神宮祈年祭詞に、皇神能見霽坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能霧極、白雲能墜坐向伏限、青海原者棹柁不干、舟能至留極、大海原舟滿都々氣且自陸往道者荷

緒縛堅且、磐根木根履佐久彌且、馬爪至留限、長道無聞久立都々氣且、狹國者廣々、峻國者平々、遠國者八十綱打掛且引寄如事、皇太御神能寄奉、と有るを見奉て知るべし、借此第一一書なる天照太神の勅言に、因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可_レ王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、と有るが如く、天地を係て寶祚の無窮き御事を證し奉らせ給へるは、此に天津日繼を立てさせ給へるは、皇祖天神の天命に因りて二柱御祖神の事始させ御在し坐しけるに本著せ給ひ、天照太神素戔嗚尊の御誓約に依りて定奉らせ給へる所にして、天地と共に神隨にして、然成奉らせ給ふ正道を立て詔給へる天命なり、實に其天命の隨に違はせ給はず、神代の古昔より萬世に傳へて、天津日繼高御座の動く世坐さず、大座坐すを以て天下國土に滿憚り御在し坐して、極めて尊く畏き者は唯天神御子一所のみぞ立たせ御在し坐しける、(記傳七卷に、三柱御子神等に依し賜へる處右の如くにして、此國土をば遺して徒くし給へるは如何と云ふに、豐葦原之水穗國は我御子之所知國なり、と後に天照太神の詔へるを以て思へば、本より後に皇御孫命の所知看べき深き所以有りける事なる可し、倍月日神の善は天に、須佐之男命の惡は終に根國に歸き給へる、其の善神と惡神との中に生れ坐せる御子の、此の天下を永く所知食す事又深き所以有るべき者なり、抑神代の初より如此る幽契有りて、所知看來る天皇の天日嗣にし坐しませば、天地の共常磐堅磐に動き坐さず移ひ坐さぬも理なりけり、と注されしは一應は然る事ながら、已く二柱御祖神の天降り御在し坐して、國土を生成し給へるより、天照太神素戔嗚尊二柱貴御子を生み奉らせ給へる、其即天地と易る可からざる天津日繼の起原なりける事を思漏されたる者なりけり、其以下の學者に至りては、國土に人民有りて其を統御め給ふ爲に、天神の御計と

して天神御子を天降し奉らせ給ふ者の如く説き成せるなどは、後世國司の任國に赴く同じ狀にして、甚々淺ましき痴言になむ、) 借此に始めて天降し奉らせ給へるは、右に引ける古事記は更なり、此第一一書に、既而天照太神以ニ思兼神妹萬幡豐秋津姬命、配ニ正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊爲妃、令レ降ニ之於葦原中國、是時勝速日天忍穗耳尊、立ニ于天浮橋ニ而臨視之曰、彼地未レ平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登、具陳ニ不レ降之狀ト有りて、此時天忍穗耳尊ぞ天降らせ御在し坐す可き御心向なりける、其下に、二神乃昇レ天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟、時天照太神勅曰、若然者方當レ降ニ吾兒ニ矣、且將レ降聞皇孫已生、號曰天津彦々火瓊々杵尊、時有レ奏曰、欲下以ニ此皇孫ニ代降ト所見て、天忍穗耳尊の奏請せ奉り給へるが故に、其御子瓊々杵尊を代て天降し奉らせ給へるなり、古事記にも、爾其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答曰、僕者將レ降、裝束之閒子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此御子應レ降也と有りて、其の天降坐さむと爲る御裝束の程に、御子の生れ坐せる趣なり、然して右の二傳共に天忍穗耳尊の天降り御在し坐さざるに就ては、皇祖天神より直に瓊々杵尊に御事依は有りつるが如く、必ず天忍穗耳尊より瓊々杵尊へ、御受禪の御政は御在し坐しけるなる可し、然るは此第二一書に、高皇產靈尊因勅曰、(中略) 乃使ニ二神陪從天忍穗耳尊、以降之、是時天照太神手持寶鏡、授ニ天忍穗耳尊而祝之曰、(中略) 則以ニ高皇產靈尊之女、號萬幡姬、配ニ天忍穗耳尊爲妃、降之、故時居ニ於虛天而生兒、號天津彦火瓊々杵尊、因欲下以ニ此皇孫ニ代レ親而降、故以ニ天兒屋命太玉命及諸部神等、悉皆相授、且服御之物一依前、然後天忍穗耳尊、復還於天、故天津彦火瓊々杵尊降ニ到於日向穗日高千穗之峯ト有りて就て思ふに、天忍穗耳尊虛天より引返させ給ひて、其御子を以て代らむ事を奏

し請ひ給へるに依れば、天津日繼は、其尊より瓊々杵尊に授けさせ給ふ可く、陪從神及服御の御物は、皇祖天神より沙汰爲させ給へる事、右の第一一書又古事記の趣に依りて知られたり、然るに此正書には、始より瓊々杵尊一柱の御事にのみ傳へられたるは、天忍穗耳尊は天上に留まらせ御在し坐して、此の國土を所知食させ給はざりし故に、國土に就たる現在の事件を主と爲られたるにて、此のみならず凡て正書の文法なり、其餘の一書も大概其格に従へれば、其心して見るべし、古語拾遺にも、天祖吾勝尊納ニ高皇產靈神之女栲幡千千姬命、生ニ天津彦尊、號曰皇孫、既而天照太神高皇產靈尊、崇ニ養皇孫、欲ニ降爲ニ豐葦原中國之主ト有りは、本より正書の説と同じき者から、古き祝詞などに皇御孫尊と有るは、天下を統御す御身を尊み申す稱にて、天忍穗耳尊の御事を始めて、御世々々の天皇等に係けて申し奉る御事なる、皇子皇孫など書す字様に泥めるより、天祖吾勝尊の御事をば省き奉れるに至れる者なりかし、然れども天祖と申奉る事甚愛たし、(但神武天皇御紀には、我天祖彦火瓊々杵尊とも有れば、吾勝尊に此も限れる稱には非らず、唯上天にて生れ坐せる皇祖にて渡らせ給へる謂なり、借又右の號曰皇孫ト有る本注に、天照太神、高皇產靈神二神之孫、故曰皇孫ト有るなどは、殊に甚じき臆説なる可き事、下に注せるを見るべし、) 若くて其天忍穗耳尊の天降坐さざる御事に就て、甚混らはしき事共有けり、辨へずは有るべからず、其は天神本紀に、天照太神詔曰、豐葦原之千秋長五百秋之瑞穗國者、吾御子正哉吾勝々速日天押穗耳尊可レ知之國、言寄詔而天降之時、高皇產靈尊兒思兼神妹萬幡豐秋津師姬栲幡千千姬命爲レ妃、誕ニ生天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊之時、正哉吾勝々速日天押穗耳尊奏曰、僕欲レ將レ降裝束之閒所生之兒、以此可レ降矣、詔而許之、天神御祖詔、授ニ天璽瑞寶十種、(中略) 饒速日尊稟ニ天

神御祖詔、乘天磐船而天降、坐於河内國河上峰、則遷坐於大倭國鳥見白庭山、(下略)と有りて、其饒速日命の神瓊去坐し、故に、其御父天忍穗耳尊の天降らせ給ふ由を長々と書載せたるは、紀記に被載たる御天降段の文なり、右に就て思ふに、天火明命は瓊々杵尊の御兄に坐す事、此第六一書、第八一書及古事記に傳りて、即ち尾張氏の祖なり、偕天火明命と饒速日命とは、二典及姓氏錄共に然有りて、此を一に合せて天照國照彦天火明櫛玉饒速日命と申す事は、右の天神本紀と天孫本紀とに限れる私言の如しと雖も、必然には有るまじく思ゆる物から、已に傳二十八に注せるが如く、其神の天降坐しは、少彥名命の未常世國に渡らせ給はざりし以前の事にて、天下に君王と坐すなど云ふ如き甚じき事には非ざりけむを、右の如く書掠めたる者なりけり、此辨は下に注す可ければ、此に見合す可き者なり、丹後風土記に、當國者、往昔天火明神等降臨之地也、(中略)所以號丹波者、往昔豐宇氣大神天降于當國之伊去奈子嶽坐之時、天道日女命請求大神五穀及桑蠶等之種矣、便於其嶽掘真名井灌其水、以定水田陸田而悉植焉、則秋垂穎八握莫々然甚快也、大神見之大歡喜、詔阿那邇惠志而植彌之于田庭、然後大神者登于高天原、故云田庭也と有るを見れば、其后神と共に五穀桑蠶等の事を顯國に起して蒼生に幸へ給はむ爲に、天降り御在し坐しつるなりけり、其伽佐郡の文に、志樂郷(本字領知)所以號志樂者、往昔少彥名命大穴持命當巡覽所治天下一時而、悉巡行於此國畢、更到坐于高志國之時、召天火明神詔、汝命者可領知此國、火明神大歡喜、曰永世也青雲乃志良久國矣、故云志樂也、と有るを以て其時代を思ふ可く、又天下の大なるを持たせ給ふに非ず、僅に一國を領知して其餘を希求させ給はざるを以て、萬を推して知るべき者なり、猶委しくは傳三十五に注す可き事なれども、右

の天神本紀に就ては、取も捨るも各其正しきを得たる説無きが故に、今驚かし置くにむ、又此火明命を瓊々杵尊の御子と傳はれる説共は、皆誤なる事下に辨ふるを見るべし、此事を茲に云ふは贅言に似たりと雖も、近頃其饒速日命を以て天神の正嫡とし、神武天皇をば御謀叛の如く云ふ妄説も世に在りと聞くが甚心病しきに、得堪忍び難きに因りてなむ、甚切可畏、(右の丹後風土記に依るに、天火明神天道日女命夫妻は申すも更なり、天香語山命天村雲命以下天孫本紀に見えたる尾張氏の祖等の事迹甚多在を思へば、其の始河内國河上峰に天降らせ給ひ、其より丹波國に物爲給へりしを、後に大倭國鳥見白庭山を宮所と爲させ御在し坐しけるなり、然れども本より天津日嗣などと申す御事にては御在し坐さざりける事申すも更なり) ○天照太神之子は、即素戔嗚尊と誓約の御中に成出させ給ひし御事には御在し坐せども、素戔嗚尊より已に奉らせ給ひて、日神の御許に日足し奉らせ給ひ、天津日繼の天津高御座を授け奉らせ給へれば、主張て皇太神の御子に渡らせ給へる由、上に已に述ぶるが如し、所以に天神御子と申し奉る由は傳十四に、又日神御子と稱奉る事は傳十六に注し奉れるが如く、少縁の御事にては御在し坐さざるなり、○正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、御名義は已に傳十三に注し奉れり、其正哉吾勝々速日は素戔嗚尊の御誓信に驗有りて、男御子を成て勝進爲させ給へる御言に依り、天忍穗耳尊と申奉るは其物根の元由に依りて天照太神の皇太子と成奉らせ給ひ、天津日繼を言依し奉らせ給へる御事に就て稱奉れる御名なる事、此にては一應は心得置くべきなり、○高皇產靈尊之女栲幡千千姫は、直に高皇產靈尊の御女と申すは、疑ふらくは傳の誤なるにて、天石門別神の御子に坐すべき事、傳十七卷に辨へたるが如し、實には天鈿女命と同神に坐して、天兒屋命の后神に坐す事、同卷にも註せるを、猶此第一

一書思兼神妹萬幡豐秋津師姬命と有るに就て、傳三十に定め云ふを待つべきなり、偕天忍穗耳尊の御妃と爲て納れ奉り給へるは、實には其天兒屋命と栲幡千千姫命と二柱の御中に生出でさせ給へる御女に坐すに依りて、右の二柱は瓊杵尊の御外祖に當らせ給ふ由、次に云ふべし、偕栲幡千千姫命と申す名義は、栲幡は傳十七卷に注せるが如く、謂ゆる白和幣の事なるが、今一茲に思寄れらくは、久と伎と相通ひて高機^{タカキ}の謂ならむか、神功皇后元年御紀に、千^チ高^{カウ}高^{カウ}高^{カウ}と有るを以て、此も高機千千姫命の義に訓まるゝ所なれば試に云ふなり、機殿儀式に、皇太神御座高天原之昔、人面等之遠祖天八千千姫、殖桑葉於天香山、以^レ所^レ蠶^レ之御糸、織^レ供^レ進^レ於太神と有るは、本より同神に坐す事論無きに、其織り給ふ所は和妙なるを以て思へば、栲字に強に泥む可きに非ざるを思ふ可し、其高機と棚機と相通ふ可し、傳十七に注せるが如く、古語拾遺に、令^レ天棚機^レ神織^レ神衣、所謂和衣(古語爾伎多倍)は、本より同神に渡らせ給へるにも思ひ合さるればなり、然れば其棚機の棚は機上に在る具とも云ふべき状なれども、機は經緯に絲を交へて織るをこそ其用とは成せりけれ、棚に何の用ふる所かは有らむ、和名抄織機具に、機(經緯附)國語注云、織^レ設^レ經緯^レ以^レ機(居衣反)成^レ繪布也、楊氏漢語抄云、高機(多加波太)今按、機巧之處(和加豆利)說文云緯(音尉、和名沼岐)織^レ横絲也、謂^レ緯則經可^レ知、と有るに依りて、棚機は高^レ機^レの義かと思ひ定めたるなり、(多迦と多那と通ふ由は、天孫本紀に謂ゆる天香語山命の下に、天降名手栗彥命亦名高倉下命と有るに、其高倉下命と申す所以は、丹後風土記伽佐郡高橋郷の文に、所以^レ號^レ高橋者、天香語山命、於^レ倉部山尾上^レ創^レ營神庫、以^レ收^レ藏種々神寶、設^レ長梯、以^レ爲^レ下到^レ其庫之料、故云^レ高梯と有るは更なり、神武天皇御紀高倉下の所に、予^レ叙^レ曰^レ詔靈、今當^レ置^レ汝庫裏と見えたるが

如く、高倉に因れる名なるを、又手栗彥命と申すも高倉孫の義なるに、神名帳に謂ゆる山城國綴喜郡棚倉孫神社、大月次新嘗と有るも、其同神に坐すなるに、高倉を棚倉とも轉し云へるを例と爲べし、幡は、記傳十五(七丁)に、纂疏に、幡猶^レ機也、夫女工之事以^レ織^レ爲^レ本、故取^レ以^レ爲^レ名也と有り、此意なる可し、但機具を指して云ふには非ず、織りたる物(絹布の類)を云ふなり、神功皇后御紀に千^レ高^レ高^レ高^レ、萬葉に、倭文幡之帶、和名抄に、綺加无波太など云ふ、是等皆織れる物を指して波太と云ふ例なり、萬葉十(三十丁)に、古織義之八多乎、此暮、衣縫而、君待吾乎、と有る、是も織りたる物を指して八多と云へり、然れば栲幡も栲布を云へる事、倭文布を倭文幡と云ふに准らへて知るべし、と有り、猶常陸風土記に、其所^レ織^レ服自成^レ衣裳、更無^レ裁縫、謂^レ之內幡と見え、天武天皇白鳳十年御紀、新羅より貢獻物の中に、霞幡と云ふ織物の有るも、紋有る繪の類なる可きなど、皆織りたる物を波多とは云るなり、然れども彼の天棚機姫神と申す如きは、織りたる物にては語を成さず、其機具を指して號けたる事と通ゆれば、相通はして心得に何てふ事かは有らむ、(但其説の如く、其の織れる物に因て波多の名は有るにて、機具を波多と云ふは其の末なる事云ふも更なり、偕此の栲幡は借字にて、栲布を云ふに非ざる由は、已に右に注せり)千千姫命と申すは、口訣に好織之稱と有るが如く、織^レ能^レ爲^レ給^レ謂^レなる可し、第一一書に、萬幡豐秋津姫命、第七一書に、天萬栲幡千千姫又栲幡千千姫など有りて、萬幡と云ひ天萬栲幡と云ひ千幡など申せるは、機數の多く盛なる由を以て號け奉る者と見えたり、其例は萬葉十(二十八丁)に、棚機之、五百機立而、織布之、と有るなど、共に織りたる絹布を云ふには非らず、機具を指して云ふと聞ゆれば、此も必然にて千千は上の栲幡の義にて、高機千々機姫命と申奉る

意味の御名なりけり、然るを記傳十五(七丁)に「秋津師の師は、書紀に千々姫と有ると同じ、其由は和名抄に、釋名云、穀其形穀々、視之如粟也、唐韻云、織繪文貌也、此間云之々良岐」と有る、織は他の字書に縮也と有り、然れば之々良岐は縮みたる貌にて、今世の縮布、縮緬などの如くなるを云ふなり、偕知々牟を志々牟など通はし云へば、書紀の千々と此師と同じくして、共に織らぎたるを云なり、然るは上代にも布帛の織らぎたるを、美好き物に爲ける故の御名なる可し、(取要)と注されたる、一應は尤もと聞ゆれども、其織も一種の物名なるが上に、幡を服と見ると機と見るとの違有れば、予が説とは合ざるなり、秋津の事は傳三十に云を合せ讀べきなり、(又云はく、萬は師説に、宜てふ言は物の足備はれるを云ふ、與呂豆、與呂比なども、此より別れたる言なりと有る、此に依て思ふに、此も數の萬の意には非で、不足ぬ事無く美麗しく織整たる布帛てふ意に萬幡とは云なり、)と云れき、然れども千と云ひ千々と云に對へたれば信ひ難し、)○妾は、賣登理氏と訓めり、即妻取の義なり、金澤本には麻岐多麻比氏と有り、即求給の義なれども、猶先の方然る可し、偕天忍穗耳尊の后神の御事を考ふるに、第六一書に、天忍穗根尊娶高皇產靈尊女子栲幡千々姫萬幡姫命、亦云、高皇產靈尊兒火之戶幡姫命而生兒天火明命、次生天津彥根火瓊々杵根尊と有る、古史徵に引て、栲幡千々姫命の下に、兒若くは女字を脱せり、)と有は然る事にて、栲幡千々姫命の御子に、同功に依て萬幡姫命と申すも御在し坐しけるなりけり、又其火之戶幡姫と申すは、栲幡千々姫命の亦名にて杼之利機姫命と申す義なるが、其御兒に千々姫命と申すは千々幡姫命の略にて、千々は織工を多く使はせ給ふ義なるにて唯に萬幡姫命と申し、千々姫命と申すは即ち其御女の御名にて、御祖神と其功を爲させ給ふ謂にぞ有りけらし、(但栲幡千々姫萬幡

姫命を、良海本には栲幡千々萬幡姫命と有りて、一神の御名と爲り、又火之戶幡姫兒千々姫命を、火之戶幡姫萬千々姫命と作て、兒を萬に誤れり、又金澤本には火之戶幡姫云々は無くして、栲幡千々姫兒千々姫命と有り、今は其異同に抱はらずして、官本に依て説を立る者なり、傳三十五に其説を詳かに爲べし、)又第七一書に、高皇產靈尊之女、天萬栲幡千々幡姫、一云、高皇產靈尊兒高幡姫兒玉依姫命、此神爲天忍骨命妃、生兒天杵火々置瀬尊と有る、此にては萬幡姫命は天萬栲幡千々幡姫命の一名と成れども、御母子共に同功の神にて渡らせ給へば其の隔有るべからず、偕右の玉依姫命はしも正しく天忍穗耳尊の后神にて渡らせ給ふ事、已に古史徵に説有て實に謂れたり、但此も織緝の事に就て御名に負せ給へるなり、次に勝速日命兒天大耳尊、此神娶丹鳥姫、生兒火瓊々杵尊と見えたる、此丹鳥姫命の御事は、御母の方か御女の方か何れとも難定きを、私記に仁久津と其訓を注されたるに就て、丹は瓊の借字にて鳥は奇の音の通へるにて、玉依姫命の御事と聞ゆるに依て、御女の方に定む可き心ちす、然るは其生み給へる天火明命を櫛玉饒速日命とも申す櫛玉は、其御祖命の瓊奇に取れるかと思しきを以てなり、偕玉依姫命を織緝の神と申奉る事は第一一書、下照媛命の歌に、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多迺、汗奈餓勢流、多磨迺彌素磨屢迺、阿奈陀磨波夜と詠れ、第六一書に、其於秀起浪穗之上起八尋殿而、手玉玲瓏織緝之少女者、是誰之子女耶と見え、又此を取て萬葉十(三十丁)七夕歌に、足玉母手珠母由良爾、織緝乎、君之御衣爾、織將堪可聞と詠めるなど、古は織緝、貴人の多く爲給ひし事にて、其時は殊に身の裝束を美麗しく爲し事にて、其手足の動くに隨ひて、手玉、足珠などの玲瓏くを無限く美好き事に爲つるから、玉依姫命と申す御在し坐すにぞ有りける、(又丹鳥姫命と申すも其義に見る可きなり、先

には和名抄織機具に、臥機、楊氏漢語鈔云、臥機久豆比岐、辨色立成說同と有る、其に因りて説くべく思ひしは甚非らざりけり、楮須と都と通ふ例は、出雲風土記に謂ゆる高志之都々乃三埼は、和名抄郡名に、能登國珠洲須々と有る是なり、寶劍出現章に、寸字を都太々々と訓めるを、遊仙窟には須太々々と訓めるなど、此例舉て枚へ難し、谷川翁説に、忍穂耳尊以レ稻稱之、栲幡姫以レ衣稱之、猶日神親新嘗織神衣之意、有以哉、と云はれたる、實に此翁ならぬ人の得しも思ひ寄るまじかりける名説なり、但栲幡姫と云ふは、母子の差有る事右に云へる如くなれども、其御女玉依姫命と爲ても、其意味に於て少も異ならざるなり、先には雄略天皇六年御紀に、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事と有るを、限無き美事なりと思ひしかども、其は古の常典にて、農と桑とを並勸め給ふ古道の本體に心著かざりし鹿き説にて有りしなりけり、楮四神出生章第十一書に所見たるが如く、天照太神始めて衣食の道を始めさせ御在し坐しより以降、專其事をのみ力めて物爲させ給へる、是天宮の大御政の太體なり、若くて天忍穂耳尊をしも天津日繼に定め奉らせ給へるが故に、稻穂を以て大御名に稱奉れる由、已に説けるが如し、今將其后神を號けて玉依姫命と稱奉れるも、其織紙の事に因りて負坐せる御名なれば、天皇皇后共に天下の農桑の根源を所知食し行はせ給ふ御事、實に天地と無窮き寶祚の御基になむ渡らせ給へりける、神宮の大御祭は神嘗と神衣との二有り、朝廷の大御政には大嘗祭有りて、僊服繒服を以て皇祖天神を祭らせ給ふ事、今云ふ限に非ずと雖も、天下の大道の存る所此に在る事なれば、忽卒に見奉り過す可き所には非ざるぞかし、(其は傳十二卷に云へる如く、今の業と云ふは農桑に限れる事にて、仁賢天皇八年御紀に、海内歸仁、民安其業と有りて、下に、五穀登衍、蠶麥善收と有る、此一事を以ても上

一人より下萬民に至る迄、唯農桑より外に重き大事は非ざるを思ふ可し、○天津彦々火瓊々杵尊は、次なる皇孫云々の下にて説き奉る可し、○皇祖は、次なる皇孫の字に對へて書れたりし者にて、其も皇子皇孫と云ふ次を以て用ひられたるに非ざれば、此も皇祖皇考と並べ申す例なるとは別にて、公式令皇祖義解に、謂不_レ及_ニ會高也、と有ると一に心得べからざるなり、其は神武天皇四年御紀に、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑿、光助朕躬、今諸虜已平、海内無事、可_レ以_ニ郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈時於鳥見山中、(中略)用祭皇祖天神焉と有る、此皇祖は天照太神高皇產靈尊等に渡らせ給ひて、會高よりは猶遠く御在し坐せども、此字を被_レ用たるを以て明らむ可き者なり、又孝德天皇三年御紀に、自始治國皇祖之時と有るも、上古の天皇を指して申せるなり、此にて大らかに用ひたると限りて用ひたるとの別を立て、心得べし、楮私記皇祖の下に御祖三乎也と有り、楮古書の例御祖と申すは、多くは女親のみ云ふ事なれども、傳八及び下に注するが如く、女には女祖命と書ける例有りて其義なるが、男に云ふは眞祖の如く聞ゆるを、又其のみに限らず、此の皇祖などの如きは、美は尊稱に用ふる常例なると同じかる可き事、中臣連遠祖、忌部遠祖又は某臣之遠祖也、某連等祖也と云ふ如きは、唯に意夜とのみ唱ふるを以て知るべし、(但同御紀に、我天祖彦火瓊々杵尊と有るは、皇會祖父に當らせ給へるを、唯に皇祖とは書され難き所なるが故なり、其次に皇祖皇考と有るは、彦火々出見尊葺不合尊を指すが爲に、姑く此例とは換へられたるなり、又齊明天皇御紀に、皇祖母尊に對へて皇孫建王と有なども、右と同じく皇祖皇考皇子皇孫と並ぶ例なるなり、) ○高皇產靈尊、此正書は唯此大神のみの御計らひなる趣なり、第一書は、悉に天照太神の御名のみを擧げられたり、第三書に至ては、天照太神高皇產

靈尊二所にて持別けて政ごたせ給ふ狀に書され、第四第六一書も、高皇產靈尊一柱にて物爲させ給ふ由なり、然りと雖も神武天皇御紀に、昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊舉_ニ此豐葦原瑞穗國_ニ而授_ニ我天祖彥火瓊杵尊_ニと有るは、此結と成る所なれば、其を前に及ぼして右の二大神相並ばし御在し坐して、御事議爲させ給ひし御旨を曉る可し、鬢華山蔭に、「此高皇產靈尊、上卷の首には略きて擧げずして、此に至りて始めて不意く出給へるは、如何なる山の神とか爲む、欲_レ立_ニ皇孫_ニ云々より以下の事共、皆此神に係りて最重く尊き神に坐ますを、初に略き給へる事返々謂無し、又皇祖と申す事、上の娶高の間に置かる可き事なるに、彼處には置かずして此處にしも置かれたるは、瓊々杵尊の御外祖父の義に取りて記されたりと聞えて是又甚如何なり、此神は神武天皇御紀に、我天神高皇產靈尊と見え、鳥見山中に祭場を構へて皇祖天神を祭り給ふなども見え、古語拾遺には、天照太神と二柱を皇天二祖とも申せる如くにて、古傳には此神を皇祖と申し皇統の祖神と仰ぎ奉り給ふ由なり、唯御外祖の意には非らず、遂欲_レ立_ニ皇孫_ニ云々などの事、御外祖の故のみにして能如此は有らむや、又御外祖の由ならむには、御名の美舉等に尊字を書かれたるも當らぬ事なるをや、と云はれしは實に然る説にぞ有りける、偕其天統の御事を御外祖の御方より立て申されし狀に係けて書き成されたるは、竊に心有りての事なる可きかと思ゆるかし、(其は用明天皇推古天皇の御母は、蘇我稻目大臣の子堅鹽媛なり、崇峻天皇の御母は同大臣女小姊君なり、其外戚の人等大臣の高位に升起、天下の大御政を恣に取行はれしを思ふに、推古天皇の大御世に撰ばれし狀、今の正書の如くにぞ有りけむ)古事記は其とは別にて、唯傳へたりし任に物爲られたるが故に、始に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗

耳命所_レ知國、言因賜而天降也と有る、此は天津日繼を授け奉らせ給ふ所なるが故に、佗神と更に議らせ給ふ迄も非ざる所なるが故に、天照太神より直に御事依の大命を傳へさせ給へる趣にて、此には第一一書右に同じ、其より其天神御子を天降し奉らせ給ふ神議に至りては、爾高御產巢日神天照太御神之命以云々、又は天照太御神高木神云々、と並擧げ奉れるなり、然して下に櫛八玉神の禱言に、於_ニ高天原_ニ者神產巢日御祖命之云々と所見たれば、此大神も係列はせ給へる事著明くなむ有りける、然るに此第二一書に、高皇產靈神、乃還_ニ遺_ニ二神_ニ、勅_ニ大已貴神_ニ曰、(中略)汝應_レ住天日隅宮者、今當_ニ供造_ニ云々と有る事を、出雲風土記には、櫛縫郡の文に、所_以號_ニ櫛縫_ニ者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量、千尋栲繩持而、(中略)所_レ造_ニ天下_ニ大神之宮造奉詔而云々と有るは、彼には神皇產靈尊の御名を漏され、此には高御魂命の御名を略き傳へたりし者なる事、次條に云ふを合せて曉る可きなり、然れば此御天降の事件は、天照太神の大御心に御在し坐して、萬機は高皇產靈、神皇產靈二大神の御計に在る事、申すも更なる者なり、但其中にも持別させ給ふ所有りて、高皇產靈尊は軍政の事を司り、神皇產靈尊は治國の事を主らせ給ふと思ふ由有りて、其事は下に注せり、然る時は拾遺に、皇天二祖と有る如きは僻事かと思ふに然らず、此二大神の御事は、高皇產靈尊とか神皇產靈尊とか、其事に當りて主と立て給ふ片方の一柱を以て書し奉る事、古書の例多くは然なれば、二神を合せて一柱に計ふる事も無しとは申す可からざるなり、(故に記傳三卷に、「偕此大御神は如此二柱坐すを、記中に其御事を記せるには、二柱並出で給へる所は無くして、或時は高御產巢日神、或時は神產巢日御祖命と、旁一柱のみ出給へる、其御名は異れども唯同神の如く聞えたり、抑如_レ此二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其

差の彷彿しきは、甚深き所以有る事にぞ有るべき、と云はれき、其は大嚴祭詞に、高天原神留坐須皇親神魯金神魯美之命以_氏、皇御孫之命乎天津高御座爾坐_氏、天津鹽乃鏡劍乎捧持賜天、言壽宜_志久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐_氏、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食止、言寄奉賜_比云々、大被詞に、高天原神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以_氏、八百萬神等乎神集々賜_比、神議々賜_比、我皇御孫之命被_比、豐葦原乃水穗之國乎、安國止平久知所食止、事依_志奉_比、と有を始めて、鎮火鎮魂、遷却崇神等詞も皆此意味なり、續紀第五詔に、高天原神留坐皇親神魯岐神魯美命、吾孫所知食國天下止與佐斯奉_志麻爾々々、第十四詔に、高天原神積坐皇親神魯岐神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、第十九詔に、高天原神積坐須、皇親神魯岐神魯彌命乃定賜來_比天日嗣高御座次乎、第二十三詔に、高天原神積坐皇親神魯弃神魯美命、吾孫知食國天下止事依奉乃任爾と所見たり、龜兆傳又宮主秘事口傳抄に、神魯岐(高皇產靈尊之謚)神魯美(天照太神之謚)と注せるは、右に謂ゆる皇天二祖の説に叶ひて聞ゆる状なれども、又然のみには非ざりけり、然るは出雲神賀詞に、此御事依の御事を、高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命、天下大八島國乎事避奉之時と有りて、其下に、是爾親神魯岐神魯美命宜_志云々と、其照應_比の文有るを以て思ふに、天統を授け奉らせ給へるは天照太神に渡らせ給へれども、凡ての大御政は、高皇產靈神皇產靈二大神の掟させ給へる事、右に已に注せるが如き所由有るを以てなり、且古語拾遺には高皇產靈神の下に、是皇親神留伎命、神皇產靈神の下に、是皇親神留彌命とも正しく注して有りける者をや、倭神魯と云ふは、字に抱はらず上_{カハク}有と心得べし、在らゆる諸神の上首に御在し坐_{カハク}す皇祖神と申し奉る義なれば、神祖の字允當れり、所以に記傳十三(八丁)に注されたるが如

く、出雲神賀詞に、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、出雲風土記には、熊野加夫呂乃命、長寬勘文に引ける初天地本紀には、其を加夫里支と有るは、大己貴神の御父神に渡らせ給ふが故なり、孝德天皇白雉元年御紀に、我親神祖之所知穴戸國中と有るは、仲哀天皇を指し奉らせ給へるが、此れも遠皇祖_{トホスラノミ}の義なり、仁明天皇御紀長歌に、賀美侶伎_能宿那毘古那と有るは、此神の御子孫としては無けれども、其も遠祖神の如く申成し奉れるにて、其子孫遠裔の方よりは、何れの神をも申して違へるには非ずと雖も、主張て神漏岐神漏美命と申奉るは、天地にも諸神にも遠祖神と御在し坐して、最も世中に高く貴く渡らせ給ふ右の二大神を限りて稱奉る御事になむ、(但祈年祭大御巫祭神詞の結文に、故皇吾陸神漏伎命神漏彌命、皇御孫命_能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉_志久_志宜と有るを、鈴屋翁説に、「此は皇祖神ならぬ神等も有れども、厚く尊み給ひて皆皇祖神として登り給ふ由なり、登と云ふ辭是なり、萬葉十四に、信濃なる千隈の川の細石も、君し蹈みてば玉と拾はむ、此玉との登に同じ、玉ならぬ石を玉として拾はむなり、是にて心得べし」と云はれ、又辭別伊勢_能坐云々の條に、故皇吾陸神漏伎神漏彌命云々、此は天照太御神は比賣神に坐せば、神漏彌なるを、神漏伎とも崇め奉り給ふ由なり、登と云へる上の八神の例の如し、と云はれたれども、右の登は其神を指し奉るには非ず、其祭を指し給へるにて、本文に、高天原_能神留坐皇陸神漏伎命神漏彌命以天社國社_能稱辭竟奉、と有る結文なる事を思落されたるなりけり、其は今此に祈年の御祭を行はせ給ふ事は、當今天皇の奉らせ給ふなれども、皇祖天神の御命に隨ひて物爲給ふ由なる事、祝詞講義に已に注せる如し、然して天照太神と二柱皇產靈神と共に、此天降の大御政に相豫らせ給ふ所由は、記傳十三(七丁)に、「天照太御神は表にして、高御產巢日神は裏なるが如くなり、然云ふ

故は、高御產巢日神は高天原を所知食す君主には坐まさせず、故裏なるが如し、天照太御神を高天原を所知食す君主に坐して、其天津日嗣を傳へて、御子命を天降奉り給はむと爲る時の詔命なれば、表なるが如し、然は有れども高御產巢日神は天地の初發なり、高天原に成坐して、世に所ある物も事も、生成は悉く此神の産靈の功德に依るが故に、今如此る詔命をも相並べて詔へり、然るを外家羽翼と様に説き成せるは、例の漢意をのみ思ひて吾皇神の道と思はざる者ぞ、又皇御孫命の遠皇祖と崇め奉り給ひ、又皇祖と稱奉り給ふも裏なるが如し、楮此神を皇御孫命の皇祖と申すをも、唯に外祖父に坐す故とのみ思ふも、産靈の義を知らざるなり、萬の物も事も此產生より成生れば、此神は皇御孫命の皇祖なるのみに非ず、萬姓萬物萬事の御祖に坐ますなり、天照太御神は然らず、唯皇御孫命の顯皇祖に坐なり、此差異を能く辨へ奉る可し、(取要)と有るは、實に見抜かれたる説なりけり、但此は傳二、二十八に注し奉る如く、顯宗天皇三年御紀に、月神著人、謂之曰、我祖高皇產靈尊、有預鑄造天地之功云々と有るが如く、天地は更なり、神も人も其産靈に資て成出づるは申すも更なる事にて、其神と人との上に成出づる事業の上に就ても、預て鑄造させ給ふ御力の加はらずしては、成就る事の難きが故なり、然れば此に御天降の御事を諸神に議らせ給ふ其諸神も、産靈を得て各持別て掌り給ふ御功坐すを、猶其上に皇産靈大神の御靈の預はりて、其神功を大に爲給ふ可き神隨の道此に在るが爲なりけり、唯に外祖の謂と云ふなどの如き淺々しき事には非ず、妙に奇しき所以有る御事になむ御在し坐しける、此天地を始立て給へりし大神に御在し坐させずは、天地と無窮き天津日繼を何でかも定め奉らせ給ふ御事を得てましやは、(是一事を以ても、我天神御子の天下に二無く至尊く御在し坐す御事を見奉り知るべきなり、然れば此

の天地の間に在りと有らゆる人民は、高きも卑しきも我天神御子に背き奉る時は、君臣の大義に於ては、本より天地に容る可らざる罪なる事は云ふも更なり、天地を始立て給へる産靈の御靈に外れ、天地を照臨給へる日神の御蔭に漏れ奉る者なり、豈其一身を能く終ふる事を得、又子孫に其幸福を傳ふる事を得てむや、○鍾憐愛は、舒明天皇元年御紀に、先朝鍾愛とも有り、此をば古くより、米具志登思須御心袁意伎氏と訓めり、然るに私記には、於支呂米久之止於毛布美已々呂乎安津女天と有る、其於支呂の言心得ず、若くは此上に在る特字に當れるにや、其は欽明天皇六年御紀に、造丈六佛、功德甚大と有る、甚大を意岐呂那理とも意富伊那理とも訓める甚大に當る言なる可くや、萬葉二十(二十五丁)に、波麻爾伊泥豆、海原見禮婆、之良奈美乃、夜弊乎流我字倍爾、安麻乎夫爾、波良々爾字伎豆、云々、會伎太久毛、於藝呂奈伎可毛、已伎婆久母、由多氣伎可母と有る、此對に寛然き事を云へれば、此は實に甚大の義に聞ゆれば、特字に然る訓の有りつらむかと思えたり、(字書に、曠幽深難見也と注せる、其本文は易に、探曠素隱と有り、凡て物は甚大なるに依りて幽深にして見え難き所有るが故に、曠字をば意岐呂とは訓めるなる可し、) 米具志は、仁德天皇十六年御紀に愛字を訓み、雄略天皇九年御紀に哀矜を訓み、字鏡集には優字を然訓めり、萬葉五(七丁)に、父母乎、美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆、米具斯宇都久志、十一(十九丁)に、愍久也君之、戀爾令死など有り、此言は目苦にて、其愛ほしと思ふに就ては、目に見るも苦しき狀なる可し、鍾字を意伎氏と訓むも、阿都米氏と訓むも字に泥みたるにて、古意なるまじく思ゆる事ながら、外に訓を得ざれば、本の任に意伎氏と訓みつ、(但阿都米氏と訓む時は、憐愛しと思ほし傳かせ給ふ御心の限を集めさせ給へる意にて、上の意岐呂の言に大に相叶へりと雖も、人の

奇らしきに驚くべければとて止めつ、○以崇養焉、私記に、加多豆比多之萬津利萬布と有り、此言は、崇神天皇前御紀に、謹慎^{カタチケヤフ}崇^{カタチケヤフ}重^{カタチケヤフ}神祇、欽明天皇二年御紀に、追崇^{カタチケヤフ}先世和親之好、敬順^{カタチケヤフ}天皇勅之詞、敏達天皇十三年御紀に、依佛^{カタチケヤフ}崇^{カタチケヤフ}敬^{カタチケヤフ}三尼、孝德天皇大化元年御紀に、崇^{カタチケヤフ}正^{カタチケヤフ}教^{カタチケヤフ}と有る類何れも崇字を加多知又は加多豆と訓まれたり、偕此を古語拾遺には天照大神高皇產靈尊崇^{カタチケヤフ}養皇孫と有りて、加志豆伎夜志那布と訓ませたり、其意をや得たりけむ、崇養者^{カシノキテヒク}冊立^{カシノキテヒク}日足之也と云へり、持統天皇十一年御紀の東宮大傅又東宮職員令の、傳字を加志豆伎と訓めるなどの義をも合せ見るべし、其言は伊勢物語(四十五段)に、「人の女の傳く争で此男に物云むと思ひけり、」源氏桐壺(十丁)に、「一人の御傳きを左右に引繕ひて、」又(三十丁)、「御中は甚宜からねど、得見過し給はで傳き給ふ、四君に配せ奉り劣らず持^マ傳きたるは、」帚木(三丁)に、「右大臣の勞り傳き給ふ住處は、」紅葉賀(十一丁)に、「熊と人居て傳き給ふと聞き給ふ云、」宮腹に一人齋き傳き給ふ、御心教甚此上無くて、」と有るを始めて甚多く、枕草子(一四丁)に、「上に侍らふ御猫は、冠賜りて云々、傳かせ給ふが端に出でたるを、」落窪(四丁)に、「此君を勞り傳き給ふ事限り無し、」など、養育つると一向に愛ると止事無き物に秘置くを云ふと聞ゆ、又少女(三十七丁)に、「舞習はしなどは里にて甚宜う仕立て傳きなど、親しう身に添ふべきは云々、」舞姫傳き下して妻戸の間に屏風など立て、千載雜上に、「五節奉られる時、辰日童下仕まで云々、」と有るは、舞姫の後見する人を云へるにて、右の東宮傳の例なめり、(言義は傍附にて、其齋く人の傍に附居て守居る意なる可し、崇字の訓と爲るは、其甚しく太切に爲る意味なるを以てなる可し、)○皇孫は、上の皇祖に對へて書かれたる字ならめども、皇子皇孫などの謂に非らざる事右に注せるが如し、然るは第一一書天忍穗

耳尊の御天降を云ふ所に、時天照太神勅曰、若然者方當降^レ吾兒^ニ矣、且將降^レ聞、皇孫已生と有るは、全く皇子皇孫の次序に因れるが如しと雖も、第二一書には、共同尊の御事を高皇產靈尊因勅曰、吾則起^レ樹天津神籬及天津磐境、當^レ爲^レ吾孫^ニ奉^レ齋矣、汝天兒屋命太玉命、(中略)亦爲^レ吾孫^ニ奉^レ齋焉、と有る孫字を美麻と訓みたり、共同並なる天照太神の勅には、吾兒と有るに對へて高皇產靈尊よりは吾孫と詔給ふ可けれども、其后神を其御女と見る時は、御婿は即ち御子に當れり、然る時は瓊々杵尊に皇孫と有るも、共に廣く御子孫の義に取るに非ざれば、外祖に坐して外孫の事を取擬はせ給ふとは聞え難きを、假使皇孫の義と見るとも其皇と指すは天照太神に當る可けれども、高皇產靈尊より係けて、皇某とは申すべきに非ざりける者なるをや、偕記傳十四(五十四丁)に、「孫は和名抄に兩雅云、子之子爲^レ孫、和名無萬古、一云^ニ比古、と有る中に、比古と云ふぞ正しかる可き、孫字古くは皆然訓めり、又曾孫を比々古と云ふも、比古の子と云ふ意なればなり、今俗に曾孫を比古と云ふは比々古の訛れるなり、偕孫を無萬古と有るは、馬梅などを後には牟萬牟米と云ふ例にて、本は字萬古なり、其は蕃息子にて、子等の又子等の次々に蕃息れる意の稱なり、是も古き稱とは聞ゆ(取要)、と有るが如く、神名式に、山城國綴喜郡棚倉孫神社、河内國大縣郡金山孫神社と有るなど其外にも多し、即ち比古と訓める例なり、下に云ふべし、然して美麻に孫字を被^レ用たるは、右の字萬古の略訓なりと雖も、義に於ては預らざる事にて、美麻は御身の義なり、然れば右の天忍穗耳尊を指して吾孫と有るは、吾兒と訓むべき事、傳十四卷に已に注せる天孫を、阿米美麻と訓める僻事にて、正しくは天神御子と訓み奉る可きが如し、續紀第五詔に、吾孫將食國天下止、十四詔に、吾孫乃將知食國天下止、二十三詔に、吾孫所知食國天下止、と有るは

此第一一書に天照太神の勅を載せたるに、豐葦原中國是吾兒可_レ王之地也と詔給へるを本として宣給ふ所なれば、其意を得て孫字に抱らず、阿賀美古と訓むべき所なるを知るべき者なり、然して御世々々の天皇等をも係けて皇御孫尊と申奉る御事、此に已に天忍穗耳尊に始まれる事、次に注し奉るを見て曉る可き者なり、(然れば古語拾遺に、天照太神高皇產靈神二神之孫、故曰皇孫、と有るは、皇子の次の皇孫の意に見られたるにて、本より已くよりの混なる事論を待たざるなり、平田翁の徵にも此事を云へり、又天孫本紀に、天照太神高皇產靈尊、相共所_レ生、故謂_二天孫、亦稱_二皇孫、矣、と有るなどは、其説に依りて注せる者にして、悉に信しからずなむ思ほゆる、但齊明天皇四年御紀に、皇孫建王と申すが有る、其は天智天皇の御子に坐して、天皇は其祖母に當らせ給ふ、故に皇祖母尊と申奉れ_レば、是は常の皇祖皇孫なり、然れども須賣美麻とは申すべきに非らず、皇祖母を美於夜と訓み奉るに對へて、皇孫をば美比古と訓むべくして、此とは別なり、(子孫の孫に非ざる證は、大殿祭詞に、皇我宇都御子皇御孫之命と續けて、此皇我宇都御子は天照太神の珍御子と詔給ひて、唯に皇子の謂なるに、其御上を指しては皇御孫之命と稱奉らせ給ふ、是皇孫と申す事には非ざる謂にて、本より天忍穗耳尊に渡らせ給ふ御事申すも更なり、其外大祓詞を始として古き祝詞などに、神漏岐神漏美命以て天下を授け奉らせ給へるは皆右と同じき事、能く其事實に合せて思ふ可き者なり、備美麻は、奏御_ト儀に、御體(詞云_二於保美麻)御_ト供奉(禮留事申給奉_レ共、四時祭式に、_ト御體(辭曰_二於保美麻)など有る於保美麻は、大御身_トと申奉る意なる是なり、此須賣美麻は皇御身と申す義にて、天下國土を統御し坐す御身と申奉れる稱號是なり、但垂仁天皇二十五年御紀なる倭大神の御言に、太初之時期曰、天照太神悉治_二天原、皇御孫尊專治_二葦原中國

之八十魂神、我親治_二大地官、者、言已訖焉、然先皇御開城天皇、雖_レ祭_二祀神祇、微細未_レ探_二其源根、以_レ粗留_二於枝葉、故其天皇短命也、是以汝御孫尊、悔_二先皇之不_レ反而慎祭則、汝尊壽命延長、復天下太平矣と有る始に、皇御孫尊と有るは、例のなれば疑ふに及ばず、中に汝御孫尊は、汝字を省く時は、唯に御孫尊と云ふに成りて、天神の御孫の謂を以て、孫は例の宇萬古の方なるに似たりと雖も然らず、此は下に汝_尊と有ると同じ義にて、汝御身尊と申し奉らせ給へるなれば、右に云へる事共と相違はず、然るに續紀天平十五年の下に、五月癸卯、宴_二群臣於内裏、皇太子親備_二五節、云々、因御製歌曰、と有る太上天皇大御歌三首の中に、阿麻豆可未、美麻乃彌已止乃、登理母知氏、許能等與美岐遠、伊可多氏未都流、と有るを、詔詞解に、初二の御句は天神之御孫命にて、天皇をして申給ふ、と有るにて、予が説此に盡たるが如し、然るに其一に、可未可良斯、多布度久安流羅之、と有る御句を見奉れば、直に天皇を指して天神と申奉らせ給へるなり、然れば此も美麻乃彌已止は右の御身尊にて、當世天皇の御上を指し奉りて、天神の身實にて渡らせ給ふと譽稱奉らせ給へるなりけり、此を以て天孫は天神御子と申す事にて、其の御統脈を立て申す稱なり、皇孫と申すは皇御身と申す稱にて、天下を統御す御尊職に係て崇め申せるにて、唯に天皇尊と常に稱奉ると同じ義なる由を明らかめ奉る可き者になむ有りける、(必其孫字に泥む可きに非ず、唯宇萬古と云ふ略音を借用られたる者と知るべし、若し皇子皇孫の孫ならむには、宇萬古と云ひ比古と云ふ子の言を主と爲るなれば、俗稱の如く須賣美麻古と云すしては言足はず、然れども常陸風土記には、正しく珠賣美萬命と書して、上古より須賣美麻と唱來れる者を如何とか云ひてまし)故に高天原より天降らせ御在し坐して、初國所知食し_レ瓊々杵尊より始奉りて、天皇尊と申す尊

號なむ御在し坐させ給ひける、孝德天皇大化三年御紀に、與天地之初國臨之國也、自始治國皇祖之時、と有る皇祖は本よりの事にて、續紀第一詔に、高天原事始而、遠天皇祖御世々々中今至爾、天皇御子之阿禮坐、彌繼々爾大八島國所知次止、云々、第十四詔に、高天原神積坐、(中略)吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世々々聞看來食國、天川日嗣云々、第二十三詔に、吾孫知食國天下止事依奉乃任爾、遠皇祖御世始、天皇御世御世聞看來、天日嗣高御座乃業止奈母云々と有るは、當今の天皇に對へ奉りて遠天皇と申奉れるにて、瓊々杵尊を申奉れるなり、然して其尊を指して正しく天皇と稱奉りし事は、古事記御天降段大山津見神の言に、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐と有りて、其結に、故是以至子今、天皇命等之御壽不長也と有る、其至子今と有るを以て、已に其時より天皇と稱奉りし事灼然きを、猶其御事に就て、記傳十六(三十六丁)に引かれたる右の第四詔に、高天原與利天降坐、天皇御世乎始而、中今爾至爾、天皇御世々々天日嗣高御座坐而、第六詔に、高天原由天降坐之天皇御世始而云々、第十三詔に、高天原由天降坐之天皇御世始云々と見え、明文抄に載せたる大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也と有るなどは、正しく瓊々杵尊を天皇と當昔已に稱へ奉りし事、論を待たずして明らかなる者なり、然して萬葉十八(二十丁)、賀陸國出金詔書歌に、葦原能、美豆保國乎、安麻久太利、之良志賣之家流、須賣呂伎能、神乃美許等能、御世可佐禰、天乃日嗣等、之良志久流、伎美能御代々々、之伎麻世流、四方國爾波、云々と有る須賣呂伎も、右の例共と同じく、瓊々杵尊を指し申せるなり、上件に云へる如く、皇御孫尊は皇御身尊と申奉る義、天皇と申奉る須賣は統るなり、良は助辭にて有の義なり、皇有尊の意、須賣呂伎は皇有君の義なるにて、皇御孫尊と申し奉る相も異らず、何れも天下を統御す玉體を指して尊み奉る稱號なる者なりかし、偕其須賣と云ふ義は傳二十七卷に注せるを、此にも少か云はむには、神樂歌幣に須賀美乃と有りて、須賣と須倍と通ふ言なり、賀茂翁説に「皇は統と云ふ言にて、天を統知坐すを皇太御神、國を統知坐すを皇大君と申す尊み言なり、」(下略)と云はれたる、實に謂れたり、雄略天皇二十三年御紀に、領制吾國、天皇と有る領制を、須倍袁佐米給布と訓めるにて、天皇と申奉る義をば悉に盡せる者なるをや、且又天武天皇十二年御紀に統領をも訓めり、又職員令、左大臣一人の下に統理衆務と有る統理を、須倍袁佐卒と訓み、内膳司奉膳二人の下に惣知御膳と有るを、須倍志流と訓み、天武天皇十四年御紀に、周芳惣令所を、須夫流袁佐能母登、持統天皇三年御紀に、伊豫惣領を須倍袁佐と訓み、大同類聚方に其を醫豫惣領と有りて、延長本に須武流都可佐と作り、又醫之須武流都可佐とも有り、又常陸風土記にも、惣領坂東以東之國、又惣領高田臣なども見えたる、須倍又須武流などの言有るも其と同じきを以て、須米良と申すは天下を統御し給ふ義なる事を明らむ可き者なりかし、(鈴屋翁は、須賣と申す御號は、神をも尊みて何れの神にも皇神と申すを思へば、本は唯尊む言なる可し、然るを誰も統る意と心得て、師も國を統知坐す由に云はれたれども熟思ふに、統る意とは聞えず、唯尊む言にて、言義は別に在るべし、と大被詞後釋に云はれたれども、本其統る意なるが、尊む稱なるより及して、何れの神にも然稱へ申す事と成れる者と見むに、何でふ害かは有らむ、此は偶思漏されし説とぞ見えたる。)○天津彦彦火瓊杵尊、良海本には天津彦彦火瓊々杵尊に作て、彦彦火と彦彦火との差有り、第四一書には、天津彦彦火瓊瓊杵尊と有る、其を良海本には、天彦國光彦彦火瓊々杵尊と作り、第六一書には、

天津彦根火瓊々杵根尊と有りて、下に、故稱_二此神_一曰_二天國饒石彦火瓊々杵尊_一と見え、第七一書には、天之杵火火置瀬尊又火瓊々杵尊又天杵瀬尊と三御名を擧げ、第八一書には、天饒石國饒石天津彦火瓊々杵尊と見え、神武天皇御紀には彦火瓊々杵尊と有りて、詳にも略きても載せられたり、古事記には、天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命と載せられたり、名義は上を天津彦と句を切り、下を彦火瓊瓊杵尊と續けて讀み奉る可し、然るは正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊を、古語拾遺に吾勝尊と略き申せる例有り、此の大御名を同書に唯に天津彦尊と書して、勝々とも彦々とも續け云ふべき語の状ならざればなり、若くて天津彦と申し奉るは、唯に天神御子と稱へ奉る意にて、御名の上に冠ふらせ奉れるなり、古事記には、三御代の天皇尊共に天津日高と冠ふらせ奉れるも、此と同じ意味なり、(口訣に、天津者尊稱、生_二天上_一始降臨也、彦々者略_二天津彦國光彦之號_一乎、見_二下第四一書_一、于_レ爰彦々以讀_二比古_一、と有れども、彦彦と續くるは非なり、又彦々を合せて比古の一言に訓むも然らず、彦火瓊々杵尊は右に引ける如く、神武天皇御紀に見え、古事記にも、日子番能邇々藝命と有り、此の彦は下を續けるにて、言の下に某彦と云ふを、倒反して彦某と云ふ例にて男神の謂なり、火は穗なるが、良海本に彦彦火とは無くして彦火と有るは、彦々火と有るを譌れるか、然れども何れの所なるも然るを思へば、彦穗穗の義なる可し、記傳十五(五丁)に、「穗之丹饒君にて、稻穗に因れる御名なり、丹とは稻の赤熟めるを云ふ云々、此御名の番を始として、次々の神等の御名書紀には皆火と作れども、火照命火須勢理命火遠理命三柱の餘は、火に由縁無ければ皆借字なり、此記に、火遠理命亦名天津日高日子穗々手見命と有る、火遠理は火に因れる御名、穗々手見は火に因れる御名に非ざるが故に、同じ續きなれども字を易て穗々と作

り、此にて餘も火は借字なる事を曉る可し、と有るに意を得て、火の稻穗なる事を曉り、是即大御父天忍穗耳尊より繼て、天津日嗣所知食す由の大御名なる事を明らむるの階梯なる者なり、第二一書に、天照太神勅曰、以_二吾高天原所_レ御齋庭之穗_一、亦當_二御於吾兒_一と有るは更なり、其天降り御在し坐し著かせ給へる所を高千穗峯と云ふなど、即此大御名の火は稻穗なる所以是なり、瓊々は好字を用ひられたるのみにして、右に云はれし如く、丹饒なる可し、四神出生章第十一一書に、即以_二其稻種_一始殖_二于天狹田及長田_一、其秋垂穎八握莫々然甚快也、と有る其秋は、傳十七、廿四に注せるが如く、稻穗の赤熟む時の稱なれば、此の穗丹の言に實に合ひ、垂穎八握莫々然甚快也と云ふ事は、此の饒の言に當り、其稻穗を天津日嗣として、天津高御座に御在し坐して千秋の長五百秋に聞食させ給ふ故に、君とは申奉るなりけり、(記傳に又云はく、「藝は加比の約りたるにて、饒穎の意にても有るべし、と云はれたれども、叢陸しきに過ぐるにや有らむ、穗之丹饒君にて事は足りぬ可き事なりかし、因云、此の火は穗なるに就て思ふに、第六一書に謂ゆる此御兄天火明命も、決く天穗熟命にて、其は天津日嗣などの御事には非ざれども、稻穗に因れる事著明き者なりけり、其は丹後風土記に、其初に天火明神の御天降の事を書して、次に、天道日女命云々、以定_二永田陸田_一而悉殖焉、則秋垂穎八握莫々然甚快也、云々、と有るは、全く右に引る一書と同じ趣なるに相照して、其謂を曉る可し、) ○天津彦國光彦火瓊々杵尊の御名第四一書に所見たり、其國光彦は第八一書に天照國照彦火明命、又天孫本紀に天照國照彦天火明櫛玉饒速日命と云ふ神名の御在し坐すに等しく、實に其御光の國土を照させ給ふ計に、光儀の置しく御在し坐しけるが故なめり、然るは傳廿八に注せるが如く、彼の幸魂奇魂神を、神光照_二海忽然有_二浮來者_一と書され、